

平成 21 年度
包括外部監査結果報告書

平成 22 年 3 月

秋田県包括外部監査人
公認会計士 青山 伸一

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。

公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理は不明確な場合もある。

2. 報告書の数値の出所

報告書の数値等の資料は、原則全て出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 報告書の写真の出所

報告書内で掲載している写真は、原則監査チームによって撮影されたものを使用している。なお、監査チーム以外の写真等の資料を利用した場合も含めて、写真の出所は明示している。

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 外部監査対象期間	1
4 外部監査の実施期間	1
5 監査対象部署	1
6 事件を選定した理由	1
7 外部監査の実施体制	3
8 利害関係	3
第 2 外部監査の方法	4
I 監査の視点	4
1 「制度の導入計画の検討」における監査の視点	4
2 「条例の整備」における監査の視点	5
3 「指定管理者の選定」における監査の視点	5
4 「協定書の締結」における監査の視点	6
5 「業務の実施」における監査の視点	7
6 外郭団体との関係について	8
II 主な監査手続	9
1 概要の把握	9
2 今までの見直し状況及び今後の見直し案の確認	9
3 監査の対象とする「公の施設」の選定	9
4 関連資料の精査と現地調査	9
5 報告書のとりまとめ	10
第 3 外部監査対象の概要	13
I 指定管理者制度について	13
1 指定管理者制度とは何か	13
2 公の施設とは何か	13
3 指定管理者制度が創設される以前との違い	13
4 指定管理者制度導入の経緯と導入時期	14
5 指定管理者制度が導入された意義	15
II 秋田県における指定管理者制度導入への取り組み	17
1 「指定管理者制度導入に係る基本方針」の策定	17
2 導入計画について	17
3 具体的な移行スケジュールについて	19
4 条例の整備について	20
5 指定管理者の指定期間、選定方法の決定について	20
6 協定の締結	23

Ⅲ 秋田県における指定管理者制度の導入状況	24
1 指定管理者制度導入率について	24
2 指定管理者の分類	26
(別紙1) 平成20年度の公の施設の管理状況	28
 第4 外部監査の結論－総括－	 34
1 2つの目的のバランスについて	34
2 厳しい財政下において自治体を実施すべきこと（施設ごとの差別化の必要性）	35
3 指定管理者制度の目的（再考）	37
4 （参考）他の自治体の状況（過去の包括外部監査のレビューから）	38
5 目的達成のためのツール（施設ごとに差別化を行うために財務諸表の活用）	39
 第5 外部監査の結論－論点別－	 41
I 指定管理料について	41
1 指定管理料低減の問題	41
2 債務負担行為の設定時期の問題	46
3 債務負担行為の設定額の問題	47
4 指定管理料の精算等について	47
5 5年間の指定管理料の固定	49
6 実態に沿ったコスト情報の提供の指導	49
 II 施設サービスについて	 52
1 施設ごとの実績	52
2 施設サービスに関する意見	54
 III 直営施設について（直営であることの妥当性）	 56
1 カテゴリー毎の監査意見	56
2 事例分析（大館少年自然の家）	64
 IV 指定管理者の選定について	 71
1 パッケージ公募について（グルーピングの妥当性）	71
2 公募、非公募について	72
3 指定管理者選定における競争性の確保について	74
 V その他	 78
1 指定管理者が購入した備品の所有権	78
2 小破修繕費用の取扱いについて	79
3 モニタリングの実施状況	80

第 6	外部監査の結論－施設別－	81
1	県営住宅	81
2	北部老人福祉総合エリア	90
3	中央地区老人福祉総合エリア	98
4	南部老人福祉総合エリア	107
5	高清水園、阿桜園	115
6	総合生活文化会館	123
7	県民会館（生涯学習センター分館含む）	135
8	北部男女共同参画センター	146
9	南部男女共同参画センター	152
10	森林学習交流館	159
11	ふるさと村施設（近代美術館を除く）	172
12	男鹿水族館	182
13	自然体験活動センター	190
14	体育施設（向浜スポーツゾーン）	196
第 7	外部監査の結論－秋田県総合公社と指定管理者制度について－	211
1	財団法人秋田県総合公社の沿革と現状	211
2	総合公社の収支状況の分析	217
3	指定管理者制度との関係における総合公社のあるべき姿	220
4	収支報告の問題点	223
	（別紙 1） 平成 21 年度外部監査 監査の結果及び意見一覧	225
	（別紙 2） 現場訪問に先立って入手したチェックシートひな型	241

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

「指定管理者制度の運用状況について」

3 外部監査対象期間

平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要に応じて他の年度も含む。

4 外部監査の実施期間

平成 21 年 6 月 22 日から平成 22 年 3 月 12 日まで

5 監査対象部署

平成 20 年度において、指定管理者制度を導入している施設を所管する全ての部等を監査の対象とした。

6 事件を選定した理由

平成 15 年の地方自治法の改正により、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体」に公の施設の管理を代行させる指定管理者制度が創設された。秋田県においては、指定管理者制度導入計画を進めた上で、従来、外部委託していた施設等の大部分が平成 18 年 4 月から指定管理者制度へ移行している。

【表 1】平成 18 年 4 月時点の秋田県の公の施設の状況

項目	施設数
平成 18 年 4 月から指定管理者制度へ移行した施設	84
平成 18 年 4 月以前からすでに指定管理者制度が導入されていた施設	3
平成 18 年 4 月時点で直営の施設 (その内、その後指定管理者制度を導入した施設)	47 (10)
合計 平成 18 年 4 月時点の秋田県の公の施設数	134

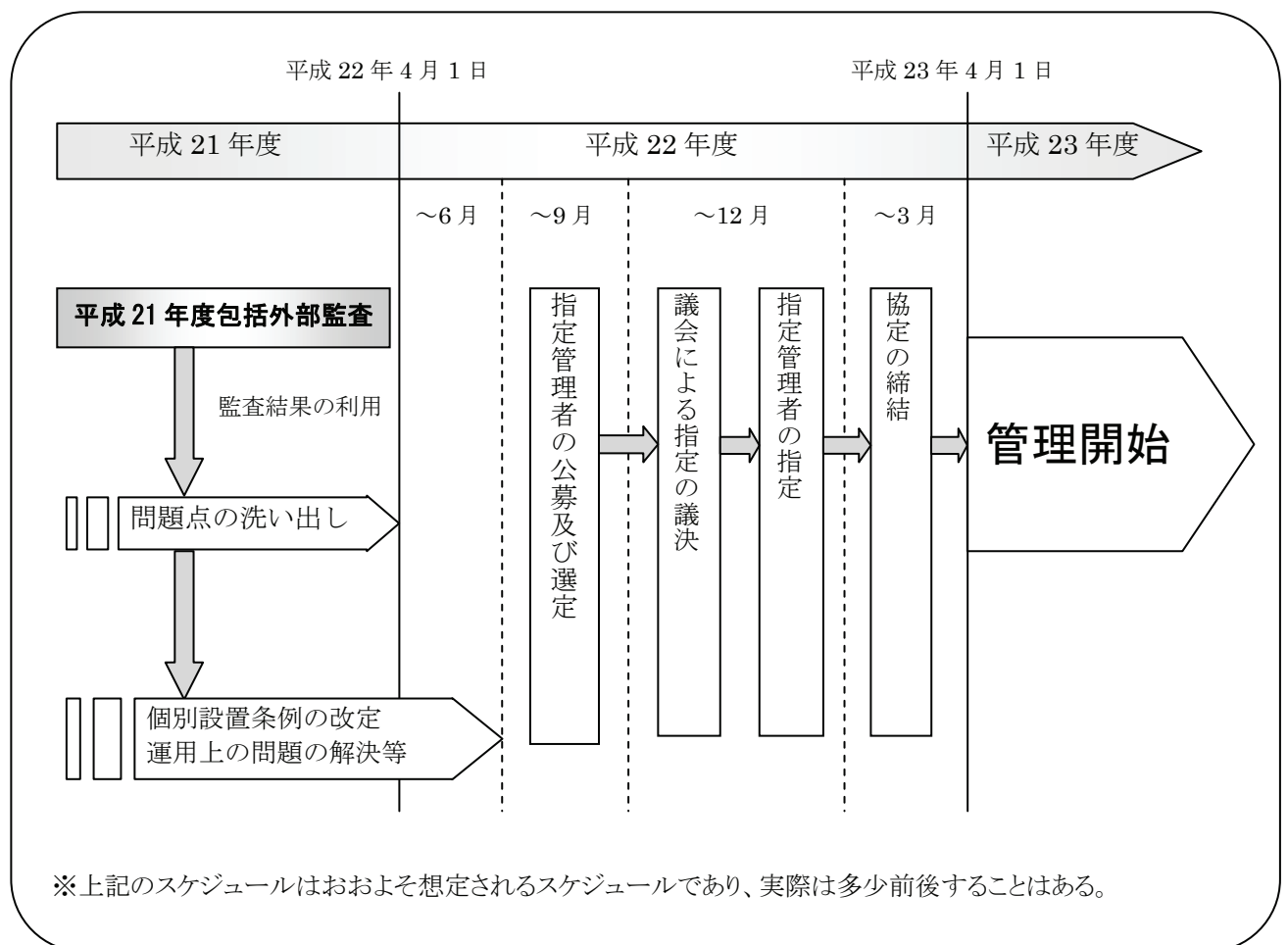
出所)秋田県作成のデータに基づいて監査人が作成

第1 包括外部監査の概要

平成18年4月以前から指定管理者制度が導入されていた施設も含めて、これらの施設は制度導入から3年以上が経過しており、今後運用上の問題点を検証する必要がある。指定管理者制度の主な目的は、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用することにより**住民サービスの向上**を図るとともに、**管理運営費の縮減等**を図ることであるが、運用上の問題点を明らかにした上で解決しなければ指定管理者制度の目的が十分に果たされないことになる。

また、秋田県においては基本的に指定期間を5年としているので、平成18年に導入した施設は平成22年度から更新手続きが開始される。よって、平成21年度中には指定管理者制度に係る運用上の問題点を洗い出し、さらには制度そのものを再整備しておく必要がある。

平成18年4月に指定管理者制度が導入された施設(指定期間が平成18年4月～平成23年3月)の今後想定されるスケジュールは以下のとおりである。



以上から、まさに平成21年度の包括外部監査の事件(テーマ)として指定管理者制度の運用状況について検討することは有意義であると判断し事件(テーマ)として選択した。

7 外部監査の実施体制

包括外部監査人	公認会計士	青山 伸一
包括外部監査人の事務を補助したもの	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	作本 遠
	公認会計士	加藤 聡
	公認会計士	白山 真一

8 利害関係

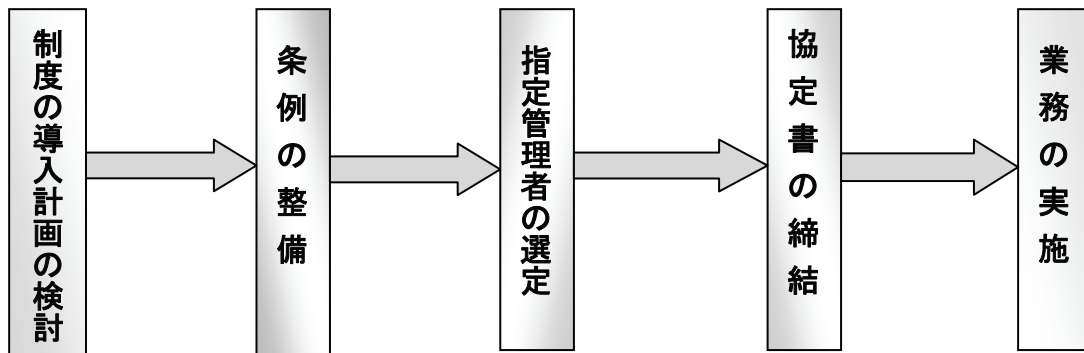
外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※ 秋田県では内規において連続して 3 回以上同一の監査人と包括外部監査契約を締結できない。よって、平成 21 年度で監査人は変更となるが、今まで提示した監査の結論が秋田県の事務運営の合理化さらには秋田県民の生活の向上につながることを期待する。

第2 外部監査の方法

I 監査の視点

平成18年度の指定管理者制度の本格的導入に向けて、秋田県が実施した主な作業スケジュールは次のとおりである。



この移行スケジュールに沿って、監査の視点を以下のとおり整理した。

1 「制度の導入計画の検討」における監査の視点

指定管理者制度の導入計画が妥当であったかについて確認する。具体的には以下のとおりである。

(1) 公の施設としての必要性

指定管理者制度へ移行する前に、施設ごとに廃止又は譲渡の可能性を十分に検討しているかについて確認する。

【特に秋田県において注意すべき視点】

秋田県の場合、にかほ市、由利本荘市、男鹿市、八峰町など、市町村が指定管理者となっている施設がある。市町村が指定管理者となっている背景を確認した上で、そもそも市町村を指定管理者とするのではなく、市町村への譲渡、貸与等の可能性はないか確認する。

(2) 直営施設について

指定管理者制度の導入に当たって、指定管理者制度を導入せず直営としている施設についてその理由を確認する。

【特に秋田県の場合に注意すべき視点】

秋田県の場合、指定管理者制度が導入された平成18年4月時点で、134の公の施設の内47が直営施設となっている。これら直営施設の内、従来より直営であった施設については十分に指定管理者制度への移行の可能性を検討したかどうかを確認する。また、従来管理委託制度であった施設については直営に移行した理由を確認する。

2 「条例の整備」における監査の視点

条例の整備状況を確認する。具体的には、指定管理者制度導入施設について、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項が適切に施設の設置条例に記載されているかどうかを確認する。

3 「指定管理者の選定」における監査の視点

指定管理者の選定手続きが妥当なものであったかについて確認する。具体的には以下のとおりである。

(1) パッケージ公募(グルーピング)について

指定管理者を公募する場合、複数の施設の管理を一括して行わせる公募(いわゆるパッケージ公募)も可能となっている。この場合、地域性や業務の効率性等を十分に考慮してパッケージ公募の対象範囲や内容を決定しているかどうかを確認する。

(2) 公募、非公募の使い分けの妥当性

指定管理者を募集する場合には公募が原則であることより、非公募で選定された施設についてはその理由を確認する。

また、公募を行っている場合にも公募期間が短いなどの理由で実質的に非公募と同様に競争原理が働いていない施設はないか確認する。これについては、1 者しか応募がなかった施設や 1 者も応募がなかった施設の分析などの方法も含め総合的に考察する。

【特に秋田県において注意すべき視点】

秋田県の場合、田沢湖スキー場及び男鹿水族館の2施設以外の全ての指定管理者導入施設において、指定管理者の募集にあたって、応募条件を「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」又は「県内に事務所を有する法人その他の団体」に限定している。これら応募条件を限定している施設について、本当に限定することに合理性があるかどうかを確認する。

(3) 指定管理者選定委員会について

選定委員の構成が、選定の公平性・透明性確保のために適切な構成となっているかどうかを確認する。具体的には、選定委員に占める外部委員の比率や、選定委員に県職員のOBが含まれていないかについて確認する。また、選定委員会の議事録等のレビューによって、選定委員会で十分な審議の上指定管理者が決定されているか確認する。

(4) 審査基準について

審査基準の内容を確認することによって、その審査項目や配点が妥当であるか確認する。

4 「協定書の締結」における監査の視点

(1) 協定書の記載内容について

指定管理者の指定後に締結される「基本協定書」及び指定期間中の各年度に締結される「年度協定書」の内容を吟味して「管理の業務に関する事項」「県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項」「管理運営の細目事項など管理業務の実施に当たり必要な事項」¹などの記載内容に漏れがなく適切なものであるかを確認する。また、協定書の締結日が適切な日付となっているか確認する。

(2) 指定管理料、利用料金について

指定管理料が適正に算定されているかどうかを確認する。また、料金収入を伴わない施設の場合「指定管理料のみ」であるが、料金収入を伴う施設の場合「指定管理料のみ」「指定管理料と利用料金制度²の併用」及び「完全利用料金制度」の3種類の方法の中から最適な方法を選択しなければならない。よって、料金収入を伴う施設については、それぞれの施設において採用された方法の妥当性を確認する。

【特に秋田県の場合に注意すべき視点】

秋田県の場合、指定管理者制度が本格的に導入された以前の平成17年度の管理委託料と比べ、平成20年度の指定管理料は17%以上減少していることが大きな特徴となっている。このことは、費用の削減の面では効果があったと考えられる。しかしながら、本監査においては、費用の削減効果だけではなく、指定管理者料が削減された背景や制度上の問題、さらにはサービスに与える影響等に関して総合的に検討する必要がある。

¹ 秋田県が策定した「指定管理者制度導入に係る基本方針」(平成17年3月17日策定 平成19年2月21日一部改正)中に協定記載事項(例)及び協定書のひな型がある。

² 利用料金制度とは、公の施設の業務運営に伴って発生する料金収入を、その施設の指定管理者の収入として収受させる制度である。

5 「業務の実施」における監査の視点

(1) 業務計画書、月例報告書及び業務報告書について

協定書の規程に基づいて、指定管理者が業務計画書、月例報告書及び業務報告書を適時に提出しているかどうかを確認すると同時にその内容も確認する。

(2) 収支の状況について

指定管理者が提出する事業報告書には、指定管理業務に関する収支の状況も含まれる。この収支の内容を確認する。収入については、指定管理料の他に利用料金収入やその他収入があるが、それぞれの内容を確認することによりその金額の妥当性を検証する。一方、支出は指定管理業務を実施する上で発生する費用であるが、それぞれの費用の内容に加え経年比較等によって費用の削減効果が図られているかどうかについて確認する。なお、収支の状況については、上述した指定管理料の問題と一体で検討する必要がある。

特に注意すべき監査の視点は以下のとおりである。

収支差額が多額となっている場合



考えられる問題点

- ・指定管理料が過大となっている。
- ・要求される指定管理業務を実施していない。

収支差額がゼロである。



考えられる問題点

- ・実際は赤字であるが、虚偽の報告をしている。
- ・年度末近くに消耗品等を購入することにより、収支を調整している。

【特に秋田県において注意すべき視点】

収支については、指定管理料を決定する当初の段階では想定できない突発的な支出をどのように処理するかの問題がある。秋田県においては、年度末のほぼ収支が確定した段階で、例年以上の大雪によって多額の除雪費が発生する場合などがある。また、平成21年度においては、指定管理料設定の段階では想定できなかったインフルエンザ対策の費用もこのような突発的に発生する支出の一例である。このような支出に対して、各指定管理者がどのように対応しているかを確認すると同時に、本監査においては、指定管理料の問題も含めあるべき対処方法について考察する。

(3) サービスの向上について

事業報告書の内容や本格的に指定管理者制度を導入した平成 18 年度以降の利用者や利用料金の推移を確認するなどにより、指定管理者制度導入以降サービスの向上が図られているかどうかについて確認する。

【特に秋田県の場合に注意すべき視点】

前述したとおり、秋田県の場合、指定管理者制度が本格的に導入された平成 18 年度と比べ、平成 20 年度の指定管理料は 6.7%減少している。このことが、サービスにどのような影響を与えているかについては、現地視察によって慎重に確認する必要がある。その結果を受けて、サービスに与える影響と指定管理料の削減とを総合的に検討して意見を述べる必要がある。

(4) 日常業務について

指定管理者が、指定管理業務の遂行のために必要な備品等を適切に管理しているかどうかについて、管理台帳と現物との突合などの方法によって確認する。

また、料金収入などによって発生した現金の管理等が適切に行われているかどうかを確認する。その他の日常業務についても現場視察等によって確認する。

(5) 再委託について

指定管理者からの重要な再委託があれば、その内容を確認することによって、たとえば随意契約の中に入札を実施すべきものがないかを確認する。

6 外郭団体との関係について

指定管理者制度の導入により、従来公の施設の管理運営を受託してきた外郭団体は民間事業者との競争原理にさらされ、場合によっては指定管理者の指定を受けることができない場合も生じる。

本監査においては、平成 20 年度において 13 の公の施設の指定管理者となっている財団法人秋田県総合公社を事例として、指定管理者制度における秋田県と外郭団体との関係について考察する。

Ⅱ 主な監査手続

1 概要の把握

まず、秋田県のウェブサイトや指定管理者制度を所管している秋田県知事公室総務課から資料を入手すると同時に、秋田県知事公室総務課から意見聴取することによって、秋田県における指定管理者制度の導入状況の概要を把握した。主な入手資料は以下のとおりである。

- 『指定管理者制度導入に係る基本方針』(平成 17 年 3 月 17 日策定、平成 19 年 2 月 21 日一部改定、秋田県知事公室総務課)
- 『秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例』(平成 17 年 3 月 18 日秋田県条例第 3 号)
- 『〇〇施設の管理に関する基本協定書』ひな型
- 『〇〇施設の管理に関する年度協定書』ひな型
- 『公の施設一覧(平成 21 年 4 月 1 日現在)』
- 平成 20 年度知事公室総務課で実施した施設における『モニタリングチェックリスト』

2 今までの見直し状況及び今後の見直し案の確認

秋田県では、平成 18 年度に指定管理者制度を導入した施設のほとんどが指定期間を 5 年間に設定しているため、平成 22 年度には更新のための手続きを開始する必要がある。秋田県は、この更新手続きの中でこれまでに表面化した課題を整理した上で見直しを実施しようとしている。また、今回の包括外部監査も課題を整理するための手段の 1 つと位置づけられる。よって、本監査においては、秋田県がこれまでに実施してきた見直しの状況と今後の見直し案について確認した。

3 監査の対象とする「公の施設」の選定

1. 2. の理解を踏まえ、今回の監査の対象とする施設を選定した。選定の基準としては、秋田県からの拠出を伴わない完全利用料金制を導入している施設は原則として除くこととし、さらに地域性や所管課のバランスを考慮して選定した。また、本監査においては、すべての直営施設について指定管理者制度を導入せず直営としている理由を確認した。

4 関連資料の精査と現地調査

3.によって選定した施設に関連する条例、協定書(基本、年度)、その他関連書類を入手した上で内容を精査した。また、当該施設を所管する部署からの意見聴取を行い、指定管理者制度導入の概要を確認した。さらに、選定したすべての指定管理者制度導入施設の現地調査を実施し管理の実態を確認した。

5 報告書のとりまとめ

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

なお、直営施設については、【表 2】にある平成 21 年度現在の全ての直営施設についてその妥当性を検討した。また、指定管理者制度導入施設については、【表 3】の施設を監査の対象とした。この結果、監査の対象とした「公の施設」は、直営施設が 36 施設、指定管理者制度導入施設が 37 施設となった。

【表 2】秋田県の直営施設（平成 21 年度現在）

No.	所 管 課	施 設 名	No.	所 管 課	施 設 名
1	情報公開センター	公文書館	15	県民文化政策課	総合生活文化会館 (秋田まるごとプラザ)
2	科学技術課	総合食品研究所	16	港湾空港課	秋田空港
3		農業試験場	17		大館能代空港
4		水産振興センター	18	建築住宅課	県営住宅（注 1）
5		森林技術センター	19	生涯学習課	大館少年自然の家
6		工業技術センター	20		岩城少年自然の家
7		高度技術研究所	21		保呂羽山少年自然の家
8	障害福祉課	精神保健福祉センター	22		県立図書館
9		障害者自立訓練センター	23		県立博物館
10		福祉相談センター	24		生涯学習センター本館
11		太平療育園	25		県立近代美術館
12	子育て支援課	女性相談所	26		農業科学館
13	水産漁港課	漁港	27	保健体育課	スポーツ科学センター
14	県民文化政策課	総合生活文化会館 (イベント広場)			

(注1)秋田県の県営住宅の内、10 施設が秋田県の直営施設となっている。よって、直営施設は、合計で 36 施設となっている。

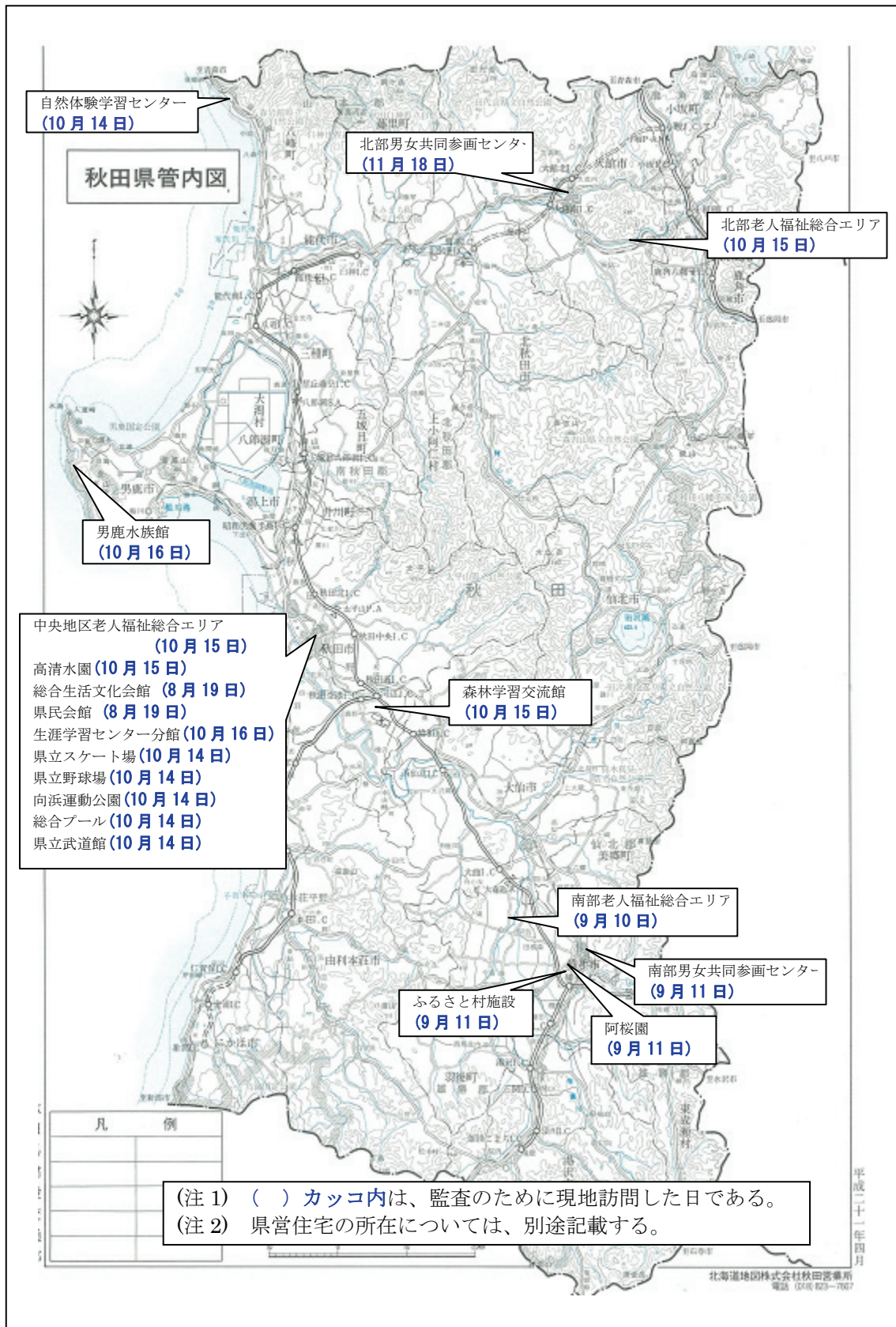
【表 3】 監査の対象とした指定管理者制度導入施設

No.	所 管 課	施 設 名	指 定 管 理 者	指定期間(年)
1	長寿社会課	北部老人福祉総合エリア	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
2		中央地区老人福祉総合エリア	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
3		南部老人福祉総合エリア	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
4	障害福祉課	高清水園	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
5		阿桜園	(社福)秋田県社会福祉事業団	H18～H22
6	県民文化政策課	総合生活文化会館 (音楽ホール、練習室等)	大星ビル管理(株)	H18～H22
7		総合生活文化会館 (多目的広場、美術展示ホール、研修室等)	秋田アトリオンビル(株)	H18～H22
8		県民会館	(財)秋田県総合公社	H18～H22
9	男女共同参画課	北部男女共同参画センター	(NPO)秋田県北エスビーオー 支援センター	H18～H22
10		南部男女共同参画センター	(NPO)秋田県南 NPO セン ター	H18～H22
11	水と緑の森づくり課	森林学習交流館	太平ビルサービス(株)	H18～H22
12	観光課	ふるさと村施設 (近代美術館を除く)	(株)秋田ふるさと村	H18～H22
13		男鹿水族館	(株)男鹿水族館	H16～H20 H21～H25
14	建築住宅課	県営住宅 (注1)	(財)秋田県建築住宅センター	H18～H22 (注2)
15	生涯学習課	生涯学習センター分館	(財)秋田県総合公社	H18～H22
16		自然体験活動センター	八峰町	H19～H23
17	保健体育課	県立スケート場	(財)秋田県総合公社	H18～H22
18		県立野球場	(財)秋田県総合公社	H18～H22
19		向浜運動広場	(財)秋田県総合公社	H18～H22
20		総合プール	(財)秋田県総合公社	H18～H22
21		県立武道館	(財)秋田県総合公社	H15～H20 H21～H25

(注1) 指定管理者制度を導入した県営住宅は合計で 17 施設である。よって、監査の対象とした「公の施設」は、合計で 37 施設となる。

(注2) 指定管理者制度を導入した県営住宅は 17 施設の内、県営南ヶ丘住宅については、平成 19 年 5 月 1 日に新設されたものであり、指定期間は、平成 19 年 5 月から平成 23 年 3 月までとなっている。

【図 1】 監査の対象とした指定管理者制度導入施設の県内分布



第3 外部監査対象の概要

I 指定管理者制度について

指定管理者制度に関しては、過去に多くの自治体において包括外部監査を実施している。また、最近では、指定管理者制度に関する書物に加え各種研究レポートも出されている。以下においては、まず指定管理者制度の概要を記載する。

1 指定管理者制度とは何か

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体（「指定管理者」という。）」に、「公の施設」の管理を代行させることができる制度で、平成15年の地方自治法の改正により創設された（秋田県ウェブサイトより）。

2 公の施設とは何か

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設をいう。

地方自治法 第二百四十四条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

地方公共団体が設置する公の施設は様々であるが、秋田県においては、各種福祉施設、文化会館、宿泊施設、県営住宅、美術館、公園、運動場等のスポーツ施設などがある。

3 指定管理者制度が創設される以前との違い

「公の施設」の管理運営については、従来は地方公共団体が直営で行うか、地方公共団体が外部に管理を委ねることができた。但し、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受託主体の公共性に着目して公共的団体や地方公共団体が出資する法人などの公的主体に限定されていた。（これを「管理委託制度」という。）「指定管理者制度」が創設されたことにより委託先の制限が排除され、公的主体に限らず民間事業者やボランティア団体などの民間主体にも公の施設の管理を地方公共団体に代わって行わせることができることとなった。

（改正前）地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又は公共団体若しくは公共的団体に委託することができる。

(改正前) 地方自治法施行例 第173条の3(公の施設の管理受託者)

地方自治法第244条の2第3項に規定する普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

- 1 普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- 2 前号に掲げる法人のほか、当該法人の業務の内容及び当該普通地方公共団体の出資の状況、職員の派遣の状況等の当該普通地方公共団体との関係からみて当該公の施設の適正な管理の確保に支障がないものとして総務省令で定めるもの



(改正後) 地方自治法 第二百四十四条の二 第三項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 指定管理者制度導入の経緯と導入時期

指定管理者制度は、「公の施設」を民間に開放することによって、経済を活性化する方法の1つとして導入された制度である。もともとは、平成13年から平成15年度に設置された総合規制改革会議¹において、官から民への事業移管の推進の一環として「公の施設」の住宅管理者を民間事業者等へ拡大する旨の文言が加えられたことから始まる。

この答申を受けて、平成15年3月に「指定管理者制度」導入の方針が閣議決定され、同年6月に公の施設の管理の委託に関する制度を内容とした地方自治法の一部を改正する法律(平成15年6月13日法律第81号)が公布、9月に施行された。

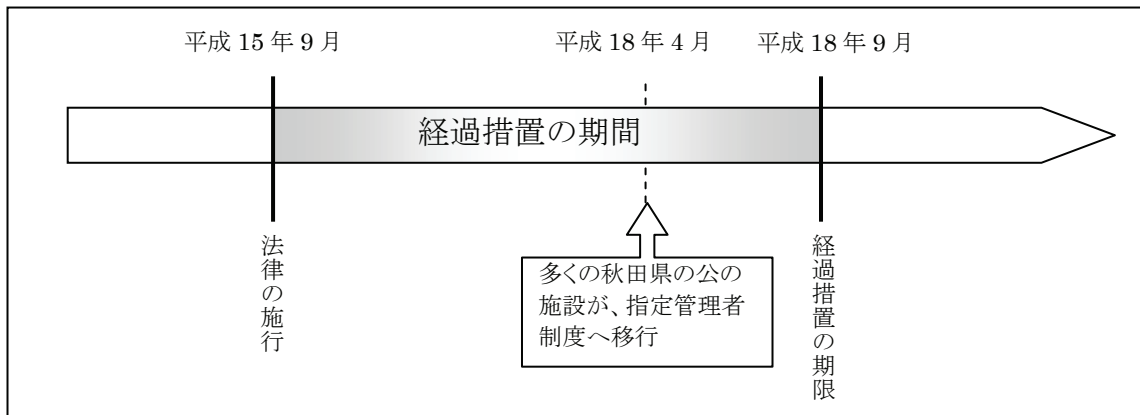
但し、すでに管理委託を行っている「公の施設」については経過措置があり、施行の日から3年を経過する日、つまり平成18年9月までは従来の管理委託制度を存続させることができる。

地方自治法 附 則 (平成一五年六月一三日法律第八一号) 抄 (経過措置) 第二条

この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき管理を委託している公の施設については、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日(その日前に改正後の地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき当該公の施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

¹ 総合規制改革会議は、経済社会の構造改革を推進する観点から、必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査審議していく目的として、平成13年4月1日に内閣府において政令で設置された組織である。

【図 2】 指定管理者制度の経過措置と秋田県における導入時期



秋田県においては、多くの施設が平成 18 年 4 月に指定管理者制度へ移行している。但し、法律が施行された平成 15 年 9 月以降平成 18 年 4 月までに新設された一部の施設については、新設当初から指定管理者制度を導入した施設がある。さらに、平成 18 年 4 月時点では直営の施設であったが、その後指定管理者制度へと移行した施設もある。秋田県における指定管理者制度の導入状況の詳細は、【図 3】(18 ページ)を参照。

5 指定管理者制度が導入された意義

(1) 指定管理者制度の目的

指定管理者制度が創設された社会背景としては、近年、株式会社等の民間事業者においても十分なサービスを提供する能力が認められるという事実があげられる。また、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の縮減等を図ることが必要とされている(秋田県ウェブサイトを参考)という状況も後押ししている。このような状況を背景として導入された制度が指定管理者制度である。

(2) 民の意向

従来自治体が 50%以上を出資する団体などに限られていた管理委託制度から指定管理者制度へ移行されたことより、今まで認められていなかった NPO や民間企業などの参入が可能となった。このことによって、新たな市場が生まれ地域経済の活性化に繋がることが期待されている。実際に、秋田県においても平成 18 年 4 月の本格導入に際して「委託料だけでも 70 億円規模(平成 15 年実績)に上り、民間にとっては新たな市場が生まれることから、県は県内経済の活性化に期待を寄せる一方、県外大手の攻勢も予想されている。」(秋田魁新報 平成 17 年 6 月 10 日記事より)とあるように、当時は指定管理者制度への期待が高かったことがうかがえる。

(3) 官の意向

一方、官のサイドから指定管理者制度の導入を積極的に進める背景としては、地方自治体がおかれている厳しい財政状況がある。秋田県に限らず多くの地方自治体では、現在厳しい財政状態にあり、このような状況では、できるだけ行政コストを抑えることが求められている。地方自治体は行政コストを抑える方策の1つとして指定管理者制度に期待しているのである。

特に厳しい財政状態下においては、住民サービスの向上と管理運営費の縮減等のバランスを保つことは難しく、サービスの向上よりコストの削減に注力する傾向にある。もちろん、財政再建を実現するためには、**高止まりした公の施設に対する維持コスト等の行政サービスに伴うコストを如何に削減していくか**は重要な課題である。しかしながら、本来は、住民サービスの向上と管理運営費の縮減等は一体の関係にあり、どちらかが欠如しても目的は達成されないはずである。その意味において、指定管理者制度においても、住民サービスの向上の促進と管理運営費の縮減等のバランスが重要となる。

この2つの目的を包含した言葉として、「単位当たりサービスの向上」（又は「Value for Money」）というものがある。「単位当たりサービスの向上」は、サービス、コストの両面を意識した言葉である。地方自治体は、この「単位当たりサービスの向上」（又は「Value for Money」）を図ることが求められる。同時に、本監査報告書においても、この言葉をキーワードとして使用し監査の意見を述べることとした。指定管理者制度が導入された意義も「単位当たりサービスの向上」という言葉に集約されると考える。

なお、この問題については「第4 外部監査の結果－総括－」で記載する。

Ⅱ 秋田県における指定管理者制度導入への取り組み

1 「指定管理者制度導入に係る基本方針」の策定

地方自治法の一部が改正され指定管理者制度の導入が決定されたことを受け、秋田県でも導入に向けた取り組みが開始された。具体的には、まず指定管理者制度の効果的な運用に向けての県の基本となる考え方を示す指針として、平成17年3月に「指定管理者制度導入に係る基本方針」(平成17年3月17日策定、平成19年2月21日一部改正、秋田県知事公室総務課)を策定した。

この「指定管理者制度導入に係る基本方針」では、平成18年4月の本格導入に向けた計画や具体的なスケジュール案に加え、導入後の運用指針となるべく指定期間、指定管理者(候補者)の選定の考え方などが具体的に示されている。

以下においては、この基本方針に沿って、今までの秋田県における指定管理者制度導入への取り組み状況を示す。なお、「指定管理者制度導入に係る基本方針」は平成19年2月に一部改正されているが、本報告書では、主に平成19年2月改正後のものを記載する。但し、ほとんどの指定管理者制度導入施設においては改正前の基本方針に基づいて指定管理者が選定されていたことより、平成19年2月の改正でどの部分に変更されたかがわかるように記載することとする。

2 導入計画について

秋田県では「公の施設」を従来「外部委託していた施設」と「県直営で管理運営を行っていた施設」に分け、それぞれについて導入計画を検討している。

(1) 従来外部委託していた施設

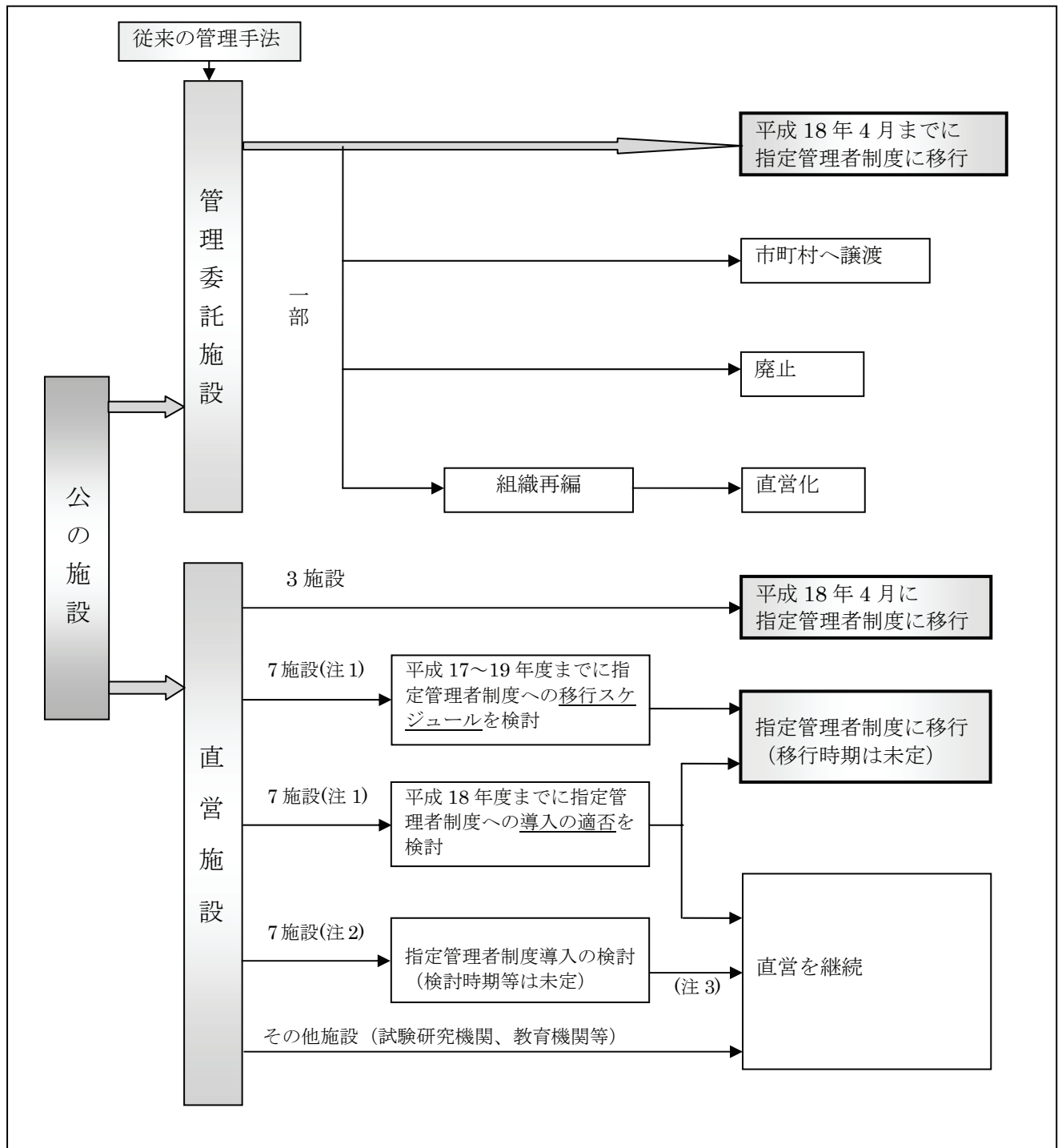
まず、「外部委託していた施設」については、市町村への譲渡、廃止、組織再編も視野に平成18年4月までに指定管理者制度に移行することを決定した。

(2) 従来直営で管理運営を行っていた施設

一方、従来「県直営で管理運営を行っていた施設」については、可能な限り指定管理者制度を導入することを基本とした。その上で試験研究機関や教育機関等を除く秋田県直営施設(23施設)のうち10施設について指定管理者制度に移行するとした。そして、その10施設の内、3施設については平成18年4月に移行、残りの7施設については平成17～平成19年度に移行スケジュールを検討するとしている。また、7施設については導入の可能性の検討を行い平成18年度までに導入の可否の結論を得ることとした。さらに、残りの7施設については今後(時期は未定)指定管理者制度導入の検討を行うとしている。

以上をまとめると、【図3】のとおりとなる。

【図3】秋田県における指定管理者制度導入の考え方(平成17年3月時点)



出所) 秋田県「指定管理者制度導入に係る基本方針」を参考に監査人が作成

(注1) 県立博物館は、企画部門が導入の可否を検討、管理部門が移行スケジュールを検討している。

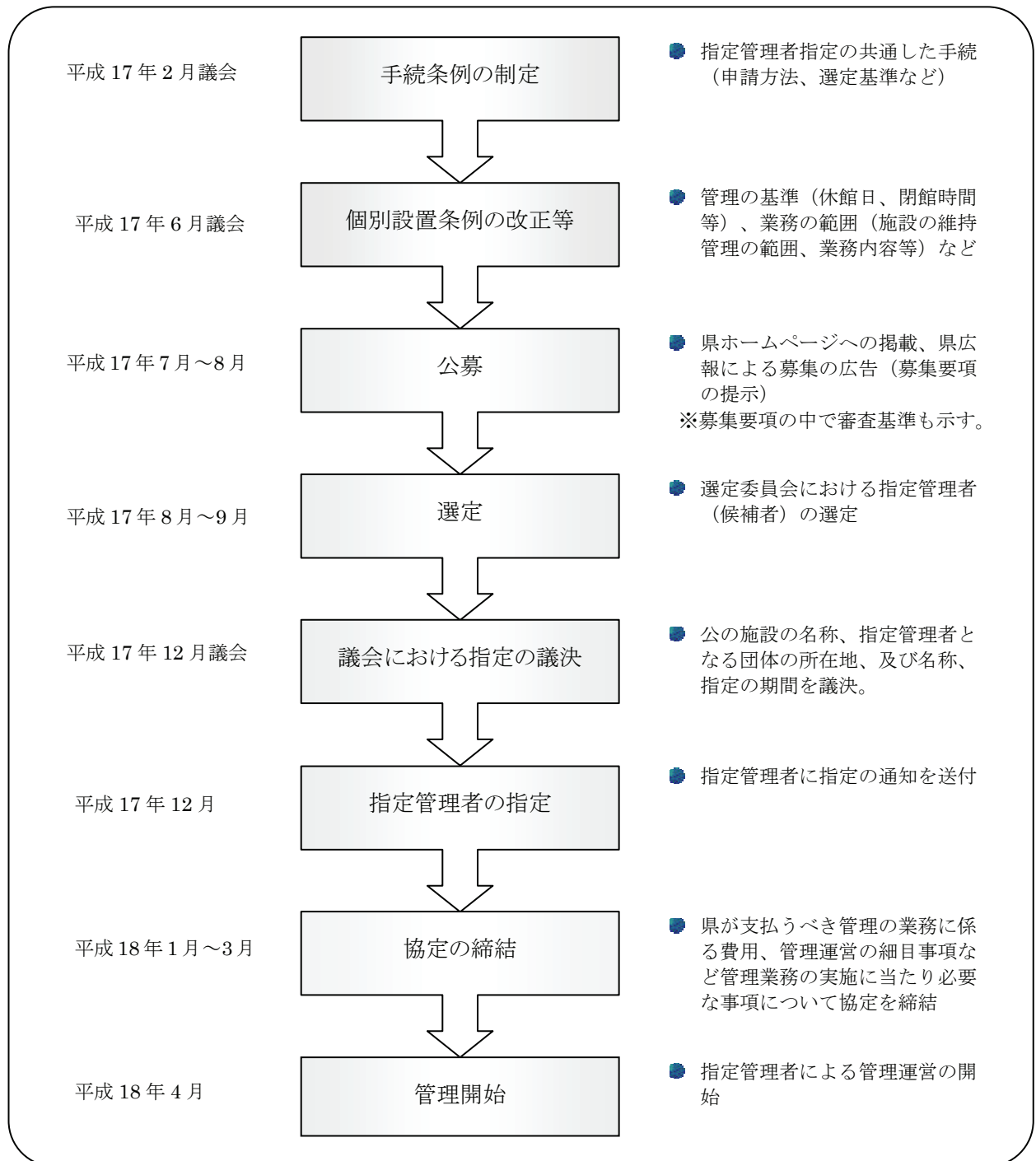
(注2) 県営住宅(秋田地域以外の10施設)は、全体で1施設とカウントしている。

(注3) その後、1施設(環境と文化のむら)が、平成21年4月に指定管理者制度を導入した。

3 具体的な移行スケジュールについて

秋田県では、平成18年4月の指定管理者制度への移行に向けて次のフロー図を標準モデルとして作成した。

【図4】指定管理者制度への標準移行スケジュール(フロー図)



出所）秋田県「指定管理者制度導入に係る基本方針 3」より

4 条例の整備について

秋田県では、指定管理者制度の導入に当たって、指定の手続き等については「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」(平成17年3月17日、秋田県条例第3号)を制定した上でこれに従うこととし、一方、管理の基準、業務の範囲その他必要事項については個別設置条例を改正することによって対応することとした。(「指定管理者制度導入に係る基本方針 4」より)

5 指定管理者の指定期間、選定方法の決定について

秋田県では、指定管理者の選定方法について「秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」及び「指定管理者制度導入に係る基本方針」によって、次のように具体的に定めている。

なお、下線の部分()は、平成19年2月の改正によって追加又は変更された部分である。

(1) 指定期間

公の施設のサービスの安定性、継続性等を確保すること、指定期間が長期化すると競争の機会が制限されることなどを勘案し、5年を基本とする。ただし、施設の性格等により5年によらないこともできるものとする。

(注1)平成19年の改正によって、「ただし」以降が追加された。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 5」より)

(2) 指定管理者の選定方法

①指定管理者の募集は、原則として公募により行う。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 6(1)」より)

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例 第二条 (指定管理者の公募)

知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して当該公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

一 公の施設の概要

二 指定管理者に行わせる管理の業務

三 管理を行わせる期間

四 申請をする団体に必要な資格

五 選定の方法及び基準

六 前各号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

②申請者の資格は、次に掲げる事項のほか、施設ごとに定める(注1)。

(一)団体(共同事業体等のグループを含む。)であること。

(二)団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)

イ申請の日において、現に秋田県の指名停止措置を受けている団体

ウ申請の日において、破産手続き、再生手続き又は更生手続きが開始されている団体

エ秋田県税並びに法人税、消費税及び地方消費税を滞納している団体

③自治体の要望、施設の設置目的等を考慮し、当該地元自治体に管理を行わせることが適当であると判断される場合などについては、その理由を明らかにした上で、公募の手続きを経ることなく、これらの者を指定管理者(候補者)に選定できるものとする。

④施設の管理運営の効率性・合理性等の観点から複数の施設の管理を一括して行わせることとして公募(パッケージ公募)することができるものとする。

⑤公募に当たっては、募集要項を公報及びホームページに登載する。

⑥公募期間は1カ月半程度とする。

(注1)平成19年の改正によって、申請者に求められる共通的な資格を明記することとした。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 6(1)」より)

(3)指定管理者選定委員会の設置

①指定管理者(候補者)選定の公平性、透明性を確保するため、部局ごとに指定管理者(候補者)選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

②選定委員会は、部局長、次長、主管課長、施設所管課長、外部の有識者など5名以上の委員で構成する。外部の有識者は過半数(注1)とする。

③選定委員会については、具体的な法人等の技術情報や信用情報に係る内容が取り上げられる可能性があることなどから、会議の公開・非公開の決定は慎重に行うこととし、非公開とする場合はその理由を明らかにする(注2)。

(注1) 平成19年の改正前は「2名以上」であった。選定過程の透明性、公平性をより一層確保するため、外部有識者の数を「過半数」とした。

(注2) 平成19年の改正前は「会議は非公開とする。」であった。公開、非公開は別に定める「審議会の会議の公開に関する指針」に従い決定されるものであり、一律に非公開とはしないこととした。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 6(2)」より)

(4) 候補者の選定

- ① 手続条例に定める選定基準に照らし設定した審査基準により、選定委員会の各委員が審査・採点する。
- ② 指定期間における施設の安定的な運営を確保するため、財務指標等を参考として申請団体の経営状況を判断する(注1)。
- ③ ①及び②により最も適当と認める団体を指定管理者(候補者)として選定する。

(注1) 平成19年の改正によって、申請団体の経営状況の安全性・健全性について、財務指標を基に客観的に評価することにより、サービスの安定的な提供を確保するために、追加した。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 6(3)」より)

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例 第四条 (候補者の選定)

知事等は、前条第一項の規定による申請をした団体(次項において「申請者」という。)のうちから、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

一 県民の平等な利用が確保されること。

二 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。

三 効率的な管理が行われること。

四 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

五 前各号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的又は性質に応じ、知事等が必要と認めて定める基準

(5) 選考結果等の公表及び情報の公開

- ① 選考結果については、ホームページにより公表することを募集要項に明記することとし、応募団体名、選定結果集計表等を公表する(注1)。
- ② 申請書(事業計画書等添付書類含む。)は、秋田県情報公開条例に基づく非公開情報を除き、公開の対象となることを募集要項に明記する(注1)。

(注1) 平成19年の改正前は、指定管理者選定委員会の設置の項目で「選考結果については、ホームページにより公表する。」のみの記載であった。新たな項を設け、選考結果や申請書類等について積極的な公表をおこなうこととした。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 6(4)」より)

(6) 議会の議決

指定管理者の指定に当たっては、次の事項について議会の議決を得る。

【議会の議決事項】

- ①指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ②指定管理者となる団体の所在地及び名称
- ③指定の期間

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 7」より)

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例 第六条 (指定管理者の指定)

知事等は、候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

6 協定の締結

秋田県においては、指定管理者との協定の締結に関して下記のとおり定めるとともに、「基本協定書」及び「年度協定書」のひな型を作成している。

指定管理者と県は、管理の業務に関する事項、県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項、管理運営の細目事項など管理業務の実施に当たり必要な事項について、協定を締結する。

(「指定管理者制度導入に係る基本方針 8」より)

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例 第7条 (協定の締結)

指定管理者は、次に掲げる事項について、知事等と協定を締結しなければならない。

- 一管理の業務に関する事項
- 二県が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- 三管理の業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- 四前三号に掲げるもののほか、知事等が必要と認める事項

Ⅲ 秋田県における指定管理者制度の導入状況

1 指定管理者制度導入率について

平成20年4月時点における秋田県の公の施設の管理状況の一覧は(別紙1)(28ページ)のとおりである。指定管理者制度の導入率は【表4】が示すとおり66.9%であり、全国都道府県平均58.7%と比較して高い数値となっている。

【表4】平成20年度における指定管理者制度導入状況

	公の施設数	指定管理者制度導入数	導入率
秋田県	133	89	66.9%
都道府県全体	11,724	6,882	58.7%

出所) 秋田県の数値は、秋田県知事公室総務課資料に基づき作成。

都道府県全体の数値は、「『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』(平成21年10月、総務省自治行政局行政課)」に基づき作成。

(注) 秋田県の数値は、監査の対象とした平成20年4月時点のものである。一方、都道府県全体の数値は平成21年4月時点のものである。

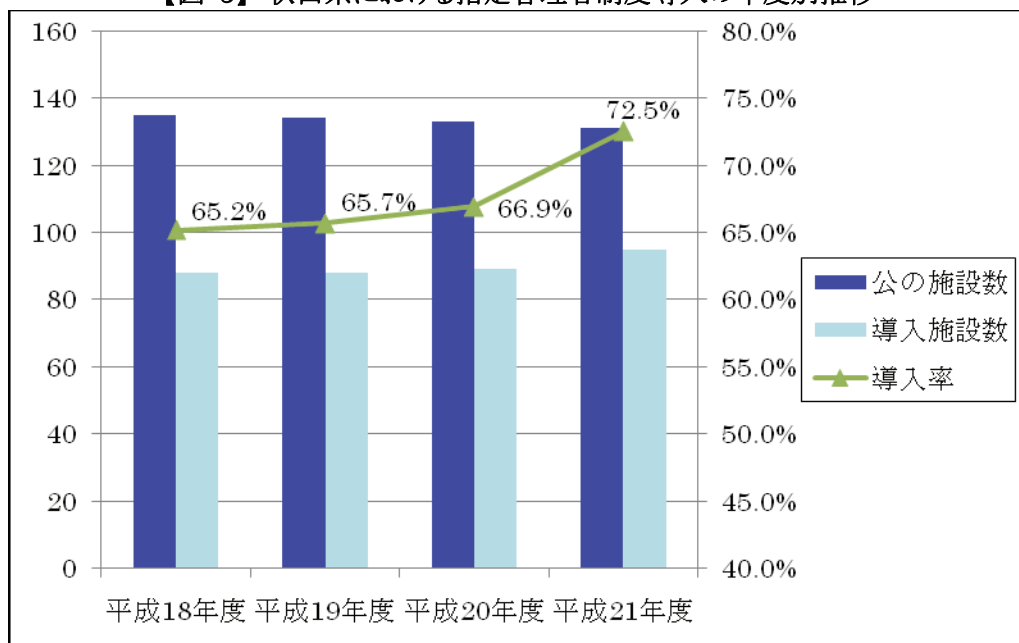
また【表5】及び【図5】のとおり毎年度数件ずつ直営から指定管理者制度へ移行している。

【表5】秋田県における指定管理者制度導入の年度別推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公の施設数	135	134	133	131
指定管理者制度導入数	88	88	89	95
導入率	65.2%	65.7%	66.9%	72.5%

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

【図5】秋田県における指定管理者制度導入の年度別推移



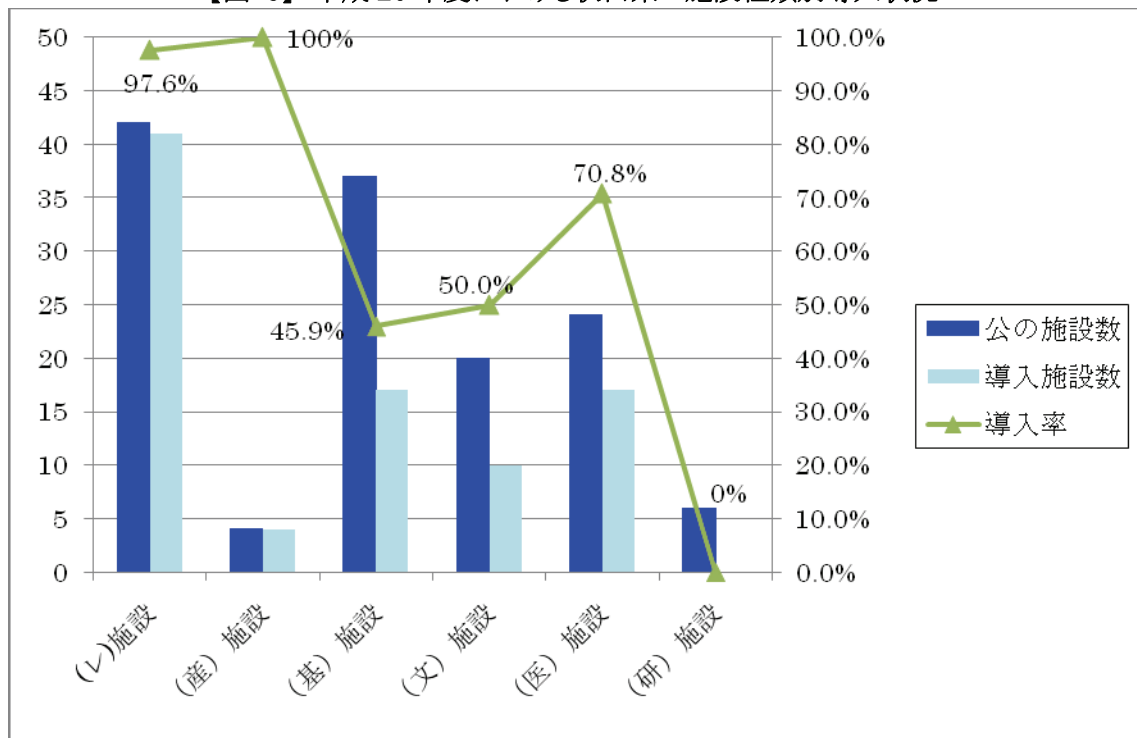
次に、施設区分別の導入の状況は【表 6】及び【図 6】のとおりとなっている。

【表 6】平成 20 年度における秋田県の施設種類別導入状況

	レクリエーション・ スポーツ施設	産業振興 施設	基盤施設	文教施設	医療・福祉 施設	研究施設	合計
公の施設数	42	4	37	20	24	6	133
指定管理者 制度導入数	41	4	17	10	17	0	89
導入率	97.6%	100%	45.9%	50%	70.8%	0%	66.9%

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

【図 6】平成 20 年度における秋田県の施設種類別導入状況



この表のとおり、施設の種類によって指定管理者制度の導入状況に差があることがわかる。レクリエーション・スポーツ施設及び産業振興施設においては、ほぼ 100%導入している(レクリエーション・スポーツ施設は、スポーツ科学センターのみが直営となっている)。医療・福祉施設の導入率は、70.8%であるが、その内 2 施設については平成 21 年 4 月に地方独立行政法人へ譲渡されている。基盤施設及び文教施設の導入率は、約 50%となっており導入率はやや低くなっている。研究施設 6 施設はすべて秋田県の直営施設となっている。

2 指定管理者の分類

(1) 団体の類型別分類

次に、平成20年度の指定管理者を類型別に分類すると【表7】のとおりとなっている。

【表7】指定管理者の類型別分類(その1)

	株式会社 有限会社	財団法人等 (注2)	公共団体 (注3)	公共的団体 (注4)	NPO法人	その他 (注5)	合計
秋田県	28	35	9	12	5	0	89
比率	31.5%	39.3%	10.1%	13.5%	5.6%	0%	100%
都道府県全体	771	2,915	310	2,086	154	646	6,882
比率	11.2%	42.4%	4.5%	30.3%	2.2%	9.4%	100%

出所) 秋田県の数値は、秋田県知事公室総務課資料に基づき作成。

都道府県全体の数値は、「『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』(平成19年1月、総務省自治行政局行政課)」に基づき作成。

(注1) 秋田県の数値は、監査の対象とした平成20年4月時点のものである。一方、都道府県全体の数値は、平成21年4月時点のものである。

(注2) 都道府県全体の数値は、平成20年12月の公益法人改革以降の法人(特例民法法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団)となっている。

(注3) 公共団体とは、地方公共団体、土地改良区などである。秋田県の場合、全て市町村となっている。

(注4) 公共的団体とは、社会福祉法人、農業協同組合、森林組合、赤十字社、自治会、町内会などである。秋田県の場合、全て社会福祉法人となっている。

(注5) その他とは、企業体、学校法人、医療法人などである。

都道府県全体の比率と比べて、秋田県は株式会社・有限会社の比率が高くなっている。

但し、秋田県の場合、株式会社・有限会社の中にも純粋な民間団体の他、県出資団体や市町村出資団体が混在しており、また公共的団体に含まれている社会福祉法人も同様である。そこで、秋田県の分類を出資元を考慮して再度分類すると【表8】のとおりとなる。

【表8】指定管理者の類型別分類(その2)

	純民間 (注1)	県出資団体 (注2)	市町村 出資団体 (注3)	その他 公共的団体 (注4)	NPO	市町村	合計
秋田県	9	53	8	5	5	9	89
比率	10.1%	59.6%	9.0%	5.6%	5.6%	10.1%	100%

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

(注1) 8株式会社、1有限会社

(注2) 32財団法人、10社会福祉法人、11株式会社

(注3) 8株式会社

(注4) 2財団法人、1社団法人、2社会福祉法人

この表のとおり、指定管理者の半分以上は県出資団体となっている。県出資団体の中には、**9の施設の指定管理者となっている社会福祉法人秋田県社会福祉事業団、13の施設の指定管**

理者となっている財団法人秋田県総合公社及び17の施設の指定管理者となっている財団法人秋田県建築住宅センターがある。財団法人秋田県建築住宅センターについては、一括でパッケージ公募した16の県営住宅とその後新設された1つの県営住宅(非公募)の指定管理者となっている。財団法人秋田県総合公社については、監査意見の中で記載する。

(2) 選定方法別分類

指定管理者を公募、非公募の選定方法別に分類すると【表 9】のとおりとなる。

【表 9】 選定方法別分類

	公募	非公募	合計
秋田県	82	7	89
比率	92.1%	7.9%	100%
都道府県全体	3,982	2,900	6,882
比率	57.9%	42.1%	100%

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

(注1) 秋田県の数値は、監査の対象とした平成20年4月時点のものである。一方、都道府県全体の数値は、平成21年4月時点のものである。

都道府県全体と比べて、秋田県は公募の比率が高くなっている。但し、秋田県の場合、公募によっている場合においても、殆どの場合応募条件を「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」又は「県内に事務所を有する法人その他の団体」に限定していることが特徴となっている。この場合、応募条件を限定していない場合と比べ競争性が保たれない可能性も否定できない。

なお、非公募で選定している施設の中には、施設が置かれている市町村が非公募によって指定管理者となっているケースもある。

(3) その他の分類

【表 10】 業務の再委託の有無による分類

	業務の再委託あり	業務の再委託なし	合計
秋田県	13	76	89
比率	92.1%	7.9%	100%

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

【表 11】 施設の常駐の有無による分類

	施設に常駐	施設に非常駐	合計
秋田県	70	19	89
比率	92.1%	7.9%	100%

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

なお、指定管理者の職員が、施設に非常駐の施設は全て基盤施設となっている。

第3 外部監査対象の概要

(別紙1)平成20年度の公の施設の管理状況

No.	所管課	施設名(注 1)	平成 20 年度管理状況			公 募	備考
		所在地	直 営	指定管理者(指定期間)			
1	情報公開センター	公文書館(文) ----- 秋田市山王新町	○	—		—	
2	科学技術課	総合食品研究所(研) ----- 秋田市新屋町字砂奴寄	○	—		—	
3		農業試験場(研) ----- 秋田市雄和相川字源八沢	○	—		—	
4		水産振興センター(研) ----- 男鹿市船川港台島字鶴ノ崎	○	—		—	
5		森林技術センター(研) ----- 秋田市河辺戸島字井戸尻台	○	—		—	
6		工業技術センター(研) ----- 秋田市新屋町字砂奴寄	○	—		—	
7		高度技術研究所(研) ----- 秋田市新屋町字砂奴寄	○	—		—	
8		福祉政策課	社会福祉会館(医) ----- 秋田市旭北栄町	—	○	(社福)秋田県社会福祉協議会 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○
9	福祉相談センター(医) ----- 秋田市中通		○	—		—	
10	長寿社会課	北部老人福祉総合エリア(医) ----- 大館市十二所字平内新田	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
11		中央地区老人福祉総合エリア(医) ----- 秋田市御所野下堤	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
12		南部老人福祉総合エリア(医) ----- 横手市字菅生田	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
13	障害福祉課	高清水園(医) ----- 秋田市上北手猿田字苗代沢	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
14		阿桜園(医) ----- 横手市赤坂字仁坂	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
15		心身障害者コロニー(医) ----- 由利本荘市西目町出戸字孫七山	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
16		水林通勤寮(医) ----- 由利本荘市調練場	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
17		精神保健福祉センター(医) ----- 秋田市中通	○	—		—	
18		身体障害者更生訓練センター(医) ----- 秋田市新屋下川原町	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
19		障害者自立訓練センター(医) ----- 大仙市協和上淀川字五百刈田	○	—		—	
20		点字図書館(医) ----- 秋田市土崎港南	—	○	(社福)秋田県社会福祉事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
21		小児療育センター(医) ----- 秋田市八橋南	—	○	(社福)秋田県小児療育事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
22		太平療育園(医) ----- 秋田市新屋下川原町	○	—		—	
23	子育て支援課	児童会館(文) ----- 秋田市山王中島町	—	○	(NPO)あきた子どもネット (平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月)	○	利用料金併用
24		陽光園(医) ----- 秋田市手形住吉町	—	○	(社福)秋田県母子寡婦福祉連合会 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料

第3 外部監査対象の概要

No.	所管課	施設名(注 1)	平成 20 年度管理状況			公 募	備考
		所在地	直 営	指定管理者(指定期間)			
25	子育て支援課	女性相談所(医) 秋田市手形住吉町	○	—		—	
26	健康推進課	総合保健センター(医) 秋田市千秋久保田町	—	○	(財)秋田県総合保健事業団 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
27		健康増進交流センター(医) 秋田市河辺三内字丸舞	—	○	河辺地域振興(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
28	医務薬事課	脳血管研究センター(医)	○	—			平成 21 年 4 月 (地方独法) 秋田県立病院 機構へ譲渡
29		リハビリテーション・精神医療センター(医)	○	—			
30	県民文化 政策課	総合生活文化会館(文) (イベント広場) 秋田市中通	○	—		—	平成 20 年 4 月 指定取消
31		総合生活文化会館(文) (音楽ホール、練習室等) 秋田市中通	—	○	大星ビル管理(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
32		総合生活文化会館(文) (多目的ホール、美術展示ホー ル、研修室等) 秋田市中通	—	○	秋田アトリオンビル(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
33		総合生活文化会館(文) (秋田まるごとプラザ) 秋田市中通	○	—		—	平成 19 年 3 月 指定期間終了
34		県民会館(文) 秋田市千秋明徳町	—	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
35		ゆとり生活創造センター(文) 秋田市上北手荒巻字堺切	—	○	(NPO)あきたパートナーシップ (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
36	男女共同 参画課	北部男女共同参画センター(医) 大館市宇大町	—	○	(NPO)秋田県北エスビーオー支援センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
37		中央男女共同参画センター(医) 秋田市中通	○	—	(参考)平成 21 年 4 月より指定開始		
38		南部男女共同参画センター(医) 横手市神明町一番九号	—	○	(NPO)秋田県南NPOセンター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
39	環境整備課	環境保全センター(基) 大仙市協和上淀川字雨池沢	—	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
40	自然保護課	県営玉川温泉ビジターセンター(レ) 仙北市田沢湖玉川字渋黒沢	—	○	(株)玉川サービス (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
41		県営玉川園地駐車場(基) 仙北市田沢湖玉川字渋黒沢	—	○	田沢湖高原リフト(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料 (H21.7.1～利 用料金併用)
42		県営被川山荘(レ) 由利本荘市矢島町城内字木境	—	○	由利本荘市 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
43		県営鉾立山荘(レ) にかほ市象潟町小滝字鉾立	—	○	にかほ市 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
44		県営鉾立ビジターセンター(レ) にかほ市象潟町小滝字鉾立	—	○	にかほ市 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
45		県営素波里ふるさと 自然公園センター(レ) 山本郡藤里町粕毛字南鹿瀬内	—	○	藤里町 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	×	指定管理料
46		奥森吉青少年野外活動基地(レ) 北秋田市森吉字森吉山麓高原	—	○	(NPO)冒険の鍵クーン (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料

第3 外部監査対象の概要

No.	所管課	施設名(注 1)	平成 20 年度管理状況			公 募	備考
		所在地	直 営	指定管理者(指定期間)			
47	自然保護課	環境と文化のむら(レ) 南秋田郡五城目町上樋口字山田沢	○	—	(参考)平成 21 年 4 月より指定開始		
48		秋田駒ヶ岳情報センター(レ) 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳	—	○	(株)アロマ (平成 19 年 4 月～平成 24 年 3 月)	○	指定管理料
49	農林政策課	農業研修センター(産) 南秋田郡大潟村字東	—	○	むつみ造園土木(株) (平成 20 年 4 月～平成 25 年 3 月)	○	指定管理料
50	農畜産振興課	花き種苗センター(温室・広場)(レ) 潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下	—	○	昭和総合開発(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
51	水産漁港課	岩館漁港海岸休憩施設(レ) 山本郡八峰町八森字和田表	—	○	八峰町 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	×	完全利用料金制
52		漁港(基)	○	—		—	
53	水と緑の 森づくり課	森林学習交流館(産) 秋田市河辺戸島字上祭沢	—	○	太平ビルサービス(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
54	地域産業課	産業振興プラザ(産) 秋田市山王	—	○	(財)あきた企業活性化センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	×	完全利用料金制
55	観光課	ふるさと村施設(レ) (近代美術館を除く) 横手市赤坂字富ヶ沢	—	○	(株)秋田ふるさと村 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
56		十和田観光宿泊センター(レ) 鹿角郡小坂町十和田湖字鉛山	—	○	十和田ホテル(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
57		八幡平オートキャンプ場(レ) 鹿角市八幡平字切留平	—	○	(有)秋田八幡平リゾート (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
58		大潟スポーツ宿泊センター(レ) 南秋田郡大潟村字北	—	○	(株)ルーラル大潟 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
59		秋の宮山荘(レ) 湯沢市秋ノ宮字殿上	—	○	(株)秋の宮山荘 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
60		鳥海観光宿泊センター(レ) 由利本荘市鳥海町猿倉字奥山前	—	○	(株)フォレスト鳥海 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
61		男鹿オートキャンプ場(レ) 男鹿市北浦北浦字平岱山	—	○	(株)おが地域振興公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
62		宮沢海岸オートキャンプ場(レ) 男鹿市野石字大場沢下	—	○	(株)おが地域振興公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
63		仁賀保高原サイクリングロード(レ) にかほ市馬場字冬師山	—	○	にかほ市 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	×	指定管理料
64		由利高原オートキャンプ場(レ) 由利本荘市西沢字南由利原	—	○	由利本荘市 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
65		県営田沢湖オートキャンプ場(レ) 仙北市田沢湖田沢字潟前	—	○	商栄(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
66		田沢湖スキー場(レ) (田沢湖高原駐車場含む) 仙北市田沢湖生保内字下高野	—	○	田沢湖高原リフト(株) (平成 19 年 6 月～平成 23 年 5 月)	○	完全利用料金制
67		男鹿水族館(レ) 男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢	—	○	(株)男鹿水族館 (平成 16 年 7 月～平成 21 年 3 月)	○	利用料金併用
68	資源産業課	金属鉱業研修技術センター(産) 鹿角郡小坂町小坂鉱山字古館	—	○	(株)パークシティ (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
69	雇用労働 政策課	勤労身体障害者 スポーツセンター(レ) 秋田市新屋下川原町	—	○	(社)秋田県雇用開発協会 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
70	公営企業課	秋田工業用水道(基) 秋田市仁井田字新中島	—	○	羽後ウォーター(JV) (平成 19 年 4 月～平成 22 年 3 月)	○	指定管理料
71	都市計画課	小泉潟公園(レ) 秋田市金足鳩崎字後谷地	—	○	むつみ造園土木(株) (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料

第3 外部監査対象の概要

No.	所管課	施設名(注 1)	平成 20 年度管理状況			公 募	備考
		所在地	直 営	指定管理者(指定期間)			
72	都市計画課	中央公園(レ) 秋田市雄和椿川字駒坂台	—	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
73		北欧の杜公園(レ) 北秋田市上杉字中山沢	—	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
74	港湾空港課	マリナー施設(秋田)(レ) 秋田市飯島字堀川	—	○	(株)マリナー秋田 (平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月)	○	利用料金併用 (H22～完全利 用料金制)
75		マリナー施設(男鹿)(レ) 男鹿市船川港船川字海岸通り	—	○	(株)マリナー秋田 (平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月)	○	利用料金併用 (H22～完全利 用料金制)
76		マリナー施設(本荘)(レ) 由利本荘市石脇字田尻	—	○	(株)マリナー秋田 (平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月)	○	利用料金併用 (H22～完全利 用料金制)
77		船川港金川多目的広場(レ) 男鹿市船川港船川字海岸通り	—	○	男鹿市 (平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月)	○	完全利用料金制
78		大館能代空港周辺ふれあい緑地(レ) 北秋田市脇神	—	○	(株)友愛ビルサービス (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
79		秋田空港(基) 秋田市雄和椿川字山籠	○	—		—	
80		大館能代空港(基) 北秋田市脇神字葉岱	○	—		—	
81		建築住宅課	県営住宅(県営新屋住宅)(基) 秋田市新屋栗田町	—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○
82	県営住宅(県営大野住宅)(基) 秋田市大住		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
83	県営住宅(県営手形山1号住宅)(基) 秋田市手形山西町		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
84	県営住宅(県営手形山2号住宅)(基) 秋田市手形山西町		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
85	県営住宅(県営松崎住宅)(基) 秋田市下北手松崎字大沢田、字大巻		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
86	県営住宅(県営御野場住宅)(基) 秋田市御野場、御野場新町		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
87	県営住宅(県営イサノ住宅)(基) 秋田市八橋イサノ		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
88	県営住宅(県営桜ガ丘住宅) 秋田市桜ガ丘		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
89	県営住宅(県営土崎港住宅)(基) 秋田市土崎港相染町字中谷地		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
90	県営住宅(県営旭南住宅)(基) 秋田市旭南		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
91	県営住宅(県営船越内子住宅)(基) 男鹿市船越字内子		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
92	県営住宅(県営追分長沼住宅)(基) 潟上市天王字北上野、字長沼		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
93	県営住宅(県営矢留改良住宅)(基) 秋田市千秋矢留町		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
94	県営住宅(県営新屋改良住宅)(基) 秋田市新屋栗田町		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
95	県営住宅(県営将軍野改良住宅)(基) 秋田市土崎港北		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
96	県営住宅 (県営手形山1号特定住宅)(基) 秋田市手形山西町		—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料

第3 外部監査対象の概要

No.	所管課	施設名(注 1)	平成 20 年度管理状況			公 募	備考
		所在地	直 営	指定管理者(指定期間)			
97	建築住宅課	県営住宅(県営南ヶ丘住宅)(基) 秋田市上北手猿田字四ツ小屋、 上北手百崎字諏訪ノ沢	—	○	(財)秋田県建築住宅センター (平成 19 年 5 月～平成 23 年 3 月)	×	指定管理料
98		県営住宅(県営萩の台住宅)(基) 大館市池内字上野	○	—		—	
99		県営住宅(県営獅子ヶ森住宅)(基) 大館市釈迦内字台野道上	○	—		—	
100		県営住宅(県営芝童森住宅)(基) 能代市宇寿域長根	○	—		—	
101		県営住宅(県営梵天住宅)(基) 由利本荘市東梵天	○	—		—	
102		県営住宅(県営高森住宅)(基) にかほ市金浦字高森	○	—		—	
103		県営住宅(県営船場町住宅)(基) 大仙市大曲船場町	○	—		—	
104		県営住宅(県営吉沢住宅)(基) 横手市睦成字吉沢上台	○	—		—	
105		県営住宅(県営朝日が丘住宅)(基) 横手市朝日が丘	○	—		—	
106		県営住宅(県営倉内住宅)(基) 湯沢市倉内字三ツ田、字熊ノ堂	○	—		—	
107		県営住宅(県営花岡改良住宅)(基) 大館市花岡字前田	○	—		—	
108		下水道課	秋田湾・雄物川流域下水道(基) (臨海処理区) 秋田市向浜	○	—	(参考)平成 21 年 4 月より指定開始	—
109	秋田湾・雄物川流域下水道(基) (大曲及び横手処理区) 大仙市花館字上大戸下川原		○	—	(参考)平成 21 年 4 月より指定開始	—	
110	米代川流域下水道(基) 大館市川口字中川口		○	—	(参考)平成 21 年 4 月より指定開始	—	
111	十和田湖公共下水道(基) 大館市川口字中川口		○	—	(参考)平成 21 年 4 月より指定開始	—	
112	生涯学習課	大館少年自然の家(文) 大館市東字岩神沢	○	—		—	
113		岩城少年自然の家(文) 由利本荘市岩城赤平字長ヶ沢	○	—		—	
114		保呂羽山少年自然の家(文) 横手市大森町八沢木字大木屋	○	—		—	
115		県立図書館(文) 秋田市山王新町	○	—		—	
116		県立博物館(文) 秋田市金足鳩崎字後山	○	—		—	
117		生涯学習センター本館(文) 秋田市山王中島町	○	—		—	
118		生涯学習センター分館(文) 秋田市千秋明徳町	—	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
119		県立美術館(文) 秋田市千秋明徳町	—	○	(財)平野政吉美術館 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	×	指定管理料
120		県立近代美術館(文) 横手市赤坂字富ヶ沢	○	—		—	

第3 外部監査対象の概要

No.	所管課	施設名(注 1)	平成 20 年度管理状況			公 募	備考
		所在地	直 営	指定管理者(指定期間)			
121	生涯学習課	青少年交流センター(文) 秋田市寺内神屋敷	－	○	(財)秋田県青年会館 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	完全利用料金制
122		農業科学館(文) 大仙市内小友字中沢	○	－		－	
123		自然体験活動センター(文) 山本郡八峰町八森字御所の台	－	○	八峰町 (平成 19 年 7 月～平成 24 年 3 月)	×	完全利用料金制
124	保健体育課	県立体育館(レ) 秋田市八橋運動公園	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
125		県立スケート場(レ) 秋田市新屋町字砂奴寄	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
126		県立野球場(レ) 秋田市新屋町字砂奴寄	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
127		向浜運動広場(レ) 秋田市新屋町字砂奴寄	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
128		新屋運動広場(レ) 秋田市豊岩石田坂字館野	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
129		総合プール(レ) 秋田市新屋町字砂奴寄	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
130		総合射撃場(レ) 由利本荘市岩城道川字新田沢	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 18 年 4 月～平成 23 年 3 月)	○	指定管理料
131		田沢湖スポーツセンター(レ) 仙北市田沢湖生保内字下高野	－	○	田沢湖高原リフト(株) (平成 18 年 11 月～平成 23 年 3 月)	○	利用料金併用
132		スポーツ科学センター(レ) 秋田市八橋運動公園	○	－			
133		県立武道館(レ) 秋田市新屋町字砂奴寄	－	○	(財)秋田県総合公社 (平成 16 年 3 月～平成 21 年 3 月)	○	指定管理料
			44	89		(注 2)	

出所) 秋田県知事公室総務課資料に基づき作成

(注1) カッコ()内は、以下のとおり。

(レ):レクリエーション・スポーツ施設、 (産):産業振興施設、 (基):基盤施設
(文):文教施設、 (医):医療・福祉施設、 (研):研究施設

(注2) 公募(○)施設、非公募(×)施設

(注3) 直営施設は44となっているが、その内、6施設(37、47、108～111)は平成21年4月に指定管理者制度を導入しており、また2施設(28、29)は、平成21年4月に地方独法に譲渡されている。よって、監査意見において、直営施設の妥当性を検討した施設は、36施設(44 マイナス8)となる。

 : 今回の包括外部監査の対象とした指定管理者制度導入施設
(対象施設は、県営住宅(81から107)を除き、全て現地訪問を実施した。)

 : 直営施設については直営としていることの妥当性を検討したが、直営施設の内、大館少年自然の家(112)については現地訪問も実施した。

第4 外部監査の結論－総括－

1 2つの目的のバランスについて

指定管理者制度の主な目的は、施設サービスの向上と施設の管理運営コストの節減にある。なぜなら、指定管理者制度の導入により民間事業者等のノウハウを活用し多様化する住民ニーズに対応した施設サービスを実現すると同時に、民間事業者等の効果的、効率的な経営手法の導入によってコストの削減も期待できるからである。また、合わせて指定管理者制度の導入は、地域の振興・活性化や、従来公の施設の管理運営を担ってきた外郭団体の改革を含めた行政改革の促進効果も期待できる。

よって、包括外部監査のテーマとして「指定管理者制度」を選んだ場合、施設サービスの向上と施設の管理運営コストの節減の達成度合いの確認は、重要な監査手続きの1つとなっている。しかしながら、秋田県の平成21年度の監査を実施していく過程で、2つの目的のバランスを保つことが困難であることがわかった。通常、施設サービスの向上を図るためには人的・物的資源を投入することになるが、そのためにはコストの増加は避けられない。また、コストを節減するためにはある程度のサービスを犠牲にしなければならない。これは、量だけの問題だけではない。人件費等のコストの引き下げは、スタッフ等のモチベーションの低下を招き、結果的にコスト削減以上にサービスの低下を引き起こす危険性さえもある。

秋田県の場合、厳しい財政状況を背景に平成18年度以降ほとんどの指定管理者制度対象施設において指定管理料の縮減を強いている。そして、この極端な指定管理料の縮減は、サービス水準の低下を招く危険性をはらんでいる。実際に、多くの施設において平成18年度以降利用者数が減少している。もちろん、指定管理料の削減とサービスの低下が全てリンクしているとは限らない。利用者数の減少は、秋田県における人口の減少などさまざまな要因も考えられるからである。しかしながら、少なくとも平成18年度以降に指定管理者制度を導入した施設において、サービス水準の向上を証明できる施設が少ないのも事実である。

一般論として、指定管理者制度導入以降に次第に明確になってきた問題として、**自治体は、高止まりしている公の施設の維持管理に要する費用を削減するための手段としてのみ指定管理者制度を利用している**のではないかとことがある。これは、実務においては、もう1つの目的であるサービスの向上を測ることが難しいという背景も後押ししていると考えられる。つまり、サービスの向上を測る明確な指標がないことより、自治体は「サービスの向上が図られた」又は「一定のサービスが維持できている」という定性的な結論のみで終始することが可能となるのである。たとえば、利用者数の減少も前述のように人口減などを理由とすることができるし、アンケートによる満足度調査の結果も、一部利用者の意見として参考程度とすることができる。自治体は、サービスの向上効果については曖昧のままとしておいた上で、費用の削減が可能なのである。しかしながら、「こうした制度運用が続くとすれば、指定管理者のモチベーションや次期の選定への参加意欲は低下していかざるをえない。指定管理者への応募数が減少したとすれば、限られた選択肢の中で選定を余儀なくされ、ある程度妥協して指定管理者を選定するか、場合によっては指定管理者の不在

により、当該施設の運営を自治体の直営に戻すか休廃止することになる。指定管理者制度の導入後、自治体が引き続き当該施設の管理・運営に必要な人員とノウハウを維持していくのは難しいと考えられ、結果的に、施設の休廃止に直結する恐れがある。」¹

ここで、今回の監査の結論としてコストの削減が悪いという意見をいうつもりはない。現在の厳しい財政状況においては、政策経費だけではなく指定管理料のような経常経費についても削減しなければならないことは事実だからである。問題な点は、施設のサービス水準を検討しないまま費用の削減のみを実行していることだと考える。**秋田県は、施設サービスの向上と管理運営コストの節減を一体で考え、2つの目的をバランス良く達成することが求められる。**以下においては、そのための方策について考察する。

2 厳しい財政下において自治体を実施すべきこと(施設ごとの差別化の必要性)

秋田県のような厳しい財政状況下にあっては、事業の選択と集中は不可避である。そして、これは公の施設の運営においても言えることである。厳しい財政状況においては、施設ごとにサービス水準に差をつけることも検討しなければならないと考える。施設によっては、今までのサービス水準からの引き下げを余儀なくされる場合も想定しなければならない。

秋田県においては、指定管理者制度導入以降、平成17年度をベースとして平成22年度までの5年間で最低15%の指定管理料の削減策を打ち出している。これ自体は、費用の削減効果に繋がることであるが、本来であれば一律15%カットではなくて施設ごとに方針を明確にした上で削減幅を決定する必要がある。場合によっては施設によって差をつけることも検討しなければならない。たとえば、ある施設については20%カットで、またある施設では10%カットといった具合である。さらに、県民にとって本当に必要な施設であれば予算の増額もやむを得ない。秋田県においても15%の縮減は原則としていることより、施設ごとの差別化はある程度行っているだろうが、本来このような施設ごとの差別化は、その前提として施設ごとのサービス水準に関する明確な方針があって可能となる。つまり、「〇〇年度は、サービス水準は現状維持とし、指定管理料は××削減(又は増額)とする。」とか「〇〇年度は、△△程度のサービスの低下を容認するから、指定管理料は××削減(又は増額)とする。」と言った明確なビジョンを打ち出す必要がある。以下、簡単な例を示す。

〈例1 ある教育施設(サービス向上、費用削減)〉

この施設は県民にとって重要な施設なので、サービス水準については指定管理者制度導入前と比べ10%向上することを期待する。一方、費用の削減は5%に留める。

この場合、指定管理制度の導入によって、費用の削減及びサービスの向上の両方を達成されることになる。

¹ 『指定管理者制度の現状と今後の課題』財団法人地方自治総合研究所その他、2008年4月

〈例2 ある福祉施設（サービス向上、費用増加）〉

この施設は県民にとって欠かすことのできない施設なので、サービス水準については指定管理者制度導入前と比べ20%向上することを期待する。一方、費用は10%増加する。

この場合、指定管理制度の導入によって、サービスの向上は図られたが費用は増加した。

〈例3 ある文化施設（サービス現状維持、費用削減）〉

この施設は県民の文化的生活のためにある程度必要な施設なので、サービス水準は現状維持とする。一方、費用の削減は10%とする。

この場合、指定管理制度の導入によって、費用の削減は達成されるがサービス水準は現状維持のままとなる。しかし、指定管理者制度を導入しなければサービス水準は10%低下していたことより、指定管理者制度を導入した効果はあったと考えることもできる。

〈例4 ある娯楽施設（サービス低下、費用削減）〉

この施設は県民にとって必要不可欠というような重要な施設ではないので、サービス水準については最低限の施設の維持管理に要する費用に留め、追加サービスの費用はかけないこととする。この結果、指定管理者制度導入前と比べ、サービス水準は10%下がっても仕方ないとする。一方、費用の削減は15%とする。

この場合、指定管理制度の導入によって費用の削減は達成されるが、同時にサービス水準も低下することになる。しかし、指定管理者制度を導入しなければサービス水準は15%低下していたことより、指定管理者制度を導入した効果はあったと考えることもできる。

今回の監査において、秋田県がこのような検討を行ったことを確認できなかった。このことは、サービス水準について曖昧にしたまま、費用の削減のみを優先しているのではないかと推測できる。指定管理者は、平成18年度当初の仕様(※)のまま平成22年度まで同じレベルのサービス水準を要求し、一方で指定管理料のみが削減されている状況となっているのである。このような対応が続けば指定管理者のモチベーションの低下は避けられない。今後は、施設ごとに方針の差別化を行うと同時に、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行うことが求められる。

次の〈例5〉は、1つの事例に過ぎないが、実際に秋田県において平成18年度以降で仕様書が変更されたという事例はない。

(※)

〈例5 ある県立公園（サービス現状維持、費用削減）〉

この公園は、指定管理者を指定した際の仕様書において年間3回芝生の芝刈りをするになっている。指定管理者としては、長年の実績から年間2回の芝刈りで十分芝の管理ができるとして自治体に提案した。これが実現できるなら、上記〈例3〉と同様にサービス水準を維持したまま費用を引き下げることが可能である。しかしながら、仕様書の変更はなされていない。

3 指定管理者制度の目的(再考)

2.において、厳しい財政下においては施設ごとに差別化を図ることが必要であると述べた。また、それが可能となるためには、費用の削減だけではなくサービス水準も合わせて検討することが必要であるとの意見も述べた。上記の4つの例は、いずれも施設を差別化した結果であり、明確な方針のもとで決められたものである。しかしながら、この例では指定管理者制度の2つの目的(サービスの向上、費用の節減)の両方を達成できたのは〈例1〉のみである。これは、サービスの向上と費用の節減を別々の指標として見ていることが原因と考えられる。

そこで、**費用の削減とサービス水準の検討を一体で行うための指標として、「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)又は「1円当たりサービス」(又は「Service for Money」)をここで提示する。**この指標を提示したのは、これがサービス及びコストの両面を意識した言葉だからである。秋田県としては、今後、費用の削減とサービス水準を同時に検討する必要があると考えるが、そのためにこの指標を使うことも1つの方法である。

たとえば、〈例2〉において費用は10%増加しているが、サービス水準はそれ以上の20%増加している。よって、指定管理者制度の導入によって「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)の削減又は「1円当たりサービス」(又は「Service for Money」)の向上は図られたことになる。

〈例3〉においては、費用は10%削減しているにも拘わらずサービス水準は現状維持のままを保っており、これも指定管理者制度の導入によって〈例2〉と同様の成果があったと考えることができる。

〈例4〉においては、サービス水準の量は低下しているが、指定管理者制度を導入しなければサービス水準は15%低下しているところ10%低下で抑えられていることより同様に成果があったことになる。

今回の監査においても、単純にサービス水準について利用者数の減少などによって指摘するのではなく、上記を考慮して総合的な判断を心がけることとする。

今回の監査では、対象とした全ての施設を訪問し実際の業務の現場を視察したが、いい意味において殆どの施設において予想を裏切られた。なぜなら、訪問前は指定管理料の減少を理由に、

サービス水準の低減も歯止めがかかっていないのではないかと推測していたからである。しかし、実際にはほとんどの現場でサービスの質を維持すべく努力がなされていることが分かった。よって、監査の意見として、指定管理者が努力しているにもかかわらずサービスの量を維持できない場合においてまで指摘事項とすべきかどうかについては難しい判断となった。そこで、「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)又は「1円当たりサービス」(又は「Service for Money」)を意識して監査を行うこととした。この指標が向上していれば「積極的にサービス水準の低下を容認する施設」や「積極的に費用を増大させる施設」があっても良いと判断できる。そして、この前提として、自治体は施設ごとにサービス水準をどの程度にするかに関する明確な方針を打ち出す必要がある。

4 (参考)他の自治体の状況(過去の包括外部監査のレビューから)

なお、指定管理者制度については、過去の包括外部監査報告書など多くの参考となる文献がある。指定管理者制度の目的に関しても、これらの報告書を通読することによって参考にできるものがないかを検討した。参考とした過去の報告書としては、岩手県、茨城県、群馬県、兵庫県、徳島県(以上平成20年度)、岡山県、東京都目黒区(以上平成19年度)などの包括外部監査報告書や指定管理者制度に関する各種レポートである。結果的に、秋田県ほど財政状態が厳しく、それが直接指定管理料に反映されている自治体は少ないことより、直接2つの目的を結び付けて検討しているものはなかったが参考となるキーワードはあった。以下参考とした文献の中の一部の文章を抜粋して示す。

- 「コストの削減効果をみる時、金額的效果のみを捉えるのではなく、県民サービスの充実とのバランスに留意しなければならない。」¹
- 「行政コストを抑えつつ上質な公共サービスを提供する、つまりVFM(Value for Money)を高める各自治体の工夫が今まで以上に必要とされており、自治体はその方法の1つとして、民間の活用も可能になるこの制度に期待しているといえるだろう。」²
- 「一方的に指定管理料の減額が行われたり、指定管理者が経営努力によって経費節減を行ったとしても、次年度の指定管理料からその相当額が差し引かれるなど、指定管理者のモチベーションの低下を招いているケースが見られた。…そうした事態に陥ることのないよう、自治体は、指定管理料を減額することなどを慎まなければならない。」³
- 「利益は年度ごとに変動する。3年や5年という事業期間トータルで指定管理者の利益を評価すべきだ。単年度で黒字になったことを理由に翌年度の指定管理料を減額することは原則として避けるべきだ。」⁴

¹ 平成20年度『茨城県包括外部監査報告書』より抜粋

² 『みずほレポート「指定管理者制度にみる官業の民間開放の現状と課題」』みずほ総合研究所、2006年11月16日発行

³ 『指定管理者制度の現状と今後の課題』財団法人地方自治総合研究所その他、2008年4月

⁴ 『曲がり角の公民連携－全国主要73市区調査』日経グローバル No.134、2009.10.19

5 目的達成のためのツール(施設ごとに差別化を行うために財務諸表の活用)

最後に、指定管理者制度の目的達成のために、監査人が考えるツールの1つを提示する。

平成18年に総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(地方行革新指針)が発出され、すでに取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、平成21年度を期限として「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「資金収支計算書」、「純資産変動計算書」の財務書類4表を整備することとなった。自治体は、この財務書類を公の施設(この中には、指定管理者制度導入施設も含まれる。)の管理ツールとして役立てることができる。特に、財務書類4表の内、行政コスト計算書は、内部管理のために適宜加工することによって、公の施設の有効な管理ツールとなり得る。

行政コスト計算書は、会計期間中の自治体の業績、すなわち費用・収益の内容を明らかにする財務書類であり、自治体の経営成績つまりパフォーマンスの結果を示すものである。但し、経営成績といっても自治体の場合利益の獲得を目的とはしていないので、ここでは資源が適正に再配分されているかを示す計算書といえる。行政コスト計算書の内容を確認することによって、フルコスト(総額や市民1人当たり)や費用の構成内容、収入と費用の関係などを把握することができる。また、行政コスト計算書は、施策別に加工することによって有効な管理ツールとなり得る。

【表12】において、施設別の行政コスト計算書の例を示す。この表のように**行政コスト計算書を施設別に作成することによって、施設ごとのパフォーマンスの結果を把握することができる**。また、施設別行政コスト計算書では公の施設全てが対象となるので、指定管理者制度対象施設だけではなく、直営施設のパフォーマンスも確認できる。パフォーマンスの結果は純経常費用(行政コスト)として表されるが、これとサービス水準とを比較することによって、サービス単位当たりコストなどの指標が算定されることになる。この指標は、他の類似施設と比較する他、同じ施設の過去の指標との経年比較によってその推移を確認することができる。たとえば、ある施設において純経常費用が120でサービス水準が10であったものが、翌年度において純経常費用は変わらず、サービス水準は12となったと仮定する。この場合、サービス単位当たりのコストは、 $12(120 \div 10)$ から $10(120 \div 12)$ へ下がったとして評価することができる。

なお、サービス水準は、理想的にはどれだけ県民の役に立ったか(つまり事業の成果)を示すアウトカム指標を使うことになるが、この指標の算定が難しい場合には、その代替指標としてどれだけ仕事をしたか(業務の実施度合い)を示すアウトプット指標を使うことになる。

施設別行政コスト計算書の活用は、公の施設の管理の方法の1つに過ぎない。また、どのような方法で財務諸表4表を作成するかによって、施設別への加工が難しい場合もある。しかしながら、秋田県としても、このような方法を活用することによって、施設サービスの向上と運営コストの節減をバランスよく達成することが求められる。

【表 12】施設別行政コスト計算書の例

区分	生涯学習 センター本館	生涯学習セ ンター分館	・・・		計
	(直営)	(指定管理者)	・・・		
【経常費用】					
1. 経常業務費用					
①人件費					
・職員給料					
・賞与引当金繰入					
・退職給付費用					
・・・					
②物件費					
・減価償却費					
・維持補修費					
・消耗品費					
・・・					
③経費					
・業務費					
・委託費					
(内 指定管理料)					
・・・					
④業務関連費用					
・公債費(利払費用)					
・・・					
2. 移転支出					
経常費用合計					
【経常収益】					
1. 経常業務収益					
①業務収益					
・利用料収入					
・自己収入					
②業務関連収入					
・・・					
経常収益合計					
純経常費用(行政コスト)(A)					
サービス水準(B)					
(例) 利用者数					
イベント回数					
相談件数					
入会者数					
など					
サービス単位当たりコスト(A/B)					

第5 外部監査の結論－論点別－

I 指定管理料について

1 指定管理料低減の問題

(1) 概要

① 財政状況との比較

まず秋田県の最近数年間の財政状況と指定管理料との関係を考察する。秋田県における一般会計の決算状況の推移は【表 13】のとおりである。

【表 13】 秋田県の一般会計の財政状況の推移

(単位：百万円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度 (当初予算額)
歳入決算額	690,518	634,633	616,090	608,252	606,843
対 17 年度比	—	91.9%	89.2%	88.1%	87.9%
歳出決算額	686,939	631,995	613,148	600,415	606,843
対 17 年度比	—	92.0%	89.3%	87.4%	88.3%

出所) 秋田県作成資料より抽出

この表のとおり、秋田県の一般会計の財政状況は、歳入・歳出ともに対平成 17 年度比で平成 20 年度の決算で 10%以上の縮小となっている。これに対して、指定管理料の推移は【表 14】のとおりである。

【表 14】 指定管理料の推移(平成 17 年度は管理委託料)

(単位：千円)

	平成 17 年度 (管理委託料)	平成 18 年度 (指定管理料)	平成 19 年度 (指定管理料)	平成 20 年度 (指定管理料)	平成 21 年度 (当初予算額) (指定管理料)
指定管理料	4,916,183	4,334,473	4,173,197	4,043,958	3,838,647
対 17 年度比	—	88.1%	84.9%	82.3%	78.1%
一般財源	3,242,943	2,957,176	2,891,986	2,703,166	2,580,499
対 17 年度比	—	91.2%	89.2%	83.4%	80.0%

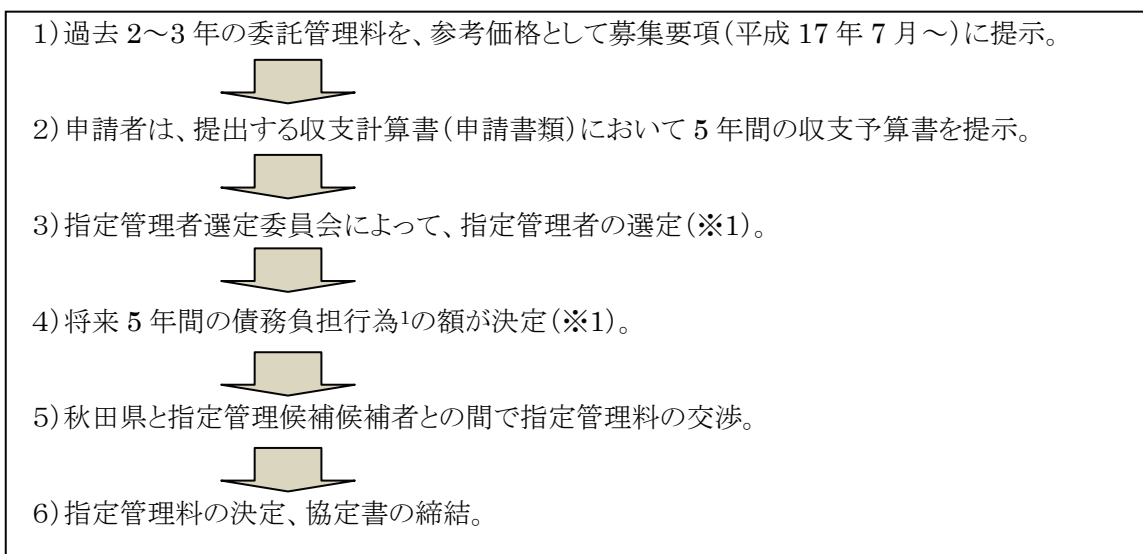
出所) 秋田県内部資料より作成

(注 1) 各年度の比較性を保つため、平成 19 年度以降に指定管理者制度を導入した施設は計算から除外した。また、平成 17 年度以前にすでに指定管理者制度を導入している施設等も除外した。この結果、この表の数値は、上記の除外施設と指定管理料が発生しない完全利用料金制を採用している施設を除いた 45 施設の合計金額となっている。

この表のとおり、平成20年度指定管理料は、平成17年度と比べ17.7%の減少となっている。一般会計の歳出には生活保護や介護保険などの義務的経費で縮減が困難なものも含まれているため一概に減少率を比較はできないが、一般会計の歳入、歳出以上に減少していることがわかる。なお、【表14】でいうところの一般財源とは、指定管理料の内、施設の利用料収入などを除いたものである。

② 指定管理料算定の流れ

次に、平成18年度に指定管理者制度を導入した施設における募集開始から指定管理料の決定までの流れは次のとおりとなっている。



(※1) 平成17年12月の議会で、選定委員会において選定された指定管理者候補が提出・承認されると同時に、同じ議会で、前年度までの管理料の実績及び申請者からの提示額をもとに、将来5年間の債務負担行為の額が承認されている。

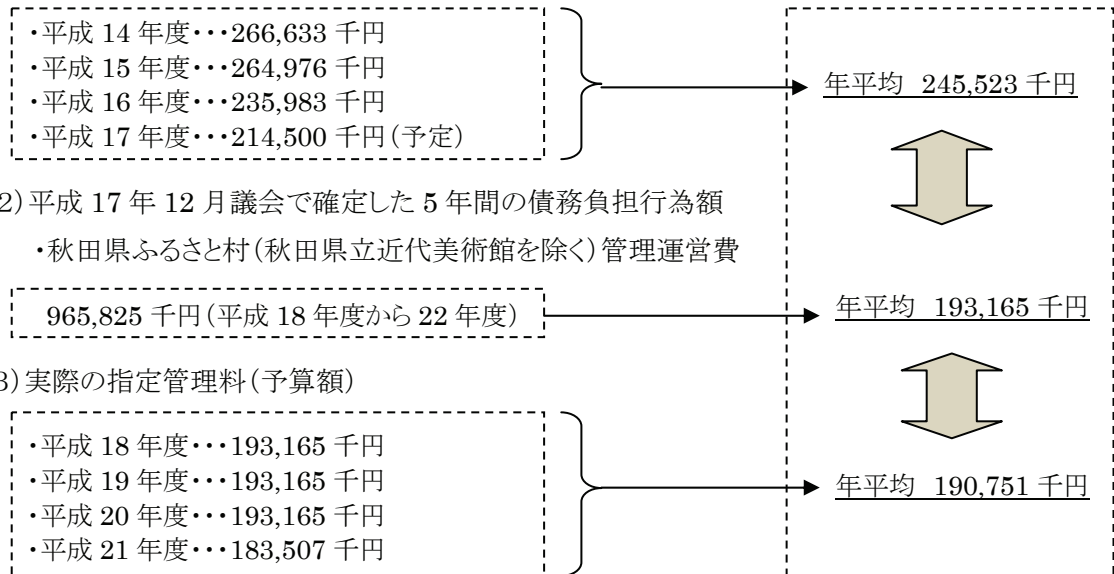
③ 募集要項の参考価格、債務負担行為額及び実際の指定管理料の関係

②のとおり、前年度までの管理料の実績及び申請者からの申請額をもとに債務負担行為の額が決まり、その債務負担行為額をもとに交渉の末指定管理料が決まることになる。では、次に平成18年度に指定管理者制度を導入したいくつかの施設の例をもとに、実際の募集要項における参考価格、債務負担行為額及び実際の指定管理料を次に比較する。

¹ 債務負担行為は、1つの事業等が単年度で終了せずに、後年度においても負担しなければならない場合に、議会の議決を経てその期間と額を確定するもの。地方自治法第214条では、「歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」と規定されている。秋田県の指定管理者制度に関しては、**指定期間の5年間（平成18年度から平成22年度）の債務負担行為が設定されている。**

(例1) ふるさと村施設(レクリエーション・スポーツ施設)

1) 募集要項で、秋田県が参考価額として提示した過去の管理委託料の実績

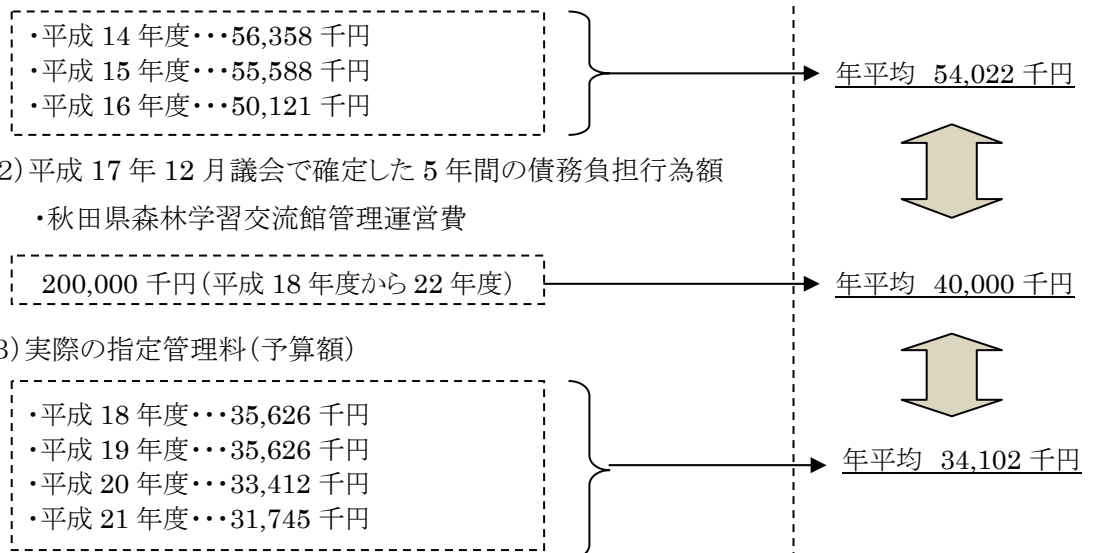


【コメント】

ふるさと村施設では、募集時に参考価額として提示した額(平均245,523千円)と比べてかなり低い価額で債務負担行為額が設定されている。また、実際の指定管理料(予算額)も債務負担行為額とほぼ同程度の低い水準となっている。(平成21年度はさらに5%削減)

(例2) 森林学習交流館(産業振興施設)

1) 募集要項で、秋田県が参考価額として提示した過去の管理委託料の実績

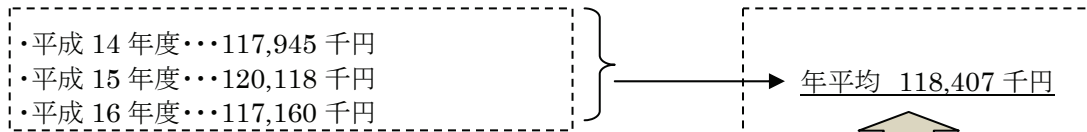


【コメント】

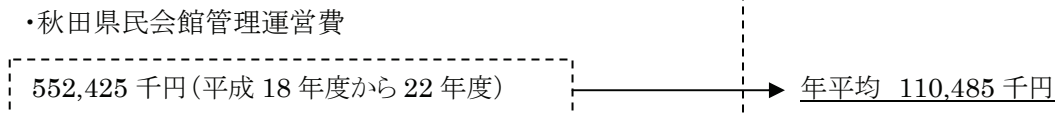
森林学習交流館では、募集時に参考価額として提示した額(平均54,022千円)と比べてかなり低い価額で債務負担行為額が設定されている。また、実際の指定管理料(予算額)はさらに低い額となっている。

(例3) 県民会館(文教施設)

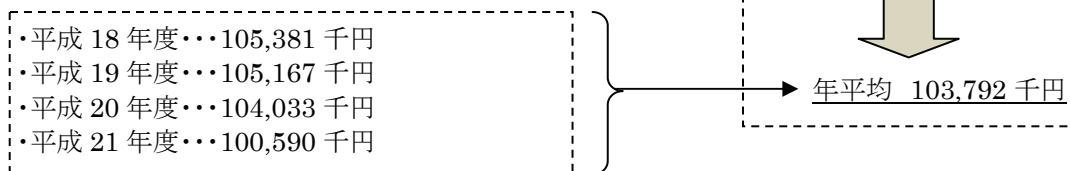
1) 募集要項で、秋田県が参考価額として提示した過去の管理委託料の実績



2) 平成17年12月議会で確定した5年間の債務負担行為額



3) 実際の指定管理料(予算額)

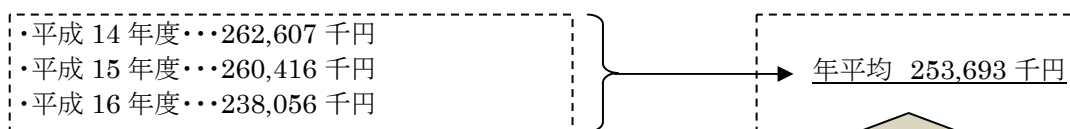


【コメント】

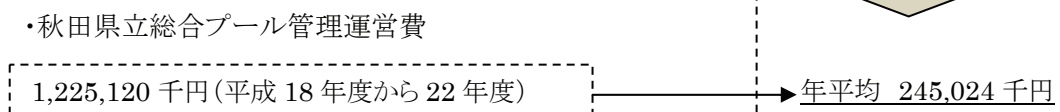
県民会館では、募集時に参考価額として提示した額(平均118,407千円)と比べて低い価額(年平均110,485千円)で債務負担行為額が設定されている。また、実際の指定管理料(予算額)はさらに低い額となっている。

(例4) 総合プール(レクリエーション・スポーツ施設)

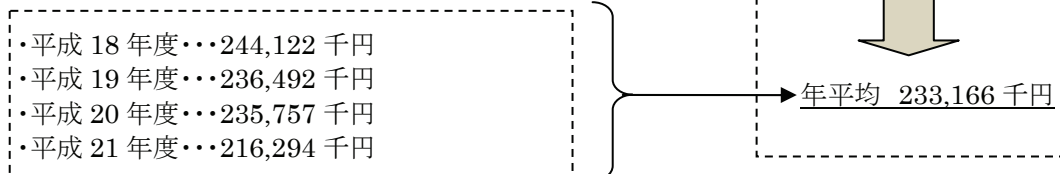
1) 募集要項で、秋田県が参考価額として提示した過去の管理委託料の実績



2) 平成17年12月議会で確定した5年間の債務負担行為額



3) 実際の指定管理料(予算額)

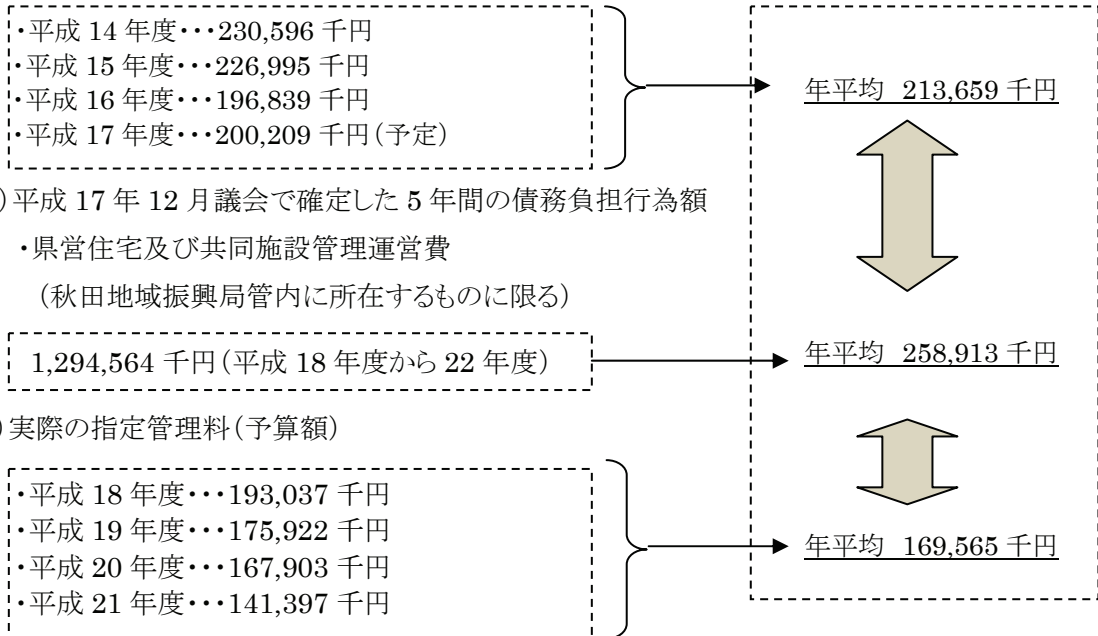


【コメント】

総合プールでは、募集時に参考価額として提示した価格(平均253,693千円)と比べて低い額(年平均245,024千円)で債務負担行為額が設定されている。また、実際の指定管理料(予算額)はさらに低い額となっている。

(例5) 県営住宅等(基盤施設)

1) 募集要項で、秋田県が参考価額として提示した過去の管理委託料の実績



【コメント】

県営住宅等では、募集時に参考価額として提示した額(平均213,659千円)と比べて高い価格で債務負担行為額が設定されている。一方、実際の指定管理料(予算額)は債務負担行為額と比べ低い価額となっている。この指定管理料(予算額)は募集時の参考価額と比べても低い額となっている。

④ 指定管理料の削減に向けた方針の推移

秋田県では、平成18年度以降、次のような指定管理料の削減に向けた方針を打ち出している。

平成18年度の指定管理者制度導入の時に、秋田県は指定管理者候補との指定管理料の交渉に際して、平成17年度の管理料(一般財源)をベースに、指定管理料を5年間(平成18年～22年度)で15%削減する方針を打ち出した。



その後の「更なる財政改革」での取り組み策【削減率の上乗せ及び前倒し】。

- 県出資団体で大半の収入が県費で占める団体においては、プラス5%削減で、5年間で20%削減とする。
- その他の団体においては、プラス2%削減で、5年間で17%削減とする。
(また、委託業務の見直しにより、削減率の上乗せに努める。)
- 上記削減は、できるだけ平成20年度、21年度の前倒しを実施する。

出所) 秋田県総務企画部財政課通知より

(2) 監査の結論(監査の意見)

以上より、多くの施設で指定管理料の削減策が実施されている。その結果、【表 14】(41 ページ)のとおり平成 20 年度指定管理料は、指定管理者制度が導入される前の平成 17 年度の管理料と比べ全体で 17.7%の減少となっている。このことより、秋田県においてはサービスの向上より費用の削減を優先していることがわかる。また、この削減は指定管理者の工夫の結果や指定管理者制度導入効果というよりも、秋田県の財政状況に基づく半ば強制的な削減といえることができる。

現在の厳しい財政状況を考慮するとある程度の指定管理料の削減は仕方がないが、本来、**費用の削減のみを優先するのではなく、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行う必要がある。**(具体的な意見については、「第 4 外部監査の結果－総括－」を参照。)

2 債務負担行為の設定時期の問題

(1) 概要

平成 18 年度から指定管理者制度が導入された施設においては、指定管理者の指定と 5 年間の債務負担行為が、同じ議会(平成 17 年 12 月議会)で承認されている。指定管理者としては、募集要項において、秋田県が参考価格として提示した過去の管理委託料の実績に基づいて申請額を決めている。一方、債務負担行為は指定管理者の意思に関係なく決定されることにより結果的に指定管理者に不利な状況となっている。

(2) 監査の結論(監査の結果)

本来であれば、**指定管理者の公募前に債務負担行為額を決定するか公募後であっても債務負担行為額を決定する際に指定管理者との交渉の余地を残す必要がある。**実際に、上記の例を見ても明らかなように、ほとんどの施設において、過去の実績よりも低い額で債務負担行為が設定されており、指定管理者に不利な結果となっている。

この債務負担行為の設定時期の問題については、秋田県は平成 20 年度以降に公募する公の施設から、公募の前に債務負担行為を設定した上で、公募の際、募集要項に債務負担行為額を明記することとした。この方法により、指定管理者は予算の裏付けのある債務負担行為額をもとに指定期間中の収支計画を立てた上で応募できることから問題は解決されている。

3 債務負担行為の設定額の問題

(1) 概要

秋田県は、公募の際募集要項に債務負担行為額を明記するとともに、「公募期間が5年の施設において原則として債務負担行為額の6%以上(指定期間が3年の施設にあつては4%以上)の縮減を図る」という方針も打ち出した。

(参考)平成21年4月より指定管理者による管理運営が開始される「環境と文化のむら」の募集要項より一部抜粋

3 管理運営に関する経費

(1)環境と文化のむらの管理運営に要する経費に充てるため、年度毎に予算の範囲内で指定管理料を支払います。

(2)指定期間(5年間)の予算総額は、35,735千円を限度とします。

(3)指定管理料の額については、指定の告知後毎年度締結される年度協定書により定めます。

(4)指定管理料は、指定期間内において、原則として予算総額の6%以上の縮減を図ることとします。

(2) 監査の結論(監査の意見)

債務負担行為額はあくまで上限額であるとはしても、本来、このような方針を取るのであれば、**始めから6%以上の縮減を考慮した債務負担行為を設定する必要があると思われる。少なくとも、債務負担行為額が過去の指定管理料の実績等をベースに慎重に査定したものであるならば、それ以上の縮減はしないこととすることが望ましい。**

4 指定管理料の精算等について

(1) 概要

指定管理者に対して費用削減の努力を促すという指定管理者制度の趣旨に基づくなら、指定管理料は渡し切りとすることが望ましい。一方、秋田県においては、一部精算方式をとり、年末に生じた余剰金を秋田県に返還させている場合があった。

(2) 監査の結論(監査の意見)

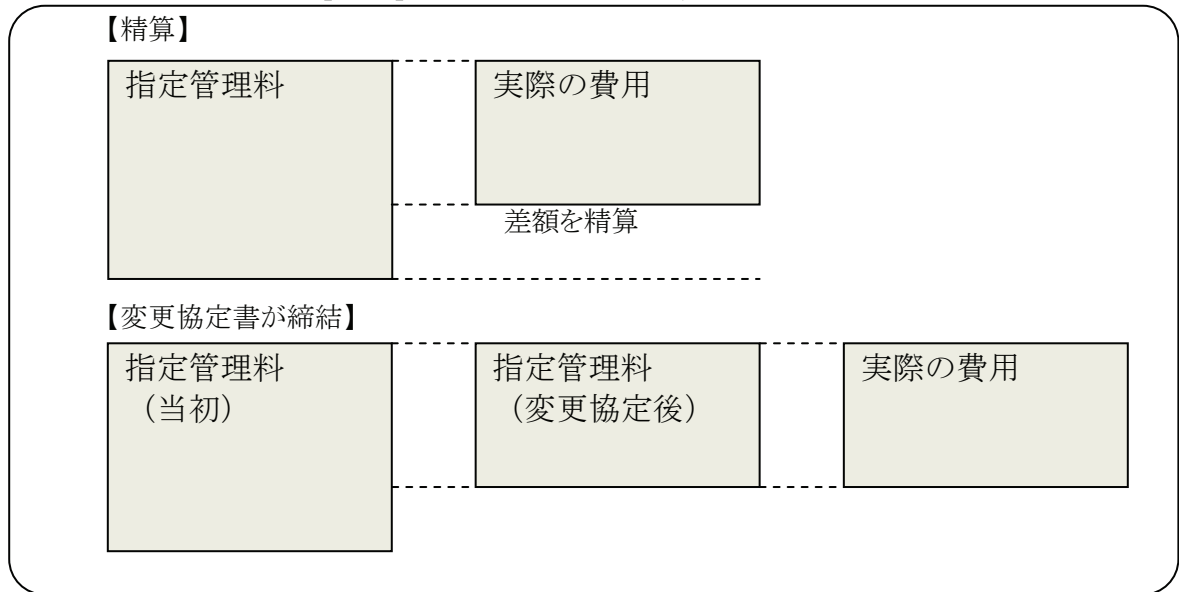
精算方式は、指定管理者の費用削減へのモチベーションの低下を招くおそれがあることより望ましくない。今後は小破修繕費用など精算方式が合理的なもの以外原則として渡し切りとすることが望ましい。

また、秋田県は、精算方式に代わる方法として、年度末近くに秋田県と指定管理者との間で実

費相当分まで引き下げた指定管理料での「変更協定書」を締結している事案が散在された。このような方法は、実質的に精算方式と同じことであり同様に望ましくない。

秋田県としては、精算方式又は変更協定書方式をとることなく、原則指定管理料は渡し切りとすることが望ましい。

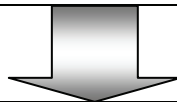
【図 7】 精算及び変更協定の仕組み



なお、秋田県は、平成 20 年度の協定より予算の範囲内で小破修繕費用に充てる費用を、その他の指定管理料とは別枠で設けることとしている。この場合には、指定管理料の内、小破修繕費用に充てられる部分については精算方式が妥当と考えられる。

(例) 秋田県民会館(年度中に変更協定書が締結された例)

秋田県民会館の管理に関する年度協定書の一部抜粋(平成 18 年 3 月 31 日締結)
 (平成 18 年度の指定管理料)
 第 2 条 甲(秋田県)は、乙(指定管理者)に対し、本業務の実施の対価として、次に掲げる指定管理料を支払うものとする。
 指定管理料 ¥105, 381, 000円



変更協定書一部抜粋(平成 19 年 3 月 16 日締結)
 委託者秋田県知事と、受託者財団法人秋田県総合公社理事長との間に、平成 18 年 3 月 31 日に締結した秋田県民会館に管理に関する年度協定書の一部について、次のとおり変更する。
 第 2 条第 1 項中
 「105, 381, 000円」を「105, 081, 000円」に改める。

5 5年間の指定管理料の固定

(1) 概要

秋田県は、毎年度、指定管理料を見直している（ほとんどの場合現状維持又は縮減）。しかしながら、このような方法では、指定管理者がコストの削減努力を行って利益を計上しても翌年度指定管理料が縮減されてしまえば、指定管理料の縮減を恐れて次回からは費用を縮減するモチベーションはなくなる可能性がある。

(2) 監査の結論（監査の意見）

秋田県では、平成18年度から平成22年度までの指定管理の実績を経て、ある程度、施設ごとに指定管理料の概算を把握できるであろう。このように施設ごとにあるべき指定管理料が積算できる状況にあるならば、平成23年以降の公募の際には、募集要項に債務負担行為額を明記することに加えるだけではなく、その**債務負担行為額と指定管理者からの提示額をベースとして、始めから指定管理期間（5年間）の指定管理料を固定することも1つの方法である（年度の指定管理料は確定額の5分の1とする）**。

この方法によって、指定管理者のモチベーションの維持が図られる可能性がある。

6 実態に沿ったコスト情報の提供の指導

(1) 概要

今回、監査の対象とした施設においては、資料レビュー又は関係者への意見聴取した結果、以下の事例のように、指定管理者から秋田県に対して実態とは違うコスト情報が提供されている事例が多くみられた。

（例1）収支均衡

多くの施設で、毎期収支決算書において収入と支出が均衡となっていた。担当者に確認したところ、収支予算だけでなく、収支決算においても収支均衡させるものと思っていたとのことであった。そして、そのために毎期年度末近くに備品等を購入して差額を調整していた。

（例2）年度末近くに発生する予測不能な費用の処理（除雪費用）

秋田県の特徴として、除雪費用の問題がある。除雪費用は、1月から3月辺りの年度末近くに発生する費用であるが、この費用は、多く雪が積もる年と、それほど雪が積もらない年とで、年度により大きな差が生じるという特徴がある。

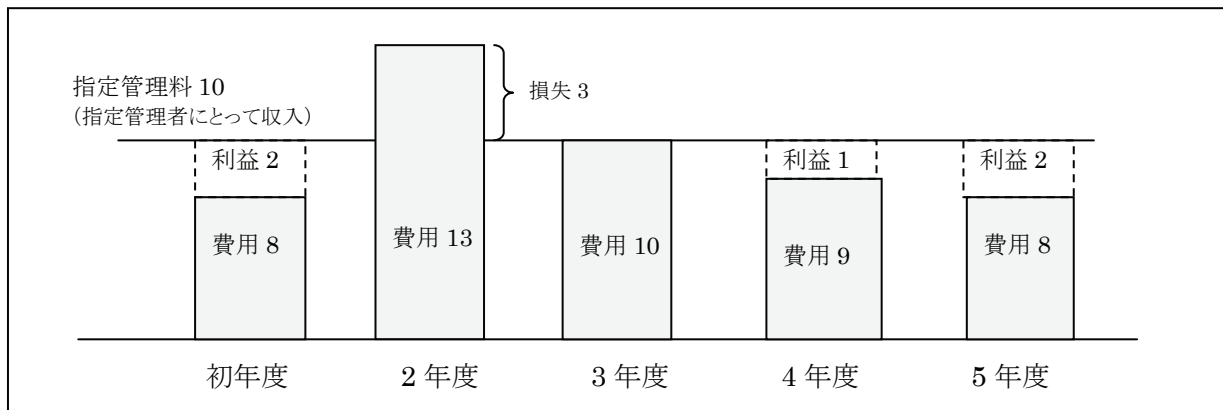
しかしながら、指定管理者は、年によって差がある除雪費用について始めから年度末に多額の費用が発生することを想定して、それまでの支出をしていくことはできない。結局大雪となり想定以上の除雪費用が発生した場合、指定管理者は、指定管理料を超える部分について表面上指定管

理業務が赤字とならないようにしている。そして、秋田県に報告する収支報告書においては、当該費用を計上しない処理を行っている。

(2) 監査の結論(監査の意見)

このような状況では、収支計算書が意味のないものになるばかりか、施設に関する正確なコスト情報が把握されず、秋田県は指定管理料を正しく試算することができない。指定管理期間(5年間)の指定管理料を当初から確定することを前提として、**秋田県は、指定管理者に対して、たとえ黒字又は赤字になっても施設に関する偽りないコスト情報を収支計算書によって提供するように強く指導する必要がある。**正しいコスト情報の提供が実現すれば、年度単位で見ると黒字となったり赤字となったりすることもあるが、5年通算で見ると平準化されることになる。以下において、簡単なシミュレーションで説明する。

【図 8】 5年間の指定管理料と費用のシミュレーション



- 指定管理料は毎年度 10 (5 年間では、 $10 \times 5 = 50$)
- 初年度の費用は 8(利益 2) (内、天候に恵まれたための利益 1、費用削減努力による利益 1)
- 2 年度の費用は 13(損失 3) (例年より大雪となったための損失 3、但し、5 年に 1 度程度大雪となることは指定管理料 50 を算定する際に織り込み済み。)
- 3 年度の費用は 10 (収支均衡)
- 4 年度の費用は 9(利益 1) (すべて天候に恵まれたための利益)
- 5 年度の費用は 8(利益 2) (内、天候に恵まれたための利益 1、費用削減努力による利益 1)

5 年間通算にみると、指定管理料(収入)50、費用 48、利益 2 となる。

毎期、暫定的な評価は行うが、指定管理者の最終的な評価は指定期間終了後に行う。上記のシミュレーションのように、5 年間の通算の利益 2 が、費用削減努力によることが認められれば、次の指定管理料も現状維持の 50 とすることが合理的である。なぜなら、コストの適正水準は 50 だが、指定管理者の費用削減努力によって 48 の水準となったと理解することができるからである。

一方、利益 2 が、費用削減努力によるものと認められなければ、次回の指定管理料は 48 が妥当ということになる。

さらに、コストの内容を検討した結果、48 の内不必要な支出 2 が発見されれば、次回の指定管理料は、さらに 2 削減して 46 となる。

このように、将来の指定管理料を正しく試算することが可能になるためには、やはり指定管理者からの正しいコスト情報の提供が不可欠なのである。

なお、コスト情報の内容を分析し必要な支出と不必要な支出に仕分けする作業は、秋田県の担当者と指定管理者の間で慎重に行われることになるが、この作業を通じて秋田県の担当者のノウハウの維持にもつながる。指定管理者制度の問題点の 1 つとして、指定管理者制度導入後に自治体内で施設の管理・運営に必要な人員とノウハウを維持していくのが難しいという問題があるが、この仕分けの作業を行うことによって、そのノウハウの維持も期待できるのである。

(3) (参考) 特別な事情における指定管理料の変更

なお、気象変動などによってコストへの影響が生じても 5 年間で平準化されることが想定されるのであれば指定管理料の変更は行わないことになるが、一方、当初想定されなかった特別な事情が生じた場合には、指定管理料を変更することによって対応することになる。この点、秋田県基本協定書モデル第 26 条では「指定管理料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、相手方に通知することにより指定管理料の額の変更を申し出ることができるものとする。」としている。平成 20 年度においては、インフルエンザ対策に関してこの規定を活用し迅速に対応している。

指定管理者制度導入施設における新型インフルエンザ対策について(通知)

このことについて、県民の健康被害及び社会的・経済的被害を最小限にとどめ、安全・安心を確保するため、指定管理者制度を導入している貴課で所管する公の施設においても、県内での新型インフルエンザ発生に備え、職員用マスク、消毒液の準備などの対策を講じられるよう、各指定管理者への働きかけをお願いします。

また、指定管理者が独自に行事等を主催するに当たっては、新型インフルエンザへの感染機会を減らすための工夫を検討されるよう要請してください。

なお、マスクや消毒液の購入に要した費用が多額に及ぶこととなる場合は、基本協定書モデル第 26 条第 2 項に基づいて締結された基本協定書に定める指定管理料の額を変更すべき特別な事情に該当するものとして取り扱うことがあることを申し添えます。

Ⅱ 施設サービスについて

1 施設ごとの実績

今回監査の対象とした主な指定管理者制度導入施設の利用者数と料金収入の推移は次のとおりとなっている。

【表 15】利用者数と料金収入の推移

		平成 17 年度 (A)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度 (B)	B/A	注 1
北部老人福祉 総合エリア	利用者数	72,018	82,015	83,635	88,142	122.4%	1
	料金収入	16,025	19,701	21,129	24,034	150.0%	
中央地区老人福祉 総合エリア	利用者数	155,787	167,022	169,251	165,888	106.5%	1
	料金収入	33,776	38,628	40,726	45,159	133.7%	
南部老人福祉 総合エリア (入居施設を除く)	利用者数	135,229	135,695	131,762	132,601	98.1%	2
	料金収入	14,286	15,397	14,923	12,963	90.7%	
高清水園	利用者数	804	992	1,181	1,160	144.3%	1
	料金収入	203,495	161,781	158,685	216,093	106.2%	
阿桜園	利用者数	828	1,068	1,360	1,368	165.2%	1
	料金収入	227,409	179,619	182,773	249,909	109.9%	
総合生活文化会館 (音楽ホール等)	利用者数	61,662	65,108	69,905	67,139	108.9%	1
	料金収入	12,733	12,883	13,090	12,622	99.1%	
総合生活文化会館 (展示ホール等)	利用者数	189,823	191,545	201,307	159,853	84.2%	2
	料金収入	27,811	25,708	26,140	23,477	84.4%	
県民会館	利用者数	157,113	173,263	172,758	152,051	96.8%	2
	料金収入	28,176	27,694	32,751	32,071	113.8%	
生涯学習センター (分館)	利用者数	114,099	96,045	107,336	107,807	94.5%	2
	料金収入	15,986	13,837	15,482	16,096	100.7%	
北部男女共同 参画センター	利用者数	14,073	16,030	18,700	19,945	141.7%	1
	料金収入	119	86	152	189	158.3%	
南部男女共同 参画センター	利用者数	10,492	11,004	11,770	12,561	119.7%	1
	料金収入	130	135	142	145	112.0%	
森林学習交流館 (宿泊)	利用者数	8,789	9,066	7,917	6,959	79.2%	2
	料金収入	—	35,422	34,230	29,801	—	
森林学習交流館 (会議室)	利用者数	9,224	9,170	8,203	8,476	91.9%	2
	料金収入	3,367	2,988	3,363	3,342	99.2%	
ふるさと村施設 (近代美術館除く)	利用者数	752,659	706,318	729,342	720,760	95.8%	2
	料金収入	—	—	—	—	—	
男鹿水族館	利用者数	381,000	303,400	286,682	258,029	67.7%	2
	料金収入	290,897	218,401	196,108	173,466	59.6%	
総合プール	利用者数	125,068	128,825	126,846	128,219	102.5%	1
	料金収入	25,183	22,913	19,687	23,932	95.0%	
県立スケート場	利用者数	65,815	66,841	70,852	70,410	107.0%	1
	料金収入	42,163	38,636	29,450	35,234	83.6%	
県立野球場	利用者数	105,903	109,782	136,504	123,032	116.2%	1
	料金収入	5,922	8,872	5,770	8,185	138.2%	
県立運動広場 (向浜)	利用者数	48,250	47,851	38,651	38,348	79.5%	2
	料金収入	5,151	5,311	3,513	3,699	71.8%	

出所) 秋田県知事公室総務課資料を参考に作成

- (注1) 1:平成17年度比で利用者数が増加している施設
 2:平成17年度比で利用者数が減少している施設
 (注2) 男鹿水族館は平成16年7月から指定管理者制度を導入している。
 (注3) 県営住宅は入居率100%なので記載を省略

この表のとおり、平成17年度比で利用者数が増加している施設と減少している施設はほぼ半々となっている。まず、平成17年度比で利用者数が増加している施設における、その主な増加理由は次のとおりである。

【表16】利用者が増加している施設の増加理由

施設名	増加理由
北部老人福祉総合エリア	休憩(入浴)の4時以降の半額料金の認知や夜9時まで営業時間を延長したこと、植樹祭需要などによる増加。
中央地区老人福祉総合エリア	1月から3月まで天井修繕によりプールの営業を休止したため利用者数は減少。一方で営業時間延長や積極的な広報活動により、特に夕方からの休憩や屋内運動広場などの有料利用者が増となったことにより料金収入は増加。
高清水園	平成18年度、19年度においては、利用者は横ばいだが、短期入所利用者が減となったことによる料金収入の減少。また、平成20年9月以降の児童に係るサービス利用料について、成人と同様に国保連請求となったことにより、児童施設給付費が増となったことによる料金収入の増加。
阿桜園	平成19年度と平成20年度では利用者は横ばい。但し、平成20年9月以降の児童に係るサービス利用料について、成人と同様に国保連請求となったことにより、児童施設給付費が増となったことによる料金収入の増加。
総合生活文化会館 (音楽ホール等)	平成17年度と比較して大きな動きはない。
北部男女共同参画センター	広報活動、自主事業の実施等による利用者の増加。
南部男女共同参画センター	広報活動、自主事業の実施等による利用者の増加。
総合プール	貸切り利用が増加したことと障害者及びセカンドスクールでの入場者が多かったことによる利用者の微増。また、平成19年度の国体関連利用に伴う料金減免が今年度は減ったための料金収入の前年度比で増加。但し、平成17年度の料金収入と比べると減少。
県立スケート場	利用者は平年並みだが、4月から8月にかけて催事貸館があったための料金収入の増加。但し、平成17年度の料金収入と比べると減少。
県立野球場	平成19年度は、中学校野球全国大会と国体(高校野球)での利用者増があったため、反動で利用者は減少。但し、平成17年度比では増加。一方で料金減免の件数は減ったため料金収入は増。

一方、平成17年度比で利用者数が減少している施設における、その主な減少理由は次のとお

りである。

【表 17】利用者数が減少している施設の減少理由

施設名	減少理由
南部老人福祉総合エリア	利用者は横ばいだが、レストラン不在、教室参加料徴収開始により有料利用者が減となったことにより料金収入は減少。
総合生活文化会館 (展示ホール等)	国体等関連利用分に加え大規模イベントが減少し、さらに不況により多目的ホールの営業使用のキャンセル等があったため、利用者も料金収入も減少。
県民会館	他の文化施設に比べ、ステージが狭く楽屋も不足しているため、大型公演の受入ができないための減少。料金収入は、平成 17 年度と比べると増加しているが、平成 19 年度比では微減。
生涯学習センター分館	多目的ホールの利用者の減少やバンド練習を含む定期的に利用する団体の小規模化等の影響はあるものの、全体としては利用者に大きな動きはない。但し、平成 17 年度比では利用者数は減少している。
森林学習交流館(宿泊)	平成 19 年度比では国体等関連利用分による利用者の減少。
森林学習交流館(会議室)	低料金が周知されつつあること、終日利用が増えたことにより、平年並み。但し、平成 17 年度と比べると利用者は減少。
ふるさと村施設(近代美術館を除く。)	岩手宮城内陸地震の影響による利用者の減。
男鹿水族館	平成 16 年 7 月に新装開業した当初と比べ、平成 20 年度は利用者及び料金収入ともに減少。
県立運動広場(向浜)	テニスコートの各種大会及び利用者の減少により利用者は減少。一方で野球の各種大会の開催により平成 19 年度比では料金収入は増加。但し、平成 17 年度比では減少している

2 施設サービスに関する意見

(1) 概要

ほぼ全ての施設において指定管理料が削減されていることを考慮すると、平成 17 年度比で利用者数が増加している施設と減少している施設はほぼ半々ということは、施設サービスの向上に向けた努力は全体的には評価できるのではないかと考える。但し、今回の監査においては、利用者数の増減や料金収入の増減をもって施設サービスに関する監査意見は述べない。これは、利用者数や料金収入は外部要因にも影響されることや、前述のとおり、施設サービスの評価はそれに要するコストと一体で評価すべきものと考えからである。但し、明らかに施設サービスの向上に努めているかどうか疑問がある事例については、施設ごとに個別の意見を述べる。たとえば、応募の際の事業計画書に記載された施設サービスの向上に向けた取り組み方針が未実施であるケース(ふるさと村施設:180 ページ参照)や利用者が増えていない状況にも拘わらず事業報告書に記載

された利用促進策への取り組みが前年度とほぼ同じ内容であったケース(秋田県立総合プール: 209 ページ参照)などである。

以下においては、指定管理者制度における施設サービスの評価に関する監査人の意見を述べる。

(2) 監査の結論

① PDCA サイクルの中での施設サービスの評価(監査の意見)

事業を遂行するには事前の計画策定と事後の成果評価が重要となり、これはPDCAサイクルで説明できる。このPDCAサイクルでは、Plan(計画: 従来の実績や将来の予測などをもとに事業計画を作成する。)、Do(実施・実行: 計画に沿って事業を遂行する。)、Check(点検・評価: 業務の実施が計画に沿っているかどうか確認し、成果を測定する。)、Act(処置・改善: 実施が計画に沿っていない部分や十分な成果が得られなかった部分について修正を加え、新たな計画を作成する。)によって、事業が遂行されることになる。

指定管理業務も同様である。まず、**計画段階で明確な数値目標の設定をする必要がある**。もちろん、秋田県の指定管理業務においても年度開始前に事業計画書を作成している。しかしながら、ほとんどの施設においては明確な数値目標が設定されていない。施設サービスの水準に一番関連する指標は利用者数なので、一般的には利用者数がこの数値目標となるが、利用者数以外にもそれぞれの施設にふさわしい数値目標を設定することが必要である。もちろん、利用者数などは外部要因にも左右されるが、これについては事後評価の段階で考慮すれば良いことになる。事前の目標設定をしないで事後的に利用者数の増減の分析を行っても、これは目標管理とはならない。

② 数値目標と指定管理料について(監査の意見)

①の**数値目標は、指定管理料の水準などを考慮して慎重に決定する必要がある**。「第4 外部監査の結論－総括－」において、Value for Money を高めることが必要と述べた。つまり、数値目標で設定されるサービス水準は、それにかかるコストとの関連で決定する必要がある。指定管理者制度が成功するかどうかは、当該施設の担当課と指定管理者との間で如何に慎重に指定管理料の水準や外的要因等を考慮して、利用者数等の目標値を設定するかにかかっているのである。

Ⅲ 直営施設について(直営であることの妥当性)

今回の監査のテーマは、「指定管理者制度の運用状況について」である。このテーマで監査を実施するに当たっては、直営と指定管理者制度導入の仕分け作業が妥当であったかについても、重要な監査手続きの1つとなる。

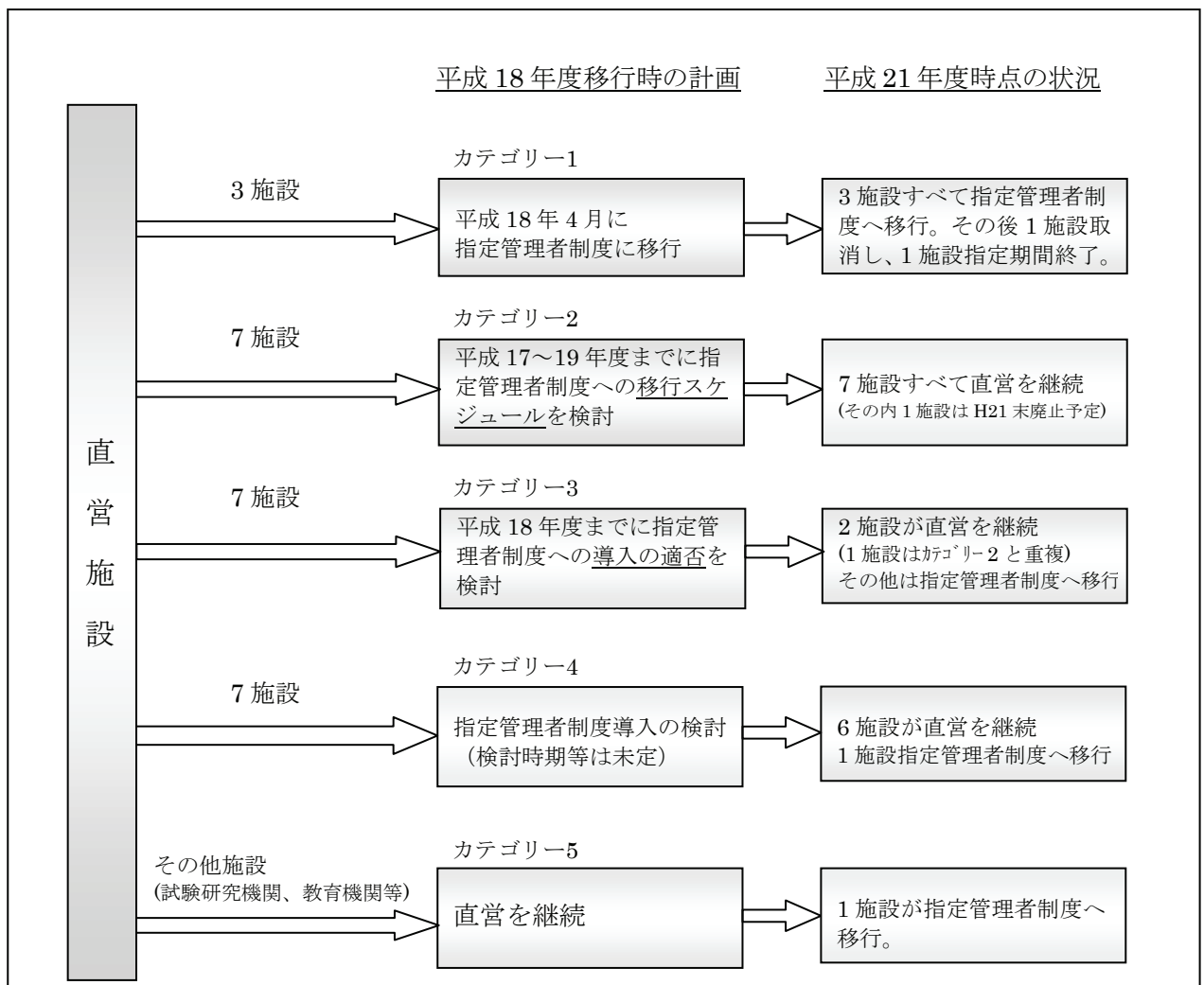
1 カテゴリー毎の監査意見

(1)直営施設の状況

秋田県は、平成18年4月の指定管理者制度導入に際して、従来直営であった施設を幾つかの категорияに分類した上で、それぞれ対処方針を決めている(【図3】18ページ参照)。

そこで、まずそれぞれのカテゴリー毎に、平成21年度現在それらの施設がどのような状況になっているかをまとめた。その結果は、【図9】のとおりである。

【図9】平成18年4月移行前の直営施設の現在の状況



具体的な直営施設のリストは【表2】10ページ参照。

(2) 監査の結論(監査の意見)

① カテゴリー1について

カテゴリー1は、平成18年4月以前に直営施設だったものの内、平成18年4月に指定管理者制度を導入する予定となっていた施設である。カテゴリー1に属する施設と、現在の状況は次のとおりである。

【表 18】 カテゴリー1の施設と現在の状況

No.	施設名	所管課	現在の状況	
			注	概要
1	総合生活文化会館 (イベント広場)	県民文化政策課	直	イベント広場、まるごとプラザともに、H18/4に指定管理者制度を導入済。但し、イベント広場は指定管理者解散に伴い、H20/4に指定取消し。まるごとプラザはH19/3をもって指定期間終了とし、施設を直営としている。
	総合生活文化会館 (秋田まるごとプラザ)			
2	田沢湖高原駐車場	観光課	×	もともと田沢湖スキー場(H16/6指定管理者制度導入)と一体となった施設であり、H16/6に田沢湖スキー場と統合。
3	十和田湖公共下水道	下水道課	指	H21/4に指定管理者制度を導入済。

(注) 直:直営施設、指:指定管理者制度導入、×:廃止、他の施設へ併合、地方独法等へ譲渡など

【監査の意見】

特に問題はなし。

【コメント】

平成21年現在総合生活文化会館(イベント広場及びまるごとプラザ)が直営となっている。但し、これらの施設も、直営とすることに合理性がある。

なお、十和田湖公共下水道は、他の流域下水道施設とともに、平成21年4月に指定管理者制度を導入しているが、これは、平成16年3月30日に、国土交通省から各自治体に発信された通知「指定管理者制度による下水道の管理について」を受けてのものと考えられる。

② カテゴリー2について

カテゴリー2は、平成18年4月以前に直営施設だったものの内、指定管理者制度導入を前提とした上で、平成17～19年度までに指定管理者制度導入へ向けた移行スケジュールを検討するとしていた施設である。カテゴリー2に属する施設と、現在の状況は【表19】のとおりとなっている。

【表19】 カテゴリー2の施設と現在の状況

No.	施設名	所管課	現在の状況	
			注	摘要
1	障害者自立訓練センター	障害福祉課	直	H21末に廃止が決定されている。
2	農業科学館	生涯学習課	直	検討中
3	大館少年自然の家		直	検討中
4	岩城少年自然の家		直	検討中
5	保呂羽山少年自然の家		直	検討中
6	県立近代美術館(管理部門)		直	検討中
7	県立博物館(管理部門)		直	当面直営を継続する方針

(注) 直:直営施設、指:指定管理者制度導入、×:廃止、他の施設へ併合、地方独法等へ譲渡など

【監査の意見】

平成21年の現在7施設全てが直営のままとなっている。いずれも、平成19年度までに指定管理者制度への導入スケジュールを検討するとしていた施設である。**平成21年度末に廃止が決定した障害者自立センター以外は、導入に向けた検討を進める必要がある。**なお、大館少年自然の家については、64ページ以降で事例分析を実施した。

【コメント】

生涯学習課は多くの施設が直営を継続している。まず、大館少年自然の家、岩城少年自然の家、保呂羽山少年自然の家については、「老朽化のため受け手が見つからず、縮小及び将来的な廃止を検討していることや、教育施設である少年自然の家について利用者の信頼性を確保するためには、直営のままとすべきとする意見がある」ことを、直営を継続する理由としている。一方、農業科学館、県立近代美術館(管理部門)、県立博物館(管理部門)を直営としている理由として、生涯学習課は、「教育機関である企画部門と管理部門との分離が困難なため」としている。また、「他県での成功事例のスキームは、実質的に管理委託と変わらず導入することのメリットがない」こともその理由としている。

しかしながら、類似の施設について、すでに指定管理者制度を導入して実績をあげている自治体もあり、また直営でなければ利用者の信頼を確保できないと断言することもできない。よって、直営としている理由は、いずれも指定管理者制度を導入しない理由としては説得力に乏しいものと判断できる。

③ カテゴリー3について

カテゴリー3は、平成18年度までに指定管理者制度への導入の適否を検討した上で、直営のままとするか、指定管理者制度を導入するか決定している。カテゴリー3に属する施設と、現在の状況は次のとおりである。

【表 20】 カテゴリー3の施設と現在の状況

No.	施設名	所管課	現在の状況	
			注	概要
1	県立博物館(管理部門以外)	生涯学習課	直	当面直営を継続する方針
2	県立図書館		直	当面直営を継続する方針
3	県立こども博物館		×	H19/4に児童会館と統合
4	児童会館	子育て支援課	指	H20/4に指定管理者制度を導入済
5	農業研修センター	農林政策課	指	H20/4に指定管理者制度を導入済
6	秋田工業用水道	公営企業課	指	H19/4に指定管理者制度を導入済
7	流域下水道	下水道課	指	H21/4に指定管理者制度を導入済

(注) 直:直営施設、指:指定管理者制度導入、×:廃止、他の施設へ併合、地方独法等へ譲渡など

【監査の意見】

平成21年度時点で、7施設の内県立博物館(管理部門以外)と県立図書館の2施設が直営のままとなっている。**県立博物館(管理部門以外) 県立図書館ともに、他の自治体の導入状況を参考とした上で導入に向けた検討を進める必要がある。**

【コメント】

県立博物館(管理部門以外)は、カテゴリー2で記載した管理部門とともに当面直営を継続する方針としている。県立図書館も同様である。いずれも、教育機関である当該施設について利用者の信頼を確保するためには直営のままとする必要があるというのがその理由である。また、管理部門だけ導入することについても実質的に他の部門と切り離すことができないので導入は不可能としている。

しかしながら、いずれの理由も指定管理者制度を導入しない理由としては説得力に乏しい。他の自治体での成功事例(※)を検討するなどにより、導入に向けた検討を進める必要がある。

(※)東京都千代田区の試み

東京都千代田区では、千代田区立図書館(図書館単体)に指定管理者制度を導入(指定期間は、平成19年4月1日～平成24年3月31日の5年間)している。また、東京都から移管を受けた旧東京都立日比谷図書館についても、平成23年春の開館(図書館と文化ミュージアムの複合体)に合わせて指定管理者制度の導入(指定期間は、平成23年4月1日～平成28年3月31日)を予定している。

両施設ともに指定管理者制度を導入することとした理由は、1)民間事業者のノウハウを活かした新しいサービスや業務を展開するなどにより、住民サービスの向上が図れること、2)人材資源の整備が図れること、及び3)コストダウンや資金運用等のノウハウが導入できることであるが、導入に際しては、「公共性が失われた」とか「サービスが低下した」等の批判を受けないよう細心の注意が払われたとしている。

特に、千代田区立図書館は、リニューアルした上で平成19年5月にすでに開館しているが、開館以降年間来場者100万人を超えるなど確実な成果を上げている。これは、図書館の蔵書だけではなく千代田区内の大学等の情報資源を活用できる「知識への入り口(gateway to knowledge)」として機能する図書館を目指す試みや、館内を案内するコンシェルジュを配置するなど斬新なアイデアを取り入れ、またこれらがマスコミで取り上げられた効果によるものである。

ここで、秋田県と東京都では環境が違いすぎるという意見があるかもしれない。実際に、秋田県と東京都では強みや弱みはそれぞれ違うものとなる。しかしながら、千代田図書館において夜間人口(4万人程度)が昼間人口(100万人)の何十分の1という弱みがあったが、閉館時間を夜10時まで延ばし在勤者への利便性を高めることにより、弱みを図書館の特徴に変えていった。重要な点は、住民サービスの向上のためにやれることはやるという姿勢である。秋田県においても、少なくとも指定管理者制度の導入を検討することは必要であろう。

なお、図書館の運営については、指定管理者として書店、出版会社、本の卸業者、図書館のコンサルティング会社など、さまざまな業種が考えられる。

④ カテゴリー4 について

カテゴリー4 は、時期は定めないが、いずれは指定管理者制度導入の可否を検討するとしていた施設である。カテゴリー4 に属する施設と現在の状況は次のとおりである。

【表 21】 カテゴリー4 の施設と現在の状況

No.	施設名	所管課	現在の状況	
			注	摘要
1	公文書館	情報公開センター	直	当面直営を継続する方針
2	福祉相談センター	福祉政策課	直	当面直営を継続する方針
3	精神保健福祉センター	障害福祉課	直	当面直営を継続する方針
4	太平療育園		直	平成 21 年度末に地方独法化を予定
5	女性相談所	子育て支援課	直	当面直営を継続する方針
6	環境と文化のむら	自然保健課	指	H21/4 に指定管理者制度を導入済
7	県営住宅(秋田地域以外)	建築住宅課	直	当面直営を継続する方針

(注) 直:直営施設、指:指定管理者制度導入、×:廃止、他の施設へ併合、地方独法等へ譲渡など

【監査の意見】

平成 21 年の現在、7 施設の内 6 施設が直営のままとなっている。その内、**公文書館については、県立図書館と一体として指定管理者制度の導入の検討を進める必要がある。**

県営住宅についても、導入の可否の検討は今後も進める必要がある(詳細は後述)。

【コメント】

公文書館は、県立図書館と同じ建物内にある。指定管理者制度を導入していない理由は、導入を検討していない県立図書館と一体施設であるためとしている。前述したとおり、県立図書館は導入の検討を進める必要があることより、公文書館も県立図書館と一体での導入の検討が求められる。一方、福祉相談センターは精神福祉保健法、精神保健福祉センターは知的障害者福祉法及び身体障害者福祉法、女性相談所は売春防止法といった法律があるため、直営を継続する必要があるとしている。

県営住宅は、秋田市周辺の施設は指定管理者制度へ移行し、他の施設は県内に広範囲に分布しているため、管理効率が悪いことを理由に直営のままとなっている。秋田市周辺以外の施設についても、導入に向けた検討は継続する必要がある(詳細については、「Ⅱ 指定管理者の選定について 1 パッケージ公募について(グルーピングの妥当性)」に記載した。)

⑤ カテゴリー5について

カテゴリー5 は、試験研究機関、教育機関等であるという理由で、当初から直営を継続するとしていた施設である。カテゴリー5 に属する施設と、現在の状況は次のとおりである。

【表 22】 カテゴリー4 の施設と現在の状況

No.	施設名	所管課	現在の状況	
			注	摘要
1	産業振興プラザ	地域産業課	指	H18/4 に指定管理者制度を導入済
2	総合食品研究所	科学技術課	直	当面直営を継続する方針
3	農業試験場		直	当面直営を継続する方針
4	水産振興センター		直	当面直営を継続する方針
5	森林技術センター		直	当面直営を継続する方針
6	工業技術センター		直	当面直営を継続する方針
7	高度技術研究所		直	当面直営を継続する方針
8	脳血管研究センター	医務薬事課	×	H21/4 地方独法へ譲渡
9	リハビリテーション・精神医療センター		×	H21/4 地方独法へ譲渡
10	秋田空港	港湾空港課	直	当面直営を継続する方針
11	大館能代空港		直	当面直営を継続する方針
12	生涯学習センター(本館)	生涯学習課	直	当面直営を継続する方針
13	スポーツ科学センター	保健体育課	直	当面直営を継続する方針

(注) 直:直営施設、指:指定管理者制度導入、×:廃止、他の施設へ併合、地方独法等へ譲渡など

【監査の意見】

平成 21 年の現在、13 施設中 10 施設が直営となっている。**スポーツ科学センターについては、その管理部門や会議スペースの運用についての導入の検討は今後も継続する必要性がある。**

生涯学習センター(本館)については、教育施設としての信頼性を確保するため直営としているが、**生涯学習センター(分館)は指定管理者制度を導入しており本館のみ直営としていることの合理性がない。今後導入に向けた検討を行う必要がある。**

【コメント】

試験研究機関については、直営としていることに合理性はある。2つの空港については、空港法などによって指定管理者が行える業務が限られているため導入のメリットが少ないことが直営としていることの理由となっている。他の自治体も導入が進んでない実態を考慮すると直営としていることの合理性はあると考える。生涯学習センター(本館)については、生涯学習センター(分館)との整合性を保つため、導入に向けた検討を進める必要がある。スポーツ科学センターについても、管理部門や会議スペースなどについての運用についての導入の検討は今後も継続する必要性がある。

⑥ まとめ

現在の直営施設(36 施設)と所管課のコメント及び監査の意見をまとめると次のとおりである。

【表 23】平成 21 年度現在の秋田県全直営施設(カテゴリー別)と監査意見

No.	施設名	カテゴリー	所管課コメント	監査意見
1	総合生活文化会館 (イベント広場)	1	いずれも一度導入しているが、それぞれの理由により現在は直営。	特にコメントなし
2	総合生活文化会館 (秋田まるごとプラザ)	1		
3	障害者自立訓練センター	2	H21 末に廃止が決定。	特にコメントなし
5	大館少年自然の家	2	老朽化のため縮小及び将来的な廃止を検討していることや、教育施設としての信頼性確保のため直営としている。	直営としている理由はいずれも説得力に乏しい。導入に向けた検討を進める必要がある。
6	岩城少年自然の家	2		
7	保呂羽山少年自然の家	2		
4	農業科学館	2	教育機関である企画部門と管理部門との分離が困難なため直営としている。	直営としている理由はいずれも説得力に乏しい。導入に向けた検討を進める必要がある。
8	県立近代美術館(管理部門)	2		
9	県立博物館(管理部門)	2		
	県立博物館(管理部門以外)	3		
11	県立図書館	3	教育施設としての信頼性確保のため直営としている。	直営としている理由はいずれも説得力に乏しい。導入に向けた検討を進める必要がある。
12	公文書館	4	県立図書館と一体であるため。	
13	福祉相談センター	4	法律により直営施設とする必要がある。	特にコメントなし
14	精神保健福祉センター	4	法律により直営施設とする必要がある。	特にコメントなし
15	太平療育園	4	平成 21 年度末に地方独立法化を予定	特にコメントなし
16	女性相談所	4	法律により直営施設とする必要がある。	特にコメントなし
17	県営住宅 (秋田地域以外の 10 施設)	4	施設が秋田県内に広範囲に分布しているため直営としている。	後述
18	総合食品研究所	5	研究機関であるため	特にコメントなし
19	農業試験場	5	研究機関であるため	
20	水産振興センター	5	研究機関であるため	
21	森林技術センター	5	研究機関であるため	
22	工業技術センター	5	研究機関であるため	
23	高度技術研究所	5	研究機関であるため	
24	秋田空港	5	空港法等により、指定管理者の業務が限定されるため、導入のメリットがない。	特にコメントなし
25	大館能代空港	5		
26	生涯学習センター(本館)	5	教育施設としての信頼性確保のため直営としている。	導入に向けた検討を行う必要がある。
27	スポーツ科学センター	5	研究機関であるため直営としている。	管理部門や会議スペースの運用についての導入の検討は今後も継続する必要がある。

(注)直営の県営住宅は 10 施設あることより、直営施設は現在 36 施設ある。

2 事例分析(大館少年自然の家)

(1) 少年自然の家の概要

少年自然の家とは、主に在学少年の健全育成を目的とした社会教育施設であり、昭和 40 年代後半以降に国が積極的に補助金を交付して全国の自治体に広まった施設である。少年自然の家の目的は、1) 共同で宿泊をすることによって、協力しながらルールを守って活動する力を鍛えること(社会性)、及び2) 自然体験を通して、情操や周りの人たちへの感謝の心を身につけさせることなどがあげられる。これらの目的は、いずれも通常の学校教育の中では身につけることが難しいものであり、社会教育の場として貴重な施設となっている。

秋田県には、大館少年自然の家の他、横手市に保呂羽山少年自然の家、由利本荘市に岩城少年自然の家の計 3 つの施設を有している。秋田県で教育を受ける場合、概ねどちらかの施設に宿泊した経験を持つことになる。この 3 施設は、今まで秋田県の教育の場として貴重な役割を担ってきたといえる。

(2) 大館少年自然の家

【表 24】大館少年自然の家の概要

項目	概要
施設名	大館少年自然の家
所在地	大館市東字岩神沢
設置根拠条例	秋田県立大館少年自然の家設置条例
設置年	昭和 49 年 4 月 1 日（開所は 10 月 15 日）
施設の内容	宿泊室 16 室（ベッド数各 12）和室、身体障害者宿泊施設各 1 バリアフリールーム 1 室、宿泊定員 196 名 レクリエーションホール、研修室、視聴覚室 野外施設（テント泊 150 名、その他）
営業期間・時間	休館日 月曜日、年末年始
利用の対象者	(1) 学校の児童・生徒 (2) 青少年教育指導者 (3) 自然体験研修等を目的とする団体・グループ (4) その他所長が適当と認める
利用料等	宿泊料、施設利用料は無料 寝具クリーニング代、食事代、野外活動等実費
担当所管課	生涯学習課



○正面入り口(10月15日監査人撮影)

大館少年自然の家は、最寄りのバス停から約20分、坂(長根山)を上った場所にある。施設は、坂を上り切った場所にある屋内施設の他、キャンプセンターなどの屋外施設が点在している。今回の監査では、直営施設の事例として、当該施設を訪問した上で運営状況を確認した。

(3) 運営状況

大館少年自然の家は、老朽化のため受け手が見つからず縮小及び将来的な廃止を検討していることや、教育施設としての信頼性を確保することを理由として、指定管理者制度を導入せずに、直営のままとしている。

職員数は、現在15人(常勤8人、非常勤4人、臨時職員3名)であり、総務班と指導班に分かれた職務体制となっている。

活動プログラムとしては、野外活動(ウォークラリー等)、屋内活動(室内プロジェクトアドベンチャー等)、ナイト活動(キャンプファイヤー等)、創作活動(各種工作)などを行っている。



○施設全景(秋田県ウェブサイトより)

(4) 利用状況

大館少年自然の家の最近数年間の入館者・利用者数等の推移は【表25】のとおりとなっている。

【表25】最近4年間の入館者・利用者等の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入館者・利用者数	36,720人	32,373人	30,273人	26,870人
利用団体数	812	555	577	575
セカンドスクール利用校数	104	116	89	90
セカンドスクール利用者数	9,970人	11,077人	9,537人	9,509人
宿泊者数	8,208人	14,075人	12,783人	12,767人

出所) 秋田県内部資料等より

(5) 監査の結論

① サービスとコストのバランス

【表 25】からもわかるように、大館少年自然の家では、過去数年間入館者・利用者は減少している。また、利用率も低い水準にある。平成 16 年度の包括外部監査報告書(テーマ:教育委員会所管の施設に係る財務事務の執行について)でも少年自然の家について触れられているが、この報告書においても利用率が低い状況にあることを受けて「現在考えられる利用率アップのための方策を速やかに実行することを期待する」としている。ただし、これら数値的なデータを根拠として大館少年自然の家のサービス水準が低いとは言い切ることはできないと考える。実際に、10 月 15 日に現地に訪問した際に受けた印象としても、現場レベルにおいては施設の運営に関して努力していることがわかった。また、平成 20 年度に実施した事業実績(【表 26】参照)においても、利用率の低い冬期のイベントを充実させるように努力している。さらに、平成 10 年前後から実施している「少年自然の家のセカンドスクールの利用¹⁾」でも一定の効果が上がっている。

【表 26】20 年度の事業実績(冬期の活動実績例)

事業名	期間	場所	参加者数
サンタと雪山ファンタジーナイトⅠ	12 月 6 日(土)～7 日(日)	自然の家	43 人
サンタと雪山ファンタジーナイトⅡ	12 月 13 日(土)～14 日(日)	自然の家	54 人
山の学校スキースクール	1 月 17 日(土)	大鰐温泉スキー場	28 人
イングリッシュキャンプ in 大館	1 月 31 日(土)～2 月 2 日(日)	自然の家	34 人
大館長根山冬祭り	2 月 21 日(土)～22 日(日)	自然の家	63 人
冬のスターウォッチング [*]	3 月 5 日(木)、6 日(金)	自然の家	37 人

出所「要覧」(大館少年自然の家作成)、「秋田県の生涯学習・文化財保護」(秋田県教育委員会)より

(注) 平成 20 年度の実績の内、冬期事業(12 月～3 月まで)を抜粋した。

よって、大館少年自然の家においては、教育施設としてのサービス水準について特に意見はない。一方、サービスとコストのバランスに関しては問題点がある。前述したとおり、指定管理者制度導入の効果を判断するためにはサービスとコストのバランスの検証が重要であり、具体的には「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)又は「1 円当たりサービス」(又は「Service for Money」)をその指標とすべきとの意見を述べた。これは、定管理者制度導入施設だけの問題ではない。直営施設も含めて秋田県の公の施設全てについて検討しなければならない問題である。結論から言うと、**大館少年自然の家は「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)又は「1 円当たりサービス」(又は「Service for Money」)の面で改善の余地がある。特にコスト削減に向けた努力が必要と考える。**以下においては、他の自治体における少年自然

¹⁾ 少年自然の家での活動の一部を教科の指導内容に再構築してプログラム化し、それを教科の授業時数にカウントするという新たな活用方法。(「教育施設のセカンドスクールの利用の推進と活動の実践」(戸部裕隆、2002 年))

の家と比較検討するが、結論として大館少年自然の家は高コスト体質であり改善に向けての検討が必要である。なお、以下の分析では、便宜的に、年間の宿泊利用者数をサービス水準についての指標とし、一方、職員数(人件費)をコスト¹についての指標とした。

【検証1】 同じサービス水準の施設との比較（北海道の少年自然の家）

まず、同じサービス水準の施設として北海道の2つの少年自然の家を取り上げることとする。この2つの少年自然の家の宿泊利用者は以下のとおりとなっている。一方、大館少年自然の家の宿泊利用者は【表 25】より平成20年度で12,767人であり、北海道の2つの少年自然の家とほぼ同水準である。宿泊利用者数をサービス水準の指標と仮定すると、大館少年自然の家と北海道の2つの少年自然の家は同水準のサービスを提供しているものと判断できる。

【表 27】 北海道の2つの少年自然の家の宿泊利用者

	宿泊利用者		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道立森少年自然の家	14,842人	16,140人	13,118人
北海道立洞爺少年自然の家	13,691人	14,072人	13,012人

出所) 北海道ウェブサイト内の指定管理者公募要綱より

参考までに、これら3つの施設の延床面積は以下のとおりである。施設の規模では、大館少年自然の家は北海道の2つの施設の間となっている。

【表 28】 3施設の延床面積

	大館少年自然の家 (秋田)	森少年自然の家 (北海道)	洞爺少年自然の家 (北海道)
延床面積	3,244.61 m ²	4,285.50 m ²	2,911.40 m ²

一方、北海道の2つの自然の家の職員数の推移は次の表のとおりである。北海道立の少年自然の家は、平成18年度まで直営で平成19年度から指定管理者制度を導入している。平成19年度以降の職員数4名は、北海道が指定管理者への負担金(指定管理料)の上限額を算定するに当たっての積算の根拠として想定した職員数である。

¹ 今回の監査においては、比較検討を行うために、北海道その他の他の自治体の少年自然の家の状況を確認した。その結果、人件費以外の費用の水準は概ね均一であることより、費用の水準は職員数(人件費)に左右される傾向にある。

【表 29】 北海道の2つの施設の職員数の推移

	職員数				
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度以降
北海道立森少年自然の家	9人	9人	9人	8人	4人
北海道立洞爺少年自然の家	9人	9人	9人	9人	4人

出所) 北海道ウェブサイト内の指定管理者公募要綱より

(注) 2つの施設ともに、職員数のうち臨時職員は1名となっている。

参考までに、北海道立森少年自然の家における平成18年度(指定管理者制度導入前)と平成19年(指定管理者制度導入後)の費用とその内訳は次のとおりである。

【表 30】 北海道立森少年自然の家における費用

(単位：千円)

	平成18年度(注1)	平成19年度(注2)
人件費	70,616 (8名分)	13,576 (4名分)
その他費用	42,567	44,948
費用合計	113,183	58,524

出所) 北海道ウェブサイト内の指定管理者公募要綱より

(注1) 平成18年度の費用は、平成18年度予算に基づく金額。

(注2) 平成19年度の費用は、公募要綱で北海道が示した単年度当たり負担金(指定管理料)の上限額。

このように、北海道立森少年自然の家では、平成19年度からの指定管理者制度導入に際して、コスト削減のため人件費が大幅に削減されたことがわかる。これは、施設維持のための費用の削減が困難なのに対して人件費は比較的削減しやすいことによるものと思われる。これに対して、大館少年自然の家の職員数は現在15名であり、北海道の2つの少年自然の家と比べ、指定管理者制度導入前及び導入後のいずれにおいても明らかに多くの人員が投入されていることが分かる。このことより、北海道の2つの少年自然の家と比べて大館少年自然の家は高コスト体質であることが推測できる。言い換えると、**北海道の2つの施設と比べ、大館少年自然の家の「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)は高い、又は「1円当たりサービス」(又は「Service for Money」)は低いということができるのである。**

【検証2】 同じコスト水準の施設との比較（千葉県の少年自然の家）

次に、同じコスト水準の施設として、千葉県の少年自然の家を取り上げる。今回取り上げた千葉県の少年自然の家の1つである千葉県立水郷小見川少年自然の家の職員数は、平成19年度時点で以下のとおり13名（常勤職員9名、嘱託4名）である。大館少年自然の家の職員数は、15名（常勤8人、非常勤4人、臨時職員3名）であり、両施設の職員数はほぼ同人数となっている。施設に要する他の費用は同じと仮定すると、2つの少年自然の家は同じコスト水準と推測できる。

【表 31】 千葉県施設の職員数

	職員数	
	平成18年度	平成19年度
千葉県立水郷小見川少年自然の家	13人	13人

出所) 千葉県ウェブサイト内の指定管理者公募要綱より

【表 32】 千葉県立水郷小見川少年自然の家における費用

(単位：千円)

	平成18年度(注)	平成19年度(注)
人件費	83,050 (13名分)	86,021 (13名分)
その他費用	50,515	39,502
費用合計	133,565	125,523

出所) 千葉県ウェブサイトより

(注) 平成18年度、平成19年度の費用は、いずれも予算に基づく金額。

一方、千葉県立水郷小見川少年自然の家の宿泊利用者数は、【表 33】のとおり大館少年自然の家の宿泊利用者の2倍前後となっている。

【表 33】 2つの少年自然の家の宿泊利用者

	宿泊利用者	
	平成17年度	平成18年度
千葉県立水郷小見川少年自然の家	23,362人	22,489人
秋田県立大館少年自然の家	8,208人	14,075人

出所) 千葉県ウェブサイト内の指定管理者公募要綱より

このことより、大館少年自然の家は千葉県の少年自然の家と比べて同じコスト水準である一方、提供しているサービス水準(宿泊利用者数)は低いといえることができる。言い換えると、**千葉県の施設と比べも、大館少年自然の家の「サービス単位当たりコスト」(「Money for Service」)は高い、又は「1円当たりサービス」(又は「Service for Money」)は低いといえることができるのである。**

②施設の老朽化と指定管理者制度

秋田県が①のような状況にも拘わらず直営を継続している理由としては、まず「老朽化のため縮小及び将来的な廃止を検討していること」をあげている。確かに、今後老朽化している施設の建て替えや、その際に少子化に伴う統廃合も検討しなければならない事情はあるが、それによって指定管理者制度を導入しないとするには説得力に乏しい。逆に、老朽化が進んでいる施設に対して指定管理者制度を導入することにより、指定管理者に対して老朽化に伴う施設の問題点を洗い出させ今後の建て替えに活かすこともできるし、施設の建て替えや改修段階から指定管理者候補を選定し、その候補者の意見を施設の設計段階から取り入れることもできると考える（前述の日比谷図書館はこの方式をとっている。）

③教育施設と指定管理者制度

さらに、秋田県は、直営を継続している別の理由として「教育施設としての信頼性確保のため」としている。しかしながら、他の自治体がすでに指定管理者制度を導入している事実より、これが指定管理者制度を導入しない理由にはならないことは明らかである。つまり、施設に教員を配置することが施設の信頼性を確保するための唯一の手段ということとはできないものと思われる。

④結論（監査の意見）

①から③より、秋田県が指定管理者制度を導入しない理由としてあげている点はいずれも絶対的な理由にはならないものと思われる。少年自然の家に指定管理者制度を導入することが唯一の解決策とはいえないが、少なくとも検討は行う必要がある。前述したとおり、他の自治体と比べ高コスト体質にあることは事実である。さらに、今回監査の対象として実際に視察したいくつかの指定管理者制度導入施設（いずれも指定管理料の縮減にさらされている）と比べた場合、同じ秋田県の公の施設として公平性がないのも事実である。秋田県における厳しい財政下では、他の2つの少年自然の家も含めて、指定管理者制度導入その他の対策を検討する必要がある。



○岩城少年自然の家（秋田県ウェブサイトより）

○保呂羽山少年自然の家（秋田ウェブサイトより）



Ⅳ 指定管理者の選定について

次に、指定管理者の選定手続き方法が妥当なものであったかについて確認する。具体的には、パッケージ公募の妥当性、公募・非公募の使い分けの妥当性及び応募要件（応募者の限定）の妥当性について検討する。

1 パッケージ公募について（グルーピングの妥当性）

（1）概要

指定管理者を公募する場合、複数の施設の管理を一括して行わせる公募（いわゆるパッケージ公募）も可能となっている。秋田県においても、いくつかの施設をパッケージとした上で指定管理者を公募している場合がある。

指定管理者をパッケージで公募する場合、その地域性や業務の効率性等を十分に考慮して決定しているかが重要となる。今回の監査においてもこの観点からパッケージ公募の理由を確認し、その妥当性を検討した。パッケージによって公募した施設とパッケージとした理由は以下のとおりである。

【表 34】 パッケージによって指定管理者を公募した施設

施設名	所管課	パッケージ公募の理由
高清水園	障害福祉課	パッケージ申請も可として公募している。 (知的障害者施設のサービス水準を均一化することを想定していたが、地理的に離れているため単独申請を原則としたもの)
阿桜園		
心身障害者コロニー		
水林通勤寮		
県民会館	県民文化政策課	同一建物内施設にあるため。
生涯学習センター分館	生涯学習課	
県営銚立山荘	自然保護課	同一敷地に隣接しているため。
県営銚立ビジターセンター		
マリーナ施設(秋田)	港湾空港課	男鹿と本荘は規模が小さく、単独指定では非効率、また、マリーナとして共通であることより一括公募とした。
マリーナ施設(男鹿)		
マリーナ施設(本荘)		
県営住宅(秋田市周辺の16施設)	建築住宅課	後述。
米代川流域下水道	下水道課	十和田公共下水道は規模が小さく、単独指定では非効率なため
十和田湖公共下水道		
県立スケート場	保健体育課	通年稼働でない同一敷地内施設(スケート場は冬期間のみ、野球場と運動広場は夏期間のみの稼働のため単独では非効率)
県立野球場		
向浜運動広場		
新屋運動広場		

出所) 秋田県知事公室からの入手資料に基づく

【表 34】のとおり、パッケージとしている理由は同一建物内又は隣接しているという理由又は1つ1つの施設の規模が小さいか又は営業範囲が限られていることより個々に公募することが現実的ではないことを理由としている。

(2) 監査の結論

秋田県におけるパッケージ公募については概ね問題ないものと思われる。

2 公募、非公募について

(1) 概要

指定管理者を選定する場合、通常は公募が原則であるが場合によっては非公募によって指定管理者を選定することもある。

(2) 監査の結論

指定管理者制度の目的を達成するためには、本来、指定管理者を選定する際に競争性を保たなければならない。よって、非公募とする場合には非公募とするものの明確な理由が必要となる。秋田県において、非公募によって指定管理者を選定した施設と非公募とした理由は以下のとおりである。

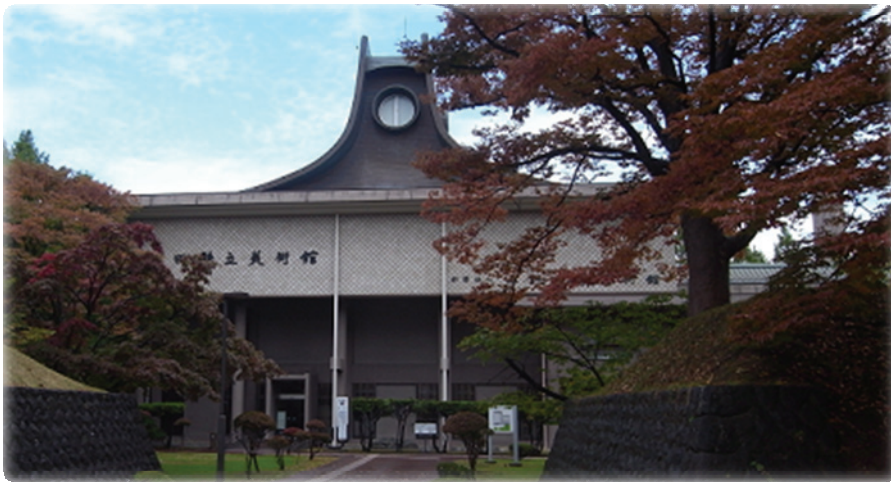
【表 35】 非公募によって指定管理者を選定した施設

施設名	指定管理者	非公募の理由	(参考)
県営素波里 ふるさと自然 公園センター	藤里町	施設管理費用を地元自治体である藤里町が負担しており、藤里町を単独指定した。	指定管理料
岩館漁港海岸 休憩施設	八峰町	八峰町が管理する岩館海水浴場と一体の施設であり、海水浴場の管理者である八峰町を単独指定した。	完全利用料金制
産業振興プラザ	(財)あきた 企業活性化 センター	当該施設は創業支援室や小売商業サポートセンター等の企業支援機能を有しており、企業サポートのワンストップセンターである(財)あきた企業活性化センターを単独指定した。	完全利用料金制
仁賀保高原 サイクリングロード	にかほ市	にかほ市所有の周辺施設(にかほ市直営)と一体的に管理することが効率的であり、単独指定した。	指定管理料
県営住宅 (県営南ヶ丘住宅)	(財)秋田県 建築住宅 センター	新設の施設であり、前年度に同一地域内の県営住宅全てがパッケージ公募され(財)秋田県建築住宅センターが指定管理者に選定されており、それらとの一体的な運営が効率的であるため、単独指定した。	指定管理料
県立美術館	(財)平野 政吉美術館	美術品が(財)平野政吉美術館所蔵であるため、単独指定した。	指定管理料
自然体験活動 センター	八峰町	新設の施設であり、八峰町の施設「ハタハタ館」に隣接し一体での管理が効率的なため、単独指定した。	完全利用料金制

出所) 秋田県知事公室からの入手資料に基づく

【表 35】からもわかるように、非公募によって指定管理者を選定した施設は、指定管理者が市町村の場合とそれ以外の2つのケースに分けることができる。この内、指定管理者が市町村の場合は、県と市町村が一体となって地域の「町(村)おこし」のために施設を運営している実態がある。特に、完全利用料金制の場合、施設の設置は秋田県が行っているが、その後の運営は全て指定管理者である市町村の予算で賄われているという形態となっている。

次に、県立美術館は、秋田市千秋明德町の千秋公園内にある美術館である。本来、建物全てが「秋田県立美術館」であるが、通常1階の美術ホール(貸しホール)が「県立美術館」で、2階・3階の展示室が「平野政吉美術館」と認識されている。「財団法人平野政吉美術館の貴重な美術品を管理し公開する」事業のためには当財団がふさわしいという理由で非公募によって指定管理者が選定されている。



○県立美術館正面（10月16日監査人撮影）

① 非公募施設の指定期間について(監査の意見)

秋田県においては、指定管理者の指定期間は原則5年となっている。しかしながら、非公募の施設の中には安定的な施設運営のために5年に限定しない方が良い場合もある。**秋田県としては、非公募に合理性が認められる施設について指定期間を5年以上(たとえば10年)とするなどを検討することも必要である。**

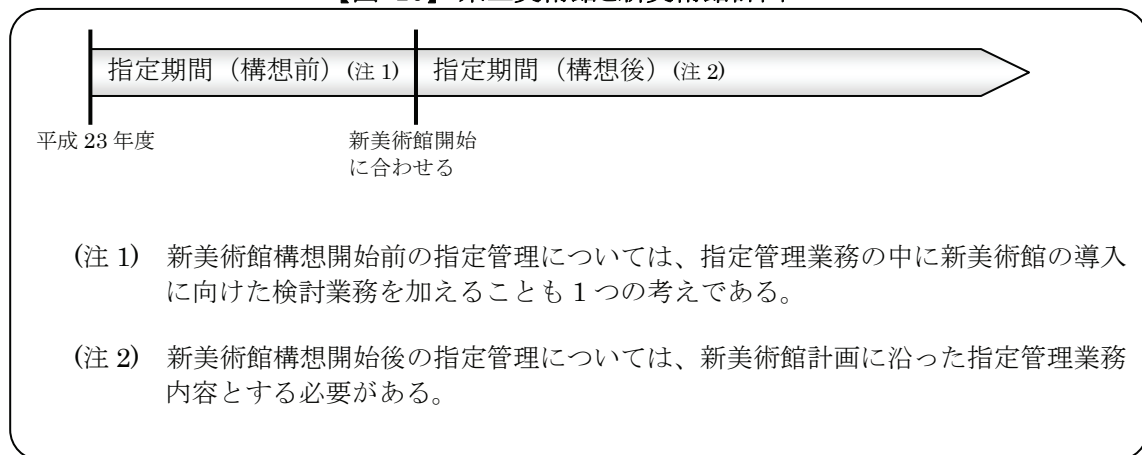
② 指定管理者が市町村の場合(監査の意見)

指定管理者が市町村の場合については、指定管理者制度を使った秋田県と各市町村の連携の新しい形として評価できるものである。但し、施設の運営を殆ど地元市町村に任せている場合は、施設自体を秋田県が所有していることの意義が問われることになり、将来的には施設を市町村に譲渡すべきとの意見が当然に生じるであろう。**秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。**

③ 秋田県立美術館について(監査の意見)

現在、県立美術館については、新県立美術館基本計画策定委員会によって「新県立美術館基本計画」が策定されている。この新県立美術館構想では「平野政吉コレクションの藤田嗣治作品を展示するとともに県民が身近に芸術に触れる機会と発表の場を提供し、芸術を楽しむ文化を育むことにより秋田の街、人、文化の創造と共生」¹を目的としている。但し、現在策定されているのは基本計画であり具体的なアクションプランは今後の課題となっており、今後の具体的なスケジュールは決まっていない。指定管理者制度における指定期間と今後の構想のスケジュールとは密接に関係すると思われるので、**指定期間については新県立美術館の今後のスケジュールを勘案しつつ慎重に検討することが望まれる。**

【図 10】 県立美術館と新美術館計画



3 指定管理者選定における競争性の確保について

(1) 概要

まず、平成 18 年 4 月 1 日に公募した施設のそれぞれの応募件数は【表 36】のとおりとなる。

【表 36】 応募件数ごとの施設数

応募件数	施設数
0 件	4
1 件	27
2 件	11
3 件	9
4 件	3

出所) 秋田県知事公室総務課資料より

この表のとおり、多くの公募が応募件数 1 件となっている。0 件の公募を含めると 54 件の公募の

¹ 「新県立美術館基本計画 報告書」新県立美術館基本計画策定委員会、平成 21 年 7 月

うち 31 件が 0 件又は 1 件のみの公募となっている。このような状況となった背景にはさまざまな理由が考えられる。いずれにしても、今後競争性を確保するために何らかの対応策が必要となる。

(2) 監査の結論

① 秋田県における競争性確保に向けた取り組みについて(監査の意見)

秋田県では、今までも競争性確保に向けた取り組みは行われてきた。具体的には、指定管理者選定における次のような見直しの実施である。(見直しの詳細については、20 ページ以降に記載した「5 指定管理者の指定機関、選定方法の決定について (2) 指定管理者の選定方法」を参照。)

【取り組み例】

- 1) 公募期間を、1 カ月程度から 1 カ月半程度に延ばした。
- 2) 5 名以上で委員を構成する選定委員会について、外部有識者の数を「2 名以上」から「過半数」とすることにより、選定過程の透明性、公平性を一層確保した。
- 3) 選定委員会について、「会議は非公開」であったが、「会議の公開・非公開の決定は慎重に行うこと」とし、一律非公開としないこととした。

これらの見直しは一定の評価ができるものである。

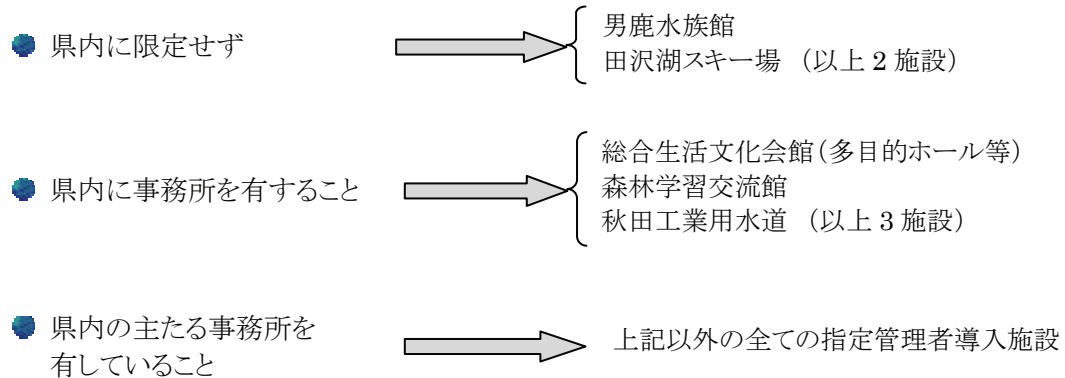
(なお、この見直しは、平成 19 年 2 月の指定管理者制度納入に係る基本方針の改正によって追加又は修正されたものである。一方、今回、監査の対象とした施設は、全て平成 18 年 4 月に指定管理者制度を導入した施設なので、選定方法は改正前のルールが適用されている。よって、「第 6 外部監査の結論－施設別－」では、改正前のルールに対する意見として記載した上で、その後改正された旨追記している。)

② 指定管理者の資格要件の限定の排除(監査の意見)

秋田県では、申請をする団体に必要な資格として、一部例外(男鹿水族館、田沢湖スキー場)を除いて、「県内に主たる事務所を置く法人その他の団体であること。」又は「県内に事務所を有する法人その他の団体であること。」を要件とし、その旨、募集する際の募集要項に記載している。このように資格要件を限定することは、指定管理者選定における競争性を下げのおそれがある。

【図 11】 指定管理者に求められる資格要件

平成 18 年 4 月に指定管理者制度を導入した施設における申請団体に必要な要件



このように、秋田県は一部例外を除いて指定管理者の資格要件として「県内に（主たる）事務所を置く法人その他の団体であること」としている。秋田県は、このような資格要件を設けている理由として 1) 県内産業の育成、2) 県内雇用の確保、及び 3) 迅速な連絡調整の確保の 3 つをあげている。しかしながら、これらの目的を達成するためには県内に事務所を置くことが絶対条件というものではない。これら 3 つの目的を達成したいのであれば、資格要件を限定するのではなく指定管理者を評価する際の評価項目の中でこれら 3 つの目的の達成可能性を評価すれば良いと考える。いずれにしても、資格要件を限定することによって選定における競争性が阻害される可能性は否定できない。**今後、指定管理者を募集する際には、指定管理者選定における競争性を高めるために可能な限り県内に（主たる）事務所を置く法人その他の団体といった資格要件を設けないことが望ましいものと思われる。**

③ 競争原理が働いていない公募施設について（監査の意見）

①において、秋田県における競争性確保に向けた取り組みについて評価した。しかしながら、競争性確保に向けた見直しを実施しても、施設の現状や経緯等によって実質的に競争原理が働いていない施設があることも事実である。今回、監査の対象とした施設の中にも競争原理が働いていないのではないかとと思われる施設が複数あった。

たとえば、観光課のふるさと村施設と男鹿水族館の 2 つの施設では、それぞれの指定管理者が「(株)秋田ふるさと村」及び「(株)男鹿水族館」となっている。この名称が示すとおり、当該団体はそれぞれの施設の指定管理者になるために存在している。このような状況においては、他の団体が公募に躊躇することは当然である。

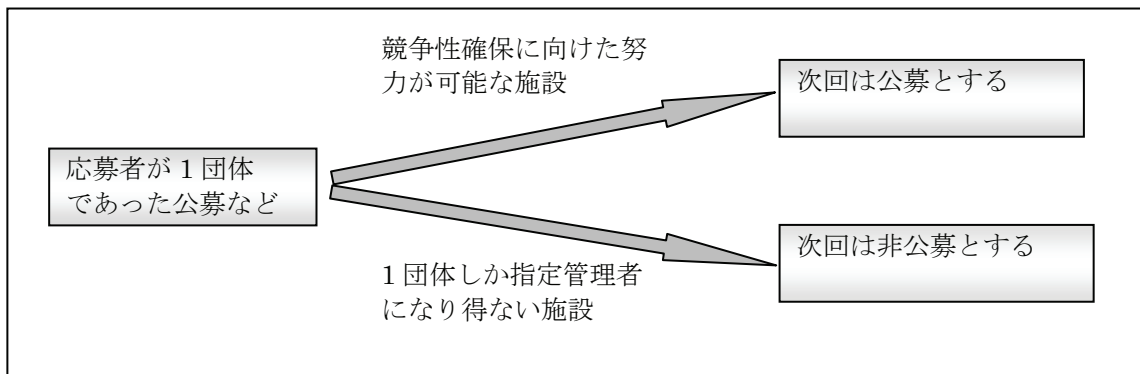
また、今回監査で訪問した阿桜園や高清水園といった福祉施設は、秋田県社会福祉事業団以外実質的に指定管理者になることは難しいとの印象を受けた。

つまり、これらの施設においては、当初から他の団体が指定管理者になることは想定されていないのではないかと。もちろん、これらの施設について今後さらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、競争原理が働いていない現状においては非公募とすることの選択も検討しな

ければならないと考える。

【表 9】(27 ページ)からも明らかなように、秋田県は都道府県全体と比べ公募率が極めて高い。しかしながら、始めから1 団体しか応募しないことが明らかな施設については実質非公募と同じであり、逆に公募することによる費用がかかる結果となる。単に公募率を高める目的のために公募を実施することは避ける必要がある。**秋田県として、施設の特徴を慎重に検討した上で公募、非公募の使い分けをする必要があると考える。**

【図 12】 公募と非公募の使い分けについて



なお、非公募とすることを決定した場合には、非公募とした理由を明確に公表すると同時に、指定管理業務の実施段階においても、指定管理者のモチベーションを確保するために十分な目標管理を行う必要がある。

V その他

1 指定管理者が購入した備品の所有権

(1) 概要

秋田県においては、指定管理業務に必要な備品は原則として秋田県が用意し無償貸付契約によって貸し付けることになっている。また、指定管理者は、自ら備品を購入した上で指定管理業務の用に供することができるとしている(秋田県基本協定モデル第 19 条)。

一方で、秋田県は、平成 20 年 3 月 17 日に次のような通知を内部の関係部局に発した。この通知では、指定管理料で備品を購入した際の備品の所有権は秋田県にあるとしている。

本県における指定管理者制度は、業務に必要な備品等は県が用意し、指定管理者との物品無償貸付契約等により貸し付けることを前提としている。基本協定書もその前提で作成しており、業務に必要な備品等は、県が用意することを徹底する必要がある。

一方、指定管理者が業務に係る一連の備品等を購入することが合理的であると判断される場合などは、指定管理料に備品等を含めることも可能である。この場合、当該備品等の所有権が県に帰属する旨を明らかにするため、基本協定書にその旨記載するとともに、必要に応じて年度協定書に備品等購入予定額を記載する必要がある。

(2) 監査の結論

① 備品の帰属(監査の意見)

上記からも明らかなように、秋田県では、指定管理者が自己資金によって備品を購入した場合には備品の所有権は指定管理者に帰属し、一方、指定管理料を財源として備品を購入した場合には備品の所有権は秋田県に帰属するとしている。これは、合理的な考え方である。但し、実務上は、ある年度で指定管理料を財源として備品として購入した場合には秋田県に帰属するが、その年度に備品を購入せずにその分を利益として繰越した上で翌年度にその利益を財源として備品を購入した場合には指定管理者の帰属となるといった問題がある。つまり、もともと同じ指定管理料を財源としても、支出の年度によって帰属に差が生じてしまうのである。

(例) 指定管理料 10(うち備品購入費 2)

● 備品購入 2、その他指定管理料 8 の場合 → 収支差額 0、

➡ **備品は秋田県に帰属**

● 備品購入せず、その他指定管理料 8 の場合 → 収支差額 2、

➡ **収支差額 2 を財源として翌年度に購入した備品は指定管理者に帰属**

このような問題を解消するためには、以下の 3 つの方法が考えられる。

- 1) (方法 1) 現状とおり、指定管理料で購入した備品は県に帰属し、指定管理者の自己財源で購入した備品は指定管理者の帰属とする。但し、小破修繕と同様に、備品購入についても通常の指定管理料とは別枠とし年度末は精算方式とする。この場合、備品を購入しなければ精算されるので、翌年度に購入する備品は本当の意味で指定管理者の自己財源による購入と判断できる。
- 2) (方法 2) 購入した備品は、全て指定管理者の帰属とする。
(根拠) 指定管理者に交付した指定管理料に備品購入額が含まれていた場合であっても、それはあくまで管理の対価として支出するものであり、当該備品の購入は指定管理者が行うものだから。
- 3) (方法 3) 購入した備品は、全て県に帰属する。
(根拠) たとえ何を財源として備品を購入したとしても、指定期間終了後に指定管理者に帰属するという理由で撤去されてしまえば今後の施設の運営に支障が生じる場合もあるから。

今回の監査ではどの方法が最適かについての結論は出さないが、秋田県としては、今後の業務に支障がないように備品の帰属については慎重に検討する必要がある。

2 小破修繕費用の取扱いについて

(1) 概要

秋田県は、平成 20 年度の指定管理業務から、指定管理料のうち小破修繕費用の支払予定額を別枠で定め、その旨年次報告書で記載している。

(例) 平成 20 年度の秋田県高清水園の年次協定書より抜粋

第 2 条 甲(秋田県)は、乙(指定管理者)に対し、本業務の実施の対価として、次に掲げる指定管理料を支払うものとする。

指定管理料 ￥ 314, 086, 000円

2 前項の指定管理料のうち、小破修繕費用の支払予定額は次のとおりとする

小破修繕費用の支払予定額 ￥ 1, 902, 000円

(消費税及び地方消費税の額を含む)

(2) 監査の結論

① 小破修繕費用の精算について(監査の意見)

指定管理料のうち、小破修繕費用とその他を分けたことは評価できる。なぜならば、これによって、小破修繕費用は精算方式によって精算することにより余剰分を秋田県に返金し、一方、その他の指定管理料については渡し切りによることが可能となるからである。但し、今回、監査をした範囲においては、小破修繕費用について年度末に精算された事例は見受けられなかった。

小破修繕費用の運用の実効性を高めるためにも、今後精算方式を実務においても実行していくことが望ましい。

② 指定管理者に対する正確なコスト情報の提供の指導(監査の意見)

①のように精算方式が可能となるためには、小破修繕費用に要した費用に関する正確な精算報告が前提となる。しかしながら、ほとんどの施設において従来の収支報告のまま他の指定管理料と一体で報告している。秋田県としては、精算方式を可能なものとするためにも小破修繕の定義を明確にした上で、**小破修繕費用に関する詳細な明細の提出を指定管理者に指導する必要がある。**

3 モニタリングの実施状況

(1) 概要

基本協定書では、秋田県は指定管理者が提出した月例報告書や事業報告書に基づいて業務実施状況の確認を行うこととしている(基本協定書第23条第1項)。また、秋田県は指定管理者に対して、随時報告もしくは説明を求め、実地調査することを申し出ることができるとしている(基本協定第23条第2項)。

これに対して、平成21年1月及び平成22年2月に総務課が計23施設を対象としてモニタリングを実施した。

(2) 監査の結論

① 所管課におけるモニタリング実施体制の確立(監査の意見)

本来であれば、**指定管理者制度全般を統括している総務課はモニタリング実施における標準的な方法を提示するにとどめ、各所管課がモニタリングを実施する必要がある。**モニタリングの内容は、例えば施設の維持管理の状況把握やコスト情報の内容の分析などと思われるが、モニタリングの実施によって秋田県における所管課担当者のノウハウの維持にもつながる。

第 6 外部監査の結論－施設別－

1 県営住宅

(1) 施設の概要

県営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することにより、県民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的として設置された施設である。

秋田県の県営住宅は、公営住宅法という法律に基づいて建設・管理される公的な賃貸住宅であり、このような住宅のことを通常「公営住宅」という。一方、公営住宅に対して改良住宅とは住宅地区改良法という法律に基づいて建設される公的な賃貸住宅であり、この改良住宅の管理については公営住宅法を準用することになる。なお、公営住宅と改良住宅の重要な違いは入居資格である。以下においては、公営住宅と改良住宅を合わせて県営住宅と呼ぶこととする。

項目	概要
施設名	秋田県営住宅
設置根拠条例	秋田県県営住宅条例
設置年	昭和 35 年



○県営旭南住宅(10月16日監査人撮影)

現在、秋田県営住宅は 27 施設ある。そのうち、秋田地域振興局管内(秋田市、男鹿市、潟上市)にある 17 施設において指定管理者制度が導入されており、残りの 10 施設が直営となっている。27 施設の名称、所在地及び平成 20 年度の管理の状況は、【表 37】のとおりとなっている。

第6 外部監査の結論－施設別－

1 県営住宅

【表 37】秋田県営住宅一覧

県営住宅の名称	所在地	平成 20 年度管理状況		公募の有無
		直営管理施設	指定管理者制度導入施設	
県営新屋住宅	秋田市新屋栗田町	－	○(注 1)	○
県営大野住宅	秋田市大住			
県営手形山1号住宅	秋田市手形山西町			
県営手形山2号住宅	秋田市手形山西町			
県営松崎住宅	秋田市下北手松崎字大沢田、字大巻			
県営御野場住宅	秋田市御野場、御野場新町			
県営イサノ住宅	秋田市八橋イサノ			
県営桜ガ丘住宅	秋田市桜ガ丘			
県営土崎港住宅	秋田市土崎港相染町字中谷地			
県営旭南住宅	秋田市旭南			
県営船越内子住宅	男鹿市船越字内子			
県営追分長沼住宅	潟上市天王字北上野、字長沼			
県営矢留改良住宅	秋田市千秋矢留町			
県営新屋改良住宅	秋田市新屋栗田町			
県営将軍野改良住宅	秋田市土崎港北			
県営手形山1号特定住宅	秋田市手形山西町			
県営南ヶ丘住宅	秋田市上北手猿田字四ツ小屋、上北手百崎字諏訪ノ沢	－	○(注 2)	×
県営萩の台住宅	大館市池内字上野	○	－	－
県営獅子ヶ森住宅	大館市釈迦内字台野道上			
県営芝童森住宅	能代市字寿域長根			
県営梵天住宅	由利本荘市東梵天			
県営高森住宅	にかほ市金浦字高森			
県営船場町住宅	大仙市大曲船場町			
県営吉沢住宅	横手市睦成字吉沢上台			
県営朝日が丘住宅	横手市朝日が丘			
県営倉内住宅	湯沢市倉内字三ツ田、字熊ノ堂			
県営花岡改良住宅	大館市花岡字前田			

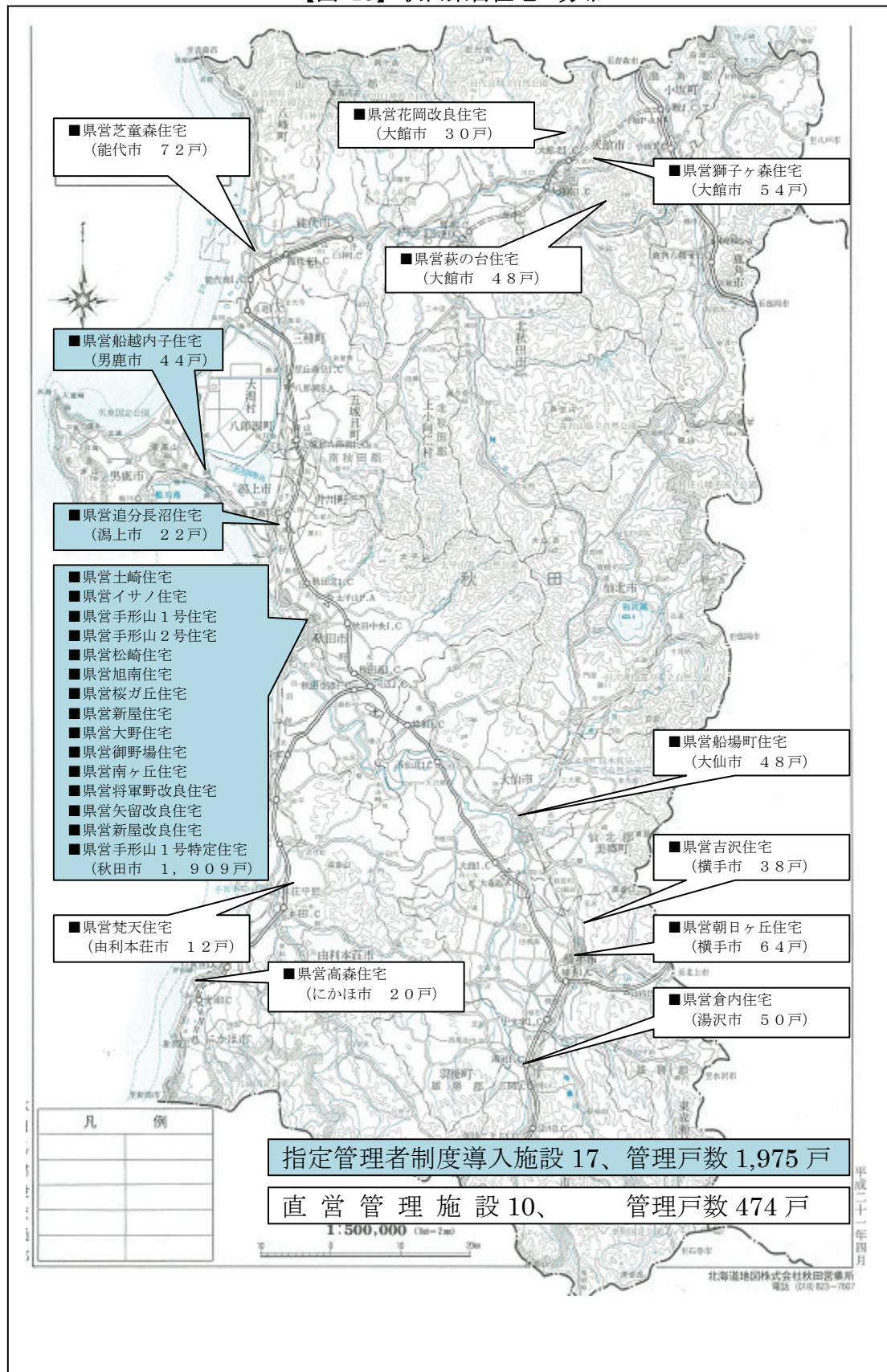
(注 1) 指定管理者は(財)秋田県建築住宅センター、指定期間は平成 18 年 4 月から平成 23 年 3 月

(注 2) 指定管理者は(財)秋田県建築住宅センター、指定期間は平成 19 年 5 月から平成 23 年 3 月

また、県営住宅の所在地は【図 13】のとおりとなっている。この地図からもわかるように、秋田市近辺の県営住宅は指定管理者制度が導入され、一方その他の地域の県営住宅は直営となっていることがわかる。

1 県営住宅

【図 13】 秋田県営住宅の分布



第6 外部監査の結論－施設別－

1 県営住宅

(2) 指定管理者

(2)から(5)では、平成18年から指定管理者制度を導入した16の施設についての指定管理の状況を記載する。

【表 38】 県営住宅の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	財団法人 秋田県建築住宅センター
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市中通二丁目3番8号アトリオンビル5F
設立年月日	昭和48年5月
代表者（県との関係）	県職員（秋田県建設交通部長）
役員、職員の状況	理事長、常務理事各1人、理事7人、監事2人、職員16人
主な業務内容	・住宅及び住生活に関する相談及び啓発 ・住宅の建設及び改善のための資金の相談 ・建築住宅及び環境整備に関する調査研究 ・建築住宅関係技術者、技能者の研修、教育 ・工務店等建築関係業の経営指導 ・建築住宅に関する情報の収集及び普及 ・特殊建築物等の定期報告に関する業務及び維持管理の指導 ・建築行政への協力及び建築関係団体との協調 ・公共建築物等の営繕及び維持管理 ・県営住宅の維持管理及び家賃収納・督促 ・県営住宅の高齢者・障害者の日常生活に対するケア、苦情・トラブルの処理を行う業務 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅の性能評価業務 ・建築基準法に基づく建築物構造計算適合性判定業務 ・上記に係る受託業務
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	なし

【表 39】 指定管理者の推移

平成17年度 (管理委託)	平成18年度以降 (指定管理者)
財団法人 秋田県建築住宅センター	財団法人 秋田県建築住宅センター

(3) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」
- ③ 申請の受付期間・・・平成 17 年 7 月 20 日～平成 17 年 8 月 19 日
- ④ 審査の方法及び選定結果

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 40】 選定委員会の構成

役職	区分
建設交通部長	内部（委員長）
建設交通部次長	内部（委員長職務代理）
建設交通部次長	内部
建設交通部参事兼建設交通政策課長	内部
外部委員	外部
外部委員	外部

【表 41】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保	利用者の平等な利用が確保されていること。	確保されなければ失格
設置の設置の目的の効果的な達成	公営住宅法等の目的を理解した施設の管理がなされるものであるか。	40 点
	県との連携を踏まえた効果的な管理体制となっているか。	
	施設の管理の効用が住居者に資するものであるか。	
	入居者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるかについて。	
	入居者の意見が施設の管理運営に反映されるものであるか。	
効率的な管理運営	収支計画は適正なものであるか。	20 点
	経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか。またその実現性はどうか。	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か。	30 点
	団体の管理実績はどうか。	
	人員配置は適切か。	
	職員のモラル向上に積極的に取り組む意欲はあるか。	
	個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか。	
その他必要な事項	緊急時にすみやかに対応ができるものであるか。	10 点

第6 外部監査の結論－施設別－

1 県営住宅

【表 42】選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
財団法人 秋田県建築住宅センター	○	71.4
A 株式会社	○	61.0
B 共同体	○	64.3
C 共同体	○	62.0

(4) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 2 日に基本協定書が締結された。

また、平成 18 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 20 年 3 月、平成 21 年 3 月の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

(5) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料

③ 指定管理者が行う業務の内容・・・

- 1) 県営住宅及び協働施設の維持管理に関する業務
- 2) 入居者及び入居補欠者の公募に関する業務
- 3) 入居者及び入居補欠者の決定、入居の許可ならびに家賃の決定に付随する業務
- 4) その他、県営住宅等の管理に関し知事が必要と認める業務
- 5) 県営住宅使用料及び入居者敷金並びに県営住宅駐車場使用料の収納業務(※)

(※) 収納業務は別途収納委託の契約書を締結する。

(6) 監査の結論

① 秋田市近郊以外指定管理者制度を採用しないことについて(監査の意見)

27 の県営住宅の内、秋田市近郊(秋田地域振興局管内)以外の 10 の県営住宅について指定管理者制度を採用していない。これは秋田県全土の県営住宅を一括で公募した場合、管理施設が広範囲に分布することになり管理効率が悪いと判断したことによる。また、それぞれの地区を別々に公募したとしても、秋田市近郊以外は管理戸数が少なくスケールメリットがないとの判断もあった。

しかしながら、本来管理効率が悪く採算が取れないと判断するのは指定管理者である。秋田

県全土一括での公募も可能という条件を残し、北部、中部、南部の3つのエリアに分け公募するなどの工夫をした上で指定管理者制度導入の検討をする必要がある。

また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場合でも、近隣の市への管理代行の可能性など最良の方策に向けての検討は継続する必要がある。

② 非公募による選定について(監査の意見)

17の指定管理者導入施設の内、県営南ヶ丘住宅のみが非公募によって指定管理者が選定されている。これは、本施設が平成19年度に新設された施設であり、平成18年度に秋田市近郊で指定管理者に選定された秋田県建築住宅センターでの一体運営が効率的との判断より同センターに非公募により単独指定されたことによる。

非公募の理由には合理性があることより特に問題はない。

③ 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は6名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が4名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは本施設の場合のように指定管理者が県の外郭団体である場合、公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にすべきである。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

④ 申請資格の限定(監査の意見)

『秋田県営住宅等の指定管理者の募集要項』には、指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されている。

指定管理者制度に期待される効率化は、一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提である。本施設においては、公募への参加者数が4社であったが今後少しでも**競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

第6 外部監査の結論－施設別－

1 県営住宅

⑤ 収支決算書について(監査の意見)

「県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書」によると、指定管理者は秋田県に対して毎年度事業報告書の1つとしての収支状況に関する事項を報告することになっている。これを受けて指定管理者は、毎年度収支計算書を提出している。

この収支計算書は、下の表のとおり法人全体の収支とそのうち県住事務費関係に区分されて表示されている。

【表 43】平成20年度の収支決算書

(単位:千円)

大科目	中科目	決算額	うち県住事務関係
1. 基本財産運用収入		—	—
2. 事業収入		254,649	170,479
	県営住宅等受託収入	170,479	179,479
	その他	84,170	—
3. 雑収入		238	—
当期収入合計		238	—
1. 事業支出		244,972	174,074
	県営住宅管理費	137,849	137,849
	その他	107,123	36,225
2. 固定資産取得支出		414	106
3. 基金繰入支出		—	—
当期支出合計		245,387	174,181
当期収支差額		9,500	△3,702

一方、(変更)年度協定書によると、平成20年度の指定管理料は167,760千円でありその内訳は次のとおりとなっている。

項目	金額	摘要
人件費・事務費	29,911	
維持修繕費	106,480	計 137,849 千円 (県営住宅管理費と一致)
大規模修繕費	31,369	
合計	167,760	

この表のとおり、指定管理料のうち維持管理費と大規模修繕費の合計額 137,849 千円は収支決算額の県営住宅管理費と一致するが、収支計算におけるその他の事業支出や収入と指定管理料との関係が明確になっていない。これは、家賃収納業務については指定管理業務とは

第6 外部監査の結論－施設別－

1 県営住宅

別に収納委託契約書を締結しており、その契約額なども県住事務関係の収入、費用に計上されているなどの理由が考えられる。いずれにしても、**指定管理料と収支決算との関係がわかるように収支計算書の表示方法を見直すことが望ましい。**

⑥ 指定管理料の精算について(監査の意見)

平成20年度は、年度末に修繕が完了したことを受けて維持修繕費を変更減額する旨の変更年度協定書を締結している。これは、変更協定書を締結することによって精算事務の対応をしているのである。

【表 44】 変更前と変更後の協定額

(単位:千円)

項目	変更前	変更後	差額
人件費・事務費	29,911	29,911	—
維持修繕費	106,623	106,480	△142
大規模修繕費	31,369	31,369	—

確かに、維持修繕費や大規模修繕費については年度末に精算することが望ましいかもしれない。しかしながら、このような場合にも変更協定書を締結するのではなく精算方式とすることが望ましい。また、指定管理料は原則渡し切りとすることが望ましいことより協定書を締結する時点で渡し切りとする費目と年度末に精算する費目の区分を明確にする必要がある。そして、精算する費目については収支報告で明確に区分すると同時にその内訳も詳細に報告させることが望ましい。

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

2 北部老人福祉総合エリア

(1) 施設の概要

秋田県北部老人福祉エリア(以下、「北部シルバーエリア」という。)は、お年寄りの居住、在宅福祉、世代間交流や生きがい活動などの複数の機能を有する複合施設として建設された。主な施設としては、宿泊室、大浴場を備え、各種の講座・教室・映写会なども催されるコミュニティセンター、スポーツ施設(屋内、屋外)及びグリーンハウス(温室)などの生きがい活動施設がある。なお、特別養護老人ホーム(つくし苑)やケアハウス(ほうおう)などは大館市が設置しており、秋田県の指定管理者の対象施設ではない。

【表 45】 北部老人福祉総合エリアの概要

項目	概要		
施設名	秋田県北部老人福祉総合エリア		
所在地	大館市十二所字平内新田 237-1		
設置根拠条例	秋田県北部老人福祉総合エリア条例		
設置年	平成 11 年		
施設の内容		設立主体	運営管理者
	コミュニティセンター	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	グリーンハウス	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	屋内運動広場	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	屋外スポーツ施設	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	ふれあい農園	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	特別養護老人ホーム(つくし苑)	大館市	大館市社会福祉事業団
	地域包括支援センター	大館市	大館市社会福祉事業団
	デイサービス	大館市	大館市社会福祉事業団
	ケアハウス(ほうおう)	大館市	大館市社会福祉事業団
	ふれあいセンター(やまびこ)	大館市	大館市社会福祉事業団
	附属公園さんてつの丘	大館市	大館市社会福祉事業団
営業期間・時間	休館日 毎週月曜日(祝日の場合はその翌日)、 12月31日、1月1日 開館時間 9:00～21:00(入浴は9:30～21:00)		
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団		

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

(2) 施設の特徴

北部シルバーエリアは、秋田県大館市郊外に位置しており、自然に囲まれた立地条件である。総敷地面積は約 228,770 m²と広大である。

施設の特徴としては、いわゆる従来の老人福祉施設ではなく、老人福祉事業に軸足を置きつつも様々な世代の人を呼び込もうとする試みを実施している点が挙げられる。この点は南部シルバーエリアと同様である。ただし、老人福祉施設はいずれも大館市の設置によるものであり秋田県のものはないという点は南部シルバーエリアと異なっている。



○コミュニティーセンター全景
(10月15日監査人撮影)

(3) 指定管理者

【表 46】 北部老人福祉総合エリアの指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市御所野下堤 5 丁目 1 番 1 号
設立年月日	昭和 39 年 4 月
代表者（県との関係）	元県職員（秋田県秋田地域振興局長）
役員、職員の状況	理事長、副理事長各 1 人、理事 12 人、職員 582 人
主な業務内容	・ 指定管理者制度による公立福祉施設の運営 ・ その他自主事業 - 障害者福祉サービス事業 - 地域生活支援事業 - 障害児等療育支援事業 - 重症心身障害児者通園事業 - 障害者社会参加事業 - 指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業 - 指定居宅介護支援事業 - 地域密着型サービス外部評価事業 - 介護サービス情報の調査事業

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

項目	概要
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務 (秋田県の所管部署)	・秋田県高清水園（障害福祉課） ・秋田県心身障害者コロニー（障害福祉課） ・秋田県水林通勤寮（障害福祉課） ・秋田県阿桜園（障害福祉課） ・秋田県身体障害者更生訓練センター（障害福祉課） ・秋田県点字図書館（障害福祉課） ・秋田県中央地区老人福祉総合エリア（長寿社会課） ・秋田県南部老人福祉総合エリア（長寿社会課）

【表 47】 指定管理者の推移

平成17年度 (管理委託)	平成18年度以降 (指定管理者)
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」
- ③ 申請の受付期間・・・平成17年7月20日～平成17年8月19日
- ④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 48】 選定委員会の構成

役職	区分
健康福祉部次長	内部（委員長）
税理士	外部（外部有識者）
民間委員	外部（利用者代表）
健康福祉部次長	内部
健康福祉部福祉政策課社会保障対策監	内部

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

【表 49】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保	利用者の平等な利用が確保されていること。	確保されなければ失格
エリアの設置目的の効果的な達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであること。 新たな又は魅力的な提案（自主事業の開催含む）が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みが図られる計画であること。またその実現性があること。 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれていること。 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであること。 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。	30 点
効率的な管理	収支計画は適正なものであること。またその実現性があること。 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであること。またその実現性があること。	25 点
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全なものであること。 団体の活動実績が良好であること。 人員配置計画及び職員採用計画は妥当なものであること。 ・配置基準に基づく資格を有した必要な人材を適正に配置することができ、直接処遇職員には、相当の知識及び経験を有する者を配置する体制となっていること。 ・障害者、高齢者、母子寡婦の雇用促進に配慮した計画となっていること。 安全管理は適切であること。 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであること。	35 点
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	コミュニティセンターなどの類似施設を良好に経営した実績を有していること。	10 点

【表 50】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県社会福祉事業団	○	71.4

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

②協定書(基本、年度)の締結

平成18年3月23日に基本協定書が締結された。

その後、平成20年3月31日基本協定書の一部を改定する協定が交わされている。

また、平成18年3月、平成19年3月、平成20年3月、平成21年3月の4回にわたって年度協定書が締結されている。

(6)指定管理の内容

- ① 指定期間・・・5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日)
- ② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料、利用料金併用
- ③ 指定管理者が行う業務の内容・・・
 - 1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 3) エリアを通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
 - 4) その他エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

(7)指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 51】年間利用状況の推移

	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間総利用者数	72,018人	82,015人	83,635人	88,142人

【表 52】収支の状況の推移

(単位:千円)

		平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入		127,434	133,747	134,336	139,032
内 訳	指定管理料	—	112,109	111,263	112,607
	その他収入	127,434	21,638	23,073	26,425
支出計		127,434	129,346	133,335	131,618
内 訳	人件費	62,196	64,564	56,331	57,923
	人件費以外	65,238	64,782	77,004	73,695
(参考)利用料収入		—	21,530	23,020	25,779

(参考) 自主事業の実施状況

健康増進・生きがいづくり事業として、ゲートボール等の各種スポーツ大会及び陶芸・木工・園芸等の教室を開催している。また、農園の活用や各種行事の開催などによる世代間交流事業なども行っている。

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月指定管理者の収入状況について報告が行われている。報告には、施設ごとの収入状況や利用状況が記載されている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「実施状況に関する事項」、「収支状況に関する事項」及び「利用状況に関する事項」である。

③ 県によるモニタリングの状況

所管課以外の課によるモニタリングは実施していない。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

② 申請資格の限定(監査の意見)

『「秋田県北部老人福祉総合エリア」の指定管理者の募集について』には、指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」が明記されている。このように県内の法人又は団体に限定したことがそのまま直接的な原因であるとは言えないが、結果的に選定手続の参加者数は1者のみであった。

指定管理者制度に期待される効率化は、一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であるため、参加者数が1者のみであるとその効果が薄れてしまう。そこで、平成17年度における選定手続において参加者が1者であったことに鑑み、**県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

③ 設備の利用状況(監査の意見)

【表 53】は平成19年度と平成20年度の施設の利用料金等による収入の集計である。施設の中には無料開放されて利用されているものもあるため、収入状況がそのまま稼働状況ではない。しかし、利用者の数(【表 54】)も併せて見ると、特に「茶室」については収入も少なく、利用者も少ないことがわかる。

一般的に大きな施設においては、一部このような利用率が極端に低い箇所(設備)ができることはあり得ることであるが、このような場合は、料金を下げるかあるいは他の用途で使うなどの工夫が必要である。例に挙げた「茶室」などは、料金を下げた上で宿泊の繁忙期のみ宿泊施設として流用することなどを検討することも1つの方法である。

【表 53】 利用料等収入状況

(単位:円)

	平成20年度	平成19年度	増減
休憩	13,358,700	11,729,550	1,629,150
宿泊	8,768,600	8,189,800	578,800
多目的ホール	195,000	287,500	△92,500
視聴覚室	99,750	141,750	△42,000
研修室	9,750	12,750	△3,000
会議室	122,850	129,350	△6,500
茶室	6,880	25,920	△19,040
文芸室	23,400	29,200	△5,800
料理室	66,000	70,500	△4,500
陶芸室	27,000	29,250	△2,250
木工室	31,500	30,000	1,500
VTR	1,450	4,350	△2,900
OHP、書画カメラ	3,480	5,800	△2,320
スライド映写機	0	0	0
屋内運動場	151,360	87,720	63,640
テニスコート	328,090	356,470	△28,380
各種教室受講料等	840,750	0	840,750
合計	24,034,560	21,129,910	2,904,650

第6 外部監査の結論－施設別－

2 北部老人福祉総合エリア

【表 54】利用状況

(単位:人)

	平成 20 年度	平成 19 年度	増減
休憩	32,606	26,915	5,691
宿泊	3,044	2,908	136
会議室等	4,198	5,680	△1,482
屋内運動広場	3,096	2,176	920
茶室	21	27	△6
テニスコート	1,562	1,977	△415
各種教室	1,027	0	1,027
有料利用者計	45,554	39,683	5,871
屋内運動広場	22,132	22,129	3
創作活動施設	863	2,741	△1,878
屋外施設	595	672	△77
ポイントカード/無料券	168	0	168
行事・無料開放	3,961	3,352	609
映写会	5,780	5,287	493
視察	5,074	9,771	△4,697
無料利用者計	42,588	43,952	△1,364
利用者計	88,142	83,635	4,507

3 中央地区老人福祉総合エリア

(1) 施設の概要

秋田県中央地区老人福祉総合エリア(以下、「中央シルバーエリア」という。)は、高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するとともに、高齢者の相談に応じるとともに情報の収集及び提供を行うことを目的としている施設である。

【表 55】 中央地区老人福祉総合エリアの概要

項目	概要
施設名	秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所在地	秋田市御所野下堤五丁目一番地の一
設置根拠条例	秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例
設置年	平成9年
施設の内容	敷地面積 180,300 m ² 建築面積 6,861 m ² 延床面積 9,297 m ² エリア内の施設 ①コミュニティセンター (大浴場、大広間、レストラン、宿泊室) ②介護実習・普及センター ③高齢者総合相談センター ④屋内運動広場 ⑤屋内温水プール ⑥特別養護老人ホーム (やすらぎホームけやき) ⑦デイサービスセンター ⑧在宅介護支援センター ⑨秋田市御所野交流センター (御所野ふれあいセンター) ⑩ケアハウス (ウエルハウス御所野)
営業期間・時間	休館日 毎週月曜日 (祝日の場合はその翌日)、 12月31日、1月1日 開館時間 9:00～19:00 (屋内運動広場 午前 9時～午後 9時) (プール 午前 10時～午後 6時 30分)
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団

(2) 施設の特徴

中央シルバーエリアは、保健・福祉サービスの提供や社会参加・世代間交流の促進、情報の収集・提供、実習や研修などの総合的なサービスを提供する広域的な施設として、平成 9 年にオープンした。特徴として、従来のいわゆる老人福祉施設ではなく、北部シルバーエリアと同様に老人福祉事業に軸足を置きつつも様々な世代の人を呼び込もうとする試みを実施している。

中央シルバーエリアには、コミュニティセンターとして大浴場、大広間、レストラン、宿泊室が設けられている。レストラン、宿泊室は有料であり、大浴場も大広間と併せて原則として有料となっている。また、健康・スポーツ施設として屋内運動広場と屋内温水プールや会議や研修などに利用可能な多目的ホール及び視聴覚教室を備えており、これらも原則として有料である。さらに生きがい活動施設として茶室、陶芸室及び木工室を備えている。このうち茶室については有料での貸出を行っており、陶芸室及び木工室を含め指定管理者等が主催する各種教室については、参加料は無料で参加者は材料費等の実費のみを負担する。

そのほか、中央シルバーエリアの主な特徴は次のとおりである。

- 休憩入浴、宿泊、会議研修、プール、運動広場などの利用が可能な総合施設
- 秋田テクノポリスの中核である御所野ニュータウンに位置し、利便性に優れている。
- 大型無料駐車場完備(450 台)・バリアフリー設備
- 隣接施設 イオン・フレスポ御所野

施設は【表 55】の「施設の内容」に記したとおりだが、ここでは①から⑤を取り上げるものとする。

(3) 指定管理者

【表 56】 中央地区老人福祉総合エリアの指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市御所野下堤 5 丁目 1 番 1 号
設立年月日	昭和 39 年 4 月
代表者（県との関係）	元県職員（秋田県秋田地域振興局長）
役員、職員の状況	理事長、副理事長各 1 人、理事 12 人、職員 582 人
主な業務内容	・ 指定管理者制度による公立福祉施設の運営 ・ その他自主事業 - 障害者福祉サービス事業 - 地域生活支援事業 - 障害児等療育支援事業 - 重症心身障害児者通園事業 - 障害者社会参加事業 - 指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業 - 指定居宅介護支援事業 - 地域密着型サービス外部評価事業 - 介護サービス情報の調査事業

第6 外部監査の結論－施設別－

3 中央地区老人福祉総合エリア

項目	概要
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務 (秋田県の所管部署)	・秋田県高清水園（障害福祉課） ・秋田県心身障害者コロニー（障害福祉課） ・秋田県水林通勤寮（障害福祉課） ・秋田県阿桜園（障害福祉課） ・秋田県身体障害者更生訓練センター（障害福祉課） ・秋田県点字図書館（障害福祉課） ・秋田県北部老人福祉総合エリア（長寿社会課） ・秋田県南部老人福祉総合エリア（長寿社会課）

【表 57】 指定管理者の推移

平成17年度（管理委託）	平成18年度以降（指定管理者）
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること。
- ③ 申請の受付期間・・・平成17年7月20日～平成17年8月19日
- ④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 58】 選定委員会の構成

役職	区分
健康福祉部次長	内部(委員長)
税理士	外部(外部有識者)
民間委員	外部(一般公募)
健康福祉部次長	内部
健康福祉部福祉政策課社会保障対策監	内部



○中央シルバーエリア(ウェブサイトより)

第6 外部監査の結論－施設別－

3 中央地区老人福祉総合エリア

【表 59】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保	利用者の平等な利用が確保されていること。	確保されなければ失格
エリアの設置目的の効果的な達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであること。 新たな又は魅力的な提案（自主事業の開催含む）が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みが図られる計画であること。またその実現性があること。 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれていること。 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであること。 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。	30 点
効率的な管理	収支計画は適正なものであること。またその実現性があること。 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであること。またその実現性があること。	25 点
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全なものであること。 団体の活動実績が良好であること 人員配置計画及び職員採用計画は妥当なものであること。 ・必要な人材を適正に配置し、確実な管理をする体制となっていること。 ・障害者、高齢者、母子寡婦の雇用促進に配慮した計画となっていること。 安全管理は適切であること。 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであること。	35 点
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	コミュニティセンターなどの類似施設を良好に運営した実績を有していること。	10 点

【表 60】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県社会福祉事業団	○	73.4
A 団体	○	55.2

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

第6 外部監査の結論－施設別－

3 中央地区老人福祉総合エリア

② 協定書(基本、年度)の締結

平成18年3月23日に基本協定書が締結された。その後、平成20年3月31日に基本協定書の一部を改定する協定が交わされている。

また、平成18年3月、平成19年3月、平成20年3月、平成21年3月の4回にわたって年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容

- ① 指定期間・・・5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日)
- ② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料、利用料金併用
- ③ 指定管理者が行う業務の内容・・・
 - 1) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 3) エリアを通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
 - 4) その他エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 61】 年間利用状況の推移

	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
有料利用者数			105,247人	114,230人
無料利用者数			64,004人	51,658人
合計			169,251人	165,888人

【表 62】 収支の状況の推移

(単位：千円)

	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入計	164,935	173,253	175,490	177,456
内訳	利用料収入	43,453	45,687	50,160
	指定管理料	129,567	129,682	127,207
	その他収入	233	121	89
支出計	164,935	171,665	172,925	168,217
内訳	人件費	72,351	68,927	56,274
	人件費以外	99,314	103,998	111,943
差引	—	1,588	2,565	9,239

(参考) 自主事業の実施状況

各種教室(健康づくり教室、生きがい教室)、グランドゴルフ大会、映写会、各種短期教室
バドミントン教室等

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月指定管理者の収入状況について報告が行われている。報告には、施設ごとの収入状況や利用状況が記載されている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「実施状況に関する事項」、「収支状況に関する事項」及び「利用状況に関する事項」である。

③ 県によるモニタリングの状況

所管課以外の課によるモニタリングは実施していない。

(9) 監査の結論

① 施設のあり方

1) 施設の運営主体(監査の意見)

指定管理者によると、平成 20 年度の施設利用の状況は利用者数 165,888 人で前年度比 3,363 人の減となっている。これは無料利用者が 12,346 人の減となったことに伴うものであり、その主な要因としては、屋内運動広場の団体に対する有料貸切制度の活発化、プール教室の付添者の休止による減などによるものと考えられる。一方、有料利用者は 8,983 人増加した。その主な要因として、指定管理者は営業活動の積極的な拡大と重点化などが功を奏したと考えている。

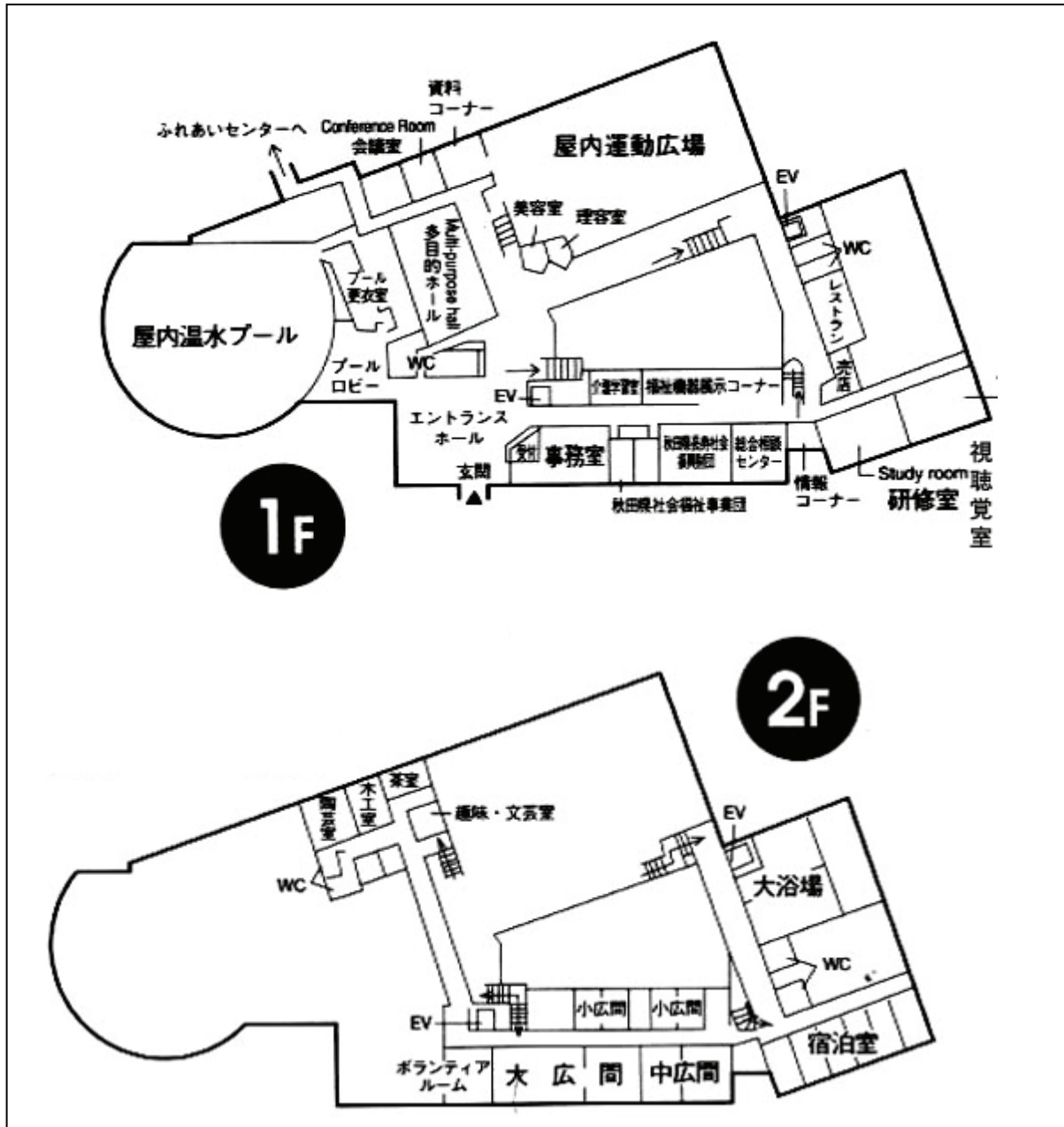
また、収入は 45,159,160 円と前年度比 4,433,080 円の増となっている。平成 20 年度は 3 カ月のプール営業の休止の影響や前年度における宿泊客の国体効果がなくなった影響が見られたとのことであるが、それでも増収を実現したことは評価できる。

中央シルバーエリアのような大浴場、大広間、会議室等を備えた施設については市町村等が運営しているものも見受けられ、これらの中には居住する近隣住民がより身近に利用できるようにと無料で利用できるものもある。中央シルバーエリアでは様々な事業に広く利用してもらうためとして、これらの設備についても原則として利用料金を徴収している。利用料金を徴収することについては、施設の内容や規模、秋田県財政の厳しさを考慮すれば止むを得ないと考ええる。

また、中央シルバーエリアについては、老人福祉事業に軸足を置きつつも様々な世代の人を呼び込むとして様々な世代の利用を促進している。平成 20 年度の実績をみても県北の高校及び由利本荘地区の小・中学校を訪問して PR 活動を行っており、宿泊部門では高校のスポーツ

部の利用が拡大したとしている。

【図 14】 中央シルバーエリア見取り図



中央シルバーエリアは不特定多数の利用者を対象とした施設であり、多くの住民あるいは団体に利用してもらうことが適切である。その意味では様々な世代への PR を行っている現在の指定管理者の取り組みは理に適ったものといえる。しかしながら、このような取り組みを行うことによって、高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するという中央シルバーエリアの設立目的、あるいは老人福祉事業の一環という本来の位置づけが変容しているのではないかとと思われる。

中央シルバーエリアの現状を鑑みると、**県として行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての検討が必要である**。例えば、施設については民間に譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える福祉事業については別途運営主体に委託する等の方法も考えられる。この点、北部、南部シルバーエリアも含めて次期指定管理者の選定期間までに具体的な対応を決定する必要がある。

2) 宿泊事業のあり方(監査の意見)

今後も指定管理者制度を継続するとした場合においても、現在中央シルバーエリアが実施している事業の中の宿泊については今後も実施する必要性を検討する必要がある。

宿泊の年間使用料収入は平成 19 年度が 10,925,900 円、平成 20 年度が 10,959,800 円となっている。利用者数は増加しているが、利用料収入の増加には結びついていない。また、宿泊を行う場合指定管理者側に人件費・光熱水費のコストがかかる。さらに宿泊施設を有することが中央シルバーエリアの事業目的とどのように合致しているのか、そして現状においてその運営にどのような効果をもたらしているのか外部からの視点では十分把握できない。

宿泊事業の収支が中央シルバーエリア全体の収支にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の継続の是非について十分に検討する必要がある。

② 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は 5 名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が 3 名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にするようにすべきである。**

なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7 月 20 日から 8 月 19 日のおおよそ 1 ヶ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者を存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、少なくとも 2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

現在の中央シルバーエリアの指定管理期間は平成 23 年 3 月 31 日までとなっている。秋田県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ募集期間は 1 カ月半程度とすることとなったが、本施設についても指定管理者制度を継続するのであれば次期指定管理者の選定の際には募集期間の見直しが必要である。

第6 外部監査の結論－施設別－

3 中央地区老人福祉総合エリア

③ 申請資格の限定(監査の意見)

『「秋田県中央地区老人福祉総合エリア」の指定管理者の募集について』には、指定管理者に応募する際の申請資格を「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」としていた。このことについて、施設の性格を考慮しても県内に主たる事務所を有する法人としなければならない積極的な理由は見当たらない。**次期指定管理者の選定の際には、県内の法人又は団体に限定せず、広く参加者を公募することを検討する必要がある。**

第6 外部監査の結論－施設別－

4 南部老人福祉総合エリア

4 南部老人福祉総合エリア

(1) 施設の概要

秋田県南部老人福祉総合エリア(以下、「南部シルバーエリア」という。)は、スポーツや生きがい活動を通じて幅広い世代間交流ができる総合施設である。主な施設は、宿泊・休憩入浴・会議研修などに利用されるコミュニティセンター、屋内温水プール、養護老人ホームなどである。

また、南部シルバーエリア周辺は横手市立大森病院を核とする「健康の丘おおもり」と連携しており、充実した福祉サービスを展開している。

【表 63】 南部福祉総合エリアの概要

項目	概要		
施設名	秋田県南部老人福祉総合エリア		
所在地	秋田市平鹿郡大森町字菅生田 245 番地の 34		
設置根拠条例	秋田県南部老人福祉総合エリア条例		
設置年	昭和 63 年 7 月		
施設の内容		設立主体	運営管理者
	コミュニティセンター	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	屋内温水プール	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	いきいき農園	横手市	横手市
	養護老人ホーム	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	軽費老人ホーム	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	老人専用マンション	秋田県	秋田県社会福祉事業団
	生きがい創作館	横手市	秋田県社会福祉事業団
	子どもと老人のふれあいセンター	横手市	横手市
	生きがい交流広場	横手市	横手市
営業期間・時間	休館日 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、12 月 31 日、1 月 1 日 開館時間 9:00～19:00（入浴時間は 10:00～19:00）		
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団		

(2) 施設の特徴

南部シルバーエリアは、秋田県横手市郊外に位置しており、自然に囲まれた立地条件である。総敷地面積は約 148,836 m²と広大である。

施設の特徴としては、従来のいわゆる老人福祉施設ではなく、老人福祉事業に軸足を置きつつも様々な世代の人を呼び込もうとする試みを実施している点が挙げられる。今回の監査で訪問した際にも、若年の利用者の方も多くみられた。

第6 外部監査の結論－施設別－

4 南部老人福祉総合エリア



○南部シルバーセンター
(コミュニティーセンター正面)
(9月10日監査人撮影)

本施設は、「施設の内容」に記したとおり、設置主体が秋田県と横手市、管理運営者が秋田県社会福祉事業団と横手市になっている。ここで、南部シルバーエリアとして秋田県の指定管理者制度の対象になっているのは、コミュニティーセンター(屋内温水プール、大浴場、宿泊施設含む)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人専用マンション、その他の施設のみである。

(3) 指定管理者

【表 64】 南部福祉総合エリアの指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市御所野下堤5丁目1番1号
設立年月日	昭和39年4月
代表者（県との関係）	元県職員（秋田県秋田地域振興局長）
役員、職員の状況	理事長、副理事長各1人、理事12人、職員582人
主な業務内容	・指定管理者制度による公立福祉施設の運営 ・その他自主事業 - 障害者福祉サービス事業 - 地域生活支援事業 - 障害児等療育支援事業 - 重症心身障害児者通園事業 - 障害者社会参加事業 - 指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業 - 指定居宅介護支援事業 - 地域密着型サービス外部評価事業 - 介護サービス情報の調査事業

第6 外部監査の結論－施設別－

4 南部老人福祉総合エリア

項目	概要
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務 (秋田県の所管部署)	・秋田県高清水園（障害福祉課） ・秋田県心身障害者コロニー（障害福祉課） ・秋田県水林通勤寮（障害福祉課） ・秋田県阿桜園（障害福祉課） ・秋田県身体障害者更生訓練センター（障害福祉課） ・秋田県点字図書館（障害福祉課） ・秋田県北部老人福祉総合エリア（長寿社会課） ・秋田県中央地区老人福祉総合エリア（長寿社会課）

【表 65】 指定管理者の推移

平成17年度 (管理委託)	平成18年度以降 (指定管理者)
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること」
「社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設について経営実績を有していること」
- ③ 申請の受付期間・・・平成17年7月20日～平成17年8月19日
- ④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 66】 選定委員会の構成

役職	区分
健康福祉部次長	内部（委員長）
税理士	外部（外部有識者）
民間委員	外部（利用者代表）
健康福祉部次長	内部
健康福祉部福祉政策課社会保障対策監	内部

第6 外部監査の結論－施設別－

4 南部老人福祉総合エリア

【表 67】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保	利用者の平等な利用が確保されていること。	確保されなければ失格
エリアの設置目的の効果的な達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであること。	30 点
	新たな又は魅力的な提案（自主事業の開催含む）が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みが図られる計画であること。またその実現性があること。	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれていること。	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであること。	
	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであること。	
効率的な管理	収支計画は適正なものであること。またその実現性があること。	20 点
	経費縮減に向けた取り組みがなされるものであること。またその実現性があること。	
適正かつ確実な管理を行う能力	法人の経営状況は安全かつ健全なものであること。	25 点
	人員配置計画及び職員採用計画は妥当なものであること。 ・配置基準に基づく資格を有した必要な人材を適正に配置することができ、直接処遇職員には、相当の知識及び経験を有する者を配置する体制となっていること。 ・障害者、高齢者、母子寡婦の雇用促進に配慮した計画となっていること。	
	安全管理は適切であること。	
	個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであること。	
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	社会福祉法第 62 条に規定する社会福祉施設について、当該施設と同等の施設を良好に運営した実績を有していること。	25 点
	コミュニティセンターなどの類似施設を良好に運営した実績を有していること。	
	入所（入居）者の処遇に関する考え方は適切なものであること。	

【表 68】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県社会福祉事業団	○	75.2

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 23 日に基本協定書が締結された。その後、平成 20 年 3 月 31 日に基本協定書の一部を改定する協定が交わされている。

また、平成 18 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 20 年 3 月、平成 21 年 3 月の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料、利用料金併用

③ 指定管理者が行う業務の内容・・・

- 1) コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室並びに宿泊室及び屋内運動広場のゲートボールコートに係る使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3) エリアを通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
- 4) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人専用マンション管理運営に関する業務
- 5) その他エリアの管理に関し知事が必要と認める業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 69】年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間総利用者数	135,229 人	135,695 人	131,347 人	132,601 人

【表 70】収支の状況の推移

(単位:千円)

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	430,256	426,180	417,785	427,640
内 指定管理料	—	220,466	218,155	220,095
訳 その他収入	430,256	205,714	199,630	207,545
支出計	430,256	422,095	400,375	399,208
内 人件費	244,939	225,239	211,363	209,342
訳 人件費以外	185,317	196,856	189,012	189,866
(参考)利用料収入	—	93,330	93,375	92,762

(参考) 自主事業の実施状況

平成4年度から継続実施している施設入居者と地域住民の生涯学習教室(活き活き学園)を平成20年度から有料化した。

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月指定管理者の収入状況について報告が行われている。報告には、施設ごとの収入状況や利用状況が記載されている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「実施状況に関する事項」、「収支状況に関する事項」及び「利用状況に関する事項」である。

③ 県によるモニタリングの状況

所管課以外の課によるモニタリングは実施していない。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり、過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にするようにする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定(監査の意見)

『「秋田県南部老人福祉総合エリア」の指定管理者の募集について』には、指定管理者に応

第6 外部監査の結論－施設別－

4 南部老人福祉総合エリア

募する際の申請資格として「県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること」が明記されている。このように県内の社会福祉法人に限定したことがそのまま直接の原因であるとは言えないが、結果的に選定手続の参加者数は1者のみであった。

指定管理者制度に期待される効率化は一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であるため、参加者数が1者のみであるとその効果が薄れてしまう。そこで、今般の平成17年度における選定手続において参加者が1者であったことに鑑み、**県内の社会福祉法人に限定せず、広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

③ 設備の利用状況について(監査の意見)

施設の屋外にあるテニスコートが破損しており使用できない状態で放置されている。指定管理者においても利用できる方法を検討しているが、有効に活用できないでいるのが現状である。今後もテニスコートとして使用していくか、あるいは別の用途で使用するのか早期に決定し必要な措置を講ずる必要がある。



○破損しているテニスコート(9月10日監査人撮影)

④ 使用が困難な非常用設備について(監査の意見)

右の写真は、施設のうち軽費老人ホームの非常用設備である。この写真でもわかるとおり、地上に降りる地点が壁と向き合っている。実際には、壁との間にわずかな隙間はあるが明らかに設計ミスである。早急に、撤去の上、非常用設備の改修等の措置が必要である。

また、この問題は、今までこのような状態で放置されていたこと自体の問題もあることより、この原因を調べた上で、今後同様のことが起きないようにする必要がある。



○非常用設備
(9月10日監査人撮影)

⑤ 宿泊施設について(監査の意見)

現在、コミュニティセンターには、8畳の部屋が2つ10畳の部屋が1つの計3部屋があり、簡易宿泊施設として利用されている。

宿泊料金は次のとおりとなっている。

【表 71】 宿泊施設の利用料金

	宿泊のみ	1泊2食
大人	3,000 円	5,520 円
子ども	2,200 円	4,720 円
幼児(3歳以上)	1,100 円	3,620 円

【表 71】のとおり、安価な宿泊料で利用が可能となっている。しかしながら、実際には利用率は高くないのが現状である。特に、平日はあまり利用されていない。この理由としては、タオル・歯ブラシ等の洗面道具は持参させる簡易宿泊という形態が現在の世の中のニーズとマッチしていないのではないかという問題や PR 活動が十分ではないので県民等に余り周知されていないのではないかという問題、さらには横手市などの市街地から車で最低 30 分は要するといったアクセスの問題など複数の問題が絡んでいると思われる。秋田県は、指定管理者等の意見をもとに利用率向上に向けた努力が必要である。

なお、今回他のシルバーエリアを含めて複数の指定管理者制度導入施設を訪問したが、本施設と同様に宿泊機能を備えた施設が他にもあることがわかった。しかしながら、いずれの施設も設置目的との関係でなぜ宿泊施設が必要だったかが不明であった。たとえば、本施設の場合もスポーツや生きがい活動を通じて幅広い世代間交流ができる場を提供するという目的のためになぜ宿泊施設が必要かについてが曖昧である。また、部屋数が3つということも PR 活動を積極的にできない要因ともなっており宿泊施設の必要性を不明確にしている要因と思われる。

いずれにしても、**利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に宿泊施設が必要かについての検討も行う必要があるものと思われる。**

⑥ 在宅老人介護センター、診療リハビリセンター終了後の対応(監査の意見)

コミュニケーションセンター入口に向かって左側に従来在宅老人介護センター、診療リハビリセンターがあった区域がある。これらはいずれも終了しているが、終了後の空きスペースを有効活用しきれていない場所があった。何らかの活用を検討が必要である。

5 高清水園、阿桜園

(1) 施設の概要

秋田県高清水園、秋田県阿桜園はともに、知的障害・身体障害・精神障害を有する県民及び知的障害のある県民児童の支援を行うための知的障害児施設・障害者支援施設である。これらの施設では、利用者一人ひとりに配慮して、生活訓練と社会性の育成を継続して行っており、家庭及び地域社会への復帰および参加を支援するとともに、家族や福祉・医療機関などと協力し、専門性に裏付けられたサービスの提供を行っている。

【表 72】高清水園の概要

項目	概要
施設名	秋田県高清水園
所在地	秋田市上北手猿田字苗代沢 14 番地の 1
設置根拠条例	秋田県知的障害福祉施設条例
設置年	昭和 27 年 10 月 13 日
施設の内容	本館棟 4,087 m ² 事務室 1 室、指導員室 2 室、居室 55 室、 ショートステイ室 4 室、食堂 3 室、浴室 4 室、医務室 1 室 作業訓練室 1 室、体育館 1 室 附属棟 400 m ² 車庫、木工室、陶芸室
定員	知的障害児施設 40 名 生活介護 52 名 自立（生活）訓練 8 名 施設入所支援 60 名

【表 73】阿桜園の概要

項目	概要
施設名	秋田県阿桜園
所在地	横手市赤坂字仁坂 105 番地の 1
設置根拠条例	秋田県知的障害福祉施設条例
設置年	昭和 39 年 5 月 11 日
施設の内容	事務室 1 室、指導員室 4 室、居室 43 室、食堂 2 室、浴室 5 室、 医務室 1 室、職業訓練等 1 室、体育館 1 室
定員	知的障害児施設 50 名 生活介護 64 名 自立（生活）訓練 12 名 施設入所支援 70 名

第6 外部監査の結論－施設別－

5 高清水園、阿桜園

秋田県高清水園



秋田県阿桜園



(各施設の案内パンフレットより)



高清水園は県中心部から北部にかけて、阿桜園は県南地方の知的障害をもつ県民を支援する施設としての中心的役割を果たしている。

いずれも、社会福祉法人秋田社会福祉事業団が指定管理者となっている。

(秋田県阿桜園の利用者の作品。監査人撮影)

(2) 指定管理者

【表 74】 高清水園及び阿桜園の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市御所野下堤 5 丁目 1 番 1 号
設立年月日	昭和 39 年 4 月
代表者（県との関係）	元県職員（秋田県秋田地域振興局長）
役員、職員の状況	理事長、副理事長各 1 人、理事 12 人、職員 582 人
主な業務内容	・ 指定管理者制度による公立福祉施設の運営 ・ その他自主事業 - 障害者福祉サービス事業 - 地域生活支援事業 - 障害児等療育支援事業 - 重症心身障害児者通園事業 - 障害者社会参加事業 - 指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業 - 指定居宅介護支援事業 - 地域密着型サービス外部評価事業 - 介護サービス情報の調査事業

第6 外部監査の結論－施設別－

5 高清水園、阿桜園

項目	概要
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務 (秋田県の所管部署)	・秋田県心身障害者コロニー（障害福祉課） ・秋田県水林通勤寮（障害福祉課） ・秋田県身体障害者更生訓練センター（障害福祉課） ・秋田県点字図書館（障害福祉課） ・秋田県北部老人福祉総合エリア（長寿社会課） ・秋田県中央地区老人福祉総合エリア（長寿社会課） ・秋田県南部老人福祉総合エリア（長寿社会課）

【表 75】 指定管理者の推移

平成17年度 (管理委託)	平成18年度以降 (指定管理者)
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団

(3) 指定管理者の選定手続き

① 公募・・・実施

② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する社会福祉法人」

「社会福祉法第62条第1項に規定する社会福祉施設について経営実績を有していること」

③ 申請の受付期間・・・平成17年7月20日～平成17年8月19日

④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 76】 選定委員会の構成

役職	区分
税理士	外部（外部有識者）
民間委員	外部（一般公募）
健康福祉部次長	内部
健康福祉部次長	内部
健康福祉部福祉政策課社会保障対策監	内部

第6 外部監査の結論－施設別－

5 高清水園、阿桜園

【表 77】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	利用者の平等な利用が確保されているか。	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか。	25 点
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか。	
	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか。	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20 点
	経費削減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全なものであるか	25 点
	人事配置は適切か	
	必要な人材を適正に配置し、確実な管理をする体制となっているか	
	障害者、高齢者、母子寡婦の利用促進に配慮した計画になっているか	
	安全管理は適切か	
	個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられるものであるか	
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	当該施設と同等の社会福祉施設を良好に運営した実績を有しているか	30 点
	入所（入居）者の処遇に対する考え方は適切なものであるか	
	パッケージに公募した施設について、パッケージで申請しているか	

表 78 選定結果(高清水園)

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県社会福祉事業団	○	79.4

【表 79】 選定結果(阿桜園)

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県社会福祉事業団	○	77.0

(4) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 17 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 18 年 3 月 31 日、平成 19 年 3 月 30 日、平成 20 年 3 月 31 日、平成 21 年 3 月 31 日の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

(5) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料のみ

③ 指定管理者が行う業務の内容

施設及び設備の維持管理に関する業務

児童短期入所、知的障害者短期入所及び知的障害者更生施設支援の提供に関する業務

施設の管理に関して必要と認められる業務

(6) 指定管理者制度導入後の業務の概況

① 高清水園

【表 80】年間利用状況(高清水園)の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用人数	32,860 人	49,908 人	50,372 人

【表 81】収支の状況(高清水園)の推移

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	375,174	371,664	374,286
内 指定管理料	325,462	314,086	314,086
訳 その他収入	49,712	57,578	60,200
支出計	373,238	367,628	359,240
内 人件費	260,585	265,341	269,869
訳 人件費以外	112,653	102,287	89,371
(参考)利用料収入	—	—	—

第6 外部監査の結論－施設別－

5 高清水園、阿桜園

主な自主事業:日中一時支援事業(日中受入型:放課後支援型)・共同生活援助・共同生活介護等を実施している。

② 阿桜園

【表 82】年間利用状況(阿桜園)の推移

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用人数	39,308 人	58,196 人	58,519 人

【表 83】収支の状況(阿桜園)の推移

(単位:千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	445,057	438,945	444,311
内 指定管理料	364,184	347,876	347,876
訳 その他収入	80,873	91,069	96,435
支出計	444,843	425,155	410,299
内 人件費	351,102	302,535	307,340
訳 人件費以外	93,741	122,620	102,959
(参考)利用料収入	—	—	—

主な自主事業:障害児者地域療育支援事業・重症心身障害児者通園事業、日中一時支援事業(短期入所型、放課後支援型)・共同生活援助を実施している。

(7) 指定管理者による事業報告(定期、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 定期報告の状況

基本協定書により指定管理者は年度中として四半期ごとの定期報告が義務付けられていることからこれに基づいて、収支の状況、施設の利用状況の報告を行っている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者は、県出資団体であり、秋田県高清水園、秋田県阿桜園の他にも多数の指定管理者の指定を受けていることから、決算書を健康福祉部障害福祉課に提出している。

③ 県によるモニタリングの状況

平成 21 年 1 月 20 日に指定管理者制度の所管課である総務課によって指定管理者に対してモニタリングを実施している。

この他基本協定書第 43 条に基づき平成 21 年 1 月 8 日に障害福祉施設運営協議会が開催

され、指定管理施設に関する経営管理、事業管理、財務管理、人事・労務管理、その他の状況の現状と問題点が健康福祉部障害福祉課に報告され、意見交換等が行われている。

(8) 監査の結果及び意見

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり、過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にするようにする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定(監査の意見)

「秋田県高清水園の指定管理者の募集について」及び「秋田県阿桜園の指定管理者の募集について」では、指定管理者に応募する際の申請資格として「県内に主たる事務所を有する社会福祉法人であること」が明記されている。このように県内の社会福祉法人に限定したことがそのまま直接の原因であるとは言えないが、結果的に選定手続の参加者数はいずれも1者のみであった。

指定管理者制度に期待される効率化は一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であるため、参加者数が1者のみであるとその効果が薄れてしまう。そこで、今般の平成17年度における選定手続において参加者が1者であったことに鑑み、**県内の社会福祉法人に限定せず、広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

③ 指定管理者を公募することの妥当性について(監査の意見)

秋田県高清水園、秋田県阿桜園は、開設以来半世紀にわたり秋田県の外郭団体である社会福祉法人秋田県社会福祉事業団(以下「事業団」という。)による外部委託契約による管理運営がなされてきたが、指定管理者制度の導入により公募により指定管理者を募集した。しかし、県

第6 外部監査の結論－施設別－

5 高清水園、阿桜園

が実施した指定管理の説明会の内容を踏まえると、ハードからは公募の準備が整っておらず、ソフト面からは、施設の特異性から事業団以外には施設の運営を任せることが不可能であったと考えられる。よって、**公募としたことが妥当であったかは疑問である。今後は、公募とするか非公募とするかについて慎重な検討が必要であろう。**いずれにしても、今後公募を実施し他の団体が指定管理者となった場合には、次のような問題が発生することが想定される。

ハード面からの問題は、同施設が事業団の外部委託契約により運営されていた時代に、委託報酬によって取得した財産の所有権が事業団に帰属するにも関わらず、県の予算で取得した財産との区別が明確に管理されていないことにある。県はこの点について、他の団体が指定管理者に決まった場合、事業団が過去に委託報酬により取得した財産は持ち帰るが、どの財産がそれに該当するかは事業団が自分で判断するとしている。しかし、秋田県高清水園は昭和27年、秋田県阿桜園は昭和37年の開園から外部委託契約を締結しているため、事業団がこれらの財産を持ち帰った場合の影響は重大であり、施設が営業可能な状態にあるとは考えにくい。公募により指定管理を導入するならば、まず公募により施設の管理者が交代しても営業が可能な体制を整えることが必要である。

ソフト面からは、同施設は知的障害者や精神障害者の施設であり、15年から20年近い長期間在園する利用者が多い施設である。新たな指定管理者が指定されることにより施設の担当者は全員一斉交代になる可能性が高い。その場合、利用者は施設運営者の担当者の変更を理解できず混乱を招くことが予想される。しかし県は、施設の円滑な引き継ぎは事業団と指定管理者の問題であり、同施設に勤務する職員の雇用の問題は、事業団と職員本人や契約の問題であるとして利用者の混乱への配慮は行っていない。施設の職員の交代によって利用者が混乱するならば非公募とする必要がある。

6 総合生活文化会館

(1) 施設の概要

秋田県総合生活文化会館は、県民の間では秋田アトリオンの名で親しまれている施設である。この施設は、音楽施設、展示施設(研修室及び多目的ホールを含む)からなる県民芸術・文化の向上、産業の活性化を喚起するシンボル施設として平成元年にオープンした。

音楽ホール(以下、「アトリオン音楽ホール」という。)は、秋田県初のコンサート専用ホールであり、毎年10回から11回にわたり、国内外、又は地元演奏家によるコンサートが催され、オルガン練習室では、専属オルガニストによるパイプオルガンの養成講座も開かれている。



アトリオン音楽ホールは、ホール自体を「楽器」と考え音響面を最優先にして設計・建設されており、天井や壁面に秋田杉がふんだんに張り巡らされている。

(秋田アトリオンホームページより)

展示ホール等のうち、美術展示ホールは秋田県を代表する美術展示専用のホールであり、絵画や書の展覧会に使用されている。



美術展示ホール。第1展示室、第2展示室。ホール。絵画、書、デザイン、写真、彫刻、工芸その他これらに類似するものの展示のために使用される。

(秋田アトリオンホームページより)

同じ施設であるが、**音楽施設と展示ホール等は、同施設の建物の共同区分所有権者のグループ会社2社がそれぞれ指定管理者となって管理を行っている。**

第 6 外部監査の結論－施設別－

6 総合生活文化会館

【表 84】 総合生活文化会館(音楽施設)の概要

項目	概要
施設名	秋田県総合生活文化会館
所在地	秋田市中通 2 丁目 3 番 8 号
設置根拠条例	秋田県総合生活文化会館条例
設置年	竣工平成元年 11 月 18 日
施設の内容	音楽ホール（客席固定席 700 席、車椅子専用席 4 席） ミニコンサートホール（123.5 m ² 可動式客席 100 席） 楽屋（56.3 m ² と 68.9 m ² ） 音楽研修室（65 m ² ） 練習室（93.1 m ² ） オルガン練習室（31.0 m ² ） 会議室、VIP 室（61.0 m ² 、33.9 m ² ）
営業期間・時間	休館日 12 月 29 日～1 月 3 日、2 月第 4 日曜日、9 月第 1 日 曜日、音楽ホールはこの他に毎水曜日 開館時間 9:00～22:00
指定管理者	大星ビル管理株式会社

【表 85】 総合生活文化会館(展示ホール等)の概要

項目	概要
施設名	秋田県総合生活文化会館
所在地	秋田市中通 2 丁目 3 番 8 号
設置根拠条例	秋田県総合生活文化会館条例
設置年	竣工平成元年 11 月 18 日
施設の内容	美術展示ホール（892.1 m ² ） 展示室（研修室）（369.4 m ² 、研修時 200 名収容） 多目的ホール（404.5 m ² ）
営業期間・時間	休館日 12 月 29 日～1 月 3 日、2 月第 4 日曜日、9 月第 1 日 曜日 開館時間 9:00～22:00（多目的ホール） その他の閉館時間は利用内容等により、20:00 また は 21:00
指定管理者	秋田アトリオンビル株式会社

(2) 施設の特徴

秋田駅直結の歩行者専用通路の先にあり、千秋公園（久保田城の城跡を整備した公園）に面しているというロケーションが最大の特徴となっている。また、地下には秋田県の名産品の販売店がある。

(3) 指定管理者

【表 86】総合生活文化会館（音楽施設）の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	大星ビル管理株式会社
分類	アトリオンビルの区分所有者の関連会社
所在地	秋田市中通 2 丁目 3 番 8 号
設立年月日	昭和 44 年 6 月 2 日
代表者（県との関係）	県との関係はない
役員、職員の状況	役員 常勤 24 名（うち監査役 1 名）非常勤 3 名（うち監査役 2 名）職員 1,348 名（臨時職員 103 名を含む） 秋田アトリオン音楽事業部 職員 7 名（直接雇用 1 名、秋田アトリオンビルからの出向、派遣 5 名、指定管理者の他のグループ会社からの出向 1 名）
主な業務内容	東日本地区におけるビルの総合管理 アトリオン音楽ホールの管理運営
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	なし

【表 87】総合生活文化会館（音楽ホール）指定管理者の推移

平成 17 年度 （管理委託）	平成 18 年度以降 （指定管理者）
－（秋田県直営）	大星ビル管理株式会社

第6 外部監査の結論－施設別－

6 総合生活文化会館

【表 88】 総合生活文化会館(展示ホール等)の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	秋田アトリオンビル株式会社
分類	県出資団体、アトリオンビルの区分所有者の関連会社
所在地	秋田市中通2丁目3番8号
設立年月日	平成元年2月
代表者（県との関係）	県との関係はない
役員、職員の状況	役員 常勤1名非常勤6名（うち監査役3名） 職員 8名
主な業務内容	アトリオンビルの維持管理運営に関する業務の受託 秋田県総合生活文化会館の展示ホール研修室及び多目的ホールの管理運営
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	なし

【表 89】 総合生活文化会館(展示ホール等)の指定管理者の推移

平成17年度 (管理委託)	平成18年度以降 (指定管理者)
秋田アトリオンビル株式会社	秋田アトリオンビル株式会社

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・(音楽施設)県内に事務所を有する法人その他の団体
(展示ホール等)県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- ③ 申請の受付期間・・・平成17年10月18日～平成17年11月7日
- ④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 90】 選定委員会の構成

役職	区分
秋田県生活環境文化部長	内部（委員長）
秋田県生活環境文化部参事	内部
秋田県生活環境文化部参事	内部
民間委員	外部（一般公募）
税理士	外部（外部有識者）

※音楽施設と展示ホール等の選定委員会の構成は同じ。

【表 91】 審査基準及び配点(音楽施設)

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	利用者の平等な利用が確保されるものであるか	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的 達成	施設の設置理念・目的と適合するものであるか	30 点
	施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	
	施設の利用状況等を踏まえ、将来に向けた計画がなされているか	
	利用者数の目標は適正に設定されているか	
	十分な情報収集及び提供の計画がなされているか	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20 点
	経費削減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	
	費用対効果を考慮した、高品質で低コストな事業等に取り組んでいるか	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か	30 点
	団体の実績はどうか	
	人員配置計画は適切か	
	経理的な基礎が備わっているか	
	技術的な基礎が備わっているか	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	
	安全管理は適切か	
	個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられるものであるか	
	緊急時や苦情への対応が適切になされるものであるか	
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	他の文化施設と連携する取り組みがなされているか	20 点
	県主催事業の専門職員等の雇用について、処遇方針及び計画がなされているか	

【表 92】 審査基準及び配点(展示ホール等)

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	利用者の平等な利用が確保されるものであるか	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的 達成	施設の設置理念・目的と適合するものであるか	40 点
	施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	
	施設の利用状況等を踏まえ、将来に向けた計画がなされているか	
	利用者数の目標は適正に設定されているか	
	十分な情報収集及び提供の計画がなされているか	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20 点
	経費削減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か	35 点
	団体の実績はどうか	
	人員配置計画は適切か	
	経理的な基礎が備わっているか	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	
	安全管理は適切か	
	個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられるものであるか	
	緊急時や苦情への対応が適切になされるものであるか	
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	他の文化施設と連携する取り組みがなされているか	5 点

【表 93】 選定結果(音楽施設)

	県民の平等利用	得点 (合計点)
大星ビル管理株式会社	○	77.3
株式会社 A	○	75.3
株式会社 B	○	74.2

【表 94】 選定結果(展示ホール等)

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田アトリオンビル株式会社	○	76.6
株式会社 C	○	73.3
株式会社 D	○	75.6

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 13 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 18 年 3 月 30 日、平成 19 年 3 月 30 日、平成 20 年 3 月 31 日、平成 21 年 3 月 31 日の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

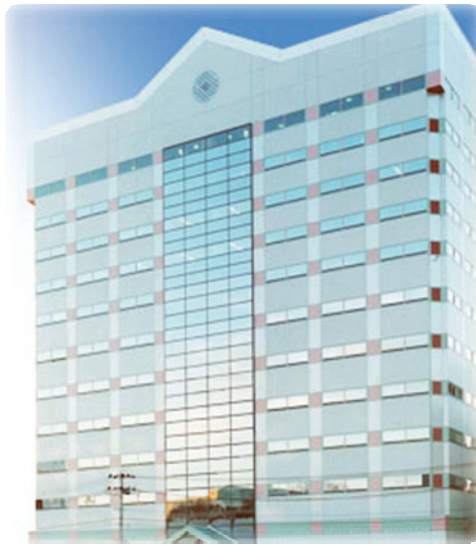
(6) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料のみ

③ 指定管理者が行う業務の内容

- 1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 芸術文化に関する鑑賞の機会の提供



(秋田アトリオンホームページより)

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

① 音楽施設

【表 95】年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用者数	61,662 人	65,108 人	69,905 人	67,139 人
県主催事業入場者数	3,917 人	4,509 人	5,494 人	6,158 人

【表 96】収支の状況の推移

(単位:千円)

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	50,033	44,707	44,980	44,980
内 指定管理料	50,033	44,707	44,980	44,980
訳 その他収入	—	—	—	—
支出計	50,033	44,707	44,980	44,981
内 人件費	30,295	21,866	21,866	19,851 千円
訳 人件費以外	19,738	22,841	23,114	25,130 千円
(参考)利用料収入	12,733	12,883	13,091	12,622

※ この他、平成 20 年度の県主催事業に関わる指定管理料は 27,091 千円がある。

(参考) 自主事業の実施状況・・・自主事業は行っていない。

② 展示ホール等

【表 97】年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用者数	189,823 人	191,545 人	201,307 人	159,853 人

【表 98】収支の状況の推移

(単位:千円)

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	23,959	15,835	15,835	15,835
内 指定管理料	23,959	15,835	15,835	15,835
訳 その他収入	—	—	—	—
支出計	23,959	15,835	15,835	15,835
内 人件費	17,638	9,550	8,562	9,540
訳 人件費以外	6,321	6,285	7,274	6,295
(参考)利用料収入	27,811	25,708	26,140	23,478

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況(音楽関係施設)

① 月例報告の状況

証紙納付状況、音楽関係施設利用・申し込み状況(前年同月時点対比表)、県主催事業開催業務に関わる入場料収入実績報告書、月次の収支報告書を提出している。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

年度の事業報告として収支決算書の添付している。また、利用状況等の報告については、月例報告において毎月の推移を報告しているためこれに代替している。

③ 県によるモニタリングの状況

平成21年1月20日に指定管理者制度の所管課である総務課によって指定管理者に対してモニタリングを実施している。

(9) アトリオン音楽ホールでの県主催事業公演の収支の状況

【表 99】 主要公演の収支決算

(単位:千円)

企画内容	収入	支出		収支
			うち公演費	
5月:県内高校音楽部による母の日オルガンコンサート	448	516	(92)	△ 69
6月:秋田県出身ミュージシャンによるジャズコンサート	1,968	1,467	(725)	500
7月:世界デビュー・若手ピアニストのピアノリサイタル	1,129	1,501	(647)	△ 372
8月:アトリオン室内オーケストラによる公演	2,397	2,841	(2,420)	△ 444
9月:東京交響楽団のチェロメンバーとソプラノ歌手による演奏	774	1,981	(1,243)	△ 1,207
10月:秋田を代表するピアニスト6名による共演	839	505	(130)	333
11月:ゲヴァントハウス弦楽四重奏団による公演	1,430	3,018	(2,300)	△ 1,588
12月:ドレスデン聖十字架合唱団ほかによる公演	2,116	5,072	(4,700)	△ 2,956
1月:ズーラシアンプラス+弦 うさぎ「音楽の絵本」による公演	1,841	2,645	(1,653)	△ 804
3月:地元演奏者によるパイプオルガンによる共演	516	680	(310)	△ 164
3月:アトリオン室内オーケストラによる公演	2,137	2,738	(2,006)	△ 601
合計	15,594	22,966	(16,227)	△ 7,372

その他県主催事業として、宝くじ財団による公演、オルガン奏者養成講座、ピクニックコンサート、オルガンワークショップ等を開催している。

(10) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は 5 名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が 3 名であり、過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にするようにする必要がある。**

なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、10 月 18 日～11 月 7 日のおおよそ 20 日間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定(監査の意見)

「秋田県総合生活文化会館(音楽関係施設)の指定管理者の募集」及び「秋田県総合生活文化会館(B3F、B1F、2～3F)の指定管理者の募集」では、音楽施設は「県内に事務所を有する法人その他の団体」を指定管理者に応募する際の申請資格として、一方展示ホール等は「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」を申請資格としている。

指定管理者制度に期待される効率化は一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提である。また、県内に主たる事務所が存在しなくても適切な管理運営がなされていれば問題ないと考えられる。以上より、**次の応募の際には県内に事務所を有することに限定せず、広く参加者を公募することが望ましい。**

③ 指定管理者の統一の検討(監査の意見)

総合生活文化会館では音楽関連施設と展示ホールその他を管理する 2 つの指定管理者がそれぞれ管理している。

また、これら 2 つの指定管理者はグループ会社であり、音楽施設の指定管理者の従業員の殆どは展示施設等の指定管理者からの出向であり、両者は実質的に同一の指定管理者である。また、音楽施設と展示ホール等はともに総合生活文化会館の同一施設であり、事業内容も類似しており県の所管課も同じ県民文化政策課である。よって、**これらの施設の指定管理者を分けて募集し、応募手続きを行うことは効率的ではないので、指定管理者の統一を検討する**

ことが望ましい。

④ 県主催事業と自主事業の明確化の必要性(監査の意見)

音楽施設の仕様書においては、指定管理者が行うべき文化振興業務として一般演奏会開催業務とパイプオルガンを活用した催し物の適時開催を求めている。一般演奏会開催業務は、市民に芸術文化鑑賞の機会を広く提供するためクラシックの各ジャンルから国内外の一流の演奏家・演奏団体を県と協議したうえで招聘し演奏会を行うこと、さらには音楽ホールのシンボルであるパイプオルガンを活用した演奏会などアトリオン音楽ホールの特性を活かした演奏会やコンサートを行うことを意味する。

しかし、指定管理者が県主催事業として実施した事業の中には、催し物や演奏会と判断するには困難なオルガン養成講座やワークショップ、さらには地元演奏家や高等学校の音楽部を招聘した演奏会が含まれている。**このような業務については、自主事業、すなわち、指定管理者が自ら企画・立案して、自己の責任と費用（管理委託料を除く）において実施する事業として行う必要がある。**

⑤ 県主催事業の既得権化の防止策と公演料の透明性確保の必要性(監査の意見)

音楽ホールでは毎年 2 回、同ホールをホームとする地元のオーケストラであるアトリオン室内オーケストラによる公演が行われている。8 月に開催された同団体の公演料は 2,420 千円であり、たとえば海外から招聘されたゲヴァントハウス弦楽四重奏団の公演料 2,300 千円よりも高額で設定されている。同団体は秋田県が援助・育成を行っている団体ではない。

指定管理者は同オーケストラの公演を毎年 2 回行い平成 20 年度は公演料として年間 4,426 千円を支払っているが、結果的に 1,045 千円の赤字を計上している。赤字の原因は公演料が相場より高く設定されているためや入場者が予定より少ないなど幾つかの要因が考えられるが、いずれにしても指定管理者及び秋田県に不利に設定されている可能性がある。収支が赤字であるにも関わらず継続的に県主催事業としてコンサートを開催していることより、当該事業は既得権として定着している可能性も考えられる。**公演料の決定にあたり主催者側に交渉の余地を残すための公演料の基準や、収支が赤字である公演を継続的に実施する場合は既得権化の防止策を定める必要がある。**

⑥ 入場者数増加のための地元演奏家の公演の自主事業への移行の必要性(監査の意見)

平成 20 年度に指定管理者が企画した主要コンサート 11 公演のうち入場者が定員の 700 名に達して満席となったのは 1 月のズーラシアンブラス+弦 うさぎ「音楽の絵本」による公演の 1 回だけであった。その原因の一つとして、主催事業費用はすべて県の予算で賄われていること、公演者に対して支払われる公演料が固定報酬となっていることが考えられる。地元演奏家の公演に当たっては演奏家本人が最も高い集客力を有していることから、入場料収入から印刷費、広告宣伝費、著作権使用料や調律代等の必要経費を控除した利益を指定管理者と演奏家で

折半する等により、**両者のモチベーションを高める公演料の設定方式を検討することが望ましい。**

⑦ 県主催事業に関わる協賛者の開示の必要性(監査の意見)

平成 20 年度の県主催事業の実施にあたっては、展示ホール関係の指定管理者から協賛金 3,999 千円を受け取っているが、事業の案内等には県主催事業である旨のみの開示となっている。以上より、**協賛者名を開示し県単独ではなく協賛によっていることを明らかにすることが望ましい。**

⑧ 利用率の低い施設の対策と自主事業による利用の検討の必要性(監査の意見)

平成 20 年度の音楽施設の利用率は、アトリオン音楽ホールで 88%、各練習室では 63%から 95%となっているのに対し、音楽研修室の利用率は 3%と極端に低くなっている。また、音楽研修室の平成 19 年度の利用率は 1%で年間 3 件しか利用がなかった。同様に平成 20 年度の展示ホール等の利用率は 74%から 98%となっているが、第 2 展示室のみ 41%となっている。**利用率の低い施設については原因を分析し対策を講じる必要がある。また、指定管理者自らが自主事業として当該施設を利用して収益事業を行うことも 1 つの方法である。**

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

(1) 施設の概要

秋田県民会館（以下、「県民会館」という。）は、千秋明徳町にあり県民の文化の発展を図りその生活の向上に寄与するために設置された公の施設である。秋田県内最大の収容人数（最大 1,829 席）を誇るホールがあり、コンサートにはもちろん大規模な式典や大会、全国規模の学会等の他、吹奏楽コンクールや学校の吹奏楽部による定期演奏会、舞踊や音楽の発表会の会場として利用されている。

なお、県民会館は、秋田県生涯学習センター分館ジョイナス（以下、「生涯学習センター分館」という。）と同一建物であり、同施設の指定管理者は県民会館と同じ団体が選定されている（パッケージ公募による）。したがって、県民会館の監査の実施にあたっては、必要に応じて生涯学習センター分館についても言及するものとする。

【表 100】 県民会館の概要

項目	概要
施設名	秋田県民会館
所在地	秋田市千秋明徳町 2-52
設置根拠条例	秋田県民会館条例
設置年	昭和 36 年 9 月
施設の内容	大ホール（客席 1,839 席（1 階 1,192 席、2 階 647 席）） 大会議室（241.8 平方メートルと 124.2 平方メートル） 展示室（69 平方メートル） 第 1～4 会議室
営業期間・時間	休館日 毎週月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日 開館時間 9:00～22:00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

【表 101】 生涯学習センター分館の概要

項目	概要
施設名	秋田県生涯学習センター分館
所在地	秋田市千秋明徳町 2-52
設置根拠条例	秋田県生涯学習センター条例
設置年	昭和 36 年 11 月
施設の内容	大研修室 1 室、中研修室 2 室、小研修室 5 室、練習室 3 室、多目的ホール
営業期間・時間	休館日 毎週月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日 開館時間 9:00～23:00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

第6 外部監査の結論－施設別－

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）



写真右側が県民会館、左側が生涯学習センター分館となっている。建物自体は一体であるが、両施設間は内部からの往来はできない。

○県民会館と生涯学習センター分館(10月16日監査人撮影)

(2) 施設の特徴

秋田駅から近いことと千秋公園（久保田城の城跡を整備した公園）入り口に位置するというロケーションが最大の特徴となっている。また、秋田県内においては同規模の大ホールは他にはない。営業上は、これらの点が最大のメリットとなっている。



○県民会館及び生涯学習センター分館の所在地(秋田県総合公社のウェブサイトを利用)

一方、昭和36年建設の本施設は、平成21年9月で48年が経過しており老朽化も目立っている。そのため、年度計画をたてて計画的な修繕を行っているが、今後維持補修に係る経費が増大することが予想されている。このような状況に対して、千秋公園内(秋田市内で指定されている9つの風致地区の一つ)にあるため増改築が制限されていることから、限られた条件の中で補修を

第6 外部監査の結論－施設別－

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

実施していくことになる。また、通常の大ホールと比べて舞台の奥行きが若干狭い(11.4m)ことにより、大がかりな舞台装置や照明器具の設置が困難となっている。このことは、大規模な興行を呼ぶ上での障害になっている。

さらに、生涯学習センター分館と一体化された建物(但し、施設内からの往来は原則できない。)となっているが、秋田県では生涯学習センター分館は生涯学習課所管、他方県民会館は県民文化政策課所管となっており、同じ建物でありながら所管が違う状況となっている。

(3) 指定管理者

【表 102】 指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	財団法人 秋田県総合公社
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄 4－6
設立年月日	平成 12 年 4 月 1 日
代表者（県との関係）	県副知事
役員、職員の状況	役員：常勤 1 名、非常勤 11 名（うち監事 2 名） 職員：正職員 54 名、出向職員 1 名、臨時・嘱託 141 名 （うち県関係者 23 名）
主な業務内容	・ 県有の体育施設、文化施設等、13 施設の管理運営 ・ 2 施設の保守管理等の業務を県等から受託 ・ 上記 2 つにかかわる付随事業
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	環境保全センター（環境整備課） 中央公園(都市計画課) 北欧の杜公園（都市計画課） 県立体育館（保健体育課） 県立スケート場（保健体育課） 県立野球場（保健体育課） 県立運動公園（向浜、新屋）（保健体育課） 県立総合プール（保健体育課） 県立総合射撃場（保健体育課） 県立武道館（保健体育課）

【表 103】 指定管理者の推移

平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度以降 (指定管理者)
財団法人 秋田県総合公社	財団法人 秋田県総合公社

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施(生涯学習センター分館とのパッケージ)
- ② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」
- ③ 申請の受付期間・・・平成 17 年 7 月 20 日～平成 17 年 8 月 19 日
- ④ 審査の方法
 - 1) 選定委員会の構成

【表 104】 選定委員会の構成(県民会館)

役職	区分
秋田県生活環境文化部長	内部（委員長）
民間委員	外部（一般公募）
秋田県生活環境文化部参事	内部
秋田県生活環境文化部参事	内部
税理士	外部（外部有識者）

【表 105】 選定委員会の構成(生涯学習センター分館)

役職	区分
秋田県教育次長（管理担当）	内部（委員長）
秋田県教育次長（指導担当）	内部
秋田県総務課長	内部
税理士	外部（外部有識者）
民間委員	外部（一般公募）
生涯学習課長	内部
保険体育課長	内部

2) 審査基準及び配点

県民会館と生涯学習センターはパッケージ公募のため、一括審査される。その際、それぞれの施設に係る評点を県民会館 80 対生涯学習センター分館 20 で按分したものを合計して順位付けを行う。

第6 外部監査の結論－施設別－

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

【表 106】 審査基準及び配点(県民会館)

審査基準	審査項目	配点
県民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されるものであるか	確保されなければ失格
公の施設の設置の目的の効果的な達成	施設の設置理念・目的と適合するものであるか	30 点
	施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	
	施設の利用状況等を踏まえ、将来に向けた計画がなされているか	
	利用者数の目標は適正に設定されているか	
	十分な情報収集及び提供の計画がなされているか	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20 点
	経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	
	費用対効果を考慮した、高品質で低コストな事業に取り組むものであるか	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か	30 点
	団体の実績はどうか	
	人員配置計画は適切か	
	経理的な基礎が備わっているか	
	技術的な基礎が備わっているか	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	
	安全管理は適切か	
	個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	
	緊急時や苦情への対応が適切になされるものであるか	
	障害者、高齢者、母子寡婦の雇用促進に配慮した計画がなされているか	
その他会館の設置目的又は性質に応じて定める基準	他の文化施設と連携する取組がなされるものであるか	5 点
	センター分館との一体的な管理運営が効率的かつ効果的になされるものであるか	15 点

第6 外部監査の結論－施設別－

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

【表 107】 審査基準及び配点(生涯学習センター分館)

審査基準	審査項目	配点
県民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されるものであるか	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的達成	施設の設置理念・目的と適合するものであるか 施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか 施設の利用状況等を踏まえ、将来に向けた計画がなされているか 利用者数の目標は適正に設定されているか 十分な情報収集及び提供の計画がなされているか	30 点
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか 経費縮減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	20 点
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か 団体の実績はどうか 人員配置計画は適切か 経理的な基礎が備わっているか 技術的な基礎が備わっているか 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか 安全管理は適切か 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか 緊急時や苦情への対応が適切になされるものであるか 障害者、高齢者、母子寡婦の雇用促進に配慮した計画がなされているか	30 点
その他会館の設置目的又は性質に応じて定める基準	他の社会教育施設と連携する取組がなされるものであるか 県民会館との一体的な管理運営が効率的かつ効果的になされるものであるか	20 点

【表 108】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
(財)秋田県総合公社	○	82.4
A 団体	○	72.6
B 団体	○	66.6

※得点は県民会館と生涯学習センター分館の合計点

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結《県民会館》

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書（基本、年度）の締結

平成 18 年 3 月 13 日に基本協定書が締結された。なお、平成 20 年 3 月 31 日において、基本協定の変更が行われている。

その後、平成 18 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 20 年 3 月、平成 21 年 3 月の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容《県民会館》

① 指定期間・・・5 年（平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料のみ

③ 指定管理者が行う業務の内容・・・

- 1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3) 1), 2) に掲げるもののほか、会館の管理に関し知事が必要と認める業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

① 県民会館

【表 109】年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用日数（大ホール）	200 日	193 日	217 日	228 日
年間利用者数	157,113 人	173,263 人	172,758 人	152,015 人

【表 110】収支の状況の推移

(単位:千円)

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	106,097	105,081	105,167	105,081
内 指定管理料	106,097	105,081	105,167	105,081
訳 その他収入	—	—	—	—
支出計	106,097	105,081	105,167	105,081
内 人件費	21,937	30,258	30,300	35,053
訳 人件費以外	84,161	74,823	74,867	70,028
(参考) 利用料収入	32,603	27,694	32,751	32,071

第6 外部監査の結論－施設別－

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

（参考）自主事業の実施状況

平成 17 年 7 月 7 日（1 回公演）：「松竹大歌舞伎」入場者数 2,447 人

平成 19 年 7 月 9 日～10 日（2 回公演）：「松竹大歌舞伎」入場者数 2,000 人

② 生涯学習センター分館

【表 111】年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用者数	114,099 人	96,045 人	107,336 人	107,807 人

【表 112】収支の状況

（単位：千円）

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	25,205	25,720	25,494	24,831
内訳				
指定管理料	—	25,720	25,494	24,831
その他収入	25,205	—	—	—
支出計	24,493	25,720	25,494	24,831
内訳				
人件費	15,524	15,539	15,622	13,305
人件費以外	8,969	10,181	9,872	11,526
(参考)利用料収入	—	—	—	—

（参考）自主事業の実施状況

ジョイナス祭（年 1 回）

(8) 指定管理者による事業報告（月例、年度）及び県によるモニタリングの状況《県民会館》

① 月例報告の状況

毎月指定管理者月例報告書の形で行われている。報告書には、管理業務の実施状況、利用状況、使用料収入状況、県主催事業に係る入場料の収入状況等が添付されている。

② 事業報告（収支結果報告含む）の状況

指定理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「施設管理業務実績」及び「利用実績」である。

③ 県によるモニタリングの状況

平成 21 年 1 月 20 日に指定管理者制度の所管課である総務課によって指定管理者に対してモニタリングを実施している。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定（監査の意見）

選定委員は県民会館が5名、生涯学習センター分館が7名である。このうち、県庁内部に所属する方々がそれぞれ3名、5名であり、過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合、公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について（監査の意見）

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定（監査の意見）

「秋田県民会館の指定管理者の募集について」において、指定管理者に応募する際の申請資格として「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」が明記されている。

指定管理者制度に期待される効率化は、一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であることより、**県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

③ 県民会館と生涯学習センター分館の関係（監査の意見）

1) 所管課が異なることによる非効率性

県民会館と生涯学習センター分館は同一の建物であるため、指定管理者についてもパッケージによる公募を行っている。しかし、「(2) 施設の特徴」(136 ページ)にも記載した通り、県民会館は県民文化政策課が所管し、他方生涯学習センター分館は生涯学習課が所管する施設となっている。それぞれの施設の目的が違うために所管が違うという状態になることは理解できるが、これでは同一の建物であることや同一の指定管理者を選定しているという利点を十分に生かせず様々な手続上の非効率が生じると思われる。このような非効率の例としては、指定管理者による県への事業報告などが挙げられるが、それだけではなく秋田県による指定管理者の選定手続やモニタリングも各課で行うことによる非効率なども考えられる。

以上より、**両施設の所管課を一本化することについて検討する必要がある。**

2) 県民会館と生涯学習センター分館の役割分担について

上記 1)において、所管課が異なることによる非効率について述べたが、どちらの課が所管すべきかあるいは施設の運用をどのようにするかは、県の方針や施設を設置した本来の目的と照らして判断すべきである。

しかし、一方で両施設の用途や機能において最も大きく異なる点は大ホールの有無のみであり、その他の会議室や研修室の賃貸等の業務については大きく異なるものではない。今回監査で訪問した際にも、両施設が類似の業務を行っている施設と捉えることができるのではないかと印象を受けた。以上より、**将来的には同一施設として運用していくことについても検討する必要があると考える。**

④ 収支状況について(監査の意見)

県民会館及び生涯学習センターのいずれの施設においても、指定管理者制度の対象施設となった平成 18 年度以降いずれの年度においても収支状況は収支均衡(プラスマイナスゼロ)で報告されている。しかし、通常、収入と全く同額の支出を行うということは考えにくい。このことは、不足分について指定管理者の自己負担している可能性を示唆している。

指定管理者制度の目的から考えて一定の経費削減効果を見込むのは当然であるが、指定管理者に過度の負担を強いては今後の施設の継続的な運営に支障を来しかねない。

このような状況を県が定量的に把握するためにも、さらにはこのような状況になった原因を分析するためにも、**事業報告における収支状況は当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。**

⑤ 施設設備について(監査の意見)

県民会館は昭和 36 年の設立であり、施設の老朽化が進んでいる。しかし、同施設がある千秋公園内が秋田市の風致地区であることもあり、設備上の問題(すなわち、「駐車場のスペースがない」、「エレベーターがない」といった問題)に対処できないという状態である。このことから今後も抜本的な建物の改築は難しく、今の施設をうまく改修して利用していく他は解決策はない状況にある。

一方で、施設を訪問したところ、エレベーターがないため車椅子の利用者などを三階に送るときは同伴者や指定管理者の職員などが抱えて運んでいるとのことであった。特に、生涯学習センターについては、「生涯学習」を目的に掲げた施設であるにもかかわらず、施設のハード面においては障がい者や高齢者に対する配慮が足りないと言わざるを得ない。抜本的な改築は難しくとも、建物内部にエレベーターを設置することはできるはずである。**将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。**

⑥ 利用料金の支払方法について(監査の意見)

現在、県民会館の利用料金の支払については、秋田県の収入証紙を「使用受付・計算書(施

第6 外部監査の結論－施設別－

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）

設)」に添付することによるものとされている。この収入証紙は県民会館における受付窓口横に設置されている売店でも購入可能であるため、近隣の方が通常利用される上では不便なことはない。しかし、遠方から来られる方にとっては、計算書発行の2週間以内の指定された日までに使用料納付のために県民会館を一度訪問しないといけない仕組みである

（詳細については、【図 15】を参照）。

収入証紙による使用料等の支払は地方公共団体で広く行われているものであり、また、指定管理者が現金授受及びその管理に煩わされることがないためメリットもあると考えられる。しかし、一方で、時代的な流れで現金の受渡方法は多様化していることより、**今後は管理を適切に実施でき、しかも同時に利便性を考慮した別の方法を検討してもいいのではないかと**思われる。

【図 15】 県民会館利用時の手続

- 1 施設利用の申し込み（使用日の12ヶ月前から受付）※
 1. 電話で空室情報を問い合わせる。
 2. 使用許可申請書を提出する。
 - 2 使用受付・計算書（施設）の発行（申し込みから2週間後）
 - 申し込みから2週間後に「使用受付・計算書（施設）」を発行・郵送。
 - 3 使用料（施設）の納付（計算書発行2週間以内の指定する日まで）
 - 2週間以内の指定する日まで秋田県収入証紙により納付する。
 - 4 使用許可書の発行
 - 使用料納付後に使用許可書を発行。
 - 5 打合せ（利用日の1ヶ月前から10日前）
 - 打ち合わせに当たり、仕込み図、進行表などを予め提出してもらう。
 - 6 利用当日
 - 使用前と使用後に県民会館事務室に来ていただく。
 - 7 使用受付・計算書（附属設備）の発行（利用日翌日）
 - 使用後に「使用受付・計算書（附属設備）」を発行・郵送
 - 8 使用料（附属設備）の納付（計算書発行から1週間以内の指定する日まで）
 - 週間以内の指定する日まで秋田県収入証紙により納付する。
- ※①全国大会などの大規模の大会や学会などでの使用申請は、12ヶ月前からの使用予定申請が可能である。
- ②コンクールや大会などに出場するための練習目的での使用申請は、6ヶ月前からの申請となる。

8 北部男女共同参画センター

(1) 施設の概要

秋田県北部男女共同参画センター(以下、「北部男女共同参画センター」という。)は、男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供し、その実現を目指す県民の自主的な活動を支援することを目的に設置された施設である。

施設としては、情報交流室、子どもサロン(託児室)、研修室などがあるが、様々な講座や支援事業、推進事業の中で、男女共同参画社会の形成に資する啓発活動が行われている。また、愛称は北部ハーモニープラザである。

平成 21 年度から秋田県中央男女共同参画センター(注:監査対象外)も指定管理者制度の対象施設になったことに伴い、南部男女共同参画センター、北部男女共同参画センター、中央男女共同参画センターで連絡協議会を設置し、情報交換などに役立てている。

【表 113】 北部男女共同参画センターの概要

項目	概要
施設名	秋田県北部男女共同参画センター
所在地	大館市字馬喰町48-1
設置根拠条例	秋田県男女共同参画センター条例
設置年	平成14年7月
施設の内容	情報交流室、交流サロン、団体・グループ活動室、子どもサロン、研修室1室ほか
営業期間・時間	休館日 毎週木曜日、12月29日～1月3日 開館時間 平日9:00～21:00、土休日9:00～17:00
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県北NPO支援センター

(2) 施設の特徴

大館市市街地の中心部にあるため、人の寄り付きはとてもよい施設である。建物自体は、デパートであった建物の1階に入居していることもあり人が入りやすい雰囲気を醸し出している。施設の稼働状況なども大変良好である。なお、現在この建物は大館市のものであるため、秋田県が大館市から賃借している。

一方、本施設は市街地の中心部に立地しているため、付随の駐車場を持っていない。そこで、登録団体が本施設を利用する場合、1日の利用上限3時間分まで駐車券を発行している(本施設主催事業及び共催事業等での利用の場合、全時間分の駐車券を発行している)。

また、研修室の利用については、「男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動のための使用である場合」には利用料金が割引になるなどの措置が取られている。

(3) 指定管理者

【表 114】 北部男女共同参画センターの指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県北 NPO 支援センター
分類	NPO 法人
所在地	秋田県大館市字大町 57
設立年月日	平成 14 年 3 月
代表者	県との関係はない
役員、職員の状況	理事 10 名、職員 28 名
主な業務内容	(1) 特定非営利活動に係わる事業 ①男女共同参画の推進に係わる調査・研究及び普及啓発事業 ②まちづくりに関する調査研究 ③市民活動の促進に関する調査・研究及び普及啓発活動 (2) その他事業 ①物品販売事業
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務 (秋田県の所管部署)	なし

【表 115】 指定管理者の推移

平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度以降 (指定管理者)
特定非営利活動法人 秋田県北 NPO 支援センター	特定非営利活動法人 秋田県北 NPO 支援センター

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」
- ③ 申請の受付期間・・・平成 17 年 7 月 20 日～平成 17 年 8 月 19 日

④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 116】 選定委員会の構成

役職	区分
秋田県生活環境文化部次長	内部（委員長）
民間委員	外部（一般公募）
秋田県生活環境文化部参事	内部
秋田県生活環境文化部参事	内部
税理士	外部（外部有識者）

【表 117】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されるものであるか	確保されなければ失格
施設の設置の目的の効果的な達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	25 点
	斬新で魅力的な提案が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	
	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20 点
	経費節減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か	35 点
	団体の実績はどうか	
	人員配置は適切か	
	経理的な基礎が備わっているか	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	
	安全管理は適切か	
その他の必要な事項	個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	20 点
	男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの実績を有しているか	

【表 118】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県北 NPO 支援センター	○	77.5

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 14 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 20 年 4 月 1 日、平成 21 年 4 月 1 日に基本協定の変更協定が交わされている。また、平成 18 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 20 年 3 月、平成 21 年 3 月の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料のみ

③ 指定管理者が行う業務の内容・・・

- 1) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務
- 4) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
- 5) 上記 1)～4)に掲げるもののほか、施設の管理に関し知事が必要と認める業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 119】 年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年間利用者数	14,073 人	16,030 人	18,700 人	19,945 人
登録団体数	86 団体	99 団体	108 団体	128 団体

【表 120】 収支の状況の推移

(単位:千円)

		平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入		14,891	11,600	11,448	11,117
内 訳	指定管理料	14,891	11,600	11,448	11,117
	その他収入	—	—	—	—
支出計		14,891	11,600	11,448	11,211
内 訳	人件費	6,979	6,979	7,234	7,234
	人件費以外	7,912	4,621	4,214	3,977
(参考)利用料収入		—	—	—	—

(参考) 自主事業の実施状況

女性のチャレンジに関する事業

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月指定管理者月例報告書の形で行われている。報告書には、管理業務の実施状況、管理業務の収支状況、管理施設の利用状況等が添付されている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「管理業務の実施状況」、「収支決算書」及び「管理施設の利用状況」等である。

③ 県によるモニタリングの状況

所管課以外の課によるモニタリングは実施していない。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が従前からの管理委託先である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定

「秋田県北部男女共同参画センターの指定管理者の募集について」には、指定管理者に応募する際の申請資格として「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」であることが明記されている。このように県内の法人等に限定したことがそのまま直接的な原因であるとは言えないが、結果的に選定手続の参加者数は1者のみであった。

指定管理者制度に期待される効率化は、一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であるため、参加者数が1者のみであるとその効果が薄れてしまう。そこで、今般の平成17年度における選定手続において参加者が1者であったことに鑑み、**県内の法人等に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

③ 収支状況について(監査の意見)

指定管理者制度の対象施設となった平成18年度と平成19年度については、当施設の収支状況は収支均衡(プラスマイナスゼロ)で報告されている。しかし、通常、収入と全く同額の支出を行うということは考えにくいことより、不足分については、指定管理者の持ち出しとなっていると思われる。また、平成20年度については報告書上も若干赤字となっている。

指定管理者制度の目的から考えて一定の経費削減効果を見込むのは当然であるが、指定管理者に過度の負担を強いては今後の施設の継続的な運営に支障を来たしかねない。**当初の県の指定管理料の積算や審査段階における経費削減の計画性という項目の吟味などに誤りがなかったか検討する必要がある。**

また、このような状況を県が定量的に把握するためにも、さらにはこのような状況になった原因を分析するためにも、**事業報告における収支状況については当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。**

④ 審査項目について(監査の意見)

当施設は、県が掲げる男女共同社会の形成という理念を具現化するための施設であると考えられる。しかし、審査基準及び審査項目では、わずかに「男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの実績を有しているか」という項目があり、配点も100点中20点となっているだけである。

上述の通り、当施設は単なる設備の運営が目的ではなく、県の考える理念を普及するための施設である。そのような施設の目的から考えると、**男女共同参画についてのその団体の考え方及びその普及方法の計画性などにもっと重きを置いた審査・選考を行うべきではないかと考えられる。**

9 南部男女共同参画センター

(1) 施設の概要

秋田県南部男女共同参画センター(以下、「南部男女共同参画センター」という。)は、男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供し、その実現を目指す県民の自主的な活動を支援することを目的に設置された施設である。施設の機能自体は北部男女共同参画センターと同様である。

施設としては、情報交流室、交流サロン、団体・グループ活動室、子どもサロン(託児室)、研修室などが主なものであるが、様々な講座や支援事業、推進事業の中で、男女共同参画社会の形成に資する活動が行われている。また、愛称は南部ハーモニープラザである。

平成 21 年度から秋田県中央男女共同参画センター(注:監査対象外)も指定管理者制度の対象施設になったことに伴い、南部男女共同参画センター、北部男女共同参画センター、中央男女共同参画センターで連絡協議会を設置し、情報交換などに役立てている。

【表 121】 南部男女共同参画センターの概要

項目	概要
施設名	秋田県南部男女共同参画センター
所在地	横手市神明町1番9号
設置根拠条例	秋田県男女共同参画センター条例
設置年	平成14年7月30日
施設の内容	情報交流室、交流サロン、団体・グループ活動室、子どもサロン、研修室ほか
営業期間・時間	開館時間 平日 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 休館日 毎週木曜日、12月29日～1月3日
指定管理者	特定非営利活動法人秋田県南 NPO センター



○施設正面(9月11日監査人撮影)

(2) 施設の特徴

横手市の中心部にあり、横手駅からも近いため立地条件はよい。建物自体は1階建てで入りやすく、天井が高いためか、開放的な印象を受ける。

研修室の利用について、「男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動のための使用である場合」には、利用料金が割引になるなどの措置が取られている。また、情報交流室から男女共同参画社会に関連した図書、ビデオなどの貸し出しも行われており、その場でインターネットを利用した情報収集もできる。

(3) 指定管理者

【表 122】 南部男女共同参画センターの指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	特定非営利活動法人 秋田県南 NPO センター
分類	NPO 法人
所在地	秋田県横手市横手町字下真山 68-3
設立年月日	平成 16 年 12 月 24 日
代表者	県との関係はない
役員、職員の状況	会員数 15 名、理事 7 名
主な業務内容	中間支援団体として地域の NPO、地域活動団体への支援、育成を主な目的に活動している。
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務	なし

【表 123】 指定管理者の推移

平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度以降 (指定管理者)
財団法人 秋田県婦人会館	特定非営利活動法人 秋田県南 NPO センター

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」
- ③ 申請の受付期間・・・平成 17 年 7 月 20 日～平成 17 年 8 月 19 日

④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 124】 選定委員会の構成

役職	区分
秋田県生活環境文化部次長	内部(委員長)
民間委員	外部(一般公募)
秋田県生活環境文化部参事	内部
秋田県生活環境文化部参事	内部
税理士	外部(外部有識者)

【表 125】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等な利用の確保	利用者の平等な利用が確保されるものであるか	確保されなければ失格
施設の設置の目的の効果的な達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか	25 点
	斬新で魅力的な提案が盛り込まれるなど、施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか	
	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか	20 点
	経費節減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か	35 点
	団体の実績はどうか	
	人員配置は適切か	
	経理的な基礎が備わっているか	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか	
	安全管理は適切か	
その他の必要な事項	個人情報適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	20 点
	男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの実績を有しているか	

【表 126】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
秋田県南 NPO センター	○	69.0
A 団体	○	67.0

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 14 日に基本協定書が締結された。なお、本基本協定書は平成 20 年 4 月 1 日及び平成 21 年 4 月 1 日に変更されている。

また、平成 18 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 20 年 3 月、平成 21 年 3 月の 4 回にわたって年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料のみ

③ 指定管理者が行う業務の内容・・・

- 1) 使用の許可、使用の許可の取消並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3) 男女共同参画社会の形成に関する情報の提供及び研修に関する業務
- 4) 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等の交流その他の活動の支援に関する業務
- 5) 上記 1) ～4) に掲げるもののほか、施設の管理に関し知事が必要と認める業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 127】年間利用状況の推移

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
施設利用者数	10,492 人	11,004 人	11,770 人	12,561 人
登録団体数	96 団体	98 団体	97 団体	104 団体

【表 128】収支の状況の推移

(単位:千円)

	平成 17 年度 (管理委託)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入	12,838	11,963	11,709	11,369
内 指定管理料	—	11,963	11,709	11,369
内 訳 その他収入	—	—	—	—
支出計	12,838	11,963	11,709	11,369
内 人件費	7,329	6,538	6,113	6,892
内 訳 人件費以外	5,508	5,425	5,596	4,477
(参考)利用料収入	—	—	—	—

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月指定管理者月例報告書の形で行われている。報告書には、管理業務の実施状況、管理業務の収支状況、管理施設の利用状況等が添付されている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「管理業務の実施状況」、「収支決算書」及び「管理施設の利用状況」等である。

③ 県によるモニタリングの状況

所管課以外の課によるモニタリングは実施していない。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が従前からの管理委託先である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、7月20日から8月19日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定

「秋田県南部男女共同参画センターの指定管理者の募集について」には、指定管理者に応募する際の申請資格として「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体」であることが明記されている。選定手続の参加者数は2者であったが、少しでも競争性を高めるためにも**県内の法人等に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要がある。**

③ 収支状況について(監査の意見)

指定管理者制度の対象施設となった平成 18 年度以降いずれの年度においても当施設の収支状況は収支均衡(プラスマイナスゼロ)で報告されている。しかし、通常、収入と全く同額の支出を行うということは考えにくい。このことは、不足分について指定管理者の自己負担している可能性を示唆している。

指定管理者制度の目的から考えて一定の経費削減効果を見込むのは当然であるが、指定管理者に過度の負担を強いては今後の施設の継続的な運営に支障を来しかねない。当初の県の指定管理料の積算や審査段階における経費削減の計画性という項目の吟味に誤りがなかったか検討する必要がある。特に、経費削減の計画性については、無理のないように大雪や燃料費の高騰といった不測の事態にも対応できるようになっているか検討する必要がある。

また、このような状況を県が定量的に把握するためにも、さらにはこのような状況になった原因を分析するためにも、**事業報告における収支状況については当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導して欲しい。**

④ 審査項目について(監査の意見)

当施設は、県が掲げる男女共同社会の形成という理念を具現化するための施設であると考えられる。しかし、審査基準及び審査項目では、わずかに「男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの実績を有しているか」という項目があり、配点も 100 点中 20 点となっているだけである。

上述の通り、当施設は単なる設備の運営が目的ではなく、県の考える理念を普及するための施設である。そのような施設の目的から考えると、**男女共同参画についてのその団体の考え方及びその普及方法の計画性などにもっと重きを置いた選考を行うべきではないかと考えられる。**

⑤ 子どもサロンの有効活用について(監査の意見)

南部男女共同参画センターでは、県や市町村など公共機関が主催する行事に参加する時、また同センターを利用するときにも託児ができるよう子どもサロンを設置している。

下表は、南部男女共同参画センターにおける子どもサロンの託児申し込み状況(平成 20 年度)である。これを見ると平成 20 年度 1 年間における申込件数は 9 件であり、託児された子供の数は 25 人である。また、託児を依頼している団体(個人)は 1 団体だけであり、この団体が 9 件全部の申し込みを行っている状況である。このような利用状況から南部男女共同参画センターにおける子どもサロンはあまり有効に活用されていないと思われる。

託児設備自体は、男女共同参画を謳う施設において不可欠のものを思われる。したがって、有効活用されていないからといってこれを廃止するということは不適當であろう。そこで、逆に**託児設備を必要とする、あるいは積極的に活用してくれそうな若い母親やそのような人が多く在籍する団体などにターゲットを絞って、当センターを利用してもらうべく周知宣伝するなど工夫した運営を行うことが望ましい。**

第6 外部監査の結論－施設別－

9 南部男女共同参画センター

【表 129】子どもサロン託児申し込み状況

月	利用申し込み 件数（件）	託児した子ども の人数（人）	託児ボランティア の人数（人）	託児した延べ 時間（時間）	託児謝礼金計
4	0	0	0	0	0
5	2	5	4	12	8,400
6	1	1	2	7	4,900
7	1	5	3	15	10,500
8	3	10	8	34	23,800
9	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0
11	1	2	3	12	8,400
12	1	2	1	6	4,200
1	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0
合計	9	25	21	86	60,200

※託児謝礼金は託児者1人につき1時間700円である。

10 森林学習交流館

(1) 施設の概要

秋田県森林学習交流館(通称:プラザクリプトン:以下「クリプトン」という。)は、森林及び林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに林業従事者等の交流を促進することにより、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって本県の林業の振興に資することを目的とした施設である。森林や林業についての体験学習や自然観察が行え、各種研修、会議等の開催が可能な会議室や宿泊施設を備えている。

【表 130】 森林学習交流館の概要

項目	概要
施設名	秋田県森林学習交流館（通称：プラザクリプトン）
所在地	秋田市河辺戸島字上祭沢 38 番 4
設置根拠条例	秋田県森林学習交流館条例
設置年	平成 7 年 8 月 1 日
施設の内容	鉄筋コンクリート 3 階建 延べ床面積 4,630. 4 m ² 敷地面積 196,400 m ² ・ 学習展示室 ・ 視聴覚室（40 席） ・ 会議室 3 室 （大会議室 200 名収容・和室 40 名収容・洋室 30 名収容） ・ レストラン ・ 宿泊室 35 室 66 名収容 （シングル 10 室・ツイン 18 室・身障者用ツイン 1 室・和室 6 室） ・ 学習交流の森（約 18ha）
営業期間・時間	1 月 1 日～12 月 31 日（休業日無し） 午前 9 時～午後 5 時まで 宿泊室 午後 3 時～使用の終わる日午前 10 時まで 会議室 午前 9 時～午後 9 時まで
指定管理者	太平ビルサービス株式会社秋田支店

(2) 施設の特徴

【写真1】の中央の建物が学習展示室、会議室、宿泊室等を備えているプラザクリプトンで、【図 16】はその見取り図である。

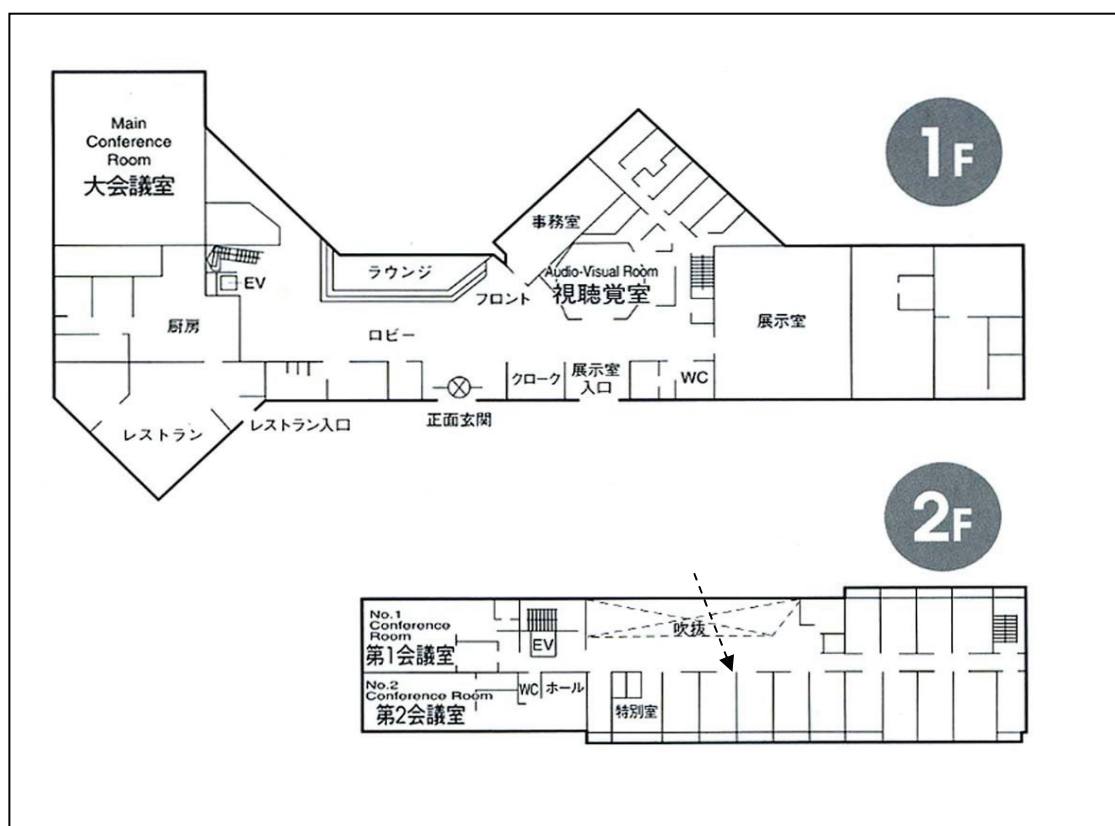
プラザクリプトンの背後の森林が学習交流の森である。学習交流の森はふれあいの森、野鳥のもりなど複数のエリアに分かれている（【写真2参照】）。

【写真1】



○クリプトン上空写真（クリプトンウェブサイトより）

【図 16】 プラザクリプトン見取り図



第6 外部監査の結論－施設別－
10 森林学習交流館

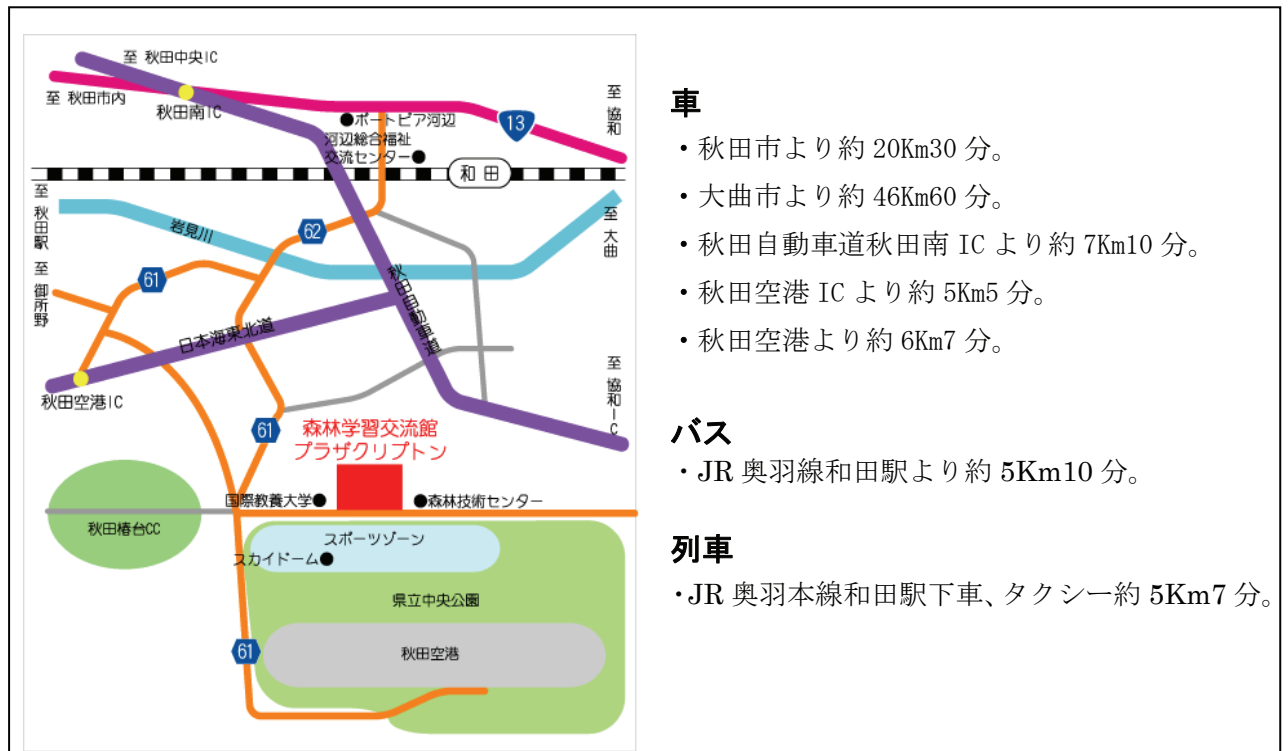
【写真2】



○クリプトン周辺環境（クリプトンウェブサイトより）

【写真2】よりクリプトンの正面には、レクリエーション、スポーツ、教育、散策、休養の場として設置された県立中央公園がある。また、秋田空港が約 5km 離れた所にあり、最寄り駅(JR 奥羽本線和田駅)も約 5km 離れている。よって、車でのアクセスが主体となっている。

【図 17】 クリプトンまでのアクセス



(3) 指定管理者

【表 131】 森林学習交流館の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	太平ビルサービス株式会社
分類	民間会社（株式会社）
所在地	東京都新宿区西新宿区六丁目 22 番 1 号 （県内事務所等） 秋田市中通四丁目 2 番 7 号 日本生命秋田中央通ビル 8F
設立年月日	昭和 37 年 1 月 18 日
代表者（県との関係）	県との関係はない
役員、職員の状況	21,830 名（平成 19 年 7 月 1 日現在）
主な業務内容	清掃・設備管理・警備保安・サービス・建築事業
秋田県所管の他の公の施設 における平成 20 年度の指定 管理業務 （秋田県の所管部署）	なし （参考）秋田県以外の指定管理業務 ・平内いきいき健康館（よごしまや温泉）：青森県 ・湯ノ澤温泉（健康ランド）：青森県 ・ぼっぼ湯（健康ランド）：青森県 ※その他青森県、神奈川県等の公の施設の指定管理業務を実施

【表 132】 指定管理者の推移

平成 17 年度（管理委託）	平成 18 年度以降（指定管理者）
（社）秋田県林業コンサルタント	太平ビルサービス株式会社

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・「県内に事務所等を有する法人その他の団体」
- ③ 申請の受付期間・・・平成 17 年 10 月 11 日（火）～平成 17 年 11 月 10 日（月）
- ④ 審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

【表 133】 選定委員会の構成

役職	区分
農林水産部長	内部（委員長）
農林水産部次長	内部
農林政策課長	内部
民間委員	外部（一般公募）
税理士	外部（外部有識者）

第 6 外部監査の結論－施設別－
10 森林学習交流館

【表 134】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	利用者の平等な利用が確保されているか。	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的 達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか。	50 点
	施設の利用促進への取組みがなされるものであるか。	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか。	
	利用者に対するサービス向上の取組みがなされるものであるか。	
	森林・林業に関する専門的な知識・技術・経験を有する者がいるか。	
	森林・林業に関する学習等の企画力を有しているか。	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか。	10 点
	経費縮減に向けた取組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか。	
適正かつ確実な管理を行 う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か	40 点
	団体の実績はどうか	
	人員配置は適切か	
	職員の資質向上に積極的に取組む意欲はあるか。	
	安全管理は適切か	
	個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか	

【表 135】 選定結果

	県民の平等利用	得点 (合計点)	備考
太平ビルサービス(株)	○	78.3 点	
A 株式会社	○	73.7 点	
株式会社 B	○	74.8 点	
株式会社 C	○	64.2 点	

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 17 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 18 年 1 月 6 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 18 年 3 月 28 日に基本協定書が締結された。

(6) 指定管理の内容

- ① 指定期間・・・5年(平成18年4月1日～平成23年3月31日)
- ② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料

(7) 指定管理者制度導入後の収支の状況

【表 136】収支の状況

(単位：千円)

		平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入計		143,690	152,141	144,680	122,993
内 訳	利用料収入	—	38,411	37,594	33,144
	指定管理料	45,620	35,625	35,625	33,379
	その他収入	98,070	78,105	71,461	56,470
支出計		137,288	172,503	148,802	131,277
内 訳	人件費	62,264	70,373	61,719	53,096
	人件費以外	75,024	102,130	87,083	78,181
差引		6,402	△20,362	△4,122	△8,284

(参考) 自主事業の実施状況

森の学校、森の美術館(企画展)、ディナーショー等

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

指定管理者より実施状況報告書を毎月入手している。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

平成20年度については、事業報告書(「委託事業の実績について(報告)」)を指定管理者より平成21年3月31日付で入手している。

③ 県によるモニタリングの状況

平成21年1月20日に指定管理者制度の所管課である総務課によって指定管理者に対してモニタリングを実施している。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり過半数が県内

部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が従前からの管理委託先である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、10 月 11 日から 11 月 10 日のおおよそ 1 カ月程度を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3 カ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定

「秋田県森林学習交流館の指定管理者の募集について」には、指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に事務所を有する法人その他の団体」であることが明記されている。結果的に選定手続きの参加者数は 4 社であったが、少しでも競争性を高めるためにも**県内の法人等に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要がある。**

③ 損益状況の明確化(監査の意見)

「(7) 指定管理者制度導入後の収支の状況」に記載したとおり、指定管理者制度が導入された平成 18 年度からクリプトンの収支(収入-支出)はマイナスが続いている。

収支のマイナスが続いているということは、現状の指定管理者制度のあり方に問題が存在している可能性があるということより、秋田県は問題の所在を明らかにしてその対応を図る必要がある。収支のマイナスが指定管理者の運営上の問題に起因するものなのか、県の対応に問題があるのか、施設そのものの性質に起因するものなのか、そのほかの要素に起因するのか、あるいはこれらの要因が錯綜して現状の収支となっているのか、そのことを明確化する必要がある。

例えば、指定管理料(平成 17 年度は管理委託料)は平成 17 年度の 45,620 千円から平成 20 年度は 33,379 千円まで引き下げられている。このことだけに限れば、県はコスト削減を実現し、もって指定管理者制度導入の効果があったとする見方も可能であるが、本来、指定管理料は費用の削減のみを優先するのではなく、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行った上で決定する必要がある。この点、現状の指定管理料はこのような考え方を踏まえて決定されているのかが不明確である。指定管理料が適切な考え方に基づいて決定されていないのであれば、現在の収支状況の要因の一端は県の対応にあるということになる。

【表 137】から【表 140】は平成 17 年度から平成 20 年度までのクリプトンの予算と実績及びその差異を示したものである。なお、いずれの表も消費税抜きの金額となっており、項目の区分

第6 外部監査の結論－施設別－

10 森林学習交流館

方法も異なるため、「(7)指定管理者制度導入後の収支の状況」の数値とは一致していない。

【表 137】 予算実績差異(平成 17 年度)

(単位:千円)

区分		予算	実績	差異
収入合計 (A)		158,576	143,690	△14,886
項目	運営管理費	43,576	45,620	2,044
	宿泊施設売上	38,800	98,070 (県収入 3,368)	4,770
	レストラン売上	54,500		
	会議室使用料			
	その他収入	21,700		△21,700
支出合計 (B)		150,576	137,288	△13,288
項目	人件費	70,746	62,264	△8,482
	管理費	53,330	50,135	△3,195
	施設管理費	23,647	16,824	△6,823
	光熱費	17,129	10,587	△6,542
	事務費	12,554	5,031	△7,523
	管理者負担内訳不明		17,693	17,693
	その他経費	26,500	24,889	△1,611
	宿泊・レストラン	26,500	24,889	△1,611
	イベント関連			
収支 (A) - (B)		8,000	6,402	△1,598

【表 138】 予算実績差異(平成 18 年度)

(単位:千円)

区分		予算	実績	差異
収入合計 (A)		127,938	152,141	24,203
項目	運営管理費	33,929	35,625	1,696
	宿泊施設売上	29,565	33,735	4,170
	レストラン売上	60,977	61,636	659
	会議室使用料	3,467	2,989	△478
	その他収入		18,156	18,156
支出合計 (B)		110,767	172,503	61,736
項目	人件費	44,400	70,373	25,973
	管理費	41,257	44,909	3,652
	施設管理費	16,887	21,018	4,131
	光熱費	19,215	18,529	△686
	事務費	4,280	5,362	1,082
	本社経費	875		△875
	その他経費	25,110	57,221	32,111
	目的外使用料	3,300	3,386	86
	利用促進費	4,410	53,835	32,025
	宿泊・レストラン	12,000		
	車両維持費	1,000		
	イベント関連	4,400		
収支 (A) - (B)		17,171	△20,362	△37,533

第6 外部監査の結論－施設別－
10 森林学習交流館

【表 139】 予算実績差異(平成 19 年度)

(単位:千円)

区分		予算	実績	差異
収入合計 (A)		158,084	144,680	△13,404
項目	運営管理費	33,929	35,625	1,696
	宿泊施設売上	41,900	32,600	△9,300
	レストラン売上	72,250	58,051	△14,199
	会議室使用料	3,320	3,364	44
	その他収入	6,685	15,040	8,355
支出合計 (B)		148,695	148,802	107
項目	人件費	63,180	61,719	△1,461
	管理費	44,360	44,135	△225
	施設管理費	19,411	18,451	△960
	光熱費	19,380	19,658	278
	事務費	5,569	6,026	457
	その他経費	41,155	42,948	1,793
	目的外使用料	3,225	3,328	103
	利用促進費	4,410		
	宿泊・レストラン	31,920	32,620	1,690
	イベント関連	1,600		
収支 (A) - (B)		9,389	△4,122	△13,511

【表 140】 予算実績差異(平成 20 年度)

(単位:千円)

区分		予算	実績	差異
収入合計 (A)		146,540	122,993	△23,547
項目	運営管理費	32,078	33,379	1,301
	宿泊施設売上	35,000	28,382	△6,618
	レストラン売上	67,300	46,380	△20,920
	会議室使用料	3,300	3,342	42
	その他収入	8,862	11,510	2,648
支出合計 (B)		141,593	131,277	△10,316
項目	人件費	60,210	53,096	△7,114
	管理費	44,782	42,501	△2,281
	施設管理費	19,795	18,953	△842
	光熱費	18,635	18,129	△506
	事務費	6,352	5,419	△933
	その他経費	36,601	35,680	△921
	目的外使用料	3,225	3,270	45
	利用促進費	3,000		
	宿泊・レストラン	29,676	32,410	△966
	イベント関連	700		
収支 (A) - (B)		4,947	△8,284	△13,231

消費税抜きベースでみると、平成 20 年度は、収入合計 117,392 千円、支出合計 125,282 千円で収支は 7,890 千円のマイナス(赤字)となっている。この実績値を予算と比較すると、レストラン売上は予算を 20,920 千円下回り、宿泊施設売上は予算を 6,618 千円下回るなどして、収入合計では予算を 29,148 千円下回っている。一方、支出は、人件費が予算を 7,124 千円下回り、その他経費が予算を 6,951 千円下回るなどして、支出合計では予算を 16,311 千円下回っている。したがって、収入も支出も予算を下回っているが、収入のマイナスの方が多額であったため、収支は予算を 12,387 千円下回ったことになる。

収支がマイナスとなっていることや実績が予算を下回ったことについては、前述したように、指定管理者の運営上の問題に起因するものなのか、施設そのものの性質に起因するものなのか等を明確化する必要がある。そのためには、事業別の損益を明らかにすることにより問題点の所在を明確化することが有効である。クリプトンの事業は宿泊、レストラン、会議室、展示室・学習交流の森及びその他の 5 つに区分される。しかしながら、現状において事業別の損益は県及び指定管理者も把握していない。

【表 141】は平成 17 年度から平成 20 年度の事業別の損益状況である。

クリプトンの主たる費用は人件費や光熱水費であるが、これらについて事業別の金額は算出していないため、事業別損益は算出できない状況となっている。そのため、宿泊・レストランの費用は材料費等、その事業に直接関連する経費を計上している。

【表 141】 事業別損益(平成 17 年度～平成 20 年度)

(単位:千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
宿泊				
収入	98,070 (内訳不明)	33,735	32,600	28,382
レストラン				
収入		61,636	58,051	46,380
費用	42,582	53,835	39,620	32,420
損益	不明	不明	不明	不明
会議室				
収入	(県収入)3,368	2,989	3,364	3,342
費用	不明	不明	不明	不明
損益				
展示室・学習交流の森	両施設とも無料であるため収入は無し、費用は仕分け困難なため不明			
収入				
費用				
損益				

人件費や光熱水費は各事業に横断的に発生するコストであり、それぞれの事業に直接跡付けることは困難である。民間企業では、横断的に発生するコストについては、合理的な配賦基準を設定しておき、その配賦基準に基づいて各事業に配賦して事業別の損益を算定することが行

われる。クリプトンの指定管理者も純粋な民間企業であり、このようなノウハウは有していると思われる。

クリプトンは、**収支上の問題を明確化するために、そして後述する県と指定管理者の責任範囲を明確化するために事業別の損益を明確化しておく必要がある。このことについて県は指定管理者と十分に協議し、具体的な対応を図る必要がある。**

④ 設置目的の成果の明確化(監査の意見)

前述したように、クリプトンの事業は宿泊、レストラン、会議室、展示室・学習交流の森及びその他の5つに区分される。このうち、森林や林業について、自然観察が行える学習交流の森や、映像やパネルを見て、さらにはパソコンを操作しながら学習ができる展示室、研修の開催が可能な会議室は公益性の高い施設・設備といえる。また、クリプトンの設置目的は、森林及び林業に関する学習及び研修の機会を提供するとともに、林業従事者等の交流を促進することにより、県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって秋田県の林業の振興に資することにある。その意味ではこれらの事業はクリプトンの設置目的と直接的に関連しているともいえる。また、学習交流の森及び展示室は無料で利用でき、会議室も年間の利用料収入は3百万円強にすぎないことから、これら事業の運営費を指定管理者が独力で賄うことは困難で、県が指定管理料の形で負担することが適切である。

一方、レストランや宿泊施設はクリプトンの設置目的との直接的な関連性は弱く、あくまでも学習交流の森、展示室及び会議室に付随する事業として位置づけるべきである。また、レストラン及び宿泊施設とも純粋な収益事業であり、指定管理者は収益及び利潤(損益)の極大化を図る必要がある事業である。

クリプトンは公益性の高い事業と収益性の高い事業の双方を展開しているが、公益性と収益性は相反する面がある。地方公共団体を始めとする公的団体が設立する施設の中には、公益性の実現を目的としながらもレストランや宿泊施設を併設して収益性も追求せざるを得ない施設が多く見受けられ、秋田県にもそのような施設はクリプトン以外にも存在している。

公益性の実現を目的としながら、レストランや宿泊施設のような収益事業を併設するのは、公益目的での利用者の便宜を図るため、あるいは、より幅広い層の利用を促進するためなど、いくつかの意味はあると思われる。しかしながら、様々な事業を実施していることで、その施設の本来の目的あるいは役割が希薄化してしまうおそれがある。クリプトンについて言えば、レストランや宿泊施設を併設していることによって、それらの売上や利用状況等に関心が集まってしまい、本来の設置目的である公益性の実現についての成果あるいは達成度の分析が二の次にされてしまうことが懸念される。

クリプトンの究極の目的は、「県民の森林及び林業に関する意識の高揚を図り、もって秋田県の林業の振興に資すること」にあると思われる。この表現は抽象的であり、何を持ってクリプトンはその成果を実現しているといえるかどうかは不明確であるが、現実的な対応としては、**公益性の高い学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数を増やしていくことが成果の実現で**

第6 外部監査の結論－施設別－
10 森林学習交流館

あると考える。しかしながら、これらの利用者数をクリプトンの成果と見なす場合には、次の2つの課題をクリアする必要がある。

1) 利用者数の目標値の設定と目標値と実績値の比較分析

一点目は学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数について、具体的な目標数を定めておき、実績との対比を的確に行うことである。

このことについて、学習交流の森、展示室及び会議室について、平成17年度から平成21年度までの各年度における利用者数の当初目標人数は次のとおりである。

このように学習交流の森については利用者数の目標値を定めていない。設立目的の実現のためには学習交流の森の利用者数について、合理的な目標値を定めておく必要がある。

【表 142】 学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数の目標値

(単位:人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
展示室	29,300	30,700	20,900	26,400	28,900
学習交流の森	目標値は設定していない。				
会議室	9,200	9,600	9,600	8,600	8,800

※前年実績×1.05

また、学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数の平成20年度の実績値は次のとおりである。指定管理者及び秋田県とも、利用者数について合理的な目標値を定めておき、実績値と比較することによって、成果の達成度合を分析する必要がある。

【表 143】 学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数の目標値

(単位:人)

展示室						学習交流の森			会議室	
記載者		定時 観測	計	記載再掲		午前	午後	計	利用 員数	使用料
団体	個人			県内	県外					
9,917	1,634	16,000	27,551	11,213	338	3,332	977	4,309	8,476	3,342

2) 学習交流の森、展示室及び会議室の損益状況(コストの発生状況)の把握

二点目は、学習交流の森、展示室及び会議室の損益状況を明確にすることである。このことについて学習交流の森、展示室は無料の施設であるため、指定管理業務におけるコストの発生状況を明確にすることと言い換えられる。

利用者数に関しては、目標値や前年度実績との比較分析だけではなく、コストの発生状況との見合いで分析することも必要である。

学習交流の森に係る経費は施設内の芝生広場や庭木の管理等も含め、2,800千円で委託している。展示室に係る経費は装置整備点検補修及び光熱費があるが、展示室だけの費用は把握していない。そのため、展示室については全体としてどの程度のコストがかかっているのかは

第6 外部監査の結論－施設別－
10 森林学習交流館

不明となっている。このことについても前述した配布基準を設定するなどして、展示室としてのコストを明確化しておく必要がある。

⑤ 宿泊施設の廃止(監査意見)

クリプトンの宿泊施設に関する事業は廃止を検討する必要がある。

現状においては宿泊施設が学習交流の森、展示室及び会議室の利用者の拡大にどの程度寄与しているのかが不明確である。また、実際の利用状況も芳しくない。事業別の損益が正確に把握されていないためどの程度のコストが発生しているのかは正確には不明だが、24 時間 365 日の対応が必要な宿泊施設では、一定の固定費が発生し、それ相当のコストは生じていると推測される。

クリプトンの宿泊施設は洋室シングル 10 室、ツイン 18 室、特別室 1 室、和室 6 室を有し、宿泊人数は 66 名となっている。次表は平成 20 年度の各月における宿泊施設の利用者数の推移であるが、年間の宿泊者数は 6,960 人で、1 日平均で 19 人である。年間を通してみるとキャパシティ(66 人)の 1/3 も満たしていないことになる。

【表 144】 宿泊施設の利用人数(平成 20 年度)

(単位:人)

区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
研修	87	112	86	26	35	87	141	79	0	41	42	261	997
一般	305	532	620	794	777	778	425	480	283	406	166	397	5,963
合計	392	644	706	820	812	865	566	559	283	447	208	658	6,960

県立秋田中央公園総合運動場に隣接していることもあり、部活動(ご宿泊)プランを実施し、勉強合宿(ご宿泊)プランや会議研修プランを実施するなど、指定管理者も利用者拡大に向けて対応は図っている。しかしながら、これらの対応はクリプトンの設置目的とは必ずしも一致しない。このように**本来の設置目的とは一致しない事業を実施なければ収益の確保が難しく、また、それを実施しても収支がマイナスとなるような状況では、宿泊施設を指定管理業務に含めることは合理的ではなく、その廃止を検討する必要がある。**

11 ふるさと村施設（近代美術館を除く）

(1) 施設の概要

秋田県ふるさと村は、秋田の美術・工芸、生活文化・食文化など有形無形の文化遺産を次世代に継承、新たな文化を創造する“郷土文化の拠点”及び、秋田の観光情報や物産の提供を行う“新たな観光の拠点”として設置されたテーマパークである。

【表 145】 ふるさと村施設（近代美術館を除く）の概要

項目	概要
施設名	秋田県ふるさと村
所在地	横手市赤坂字富ヶ沢 62 番 46
設置根拠条例	秋田県ふるさと村条例
設置年	平成 6 年 4 月 20 日
施設の内容	ワンダーキャッスル 星空探検館スペース チューチュートレイン ドーム劇場 工芸工房 ふるさと市場 ふるさと料理館
営業期間・時間	年 10 日程度のメンテナンス休業 (平成 21 年度は平成 22 年 1 月 12 日～21 日) 開館時間 9:30～17:00
指定管理者	株式会社 秋田ふるさと村



○正面入り口(9月11日監査人撮影)

第6 外部監査の結論－施設別－

11 ふるさと村施設（近代美術館除く）

(2) 施設の特徴

秋田ふるさと村では、県内外からの観光客の利用の他に、工作或学習撮影等学校教育等のためにも利用されている。また、秋田ふるさと村の敷地内には、秋田県立近代美術館があり、当該美術館は指定管理者制度である株式会社秋田ふるさと村への外部委託契約により管理している。

秋田県第2の都市である横手市にあり交通の便にも恵まれている。横手インターチェンジを降りてすぐ、JR 横手駅からは毎日シャトルバスが運行している。また秋田空港からのエアポートライナーや乗り合いタクシーもある。

(3) 指定管理者

【表 146】 ふるさと村施設（近代美術館を除く）の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	株式会社 秋田ふるさと村
分類	秋田県の外郭団体
所在地	横手市赤坂字富ヶ沢 62 番 46（設立時よりふるさと村に本店がある）法務局の会社の目的：（平成6年6月29日＝秋田ふるさと村施設内の売店及び飲食店の経営に関する業務追加）
設立年月日	平成5年5月17日
代表者（県との関係）	元県職員（秋田県総務部長）
役員、職員の状況	役員 10 名（うち非常勤取締役 8 名、非常勤監査役 1 名） 職員 18 名
主な業務内容	秋田県ふるさと村及び近代美術館の管理運営
秋田県所管の他の公の施設における平成20年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	なし （但し、近代美術館の管理受託あり）

【表 147】 指定管理者の推移

平成 17 年度 （管理委託）	平成 18 年度以降 （指定管理者）
株式会社 秋田ふるさと村	株式会社 秋田ふるさと村

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・県内に主たる事務所を有する法人その他の団体
- ③ 申請の受付期間・・・平成 17 年 8 月 12 日～平成 17 年 9 月 12 日

第6 外部監査の結論－施設別－

11 ふるさと村施設（近代美術館除く）

④ 審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

【表 148】 選定委員会の構成

役職	区分
税理士	外部(外部有識者)
民間委員	外部(一般公募)
産業経済労働部部長	内部
産業経済労働部次長	内部
産業経済労働部次長	内部

【表 149】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	利用者の平等な利用が確保されているか。	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的 達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか。	30 点
	施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか。	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか。	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか。	
	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか。	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか。	20 点
	経費削減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか。	
適正かつ確実な管理を行 う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か。	30 点
	団体の実績はどうか。	
	人員配置は適切か。	
	経理的な基礎が備わっているか。	
	技術的な基礎が備わっているか。	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意思はあるか。	
	安全管理は適切か。	
	個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられるものであるか。	
その他施設の設置目的、性 質に応じて定める基準	本県の文化と観光に相応しい自主事業は盛り込まれているか。	25 点
	地域経済の活性化に資するものであるか。	

【表 150】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
株式会社 ふるさと村	○	67.7

第6 外部監査の結論－施設別－
11 ふるさと村施設（近代美術館除く）

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成17年12月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成18年1月6日に指定。

② 協定書（基本、年度）の締結

平成18年3月23日に基本協定書が締結された。

その後、平成18年3月30日、平成19年3月30日、平成20年3月31日、平成21年3月31日の4回にわたって年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容

① 指定期間・・・5年（平成18年4月1日～平成23年3月31日）

② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料・利用料金併用制

③ 指定管理者が行う業務の内容

- 1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 秋田県ふるさと村の利用の促進に関する業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 151】年間利用状況の推移

	平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用人数	752,659人	706,318人	729,342人	720,760人

【表 152】収支の状況の推移

(単位:千円)

		平成17年度 (管理委託)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入		642,361	581,586	539,133	533,531
内 訳	指定管理料	—	193,165	193,165	193,165
	利用料収入	151,496	167,460	163,618	143,741
	その他収入	490,865	220,961	182,350	196,625
支出計		632,569	567,998	517,033	509,603
内 訳	人件費	103,691	98,353	101,345	106,334
	人件費以外	528,878	469,645	415,688	403,269

【表 153】（参考）自主事業の実施状況

項目	開催時期	集客数
ゴールデンウィークイベント(わんにゃん王国)	4月26日～5月6日	25,961人
夏休み向けイベント(お化け屋敷・昆虫展等)	7月26日～8月17日	10,714人
年末年始イベント(超人ネイガーライブ、崖の上のポニョ)	12月27日～1月5日	2,399人

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

月次の収支実績及び日次の利用状況を報告している。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

委託業務完了届及び業務委託費の内訳書を提出しており、収支結果報告等は行っていない。

③ 県によるモニタリングの状況

平成21年1月21日に指定管理者制度の所管課である総務課によって指定管理者に対してモニタリングを実施している。

(9) 監査の結論

① 選定手続

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は5名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が3名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合、公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、8月12日から9月12日のおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

② 申請資格の限定（監査の意見）

『「秋田県ふるさと村」の指定管理者の募集について』には、指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」が明記されている。このように県内の法人又は団体に限定したことがそのまま直接的な原因であるとは言えないが結果的に選定手続の参加者数は1者のみであった。

指定管理者制度に期待される効率化は、一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であるため、参加者数が1者のみであるとその効果が薄れてしまう。そこで、平成17年度における選定手続において参加者が1者であったことに鑑み、**県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

③ 競争原理と今後の選定方法（監査の意見）

株式会社秋田ふるさと村は、秋田県ふるさと村及び近代美術館の管理運営を行うために、県が発起人となって出資して設立された団体であり、秋田県ふるさと村の施設内に本社を置いている。

秋田県ふるさと村の管理運営は指定管理制度が導入されているが、施設内にある近代美術館は株式会社秋田ふるさと村が外部委託契約により管理運営をしていることから、施設の効率的な管理・運営の観点からは、両者を一体的に管理できる応募者が指定管理者となるのが最も望ましいのであり、当初から株式会社秋田ふるさと村以外の者が応募することは想定されていなかったのではないかと。

公募により指定管理者を募集するということは、他の団体の応募により選考の結果秋田県ふるさと村が指定管理者に落選する可能性があることを意味する。その場合、株式会社秋田ふるさと村をどうするのか、秋田県ふるさと村を管理するために雇用されていた職員の処遇について、出資者としてどう責任を取るのかについて検討しなければならない。

いずれにしても、今後も公募を継続するのであれば、他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。

④ 小破修繕費の精算の必要性（監査の意見）

79ページでも記載したとおり、秋田県は平成20年度から小破修繕費用の支払い予定額を別枠で定めた。ふるさと村の平成20年度の年次協定書によると指定管理料のうち小破修繕費用に充当すべき金額は2,520千円となっている。一方で業務委託費実際発生額の内訳によると小破修繕費用の実際発生額は2,054千円であった。小破修繕費用の支払い予定額を別枠で定めた趣旨を考慮すると、本来であれば**小破修繕費用に充当されなかった466千円は県に返還する必要があった。今後は精算方式を実行することが望ましい。**

⑤ 事業報告書の提出と指定管理者制度に対する理解の必要性（監査の結果）

指定管理者は、基本協定書第 22 条及び仕様書において毎年度終了後は指定管理業務の実施状況、収支決算、管理の利用状況に関する年次報告書を秋田県に対して提出する必要がある。しかし、指定管理者は指定管理者制度導入後も、事業報告として管理委託制度下の「秋田ふるさと村の維持管理等業務委託」に関わる委託業務管理届を業務委託費内訳とともに提出している。しかしながら、委託業務管理届や業務委託費内訳は指定管理業務の実施状況、収支決算、管理の利用状況に関する年次報告書の代用となるものとはなっていない。また、指定管理者は秋田県の出資団体であるため、秋田県に対し会社法に基づく事業報告書を提出しているが、同報告書による活動報告の内容は抽象的な内容に留まり、期間内に実施された企画の一覧がない等指定管理業務の実施状況は明らかにされてはいない。よって、これに代替できるものではない。

指定管理者制度は、施設の維持管理のみならず利用者の増加やサービスの向上を含む運営を委託するものである。**秋田県及び指定管理者は指定管理者制度の趣旨を理解し、その効果的な運用を図るため要件を備えた年次報告書の提出が必要である。**

なお、年次報告書と会社法に基づく事業報告書の 2 つを作成することは効率的ではないというのであれば、事業報告書において管理の利用状況等を詳細に記載した上で年次報告書の代用とすることはできる（男鹿水族館では、年次報告書の要件を備えた事業報告書を作成している。）

⑥ 事務所スペースの自動販売機について（監査の結果）

ふるさと村の事務所スペースには、指定管理者の職員が利用する自動販売機が設置されている。この自動販売機は販売価格を安く抑えるために設置業者に無料で貸出となっている。

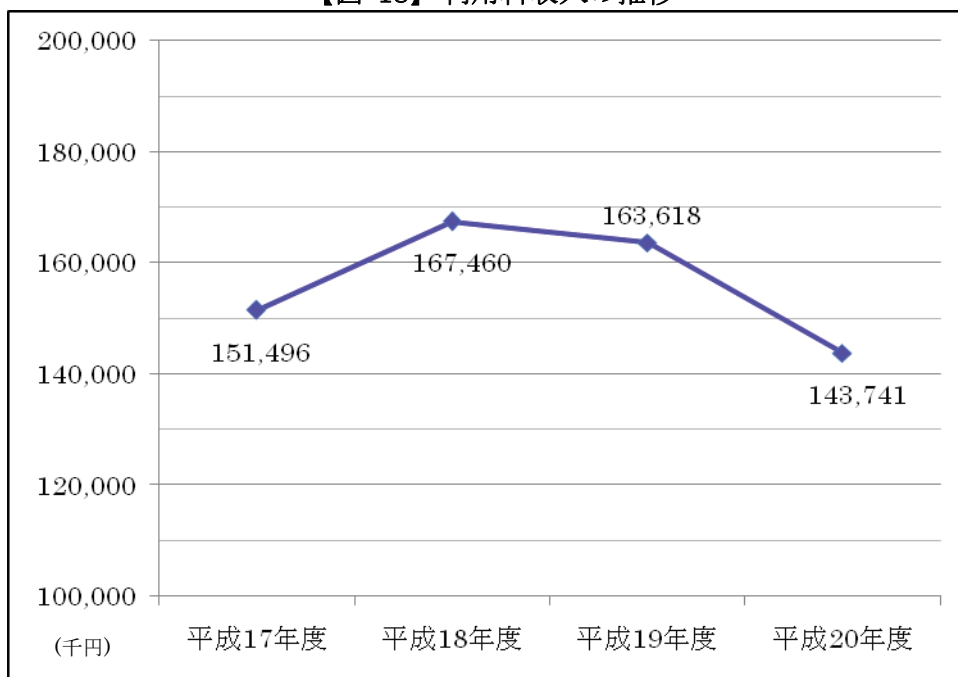
しかし、ふるさと村の施設は地方公共団体において公用に供することを決定した行政財産であるのに対し、**事務所スペースの自動販売機は事務所職員の福利厚生のため本来の用途や目的の妨げにならない範囲内で認められるものであるから、秋田県財務規則 329 条による使用許可を行い行政財産使用料徴収条例による使用料の徴収を行う必要がある。**

⑦ サービスの向上と利用促進・収益向上に向けた努力（監査の意見）

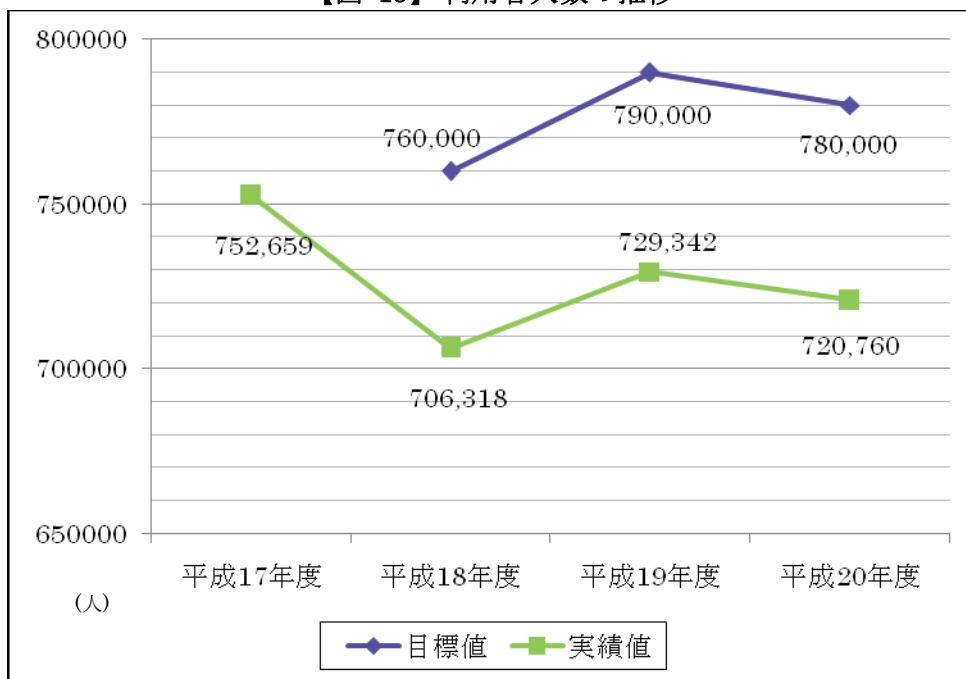
【図 18】と【図 19】は、管理委託制度から指定管理者制度導入後、平成 20 年度までの年間の利用料収入と利用者数の推移である。

第6 外部監査の結論－施設別－
11 ふるさと村施設（近代美術館除く）

【図 18】 利用料収入の推移



【図 19】 利用者人数の推移



(注) 目標値は、指定管理者が応募の際に提出した「事業計画書」に基づく。なお、平成20年度の目標値は、平成19年度末に78万人から72万人に変更されている。

指定管理者制度導入後の平成18年度は、利用料収入は増加したが利用者数が急激に減

少している。翌年度は秋田わか杉国体が開催されたため利用者数が増加したが、利用料収入は減少している。また、国体終了後は利用料収入・利用人数ともに減少している。また、平成18年以降のいずれの年度も、利用者人数は指定管理者の選定にあたり指定管理者が県に示した利用者数の目標を大きく下回っている。

さらに、指定管理者は一度入居したテナントについては、売上が減少しても配置換えや見直し、入替えを行っていないため、売上増が見込める新規顧客テナントを確保することは不可能である。

指定管理者制度の導入趣旨はコスト削減のみならず、サービスの向上による利用の促進も目的としている。このため、**秋田県は指定管理者に対し、テナントの入居基準の見直しを含め、利用者数や利用料収入の増加のための努力を要請する必要がある。**

⑧ 工芸工房の作品の定期的な入れ替えと店舗等の紹介（監査の意見）

工芸工房は本館2階にあり、秋田の伝統的な民芸品を一堂に集めて紹介するものであるが、開設以来テナントの変更や展示品の入替が殆どない。このため、ふるさと村のリピーターが再び工芸工房に訪れることは少ないと考えられる。工芸工房で展示される作品は芸術作品であり定期的に入れ替えを要請されることは現実的でないかもしれない。しかしながら、同様の伝統技術を有する工芸家が複数いるのであれば同一の工芸家の作品のみを長期間展示するのではなく他の同業の職人とローテーションを組む等により**工芸工房の展示品を多様化し、リピーターの増加を確保する必要がある。**

また、工芸工房で展示を行っている工芸家は県内で店舗を構え作品を展示販売している。しかし、工芸工房では当該店舗の紹介を行っていないため工芸家にとって工芸工房への出店は収益の増加に結びつきにくく、このことが展示品の入れ替えのモチベーションの低下につながっている可能性もある。作品紹介に合わせて工芸家や店舗の紹介等も行うことも工房活性化のための1つの方策と考える。

⑨ 応募の際の事業計画書の未実施（監査の意見）

指定管理者の応募の際の事業計画書によると、来場できなくてもホームページ等の活用により商品購入が出来るシステムを構築し、ブログや目安箱コーナーの設置、利用者が気軽に意見や要望を伝えられる場を増やしていくとしているが、現在もまだ該当するシステムは構築されていない。

これについて秋田県は直営売店のテナント化によりその必要性は薄れたとしているが、ふるさと村の指定管理制度導入前から直営売店は存在しなかったことから当初より事業計画書に記載されていた事項を実施する意思がなかった可能性がある。**秋田県は、指定管理者に対し必要な指導を行い施設の利用促進のための施策やサービス向上を図る必要がある。**

⑩ メールマガジンの集客要素の充実の必要性（監査の意見）

ふるさと村では、「ふるさと市場」の秋田らしさを追求したオリジナルギフトキャンペーン等によ

第6 外部監査の結論－施設別－

11 ふるさと村施設（近代美術館除く）

る県産品の販売促進などの目的のためメールマガジンを発行している。

以下は平成 22 年 1 月 10 日に配信されたふるさと村のメールマガジンの項目である。

**PR アサヒ飲料ショップ限定！＜薫るべにふうき茶＞送料無料
《もくじ》**

1. ひとくちコラム～鏡開き～
2. 秋田ふるさと村イベント情報～侍戦隊シンケンジャーショー～
3. 秋田県立近代美術館～Touch it！手で見る彫刻展～
4. あとがき～メンテナンス休業のお知らせ～

一番目立つの項目が「限定」「無料」「お得な」といった宣伝文句を駆使したメールマガジン配信会社の契約先の宣伝となっておりふるさと村の宣伝が引き立っていない。

より一層のふるさと村の活性化のためには、1 月 10 日時点で開催が決まっている「なまはげ郷神楽」のオープニングイベント等や 2 月以降のイベントのスケジュールが公表されていることのお知らせ、1 月期間限定メニューや限定販売のお土産品等の魅力ある項目を追加するなどによって集客効果を高める必要がある。

また、ふるさと村や美術館には無料と有料の企画が混在するため、目次で無料か有料かを利用者が容易に判断できるのであれば、より有益なメールマガジンになると考えられる。

12 男鹿水族館

(1) 施設の概要

秋田県立男鹿水族館は平成 14 年 8 月に秋田県男鹿水族館をリニューアル(建て替え)のため閉館し、平成 15 年に秋田県・男鹿市と民間企業 5 社の出資による第三セクター方式で運営会社が設立された。平成 16 年 7 月に男鹿水族館 GAO として新装開業し、同運営会社が指定管理者に選定されている。

平成 21 年に人工授精で誕生したハタハタの卵をふ化させることに成功するなど、生体繁殖にも力を入れている。

【表 154】 男鹿水族館の概要

項目	概要
施設名	秋田県立男鹿水族館
所在地	男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 93 番地先
設置根拠条例	秋田県立男鹿水族館条例、秋田県立男鹿水族館条例施行規則
設置年	平成 16 年 7 月 13 日
施設の内容	展示水槽 (24 基) 展示生物 (約 400 種、約 10,000 点) その他 (構内道路、街灯、駐車場他)
営業期間・時間	営業時間 3 月～10 月 9:00～17:00 11 月～2 月 9:00～16:00 休館日 休館日 1 月 25 日～29 日 (平成 20 年度) イベント時等は最大 21 時 30 分まで延長
指定管理者	株式会社男鹿水族館



○男鹿水族館全景
(男鹿水族館提供)

第6 外部監査の結論－施設別－

12 男鹿水族館

(2) 施設の特徴

秋田県立男鹿水族館は、最寄駅の羽立駅から車で30分、バスは1日3往復と交通の便に恵まれない男鹿半島の西端に位置している。地元観光客の他に、男鹿国定公園を一周する観光ルート「男鹿温泉郷、なまはげオートキャンプ場、なまはげ館、長楽寺・男鹿宝物館、ゴジラ岩」等の一つとして位置付けることが出来る。



電気ウナギの放電によるクリスマスツリーの点灯、大水槽前でのパーティーや食事会等、他の水族館にはない独自の企画を行っている。

ランチタイムは男鹿の海の眺望豊かなレストランでの特別メニューを提供する等の多彩な自主事業を行っている。



(3) 指定管理者

【表 155】 男鹿水族館の指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	株式会社男鹿水族館
分類	秋田県の外郭団体
所在地	男鹿市戸賀塩浜字壺ヶ沢 93 番地先
設立年月日	平成 15 年 4 月 16 日

第6 外部監査の結論－施設別－
12 男鹿水族館

項目	概要
代表者（県との関係）	県との関係はない
役員、職員の状況	取締役 5 名 職員 21 名
主な業務内容	男鹿水族館の運営
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	なし

【表 156】 指定管理者の推移

平成 15 年以前	平成 16 年度以降 (指定管理者)
—	株式会社 男鹿水族館

(5) 指定管理者の選定手続き

男鹿水族館は、第 1 回目の指定期間が平成 16 年 7 月から平成 21 年 3 月となっている。そして、すでに第 2 回目の選定手続きが平成 20 年度中に実施されている。よって、今回の監査においては、平成 20 年度中に行われた選定手続きの妥当性を検証すると同時に、平成 20 年度までに実施された指定管理者の業務の内容を対象に監査を実施した。

- ① 公募・・・実施
- ② 申請資格・・・水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することが出来る法人その他団体であること
- ③ 申請の受付期間・・・平成 20 年 7 月 23 日～平成 20 年 9 月 12 日
- ④ 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 157】 選定委員会の構成

役職	区分
産業経済労働部 部長	内部(委員長)
産業経済労働部 次長	内部
民間委員	外部(外部有識者)
税理士	外部(外部有識者)
民間委員	外部(一般公募)

なお、産業経済労働部長が応募者である株式会社男鹿水族館の取締役であることから、公平性を期すため、採点及び審査については、委員長を除く 4 人の委員で行っている。

【表 158】 審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保 (確保されなければ失格)	利用者の平等な利用が確保されているか。	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果的 達成	施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか。	30 点
	施設の利用促進への取り組みがなされるものであるか。	
	利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか。	
	利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか。	
	地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られるものであるか。	
効率的な管理	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか。	10 点
	経費削減に向けた取り組みがなされるものであるか、またその実現性はどうか。	
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か。	40 点
	団体の実績はどうか。	
	人員配置は適切か。	
	経理的な基礎が備わっているか。	
	技術的な基礎が備わっているか。	
	職員の資質向上に積極的に取り組む意思はあるか。	
	安全管理は適切か。	
	個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられるものであるか。	
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準 (満点 25 点)	本県の文化と観光に相応しい自主事業は盛り込まれているか。	10 点
	地域経済の活性化に資するものであるか。	

【表 159】 選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
(株)男鹿水族館	○	73.2

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 20 年 12 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 21 年 1 月 9 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 21 年 2 月 16 日に基本協定書が締結された。

その後、平成 21 年 3 月 30 日に年度協定書が締結されている。

(6) 指定管理の内容

- ① 指定期間・・・5年(平成21年4月1日～平成26年3月31日)
- ② 指定管理料、利用料金等・・・指定管理料及び利用料金併用制
- ③ 指定管理者が行う業務の内容
 - 1) 施設及び設備の維持管理に関留守業務
 - 2) 魚、海獣等の飼育に関する業務
 - 3) 水族館の利用の促進に関する業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 160】年間利用状況の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
年間利用者数	380,770人	303,400人	286,682人	258,029人

【表 161】収支の状況の推移

(単位:千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入計		578,383千円	473,373千円	444,022千円	422,720千円
内 訳	利用料収入	290,897千円	218,401千円	196,108千円	173,466千円
	指定管理料	51,110千円	70,966千円	78,453千円	92,814千円
	その他収入	236,376千円	184,006千円	169,461千円	156,440千円
支出計		506,210千円	468,495千円	438,005千円	422,639千円
内 訳	人件費	119,277千円	123,482千円	98,821千円	113,696千円
	人件費以外	386,933千円	345,013千円	339,184千円	308,943千円
差 引		72,173千円	4,878千円	6,017千円	81千円

(参考) 自主事業の実施状況

餌の販売、アシカと握手で写真撮影販売、焼絵教室、カレンダー等の販売、水族館外での出前授業、県内外のイベントへの出店、クリスマスディナーバイキング等

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月の入館者数の実績と計画及び前年度比の比較分析表とその増減理由、実施した企画事業の内容、月次の収支決算書等の報告を行っている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

年1回の定時株主総会において、1年間の事業報告を行い、同時に翌年度の事業計画案の承認決議を実施している。

事業報告では、決算の状況の他に入館者や業収入の推移や原因分析、常設展示や季節展示、特別展の実施状況やその他のイベントの実施状況を報告している、また、事業計画では、収支計画や入館者計画等の他に営業活動の強化、教育普及、催し物、冬季対策やコスト削減などの全14項目の基本方針とその具体的な実施内容を明らかにしている。

③ 県によるモニタリングの状況

平成21年1月21日に指定管理者制度の所管課である総務課によって指定管理者に対してモニタリングを実施している。

(9) 監査の結論

① 選定委員の選定(監査の結果)

秋田県が作成している「指定管理者制度導入に係る基本方針」6.(2).②によると「選定委員会は、部局長、次長、主管課長、施設所管課長、外部の有識者など5名以上の委員で構成する」としている。また、経済産業労働部指定管理者(候補者)選定委員会設置要綱第2条においても、選定委員会は外部の有識者3名以上を含む委員5名以上の委員を持って組織すると定められている。

秋田県男鹿水族館の選定にあたっては、選定委員会の委員長が応募者の取締役であったことから、**実際の選定にあたっての採点及び審査は4人の委員で行われていた。定足数については基本方針等に具体的な規定はないが、応募者の取締役が選定委員長を務めることは、採点や審査に参加しなくても会務を総理する以上は他の委員の審査や判断に影響を与える可能性があり、本来であれば職務代理者を置く必要があった。**

② 競争原理と今後の選定方法(監査の意見)

男鹿水族館の指定管理者に応募する際の申請資格は「水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することが出来る法人その他団体であること」となっており、他の施設のように県内に(主たる)事務所を有する法人又は団体に限定していない。これは評価できる点である。しかしながら、結果的に応募者数は1者のみであった。

当該施設の指定管理者は㈱男鹿水族館となっている。この名称が示す通り指定管理者は当該施設を運営管理するために第三セクター方式で設立された団体である。具体的には、株式会社男鹿水族館は、秋田県立男鹿水族館の管理運営を行うために、県・男鹿市と西武グループ等の民間企業の出資による第三セクター方より出資により運営されており、秋田県立男鹿水族館の施設内に本社を置いている。これは、平成14年に閉館した旧秋田県立男鹿水族館の建替にあたり、横浜・八景島シーパラダイスなど西武グループ系列の水族館等で実績があるノウハ

ウの数々を秋田県立男鹿水族館に取り入れようとの思いがあるものと思われる。

建替後の秋田県立男鹿水族館は平成 16 年に開館しているが、開館のタイミングに指定管理者制度が導入されたため、県は公募により指定管理者を募集し同水族館に設計・企画段階からかかわってきた株式会社男鹿水族館を指定管理者に指定されている。このことより当初から他の団体が指定管理者になることは想定されていないのではないかと。今後も公募を継続するのであれば、他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。

③ 利用者数増加のための PR 施策について(監査の意見)

平成 17 年度以降入場者数が減少し収支がギリギリの状態で推移している。多彩な自主事業や経費削減等の営業努力を行っているが、景気の悪化や団体観光客の減少により利用料収入が減少しているのである。

男鹿水族館は男鹿半島にあるためアクセスなど立地条件に恵まれているとは言い難い。このことは観光客を誘致する上で他の水族館と比べて不利な点となっている。一方で、この弱みを少しでも解消するべく、レストラン事業とコラボレーションを組み電気ウナギによる発光など他の水族館にはない企画を行っている。

このような企画を今以上に県民等に周知させるためにも、県内のパーキングエリア等の観光ルートに男鹿水族館の強みを強調した PR チラシを置いたり、学校行事を誘致する等により利用者数の一層の増加に努めたりすることも必要と考える。なお、**現在は価値観の多様化等により観光の形態が団体旅行から個人旅行へシフトしていることから、PR 活動も個人観光客を意識したものとする必要がある。**

④ 生物購入費用の積み立てと精算の必要性について(監査の意見)

年次協定書の第 2 条では指定管理料のうち生物購入費用の支払予定額を定めている。平成 20 年度の生物購入費用の予定額は 6,010 千円であるのに対し、実際支出額は 5,162 千円となっている。生物購入費用の支払予定額を定めている趣旨からすると、**本来は差額の 848 千円は精算が必要であったと考える。**

一方で、購入対象の特殊性により当初予定していた生物が予定通り購入できるかどうか不確実性が高い。このため、予定通り生物を購入しなかったために余った額を精算すると水族館の運営が不効率となる可能性も考えられる。このため、生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額については、指定管理期間中は積み立てを行い最終年度で精算する等の対応を図ることも検討の余地がある。

⑤ 意思決定の遅れの防止による魅力の強化(監査の意見)

男鹿水族館では、リピーターの増加を図るため、他の水族館等との間で生物の貸借をすることにより多様な生物の展示を行い水族館の魅力を高める努力をしている。また、指定管理業務

の仕様書では、魚及び海獣の購入、繁殖、繁殖のための貸借の計画について、前年度末までに県に提出し承認を得ることを求めている。すなわち、他水族館等で貸し出し可能な生物がある場合、年度末までに承認を得た上で翌年度に借りることが出来ることになる。このことは、その生物が魅力的であることなどにより他の水族館等がいち早く受け入れを表明した場合、翌年度に受け入れを表明する男鹿水族館ではなく、いち早く表明した水族館へ貸し出される可能性が高いことを意味している。現状では男鹿水族館は他の水族館から魅力のある生物を借りるためには不利な状況にあると考えられる。

生物を扱う水族館において意思決定の遅れは水族館の魅力に大きな影響をもたらす。**男鹿水族館の飼育する生物や他の水族館等の生物の需給の状態を勘案した結果当初の計画を変更することが望ましいと判断される場合は柔軟な対応を取ることが可能なように仕様書の見直しを行うことが望ましい。**

⑥ 海獣や魚類を展示する水族館や動物園の運営方法の比較の必要性(監査の意見)

男鹿水族館の管理運営方法、すなわち指定管理者の経営のあり方、指定管理者と県の関係、県の水族館の経営に関する考え方が、海獣や魚類を展示する他の水族館や動物園、指定管理者が運営する他の施設、他の民間事業会社が運営する施設、他の自治体が指定管理者制度を導入して運営する施設と比べて遜色ないものであるのかどうかを検討する必要がある。具体的には、男鹿水族館の利用者の減少要因を調査するなどである。

指定管理者の収支を圧迫している例として考えられる点としては、男鹿水族館では所有権移転を伴う生物の交換は行っていないことから、生物の繁殖や維持管理に他の施設よりも費用を要している可能性がある。

ペンギンの繁殖を例に挙げる。秋田県男鹿水族館で飼育する繁殖にあたり、近親交配による個体の弱体化を防止するために、他の水族館から個体を借りて対策をする。しかし、これには専用冷凍車による移動が必要であり多額の費用が発生する上、必ずしも成功するとは限らない。これに対し、他の水族館等では個体の卵の交換を行っている。卵の交換は、飼育員が発泡スチロールの箱に卵を入れて手渡し、それを母ペンギンに渡せば完了する。孵化した子ペンギンはその母ペンギンの子として育てられ近親交配のリスクもなく、コストも最低限に抑えられている。

個体の特性を生かした効率的な維持管理を行うために、他の水族館や動物園との運営方法の比較を行うことが望ましい。

13 自然体験活動センター

(1) 施設の概要

秋田県自然体験活動センター（通称「あきた白神体験センター」）は、豊かな自然との触れ合いをとおして行う体験活動、その他の体験活動の機会を提供し、もって青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習の充実に資することを目的とした施設である。

【表 162】 自然体験活動センターの概要

項目	概要
施設名	秋田県自然体験活動センター
所在地	山本郡八峰町八森字御所の台 53-1
建築面積	約 1,660 m ²
設置根拠条例	秋田県自然体験活動センター条例
設置年	平成 19 年 7 月
施設の内容	【宿泊棟】 ・ 宿泊定員 120 名、宿泊室 21 【宿泊管理等】 ・ 第 1 研修室（90 名）、第 2 研修室（36 名） ・ 多目的ホール
施設職員	所長（八峰町教育長兼務） 町職員 3 名 県職員 1 名（平成 21 年 8 月現在）
営業期間・時間	通年、8:30－21:00
指定管理者	八峰町

(2) 施設の特徴

秋田県自然体験活動センターは、リゾートしらかみ号が停車するJR五能線あきた白神駅下車徒歩 2 分の位置にあり、日本海と世界自然遺産白神山地という自然に囲まれた立地条件である。このような自然環境を利用して各種体験活動ができる宿泊型拠点施設が本センターである。なお、風呂と食事は隣接する「ハタハタ館」（民営）を利用する。

第6 外部監査の結論－施設別－

13 自然体験活動センター



○秋田県自然体験活動センター
(10月14日監査人撮影)

(3) 指定管理者

【表 163】 自然体験活動センターの指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	八峰町
分類	自治体
所在地	秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田 118
設立年月日	平成 18 年 2 町村の合併で誕生した町
代表者（県との関係）	県との関係はない
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	・ 岩館漁港海岸休憩施設

【表 164】 指定管理者の推移

平成 18 年度以前	平成 19 年度以降 (指定管理者)
—	八峰町

(4) 指定管理者の選定手続き

- ① 公募・・・未実施
- ② 審査の方法

審査の方法(選定委員会の構成、審査基準及び配点)と審査結果は次のとおりである。

【表 165】選定委員会の構成

役職	区分
教育次長（管理担当）	内部（委員長）
教育次長（指導担当）	内部
総務課長	内部
生涯学習課長	内部
税理士	外部（外部有識者）
民間委員	外部（一般公募）

【表 166】審査基準及び配点

審査基準	審査項目	配点
県民の平等利用の確保	利用者の平等な利用が確保されていること。	確保されなければ失格
施設の設置目的の効果な達成	施設の設置理念・目的と適合するものであるか。 利用者数の目標は適正に設定されているか。 施設の利用促進への取り組みがなされているものであるか。 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか。 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか。	25 点
効率的な管理の実現	収支計画は適正なものであるか、またその実現性はどうか。 経費節減に向けた取り組みがなされているものであるか。またその実現性はどうか。	25 点
適正かつ確実な管理を行う能力	団体の経営状況は安全かつ健全か。 団体の実績はどうか。 人員配置計画は適切か。 経理的な基礎が備わっているか。 技術的な基礎が備わっているか。 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか。 安全管理や緊急時対応の方策は適切か。 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか。	25 点
その他施設の設置目的、性質に応じて定める基準	受け入れ事業において、体験活動プログラムが充実しているか。 自主事業において、特色ある企画がなされているか。 プログラムを指導する専門職員の確保及び研修体制は十分か。 施設の管理等について、隣接施設との連携は図られているか。 他の社会教育施設や関係団体との連携は図られているか。	25 点

【表 167】選定結果

	県民の 平等利用	得点 (合計点)
八峰町	○	80.5

(5) 指定管理者の指定及び協定書の締結

① 指定管理者の指定

平成 19 年 2 月の秋田県議会における指定の議決を受け、平成 19 年 3 月 30 日に指定。

② 協定書(基本、年度)の締結

平成 19 年 4 月 13 日に基本協定書が締結された。

(6) 指定管理の内容

① 指定期間・・・約 5 年(平成 19 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

② 指定管理料、利用料金等・・・完全利用料金制

③ 指定管理者が行う業務の内容・・・

- 1) 使用の許可、使用の許可の取り消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- 2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 3) 体験活動の機会の提供に関する業務
- 4) その他センターの管理に関し知事が必要と認める業務

(7) 指定管理者制度導入後の業務の概況

【表 168】年間利用状況(H19、H20)

利用団体数		宿泊利用者数		日帰り利用者数		合計	
H19	H20	H19	H20	H19	H20	H19	H20
208 人	265 人	3,573 人	5,395 人	3,466 人	5,880 人	7,093 人	11,275 人

平成 19 年度は 9 カ月、平成 20 年度は 12 カ月

【表 169】収支の状況

(単位:千円)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入		—	—	18,188	15,666
内 訳	指定管理料	—	—	0	0
	利用料収入			10,024	15,433
	その他収入	—	—	8,164	223
支出計		—	—	27,830	35,223
内 訳	人件費	—	—	10,145	22,638
	人件費以外	—	—	17,685	12,585
(参考)利用料収入		—	—	△9,642	△19,557

(8) 指定管理者による事業報告(月例、年度)及び県によるモニタリングの状況

① 月例報告の状況

毎月指定管理者の収入状況について報告が行われている。報告には、施設ごとの収入状況や利用状況が記載されている。

② 事業報告(収支結果報告含む)の状況

指定管理者から毎年度末、事業報告書の提出がなされている。内容は年間の「実施状況に関する事項」、「収支状況に関する事項」及び「利用状況に関する事項」である。

③ 県によるモニタリングの状況

所管課以外の課によるモニタリングは実施していない。

(9) 監査の結論

① 秋田県と市町村との関係(監査の意見)

本施設は、これまで監査を実施した施設と違い、指定管理者が八峰町という自治体であること、指定管理者が非公募によって選定されていること及び完全利用料金制であることという特徴がある。本施設のように指定管理者が市町村の場合は、秋田県と市町村が一体となって地域の「町おこし」のために施設を運営している実態がある。特に、完全利用料金制の場合、施設の設置は秋田県が行い(本施設の場合県職員も派遣)、その後の運営は全て指定管理者である市町村の予算で賄われているという形態となっている。

本施設の運営形態は、指定管理者制度を使った秋田県と各市町村の連携の新しい形として評価できるものである。但し、施設の運営を殆ど地元市町村に任せている場合は施設自体を秋田県が所有していることの意義が問われることになり、将来的には施設を市町村に譲渡すべきと

の意見が当然に生じるであろう。**秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。**

②収支の状況

設置初年度である平成19年度は約9百万円の赤字、翌年の平成20年度は約2千万円の赤字となっている。本施設については、完全利用料金制なので赤字分については指定管理者である八峰町が毎年度予算を組んで支出していくことになる。よって、秋田県としては施設のメンテナンス及び秋田県職員派遣に伴う人件費以外は負担しないことより、この赤字幅拡大についてはあまり意識しない可能性がある。しかしながら、本来であれば①で記載したとおり、**八峰町と連携しつつ赤字解消に向けたPR活動を今以上に積極的に行う必要がある。**

③ 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は6名である。このうち、秋田県庁内部に所属する方々が4名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

④ 指定期間について(監査の意見)

指定期間は平成19年7月から平成24年3月までの約5年となっているが、安定的、長期的な施設運営のために5年に限定しない方が良い場合もある。**秋田県としては、指定期間を5年以上(たとえば10年)とするなどを検討することも必要である。**

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

(1) 施設の概要

秋田県秋田市向浜地区にある秋田県立総合プール、秋田県立スケート場、秋田県立武道館、秋田県立野球場（こまちスタジアム）、野球広場、テニスコートを総称して向浜スポーツゾーンという。

これらは、いずれの施設も財団法人秋田県総合公社が指定管理者に選定されている。なお、野球広場とテニスコートについては両施設を合わせて向浜運動広場と称しており、ラグビー・サッカー場を有する新屋運動広場と合わせて秋田県立運動広場として指定管理者を選定している。今回の監査では、向浜運動広場を対象として監査を実施している。

【表 170】 秋田県立総合プールの概要

項目	概要
施設名	秋田県立総合プール
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4 - 50
設置根拠条例	秋田県立総合プール条例
開設日	平成 13 年 3 月 24 日
施設の内容	メインプール棟 1 階 メインプール 50m×10 コース（水深 2m） 飛び込みプール 25m×20m（水深 5m） 選手控室、放送・操作室 2 階 観客席 固定 1200 席 仮設 800 席
	サブプール管理等 1 階 サブプール 25m×8 コース（水深 1.4m） 大会議室 120 席 更衣室・事務室 2 階 観客席 駐車場 253 台
営業期間・時間	通年 月～土 10：00～20：30 日休日 1/2、1/3 10：00～17：00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

【表 171】秋田県立スケート場の概要

項目	概要
施設名	秋田県立スケート場
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 2-2
設置根拠条例	秋田県立スケート場条例
開設日	昭和 46 年 11 月 9 日
施設の内容	1 階 スピードリンク 面積 4,367 m² ホッケーリンク 面積 1,780 m² 管理等 玄関ホール、休憩コーナー、更衣室、 医務室、機械室等 駐車場 800 台
営業期間・時間	滑走 10/20～3/31 土日祝日 12/22～1/13、3/22～3/31 9:30～19:00 その他 12:00～20:00 その他 5/1～9/10 9:00～17:00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

【表 172】秋田県立野球場の概要

項目	概要
施設名	秋田県立野球場
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-5
設置根拠条例	秋田県立野球場条例
開設日	平成 15 年 8 月 1 日
施設の内容	グラウンド 両翼 100m、センター122m、バックストップ 20m 内野：混合土舗装、害や：天然芝舗装 スタンド棟 1 階 4,603 m²、2 階 972m、一般固定席 15,000 席 外野スタンド 芝生席 10,000 席 照明塔 4 基＋大屋根照明 スコアボード 7.85×34m、バックスクリーンH11.5×L 20.4m 諸室 屋内練習場、ロッカールーム、シャワールーム、更衣室ほか ※駐車場 900 台
営業期間・時間	4/1～11/30 8:00～21:00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

【表 173】秋田県立運動広場(向浜運動広場)の概要

項目	概要
施設名	秋田県立運動広場
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 4-6
設置根拠条例	秋田県立運動広場条例
開設日	昭和 49 年 7 月 20 日（野球広場、テニスコート） 平成 15 年 8 月 1 日（ラグビー・サッカー場）
施設の内容	1) 野球広場 敷地面積 21,840 m²、軟式野球場 4 面、夜間照明塔 8 基、駐車場 85 台 2) テニスコート 敷地面積 9,895 m²、クレイコート 9 面 夜間照明塔 8 基、観覧席 1,100 人、更衣室、 駐車場 70 台 3) ラグビー サッカー場 敷地面積 32,479 m²、メイングラウンド 1 面、 サブグラウンド 1 面、夜間照明塔 13 基 シャワー室、トレーニング室、駐車場 32 台
営業期間・時間	4/1～11/30 8:00～21:00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

【表 174】秋田県立武道館の概要

項目	概要
施設名	秋田県立武道館
所在地	秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 2-2
設置根拠条例	秋田県立武道館条例
開設日	平成 16 年 3 月 21 日
施設の内容	大道場 約 2,356 m²（約 62m×約 000） 小道場 約 528 m²（約 33m×約 16m） 相撲場 屋内土俵 1 面、屋外土俵 1 面、 観客席約 130 人＋車椅子席 2 席 近的弓道場 28m 12 人立、観客席 82 人＋車椅子席 2 席 柔道場 公式 3 面、観客席 165 席＋車椅子席 2 席 剣道場 公式 3 面、観客席約 100 人（畳席 34 畳） 遠的弓道場 60m 6 人立 観客スペース（屋外）
営業期間・時間	通年（遠的場 4/1～11/30） 9:00～21:00
指定管理者	財団法人秋田県総合公社

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

(2) 施設の特徴

指定管理者である財団法人秋田県総合公社のウェブサイトでは向浜スポーツゾーンの各施設を次のように紹介している。

【表 175】 向浜スポーツゾーンの各施設の特徴

施設名	特徴
秋田県立総合プール	「1年を通じて(特別メンテ期間有り)温水プールで快適に水泳や水中歩行で汗を流していただける施設です。3種類あるプールは、幼児から競技者までご利用目的やレベルに応じた水深に自由に変えることができます。また、有酸素運動系トレーニング機器もありますので、是非一度体験してみてください。当公社企画のお子様向けの教室や大人を対象とした水泳教室も開催しておりますので、ふるってご参加ください。詳しくは当施設までお問い合わせください。」
秋田県立スケート場	「フィギュアスケート、スピードスケート、アイスホッケー、カーリングなどのウインタースポーツが楽しめる、東北最大級の本格的な屋内スケートリンクです。 当公社企画のスケート教室を多数開催します。また、小中学生滑走料無料のスケート・オープン・サービスデーや、クリスマスフェスティバル・開場サービスデーも企画しております。 オフシーズンは、展示会・物販フェア等のイベント会場としてのご利用もできます。詳しくは、当施設までお問い合わせください。 皆様のご利用を社員一同お待ちしております。」
秋田県立野球場	「一般利用から全国規模の大会やプロ野球公式戦まで開催できる、県内最大の本格的な野球場です。観客収容数は25,000人、ナイター設備も完備しております。」
秋田県立運動広場 (向浜運動広場)	「ナイター設備を完備した野球場とテニスコートは、県立野球場と総合プールに隣接し、仕事帰りにも気軽にご利用いただける運動広場です。」
秋田県立武道館	「開館4年目、大道場、小道場、柔道場、剣道場、弓道場、相撲場を備えた県内武道の中心道場であります。武道関係者はもとより一般の皆様方のご来場を職員一同お待ちしております。大会は3ヵ月前から予約が可能です。詳しくは当施設までお問い合わせください。」

出所) 財団法人秋田県総合公社ウェブサイトより

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

(3) 指定管理者

【表 176】 指定管理者の概要

項目	概要
指定管理者	財団法人 秋田県総合公社
分類	秋田県の外郭団体
所在地	秋田市新屋町字砂奴寄 4－6
設立年月日	平成 12 年 4 月 1 日
代表者（県との関係）	県副知事
役員、職員の状況	役員：常勤 1 名、非常勤 11 名（うち監事 2 名） 職員：正職員 54 名、出向職員 1 名、臨時・嘱託 141 名 （うち県関係者 23 名）
主な業務内容	・ 県有の体育施設、文化施設等、13 施設の管理運営 ・ 2 施設の保守管理等の業務を県等から受託 ・ 上記 2 つにかかわる付随事業
秋田県所管の他の公の施設における平成 20 年度の指定管理業務（秋田県の所管部署）	環境保全センター（環境整備課） 中央公園（都市計画課） 北欧の杜公園（都市計画課） 県民会館（生活環境文化部） 生涯学習センター分館ジョイナス（生涯学習課） 県立運動広場（新屋運動広場）（保健体育課） 県立体育館（保健体育課） 県立総合射撃場（保健体育課）

【表 177】 指定管理者の推移

	平成 17 年度 （管理委託）	平成 18 年度以降 （指定管理者）
秋田県立総合プール	財団法人 秋田県総合公社	財団法人 秋田県総合公社
秋田県立スケート場	財団法人 秋田県総合公社	財団法人 秋田県総合公社
秋田県立野球場	財団法人 秋田県総合公社	財団法人 秋田県総合公社
秋田県立運動広場	財団法人 秋田県総合公社	財団法人 秋田県総合公社

※ 秋田県立武道館は平成 16 年 3 月の開設で、開設時より（財）秋田県総合公社が指定管理者に選定されている。

(4) 施設の利用状況

① 秋田県立総合プール

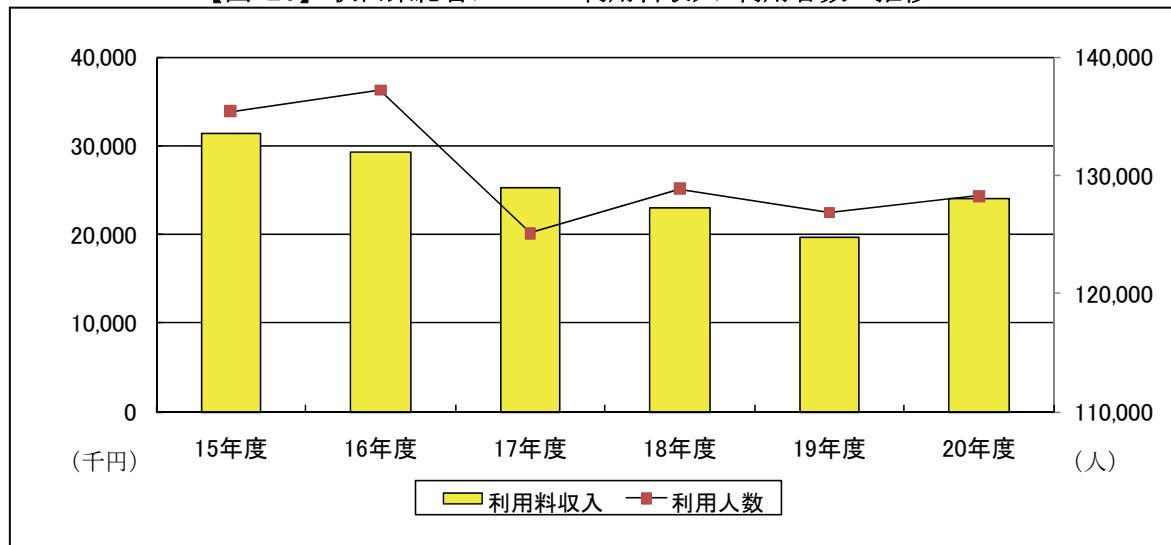
秋田県立総合プールの平成 20 年度の利用人数は 128,219 人、利用料収入は 23,932 千円

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

である。平成 19 年度と比較すると、利用人数は 1,373 人の増加(平成 19 年度利用人数: 126,846 人)、利用料収入は 4,244 千円増加(平成 19 年度利用料収入 19,687 千円)している。しかしながら、指定管理者制度導入前、管理委託制度を採用していた 5 年前(平成 15 年度)の数値と比較すると、利用人数は 7,156 人減少(平成 15 年度利用人数:135,375 人)しており、利用料収入も 7,458 千円減少(平成 15 年度利用料収入:31,390 千円)している。

【図 20】 秋田県総合プールの利用料収入・利用者数の推移



【表 178】は指定管理者制度が導入された平成 18 年度から平成 20 年度までの、秋田県立総合プールの収支状況である。

秋田県の支出を見ると、平成 20 年度の指定管理料は 225,257 千円である。指定管理料は毎年度減少しており、平成 15 年度の管理委託料(260,416 千円)と比較すると 35,159 千円減少している。

以上より、秋田県立総合プールは、指定管理者制度導入後、秋田県の支出は減少しているが、利用者数は増加していない状況となっている。

【表 178】 収支の状況(秋田県立総合プール)

(単位:千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入		244,122	236,492	225,757
内訳	指定管理料	244,122	236,492	225,757
	その他収入	—	—	—
支出計		244,122	236,492	225,757
内訳	人件費	76,082	76,056	70,192
	人件費以外	168,040	160,436	155,565

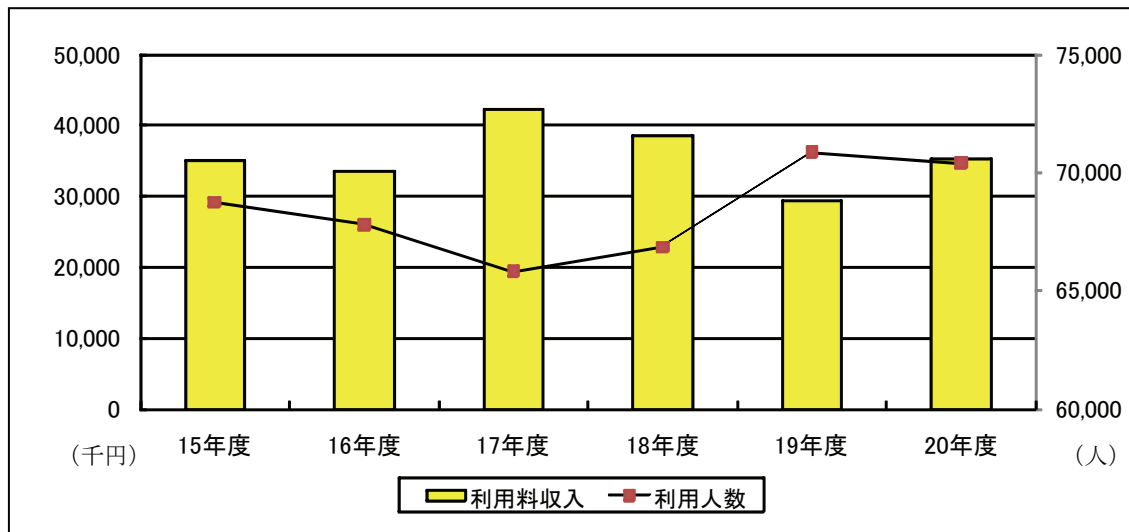
第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

② 秋田県立スケート場

秋田県立スケート場の平成20年度の利用人数は70,410人、利用料収入は35,234千円である。平成15年度からの推移を見ると、利用人数に関しては、平成20年度は前年度より減少しているが、平成17年度を境にして増加傾向にあるといえる。反対に利用料収入は平成17年度をピークとして減少傾向にあったが、平成20年度は前年度より増加している。

【図 21】 秋田県立スケート場の利用料収入・利用者数の推移



【表 179】は指定管理者制度が導入された平成18年度から平成20年度までの、秋田県立スケート場の収支状況である。秋田県の支出を見ると、平成20年度の指定管理料は60,477千円である。指定管理料は毎年度減少しており、平成15年度の管理委託料(70,998千円)と比較すると10,521千円減少している。

秋田県立スケート場は、指定管理者制度導入後、秋田県の支出は減少しており、利用者数は増加傾向にあるといえる。

【表 179】 収支の状況(秋田県立スケート場)

(単位:千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入		63,132	59,308	60,477
内訳	指定管理料	63,132	59,308	60,477
	その他収入	—	—	—
支出計		63,132	59,308	60,477
内訳	人件費	8,119	7,453	7,079
	人件費以外	55,013	51,855	53,398

第6 外部監査の結論－施設別－

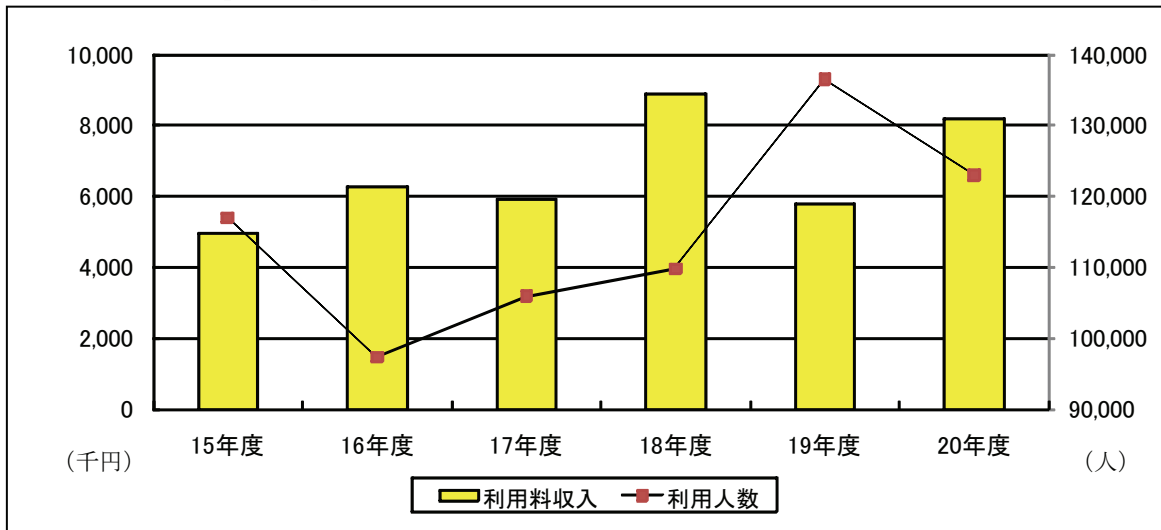
14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

③ 秋田県立野球場

秋田県野球場の平成20年度の利用人数は123,032人、利用料収入は8,185千円である。平成15年度からの推移を見ると、利用人数に関しては、平成20年度は前年度より減少しているが、平成16年度を境にして増加傾向にあるといえる。反対に利用料収入は平成18年度をピークとして平成19年度は減少したが平成20年度は再び増加している。

なお、平成19年度に利用人数が増加したが利用料収入が減少した要因は、平成19年度は中学校野球全国大会と国体（高校野球）が開催されたため利用者が大幅に増加し、中学校野球全国大会と国体（高校野球）は使用料が全額免除であること及び使用料の高いプロ野球の試合が5試合から2試合に減少したことにより減収となっている。

【図 22】 秋田県立野球場の利用料収入・利用者数の推移



【表 180】は指定管理者制度が導入された平成18年度から平成20年度までの、秋田県立野球場の収支状況である。秋田県の支出を見ると、平成20年度の指定管理料は51,293千円である。指定管理料は毎年度減少しており、平成15年度の管理委託料(56,475千円)と比較すると5,182千円減少している。

以上より、秋田県立野球場は、指定管理者制度導入後、秋田県の支出は減少しており、利用人数は平成19年度を除き増加傾向にあるといえる。

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

【表 180】収支の状況(秋田県立野球場)

(単位:千円)

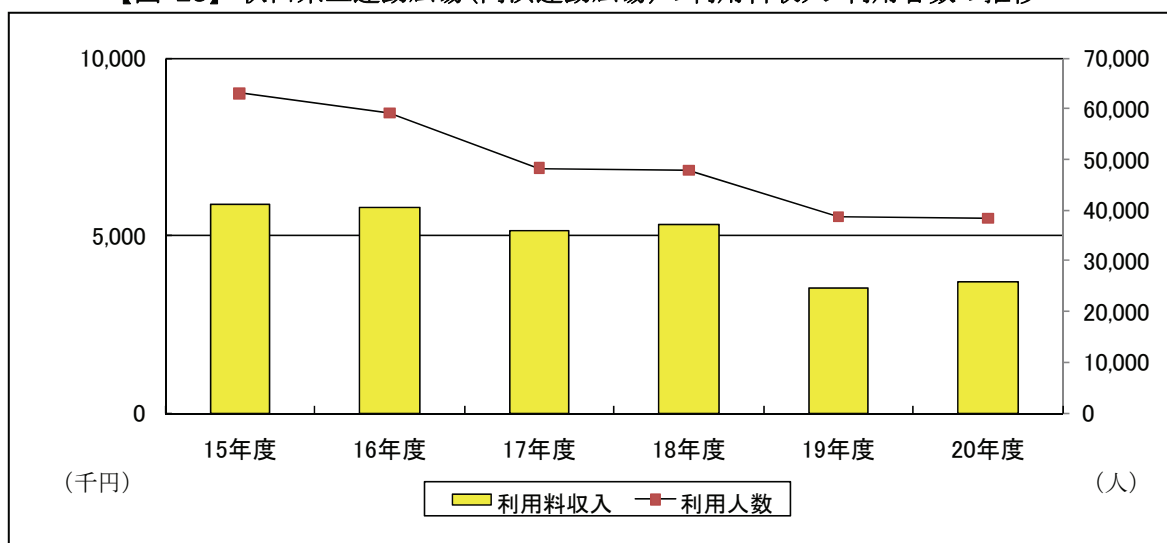
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入		57,085	55,785	51,293
内 訳	指定管理料	57,085	55,785	51,293
	その他収入	—	—	—
支出計		57,085	55,785	51,293
内 訳	人件費	15,810	13,091	9,147
	人件費以外	41,275	42,694	42,146

④ 秋田県立運動広場(向浜運動広場)

秋田県立運動広場(向浜運動広場)の平成 20 年度の利用人数は 38,348 人、利用料収入は 3,699 千円である。平成 15 年度からの推移を見ると、利用人数に関しては、一貫して減少傾向にある。利用料収入についても、平成 20 年度は前年度より若干増加しているが全体的にみると減少傾向にある。

このことについて、平成 19 年度は、国体のため 8 月から 10 月まで仮設の都道府県選手控所が設営され、駐車場を占有されたことにより施設の公開ができなかったため減少したとしているが、国体の影響のない平成 20 年度も大きな動きが見られないことから、利用料収入及び利用者数の減少は構造的な要因によるものと考えられる。

【図 23】秋田県立運動広場(向浜運動広場)の利用料収入・利用者数の推移



【表 181】は指定管理者制度が導入された平成 18 年度から平成 20 年度までの、秋田県立運動広場の収支状況である。秋田県の支出を見ると、平成 20 年度の利用料収入は 3,699 千円、指定管理料は 18,564 千円である。

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

円である。

以上より、秋田県立運動広場は、指定管理者制度導入後、秋田県の支出は減少しているが、利用者数も減少傾向にあるといえる。

【表 181】収支の状況(秋田県立運動広場)

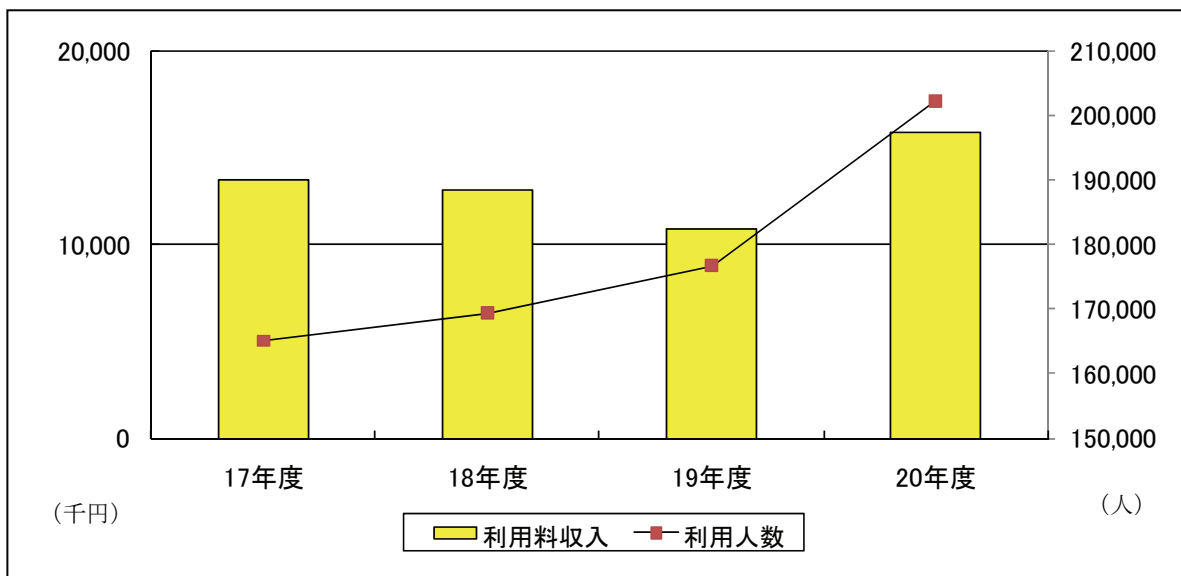
(単位:千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
収入		18,727	19,734	18,564
内 訳	指定管理料	18,727	19,734	18,564
	その他収入	—	—	—
支出計		18,727	19,734	18,564
内 訳	人件費	10,881	9,861	11,585
	人件費以外	7,846	9,873	6,979

⑤ 秋田県立武道館

秋田県立武道館の平成 20 年度の利用人数は 202,188 人、利用料収入は 15,777 千円である。秋田県立武道館の開設日は平成 16 年 3 月 21 日のため、実質的には平成 17 年度から事業を実施していると言える。そこで平成 17 年度からの推移を見ると、利用人数に関しては、一貫して増加傾向にあり、利用料収入については開設後減少傾向にあったが、平成 20 年度は前年度よりも増加している。

【図 24】秋田県立武道館の利用料収入・利用者数の推移



【表 182】は指定管理者制度が導入後の平成 18 年度から平成 20 年度までの、秋田県立武

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

道館の収支状況である。秋田県の支出を見ると、平成20年度の指定管理料は81,327千円である。指定管理料は減少傾向にある。

以上より、秋田県立武道館は、指定管理者制度導入後、秋田県の支出は減少しているが、利用者数は増加傾向にあるといえる。

【表 182】収支の状況(秋田県立武道館)

(単位:千円)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入		86,118	84,248	81,327
内 訳	指定管理料	86,118	84,248	81,327
	その他収入	—	—	—
支出計		86,118	84,248	81,327
内 訳	人件費	22,234	20,004	22,992
	人件費以外	63,884	64,244	58,335

(5) 監査の結論

① 総括的事項

1) 選定委員の選定(監査の意見)

選定委員は7名である。このうち秋田県内部に所属する方々が5名であり過半数が県内部者となっている。しかし、これでは、指定管理者が県の外郭団体である場合公平性に欠ける選考が行われているのではないかという疑念を払拭できない。**選定委員は過半数を外部者にする必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。

2) 募集期間について(監査の意見)

募集期間については、いずれの施設もおおよそ1ヵ月間を設定している。指定管理者制度の根幹である競争原理を働かせるためには十分な数の競争参加者の存在が不可欠である。したがって、**指定管理者の募集については、2～3ヵ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。**

なお、この点について県では、平成19年2月より見直しが行われ、募集期間は1ヵ月半程度とすることとなった。

3) 申請資格の限定(監査の意見)

指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人又は団体であること」が明記されている。このように県内の法人又は団体に限定したことがそのまま直接的

な原因であるとは言えないが、結果的に選定手続の参加者数はいずれの施設も1者のみであった。

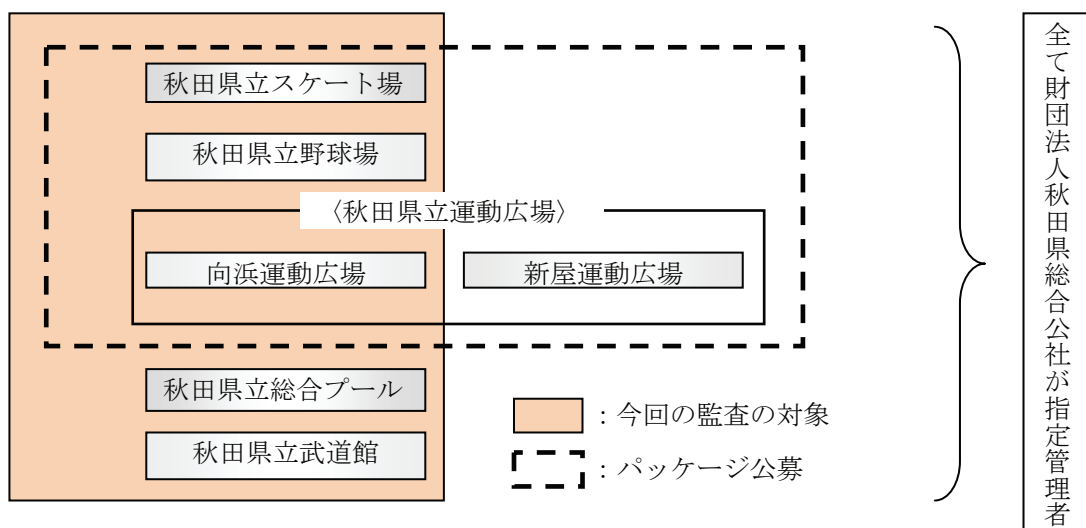
指定管理者制度に期待される効率化は、一定数の選定手続参加者による競争原理に基づく選定が前提であるため、参加者数が1者のみであるとその効果が薄れてしまう。そこで、平成17年度における選定手続において参加者が1者であったことに鑑み、**県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。**

4) 部分利用料金制の導入について(監査の意見)

向浜スポーツゾーンの各施設は利用料金を徴収する施設ではあるが、秋田県立総合プールを始めとしていずれも現状においては利用料収入を上回る運営費が必要であり、完全利用料金制を採用することは事実上不可能である。しかしながら、各施設とも部分利用料金制の採用は可能と思われる。向浜スポーツゾーンの施設の中では秋田県立総合プール及び秋田県立運動場の利用者数が芳しくないが、指定管理者が作成している事業報告書等を見る限り、利用者数の拡大に向けて積極的な対応を図ろうとする意欲は見受けられない。この点、**指定管理者のインセンティブにつながるのであれば、部分利用料金制の導入などを検討することが望ましい。**

5) 募集単位について(監査の意見)

秋田県立武道館を除く4施設(秋田県立総合プール、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立運動広場)は同時期にそれぞれ指定管理者の選定を行っている。特に、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立運動広場は別々の募集要項で募集しているが、それぞれの募集要項では、申請をする上での条件として3つの申請を併せて行うことを義務付けており、パッケージ公募となっている。また、結果としてすべての施設において財団法人秋田県総合公社が全ての施設の指定管理者に選定されている。



第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

これらの施設はお互い隣接しており、いずれもスポーツ施設ではあるが、施設相互間の関連性は低いと思われる、また、スポーツ施設の運営は民間事業者も行っており、民間活力の活用を図りたいとするのであれば、施設の特性に応じてそれぞれ別個に指定管理者を選定することにも有意性は感じられる。しかしながら、これら施設のうち、秋田県立総合プールは競技施設としての性格を有し、民間企業や市町村が運営するプールとは必ずしも同列ではない。また、秋田県立野球場はプロ野球の公式戦も開催されるなど、本格的な野球場で利用料収入だけで維持管理費を賄うのは実質的に不可能と思われる。さらに秋田県立武道館は民間企業や市町村ではまず運営しようせず、県であるからこそ運営が可能な施設と思われる。

このように、向浜スポーツゾーンの各施設はスポーツ施設といっても規模や性格に特殊性が見られ、民間企業や市町村では運営が難しい施設である。また、秋田県は年々指定管理料を削減しており、指定管理者が創意工夫を図ろうとしても限界があり、指定管理業務の良否はコストをいかに削減したかにかかっているような状況である。そのため、指定管理業務を実施できる団体は限られてしまい、良し悪しは別として秋田県の外郭団体すなわち財団法人秋田県総合公社しかないと言わざるを得ない状況となっている。

指定管理者の創意工夫を求めるよりもコストの削減を優先せざるを得ない状況においては、あえて指定管理者を別個に選定するのではなく、一括して選定し、選定に係るコストや日常、あるいは事業年度終了後のモニタリングを簡素化することも一つの方法である。**この点、秋田県立スケート場、秋田県立野球場及び秋田県立運動広場を1つのパッケージで公募していることは妥当な判断である。但し、今後は別々の募集要項で募集するのではなく、1つの募集要項で募集するなど今まで以上の事務の効率化を検討する必要がある。また、秋田県立総合プール等も含めて一括して選定することも検討に値するものと思われる。**

② 秋田県立総合プール

1) 指定管理者制度導入の効果について(監査の意見)

指定管理者制度導入の目的はサービスの向上を図り、コストを削減することによって施設の活性化を図ることにある。秋田県立総合プールに関するこれまでの数値を見ると、指定管理者制度導入後、秋田県は支出額(コスト)を削減させている。ただし、このことは指定管理者の工夫あるいは指定管理者制度導入の効果というよりも、秋田県の財政状況の厳しさに基づく半ば強制的な削減で、指定管理者は止むを得ず対応せざるを得ない面があったと考える。そのため、この場合のコストの削減を、“指定管理者制度を導入した効果”とは一概に言い切れない。

一方、サービスの向上については、利用者数が増加していないことを見ると十分な効果が上がっていないと考える。利用者数については経済状況、社会状況等外部要因の影響も働き、指定管理者の努力が報われなかったとも考えられるが、施設の活性化が図られたかという観点から言えば、その成果は十分ではなかったといえる。以上より、秋田県総合プールに関しては、秋田県及び指定管理者は次の事項についての対応が必要である

㊦ 利用者促進のための対応

指定管理者が秋田県に提出している事業報告書では、平成20年度の利用実績について次のように総括している。

【表 183】 秋田県立総合プールの利用状況に関する事業報告書の記載

記載内容
1. 歳入増減の主な原因について ・一般利用者の減少で使用料が伸び悩んだ 2. 利用促進策について ・1日単位のプールコース空き状況をHPに掲示し、利用者サービス向上を図りました。 ・アンケート調査で利用者の声を施設管理に活かすなどサービスの向上を図りました。 ・総合公社ブログを開始し、利用促進のための広報活動に努めました。 ・総合公社HPを更新して、広報活動にも力を入れました。

指定管理者が平成20年度に実施したとする利用促進策は【表 183】のとおりであるが、これは平成19年度の利用促進策とほぼ同一の内容となっている。平成19年度の事業報告書では、「『総合公社の概要』を作成し、近隣学校等へ配布しました。」とあったのが、平成20年度では「総合公社ブログを開始し、利用促進のための広報活動に努めました。」と変更され、他の項目は平成19年度の表記と全く同一となっている。

これらの取組みの効果を全て否定するわけではないが、**利用者が増加していない状況を踏まえると、HPやパンフレットによる広報活動以外の手法を検討し、それを実行に移す必要がある。**

なお、上表において歳入増減の主な原因について、「一般利用者の減少」と事業報告書に記載するだけでは十分ではないが、指定管理者である財団法人秋田県総合公社の事業報告のあり方については、「第7 外部監査の結論－秋田県総合公社と指定管理者制度について－」に記載している。

㊦ 維持管理費への対応

監査手続の一環として指定管理者に県に対する要望を確認したところ、指定管理者は次のように回答している。

「開設10年経過する建物となり、設備（特に空調関係）が老朽化しており、県有建築物修繕計画において修繕計画を立てているが、今後、更に修繕計画における要望箇所が増える傾向にある。また、水泳競技はルール変更が多く、他の競技より備品を入れ替える機会が多いため、最新ルールに適応させていく必要があるため、備品購入の検討もお願いしたい。毎年、指定管理料の減額に迫られ、管理者としての裁量の余地が、年々少なくなっている。また年度途中

第6 外部監査の結論－施設別－

14 体育施設（向浜スポーツゾーン）

の経費の掛かり増し(修繕費の増加等やむを得ないケース)には、予算措置して頂きたい。」

平成21年度においては、指定管理料は更に引き下げられ、216,294千円となっている。このうち指定管理者が指定管理料で賄うべき小破修繕費用の支払予定額は800,000円である。しかしながら、開設から10年を経過し、小破修繕の必要性は今後さらに高まり、指定管理者が要望するように大規模な修繕もますます必要になると予測される。

指定管理料は毎年引き下げられており、それに合わせて支出額も抑えざるを得ない状況となっている。秋田県立総合プールは国体に使用した施設で、市町村が運営する一般的な公営のプールと比較すると規模も大きく維持管理にもコストや手間がかかる。十分な維持管理ができなくなると施設の劣化も早まることになり、施設の劣化がサービスの低下につながるおそれもある。**秋田県として施設の活性化を図りたい、あるいは劣化を最小限に食い止めたいと考えるのであれば、維持管理には十分な配慮が必要である。**

③ 秋田県立運動広場（向浜運動広場）

1) 事業そのもののあり方について（監査の意見）

秋田県立運動広場については、利用者数、利用料収入とも減少傾向にある。このことについて、指定管理者が秋田県に提出している平成20年度の事業報告書によると、野球広場に関しては、利用者が市営の運動広場へシフトしたため歳入が伸び悩み、テニスコートに関しては、設備が新しい競合施設へ利用者が移動して歳入減になったとしている。

財政状況の厳しさから様々な施設の指定管理料を削減している現状を踏まえると、**秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。**平成20年度では38,348人の利用者があるとはいえ、野球広場やテニスコートとも他に代替施設がある中、3,699千円の利用料収入に18,564千円のコスト(指定管理料)を費やす必然性は乏しい。

秋田県立運動広場に関しては施設の老朽化が進んでおり、活性化を図るためには設備投資が必要とするのであれば、むしろ廃止することのほうが、現在の秋田県の財政状況を踏まえると妥当な対応と思われる。

第 7 外部監査の結論－秋田県総合公社と指定管理者制度について－

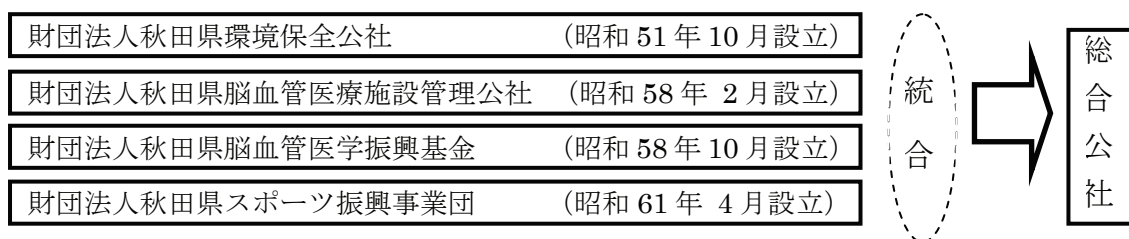
1 財団法人秋田県総合公社の沿革と現状

(1) 設立の経緯

財団法人秋田県総合公社(以下「総合公社」という。)は、財団法人秋田県環境保全公社を存続法人として【図 25】の 4 法人を統合し、平成 12 年 4 月に設立された財団法人である。その目的は、スケールメリットを活かしたリーダー的法人として、第三セクターが機動的な運営と行政補完機能を一層発揮できるような役割を果たすこと、並びに秋田県から委託されたスポーツ・文化・公園施設等の管理運営や産業廃棄物の適正処理及び脳血管医学の振興に関する事業の実施を通じて、県民福祉の増進に寄与することにある。

設立からの総合公社の沿革は【表 184】、総合公社の出えん者は【表 185】のとおりである。

【図 25】 総合公社の設立



【表 184】 総合公社の沿革

日 付	内 容
平成 12 年 4 月 1 日	既存 4 法人の統合により（財）秋田県総合公社を設立し、基本的に従来事業を継承する形で秋田県等から 15 施設の管理運営及び 4 施設の業務委託を受ける。また、第三セクターにおける職員共同採用試験等の調整業務を行う。
平成 12 年 11 月 29 日	秋田県から新たに県立総合プールの管理運営を受託する。
平成 15 年 7 月 31 日	秋田県から新たに新屋運動広場の管理運営を受託する。
平成 16 年 3 月 19 日	秋田県第 1 号の指定管理者として県立武道館の管理運営を行う。
平成 18 年 4 月 1 日	秋田県環境保全センター他 13 施設について指定管理者として管理運営を行う。
平成 21 年 4 月 1 日	県立武道館の指定管理者として 2 期目の管理運営を行う。

【表 185】 総合公社の出えん者(平成 21 年度当初)

区分	団体数	出えん額	構成比
秋田県	1	35,000 千円	56.6%
市町村	10	18,500 千円	29.9%
その他	4	8,300 千円	13.4%
計	15	61,800 千円	100.0%

(2) 総合公社の業務内容

総合公社は、スポーツ・文化の振興、産業廃棄物の適正処理及び脳血管医学の振興に関する事業に対する助成を行うとともに、秋田県から委託されたスポーツ・文化施設等の管理運営を行っている。

【表 186】 総合公社の業務内容(平成 21 年 4 月 1 日現在)

項目	業務内容
県有施設の管理運営等	県有施設の指定管理業務 13 施設 機械設備監視等の業務委託 2 施設
各種事業の実施と利用促進	産業廃棄物処理、脳血管医学振興助成関連、舞台芸術普及、スポーツ振興、普及
県が出資する法人間の調整	人事交流、職員共同採用試験

(3) 県有施設等の管理運営

総合公社は【表 187】に記載した 13 の県有施設の指定管理業務を行っており、【表 188】に記載した 2 施設の機械設備監視等の業務を受託している。

【表 187】 総合公社が指定管理者となっている県有施設

施設名	当初管理受託日	開設年度
1) 秋田県民会館	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 36 年 9 月
2) 秋田県生涯学習センター分館ジョイナス	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 36 年 11 月
3) 秋田県立体育館	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 43 年 9 月
4) 秋田県立スケート場	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 46 年 11 月
5) 秋田県立向浜運動広場	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 49 年 10 月
6) 秋田県環境保全センター	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 51 年
7) 秋田県中央公園	平成 12 年 4 月 1 日	昭和 59 年
8) 秋田県立総合射撃場	平成 12 年 4 月 1 日	平成 7 年 7 月
9) 秋田県立北欧の杜公園	平成 12 年 4 月 1 日	平成 8 年
10) 秋田県立総合プール	平成 13 年 3 月 24 日	平成 13 年
11) 秋田県立野球場（こまちスタジアム）	平成 15 年 6 月 21 日	平成 15 年 6 月
12) 秋田県立新屋運動広場	平成 15 年 8 月 1 日	平成 15 年
13) 秋田県立武道館	平成 16 年 3 月 20 日	平成 16 年 3 月

第7 外部監査の結論－外郭団体と指定管理者制度について－

【表 188】 総合公社が業務を受託している施設(団体)

施設名(団体名)	受託業務
1) 脳血管研究センター	機械設備監視、給食、看護助手、電話交換、施設警備
2) (財) 秋田県総合保健事業団	機械設備監視業務

(4) 各種事業の実施と利用促進

総合公社は【表 189】に記載した事業を行っている。

【表 189】 総合公社が行っている各種事業

事業名	事業内容
1) 産業廃棄物処理に関する事業 ○ 産業廃棄物処理事業 ○ 処理技術調査研修事業 ○ 秋田県環境保全センター連絡会議への出席	県内企業の事業活動により生じた産業廃棄物の適正処理 処理技術調査研修会及び技術者資格取得研修会への出席 地域住民及び地元自治体、県の担当者との情報交換と地域住民の意見・要望等の聴取
2) 脳血管医学振興に関連する事業 ○ 脳卒中調査研究事業 ○ 医療従事者研修事業	助成対象: 秋田県脳卒中医の会 助成対象: 脳血管障害の看護研修会
3) 舞台芸術普及事業 舞台芸術を普及することで豊かな県民性を培うため、歌舞伎などの公演を実施している。	
4) スポーツ振興普及事業 ○ スポーツ振興事業 ○ スポーツ普及事業 ○ レクリエーション・健康づくり事業 ○ スポーツ啓発紙の発行	テニス、水泳、卓球、スケート、武道等の初心者教室の実施 ターゲットバードゴルフ、ミニテニス等のニュースポーツ教室の実施 水中歩行、ウォーキング、歩くスキー等の実施 「みんなのスポーツ」等の啓発紙の発行

(5) 県が出資する法人間の調整

総合公社は秋田県が出資する法人間の調整として、【表 190】に記載した事業を行っている。

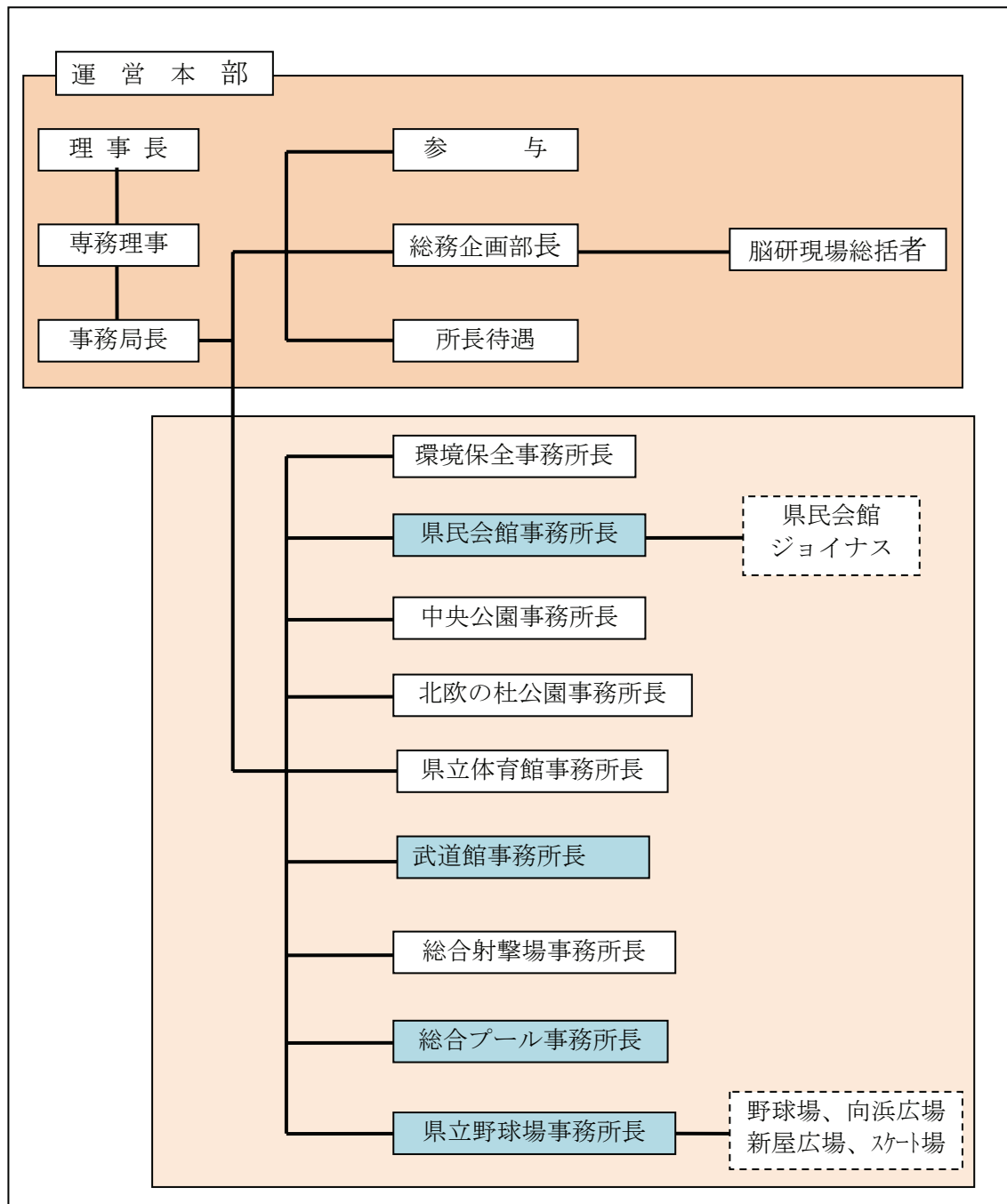
【表 190】 総合公社が行っている秋田県が出資する法人間の調整

事業名	事業内容
人事交流の調整	秋田県の「県出資法人人事交流システム実施方針」に基づき、法人間の人事交流の調整を行う。
職員共同採用試験の窓口	県出資法人の職員採用を共同で行うこととし、総合公社が中心となって募集から合格者の決定までの試験手続を行う。

(6) 組織体制

総合公社の平成 21 年度の組織図(運営機構)は【図 26】のとおりである。また、役員の状況は【表 191】、職員の状況は【表 192】のとおりである。

【図 26】 総合公社の組織図(平成 21 年度時点)



出所) 秋田県総合公社ウェブサイトより

(注) ■ は、今回の包括外部監査で選定した施設に係る。

第 7 外部監査の結論－外郭団体と指定管理者制度について－

【表 191】 役員の状況(平成 21 年 7 月 1 日現在)

区分		理事	監事
常勤	県退職者	1 人	－
	県職員	－	－
	計	1 人	－
非常勤	県退職者	2 人	－
	県職員	1 人	－
	その他	8 人	2 人
	計	11 人	2 人
合計		12 人	2 人

: 内県関係者 4 人

【表 192】 職員の状況(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区分		人数
正職員	県退職者	12 人
	プロパー	42 人
	計	54 人
出向職員	県職員	1 人
	プロパー	－人
	計	1 人
臨時・嘱託	県退職者	10 人
	プロパー	131 人
	計	141 人
合計		196 人

: 内県関係者 23 人

正職員平均年齢	49.8 歳
正職員平均勤続年数	13.2 年
正職員平均年収	4,419 千円

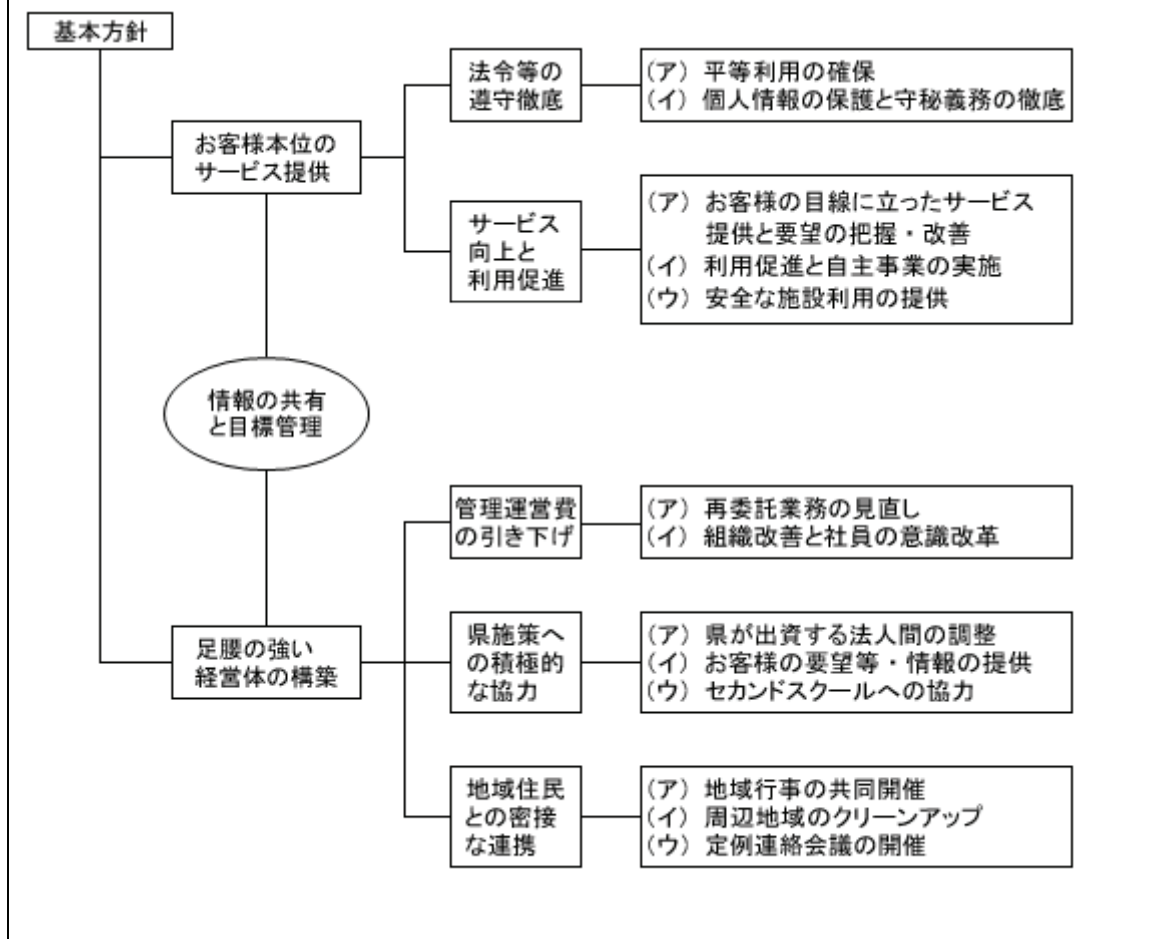
(7) 経営に関する基本方針

総合公社は経営に関する基本方針を次のように定めている。

総合公社の経営に関する基本方針

当公社は、設立以前から培ってまいりました施設管理の経験と、スポーツ関係団体等の人的交流、さらには地元住民との信頼関係などを活かしながら住民福祉の増進に寄与できるよう、お客様の目線にたったサービスの提供と公平・平等な施設の運営、経費縮減等による足腰の強い経営体の構築を経営の基本方針としております。

今後とも、スポーツ・文化の振興のほか、インターネットのホームページや学校訪問等各種広報活動による事業活動の積極的なPRと利用者サービスの向上に取り組み、利用者の拡大を図りながら、引き続き経費の節減に努めるとともに、当公社がこれまでに積み上げてきた経験・実績・ノウハウや県出資法人職員共同採用試験の実施など行政補完機能を十分に発揮することにより、県の行政改革大綱が目指す「第三セクターの効率的、機動的運営の推進」に積極的に協力してまいります。



出所) 秋田県総合公社ウェブサイトより

2 総合公社の収支状況の分析

(1) 総合公社の財務状況

総合公社の平成18年度から20年度の財務状況の推移は次のとおりである。

【表 193】 総合公社の貸借対照表の推移

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
資産の状況			
流動資産			
現金・預金	141,625	171,938	163,119
受取手形・売掛金・未収金・貸付金	7,016	7,892	4,717
その他	10,278	12,606	11,927
流動資産計	158,919	192,436	179,763
固定資産			
預金	190,473	108,391	82,191
国債・地方債	76,000	169,942	167,156
うち、県債	76,000	70,000	67,200
株式・社債	—	10,000	50,000
土地・建物	—	—	—
その他	7,682	6,977	4,927
固定資産計	274,155	295,310	304,274
固定資産のうち基本財産の合計額	61,800	61,800	61,800
資産合計額	433,074	487,746	484,037
負債の状況			
流動負債			
短期借入金	—	—	—
その他	142,482	157,549	138,461
流動負債計	142,482	157,549	138,461
固定負債			
長期借入金	—	—	—
役員退任給与引当金	—	—	—
職員退職給与引当金	120,761	130,774	136,288
その他	—	11,847	17,347
固定負債計	120,761	142,621	153,635
負債合計額	263,243	300,170	292,096
正味財産の状況			
県等からの出えん金等の合計額	61,800	61,800	61,800
うち県分	35,000	35,000	35,000
出えん金以外の正味財産			
当期利益	8,961	17,745	4,365
その他積立金等	99,070	108,031	125,776
正味財産合計額	169,831	187,576	191,941
負債・正味財産合計額	433,074	487,746	484,037

第7 外部監査の結論－外郭団体と指定管理者制度について－

【表 194】 総合公社の損益計算書または正味財産増減計算書の推移

(単位:千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
経常収入の状況	基本財産運用収入	305	1,004	1,560
	会費収入			
	寄付金収入			
	受託事業収入	1,539,045	1,494,315	1,423,034
	（うち、県からの受託収入）	1,468,675	1,427,710	1,366,835
	受託以外の事業収入（自主事業収入）	4,633	16,450	7,500
	（うち、商品等売上高）	1,150	1,116	1,717
	補助金収入	3,276	3,054	3,166
	（うち、県からの補助金収入）	3,276	3,054	3,166
	その他の経常収入	15,915	16,025	14,460
経常収入 計		1,563,174	1,530,848	1,449,720
経常支出の状況	人件費	345,184	465,428	432,763
	（うち、退職給与引当金繰入額）	0	0	0
	外部委託費	233,859	279,166	254,319
	商品等売上原価	422	440	950
	その他の事業費	729,494	550,526	546,092
	事業費 計	1,308,959	1,295,560	1,234,124
	役員人件費	6,662	6,267	6,162
	（うち、退任給与引当金繰入額）			
	その他の人件費	195,319	132,973	139,868
	（うち、退職給与引当金繰入額）	52,951	10,013	5,514
	減価償却費	1,248	1,573	1,880
	支払利息			
	その他の管理費	15,805	76,730	20,781
管理費 計		219,034	217,543	168,691
経常支出 計		1,527,993	1,513,103	1,402,815
経常利益		35,181	17,745	46,905
経常外収入		14,461	0	0
（うち、県からの補助金収入）				
経常外支出		665	0	0
（うち、役職員退職金）				
当期利益		8,962	17,745	4,365

収益・公益事業の状況		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
	収益事業収入	1,582	1,581	2,181
	収益事業支出	1,120	1,138	1,892
	収益事業収支差額	462	443	289
	公益事業収入	1,576,253	1,529,267	1,447,539
	公益事業支出	1,567,753	1,511,965	1,443,463
	公益事業収支差額	8,500	17,302	4,076

(2) 平成 21 年度秋田県第 3 セクター経営評価表

秋田県では、県の出資等比率 25%以上の法人について、法人運営を健全性・収益性・発展性・効率性の観点から分析するとともに、経営目標の達成状況を加味し「概ね安定した経営内容」、「一層の努力を要する経営内容」の 2 段階の評価を実施している。

総合公社の平成 20 年度決算を対象とした、平成 21 年度秋田県第三セクターの経営評価表での「経営状況及び課題、経営目標の達成状況についての自己評価」及び「総合評価(計算書類等の資料による評価)」は次のとおりである。

【表 195】「経営状況及び課題、経営目標の達成状況についての自己評価」

「20 年度は、経営環境の変化に対応し安定した公社経営を継続していくため、「改革の継続と挑戦」をキーワードに、各事務所の自主性を強化しながら、強固な経営基盤の確立と施設の利用向上に取り組んだ結果、当初の目標を概ね達成することができた。 21 年度においては、景気・雇用情勢の急激な悪化など取り巻く環境の激変に対応し、次期指定の獲得に向けた基盤づくりを推進するため、引き続き経営基盤の強化を図り、お客様本位の施設運営とニーズを的確に捉えた利用向上に取り組んでいく。 <顧客満足度調査の結果を受けて実施する取組> 意見・要望への早期の対応を心がける。また、施設設備に係わる要望については県の所管課に対応を求めている。」

出所) 平成 21 年度 秋田県第三セクター 経営評価表より

【表 196】「総合評価(計算書類等の資料による評価)」

I 概ね安定した経営内容	II 一層の努力を要する経営内容
・県からの受託事業収入は60百万円減少しているが、人件費、事業費、管理費を節減し対応できている。 ・財政運営資金17.3百万円は負債ではなく、一般正味財産が適切である。 ・退職給付引当金は、特定資産同額ではなく、要支給額の100%が適切である。 ・正味財産増減計算書の管理費等の内訳は十分な開示が望まれる。また、移行申請等を考慮すると、事業別損益(公益区分等)の適切な開示が望まれる。	

出所) 平成 21 年度 秋田県第三セクター 経営評価表より

3 指定管理者制度との関係における総合公社のあるべき姿

(1) 指定管理者制度導入前の状況と導入後の状況(分析)

【表 197】は平成 20 年度と指定管理者制度が導入される前の平成 17 年度の総合公社の収支計算書を比較したものである。

収入の部では一般会計に係る収入が 335,950 千円減少している。支出の部では一般会計に係る支出が 353,755 千円減少しており、支出の減少幅の方が大きいこともあり、当期収支差額は平成 20 年度の方が 8,086 千円上回っている。

【表 198】は【表 197】のうち、一般会計の収支計算書を比較したものである。

事業活動収支の部では平成 17 年度は管理受託費、平成 20 年度は指定管理料等が計上されている施設管理受託収入が 268,346 千円減少している。支出の部では、施設管理事業費支出が 208,892 千円増加しているが、管理費支出は 539,951 千円減少している。このことについて事業費と管理費の科目の区分の見直しが行われていると推測されるが、支出全体でみると 353,755 千円減少している。また、収支差額も平成 20 年度の方が 17,804 千円上回っている。

以上より、指定管理者制度導入後、秋田県からの施設の管理のための支払い（指定管理料）は減少しているが、総合公社自身も管理費を中心としたコストの見直しを行っており、結果的に収支は若干上向いている。

【表 197】 総合公社の平成 17 年度と平成 20 年度の収支計算書の比較

(単位:千円)

科目	平成 17 年度	平成 20 年度	増減
I 収入の部			
1 一般会計	1,771,606	1,435,655	△ 335,950
2 脳血管医学振興基金特別会計	214	745	530
3 ユーザーサービス事業特別会計	474	463	△ 10
4 喫茶ホール開設事業特別会計	1,095	1,717	621
当期収入合計(A)	1,773,390	1,438,582	△ 334,808
前期繰越収支差額	4,235	25,667	21,431
収入の合計(B)	1,777,626	1,464,249	△ 313,376
II 支出の部			
1 一般会計	1,771,547	1,417,792	△ 353,755
2 脳血管医学振興基金特別会計	703	170	△ 533
3 ユーザーサービス事業特別会計	325	195	△ 130
4 喫茶ホール開設事業特別会計	1,948	1,696	△ 252
5 投資活動支出	0	11,775	11,775
当期支出合計(C)	1,774,525	1,431,630	△ 342,895
当期収支差額(A)－(C)	△ 1,135	6,951	8,086
次期繰越収支差額(B)－(C)	3,100	32,619	29,518

第7 外部監査の結論－外郭団体と指定管理者制度について－

【表 198】 総合公社・一般会計の平成 17 年度と平成 20 年度の収支計算書の比較

(単位:千円)

	平成 17 年度	平成 20 年度	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
① 基本財産運用収入	52	815	762
② 特定資産運用収入	0	1,233	1,233
③ 事業収入	1,714,025	1,428,352	△ 285,672
施設管理受託収入	1,635,181	1,366,834	△ 268,346
その他施設受託収入	61,921	56,198	△ 5,722
参加料収入	5,130	4,004	△ 1,125
その他事業収入	11,792	1,315	△ 10,477
④ 補助金収入	2,832	3,166	333
⑤ 負担金収入	0	27	27
⑥ 雑収入	16,966	2,061	△ 14,904
受取利息収入	36	213	176
雑収入	16,929	1,848	△ 15,081
⑦ 退職給付引当金預金取崩収入	36,629	0	△ 36,629
⑧ 繰入金収入	1,100	0	△ 1,100
事業活動収入計	1,771,606	1,435,655	△ 335,950
II 支出の部			
① 事業費支出	1,039,582	1,232,060	192,477
施設管理事業費支出	1,016,749	1,225,642	208,892
ソフト事業費支出	22,833	6,418	△ 16,415
② 管理費支出	725,683	185,731	△ 539,951
③ 特定預金支出	6,281	0	△ 6,281
支出計	1,771,547	1,417,792	△ 353,755
収支差額	59	17,863	17,804

(2) 指定管理者である総合公社への対応:スポーツ施設について(監査の意見)

総合公社の目的は、スケールメリットを活かしたリーダー的法人として、第三セクターが機動的な運営と行政補完機能を一層発揮できるような役割を果たすことにあり、県有施設の管理運営を担う法人として設立されている。

指定管理者制度においては、総合公社のような当初から公の施設の管理運営を目的とした法人の取扱いが検討事項となる。指定管理者制度導入の趣旨は民間活力の導入によって、サービスの向上とコストの削減を図り、もって施設の活性化を図ることにある。その考え方に従えば、従前、地方自治体の外郭団体が担ってきた公の施設の指定管理者についても、外郭団体と株式会社等の民間事業者が競い合う条件を整えて選定を行う必要がある。特にスポーツ施設については同種の施設を運営している民間事業者も多数見受けられることから、当初から外郭団体ありきで選定手続を進めてしまうと違和感を生じさせてしまうことになる。

この点、秋田県のスポーツ施設については秋田県立武道館を除き、原則として公募により指定管理者を選定している。このことは良いのだが、指定管理者の条件を実質的に秋田県内で活

第7 外部監査の結論－外郭団体と指定管理者制度について－

動する法人に限定していることもあり、総合公社以外に応募者があられない状況であった。このため、純粋な競争によって指定管理者に選定されたとは必ずしも言えない状況である。

このような選定過程を経て指定管理者に選任された総合公社であるが、平成20年度までの状況を見る限り、スポーツ施設については総合公社でなければ対応が難しかったのではないかと考える。**【表198】**に掲げたように、平成17年度と比較して施設管理受託収入が大きく減少している。これは秋田県側が年々指定管理料を削ってきたことによるものだが、仮に純粋な民間事業者が指定管理者となった場合に、このような状況に耐えうるか、あるいは指定管理期間中は耐えうるとしても、次回以降、募集に応じないことも考えられる。総合公社も独立した団体とはいえ、秋田県が50%超の出資を行っている法人であり、県側の意向を反映させやすく、総合公社も指定管理料を削減されているのにも係わらず収支状況は上向いている。**指定管理料というコスト（キャッシュアウト）を減少させたことだけを捉えれば秋田県にとって指定管理者制度は効果を上げており、一方、総合公社についても秋田県の意向に沿って適切に業務に従事しているといえる。また、総合公社のように秋田県の13もの公の施設の指定管理者になっている場合、指定管理料の削減が難しい施設と指定管理料の大幅な削減が可能な施設が混在していても、全体としての収支のバランスが保たれていれば良いことになり、その意味では指定管理料を削減がしやすく秋田県にとっても都合の良い存在となっているのも事実である。**

また、県有施設の特異性を踏まえると、総合公社以外が指定管理者となる状況が想定しづらいのも事実である。例えば秋田県立総合プールも国体競技用に作られたこともあり、民間事業者が運営するスポーツジムにあるプールや娯楽施設としてのプールとは大きく異なっている。構造上の特徴から維持管理に多くのコストを要してしまい、指定管理者としてはサービスの向上以上にコスト管理に気を配らざるを得ない。スポーツ施設といっても利用者収入だけでは維持管理コストが賄えないこともあり、民間事業者にとっては努力の成果が自らの利益拡大につながる要素が少なく、インセンティブが低いと思われる。このことはこまちスタジアムや県立武道館なども同様で、構造上利益を稼ぐ施設となっていないため、サービスの向上のための努力もおおのずと限界がある。

このように秋田県立のスポーツ施設を適切に運営管理しようとする場合に、サービスの向上よりもコスト削減・コスト管理に注力せざるを得なく、この場合民間事業者よりも県の外郭団体の方が指定管理者としての適性が認められる。

但し、秋田県においては、このような状況を今後も続けるのかについて、十分な検討が必要である。確かに、費用の削減のみに焦点を当てた場合には指定管理者の条件を県内の事業者限定した上で今までのような方法で良いかもしれないが、指定管理者を全国から募った場合、コストを削減するだけではなく今までにない発想でサービスの向上に努めようとする応募者が現れることも考えられる。

これまでの秋田県の取り組みを見ると、コスト削減に主眼が置かれておりサービスの

向上、特に利用者の増加を図ることが緊急の課題として捉えていた印象が薄い。一方、総合公社についてもコスト削減への努力は認められる。しかしながら、利用者の増加を図ることについては、一定の対応は見られるが、本当に緊張感を持って取り組んできたのかは不明確である。コスト削減については一定の成果を達成したと思われるが、**今後は、秋田県及び総合公社とも利用者数の増加に向けてより真剣に取り組んでいくことが必要である。**

4 収支報告の問題点

(1) 収支均衡の問題(監査の意見)

次表は総合公社が秋田県に提出している平成 20 年度の秋田県立スケート場の収支計算書である。総合公社が作成している収支計算書は歳入額と歳出額が均衡している。歳入額と歳出額が均衡しているのは、実際の収入額(＝指定管理料)と秋田県立スケート場の指定管理業務に係る実際の支出額との差額を総合公社本部経費として計上していることによるものである。

平成 20 年度の総合公社の経常収入 1,449,720 千円のうち、秋田県からの受託収入が 1,366,834 千円で経常収入全体の 94.3%を占めている。また、総合公社は秋田県から管理費を賄う補助金等は受領していないため、自らの管理費は指定管理料から賄わざるを得ない。そのため、総合公社本部経費を計上すること自体は妥当と考えるが、**歳入額と歳出額を均衡させる形で総合公社本部経費を計上してしまうと当該指定管理業務本来の収支が明瞭に表示されないことになる。**このような収支計算書は秋田県立スケート場だけではなく他の公の施設でも見受けられる。総合公社が指定管理業務を実施している施設については、指定管理料がほぼ毎年削減されている。収入が年々削減されているのであるから、運営状況も厳しさを増していると推測されるが、収支計算書ではその実態が具体的につかめない。

総合公社は指定管理業務の収支報告の記載方法について、実態が明瞭に表示されている表示方法に改めていくよう秋田県と協議する必要がある。

【表 199】平成 20 年度秋田県立スケート場の収支計算書

(単位:円)

科目		予算額	決算額	備考
歳入		60,477,000	60,477,000	
	指定管理料	60,477,000	60,477,000	
歳出		60,477,000	60,477,000	
	県立スケート場事業費	58,016,000	52,836,000	
	人件費	10,110,000	7,369,000	
	事務費	654,000	760,000	
	管理費	46,086,000	43,467,000	
	公課費	517,000	591,000	
	スポーツ普及事業費	649,000	649,000	
	総合公社本部経費	2,461,000	7,641,000	
合計		60,477,000	60,477,000	

(2) 利用促進策の問題(監査の意見)

向浜スポーツゾーンの事業報告書を見ると、平成19年度と平成20年度の利用促進策がほぼ同一内容となっている。利用者数が増加しているのであれば、前年度と同一の利用促進策を継続することが適切と考えるが、利用者数が伸び悩んでいる施設では利用促進策の大幅な見直しが必要である。「第6 外部監査の結果－施設別－ 14 向浜スポーツゾーン」に記載したとおり、秋田県立総合プールは指定管理者制度導入後も利用者数に伸びが見られないが、平成19年度と平成20年度の利用促進策の記載内容がほぼ同一となっている。

【表 200】 秋田県立総合プールの利用状況に関する事業報告書の記載

記載内容
1. 歳入増減の主な原因について
・一般利用者の減少で使用料が伸び悩んだ
2. 利用促進策について
・1日単位のプールコース空き状況をHPに掲示し、利用者サービス向上を図りました。 ・アンケート調査ででた利用者の声を施設管理に活かすなどサービスの向上を図りました。 ・総合公社ブログを開始し、利用促進のための広報活動に努めました。 ・総合公社HPを更新して、広報活動にも力を入れました。

(3) 歳入増減の主な原因の記載(監査の意見)

上表において歳入増減の主な原因について、「一般利用者の減少」と記載するのみとなっている。事業報告書は指定管理業務の成果を具体的に示す必要があり、歳入歳出の予算あるいは前年度決算額との変動については、その原因を具体的に記載しておく必要がある。

(別紙1) 平成21年度外部監査 監査の結果及び意見一覧

第 5 外部監査の結論－論点別		
I 指定管理料について		頁
監査の意見	指定管理料低減の問題 秋田県は、高止まりしている公の施設の維持管理に要する費用を削減するための手段としてのみに指定管理者制度を利用するのではなく、費用の削減とサービス水準の検討を一体で行う必要がある。 (具体的な内容は、「第 4 外部監査の結論－総括－」(34 頁)に記載)	46
監査の結果	債務負担行為の設定時期の問題 指定管理者の指定と債務負担行為が同じ議会で承認されているが、本来指定管理者の公募前に債務負担行為額を決定するか公募後であっても債務負担行為額を決定する際に指定管理者との交渉の余地を残す必要がある。 なお、平成 20 年度以降の公募から募集要項に債務負担行為額を明記することにより、指定管理者が不利になるという問題は解決された。	46
監査の意見	債務負担行為の設定額の問題 債務負担行為額が過去の指定管理料の実績等をベースに慎重に査定したものであるなら、それ以上の縮減はしないこととすることが望ましい。	47
監査の意見	指定管理料の精算等について 指定管理者のモチベーションの低下を防ぐため、精算方式又は変更協定書方式をとるのではなく原則指定管理料は渡し切りとすることが望ましい。	47
監査の意見	5 年間の指定管理料の固定 債務負担行為額と指定管理者からの提示額をベースとして、始めから指定管理期間(5 年間)の指定管理料を固定することも 1 つの方法である。	49
監査の意見	実態に沿ったコスト情報の提供の指導 秋田県は、指定管理者に対して、施設に関する偽りないコスト情報を収支計算書によって提供するよう強く指導する必要がある。	50

II 施設サービスについて		
監査の意見	PDCA サイクルの中での施設サービスの評価 計画段階で明確な数値目標の設定をする必要がある。	55
監査の意見	数値目標と指定管理料について 数値目標は、指定管理料の水準などを考慮して慎重に決定する必要がある。	55

Ⅲ 直営施設について		
1 カテゴリー毎の監査意見		57
監査の意見	【表 23】(63 ページ) にまとめて記載	
2 事例分析 (大館少年自然の家)		66
監査の意見	秋田県における厳しい財政下では、サービス単位当たりコストを引き下げるため、他の 2 つの少年自然の家も含めて指定管理者制度導入その他の対策を検討する必要がある。	

Ⅳ 指定管理者の選定について		頁
1 パッケージ公募について (グルーピングの妥当性)		72
監査の意見	概ね問題はない。	
2 公募、非公募について		73
監査の意見	非公募施設の指定期間について 非公募に合理性が認められる施設について指定期間を 5 年以上 (たとえば 10 年) とするなどを検討することも必要である。	
監査の意見	指定管理者が市町村の場合 秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。	73
監査の意見	秋田県立美術館について 指定期間については新県立美術館の今後のスケジュールを勘案しつつ慎重に検討することが望まれる。	74
3 指定管理者選定における競争性の確保について		
監査の意見	秋田県における競争性確保に向けた取り組みについて 秋田県が行っている見直しは一定の評価ができる。	75
監査の意見	指定管理者の資格要件の限定の排除 今後、指定管理者を募集する際には、指定管理者選定における競争性を高めるために可能な限り県内に (主たる) 事務所を置く法人その他の団体といった資格要件を設けないことが望ましいものと思われる。	75
監査の意見	競争性が働いていない公募施設について 秋田県として、施設の特徴を慎重に検討した上で公募、非公募の使い分けをする必要があると考える。	76

Ⅴ その他		
1 指定管理者が購入した備品の所有権		頁
監査の意見	備品の帰属 秋田県としては、今後業務に支障がないように備品の帰属については慎重に検討する必要がある。	78
2 小破修繕費用の取扱いについて		
監査の意見	小破修繕費用の精算について 小破修繕費用の運用の実効性を高めるためにも、今後精算方式を実務においても実行していくことが望ましい。	80
監査の意見	指定管理者に対する正確なコスト情報の提供の指導 小破修繕費用に関する詳細な明細の提出を指定管理者に指導する必要がある。	80
3 モニタリングの実施状況		
監査の意見	所管課におけるモニタリング実施体制の確立 今後、各課がモニタリングを実施する必要がある。なお、これにより秋田県における所管課担当者のノウハウの維持にもつながる。	80

第 6 外部監査の結論－施設別－		
1 県営住宅 1) 指定管理者……秋田県建築住宅センター 2) 指定期間………5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日) 3) 指定管理料等…指定管理料 4) 公募、非公募……公募		
		頁
監査の意見	秋田市近郊以外指定管理者制度を採用しないことについて 秋田県全土一括での公募も可能という条件を残し、北部、中部、南部の 3 つのエリアに分け公募するなどの工夫をした上で、全ての県営住宅について指定管理者制度導入の検討をする必要がある。また、指定管理者制度導入が難しいと判断した場合でも、近隣の市への管理代行の可能性など最良の方策に向けての検討は継続する必要がある。	86
監査の意見	非公募による選定について 県営南ヶ丘住宅のみが非公募によって指定管理者が選定されているが、これは、他の指定管理者導入施設との一体運営が効率的との判断より同じ指定管理者に非公募により単独指定されたことによる。 非公募の理由には合理性がある。	87
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	87
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 ヶ月半程度とすることとなった。	87
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	87
監査の意見	収支計算書について 指定管理料と収支決算との関係がわかるように収支計算書の表示方法を見直すことが望ましい。	88

監査の意見	指定管理料の精算について 協定書を締結する時点で渡し切りとする費目と年度末に精算する費目の区分を明確にすると同時に、精算する費目については収支報告で区分した上で内訳も詳細に報告させることが望ましい。	89
-------	---	----

2 北部老人福祉総合エリア 3 中央地区老人福祉総合エリア 4 南部老人福祉総合エリア 1) 指定管理者……秋田県社会福祉事業団 2) 指定期間………5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日) 3) 指定管理料等…指定管理料、利用料金併用 4) 公募、非公募……公募			頁
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	95 105 112	
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。	95 105 112	
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	96 106 112	
監査の意見	設備の利用状況（北部） 「茶室」など利用率が極端に低い箇所(設備)については、料金を下げるかあるいは他の用途で使うなどの工夫が必要である。	96	
監査の意見	施設の運営主体（中央） 中央シルバーエリアの現状を鑑みると、県として行うべき事業なのかを含め施設のあり方についての検討が必要である。例えば、施設については民間に譲渡あるいは貸付けを行い、県として必要と考える福祉事業については別途運営主体に委託する等の方法も考えられる。	103	

監査の意見	宿泊事業のあり方（中央） 宿泊事業の収支が中央シルバーエリア全体の収支にプラスの影響を与えていないのであれば、事業の継続の是非について十分に検討する必要がある。	105
監査の意見	設備の利用状況について（南部） 破損して利用できないテニスコートについて、今後の用途を明確にした上で必要な措置が必要である。	113
監査の意見	使用が困難な非常用設備について（南部） 使用が困難な非常用施設を撤去する必要がある。また、このような状態で放置されてきた原因を調べた上で今後このようなことがないようにする必要がある。	113
監査の意見	宿泊施設について（南部） 利用率向上に向けた努力を行うと同時に、本当に宿泊施設が必要かについての検討も行う必要があるものと思われる。	113
監査の意見	在宅老人介護センター、診療リハビリセンター終了後の対応（南部） コミュニケーションセンター入口に向かって左側に従来在宅老人介護センター、診療リハビリセンターがあった区域がある。これらはいずれも終了しているが、終了後の空きスペースを有効活用しきれていない場所があった。何らかの活用を検討が必要である。	114

監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 ヶ月半程度とすることとなった。	132
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に(主たる)事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	132
監査の意見	指定管理者の統一の検討 総合生活文化会館について、指定管理者の統一を図ることが望ましい。	132
監査の意見	県主催事業と自主事業の明確化の必要性 催し物や演奏会と判断するには困難なものについては県主催事業ではなく、自主事業、すなわち指定管理者が自ら企画・立案して、自己の責任と費用(管理委託料を除く)において実施する事業として行う必要がある。	133
監査の意見	県主催事業の既得権化の防止策と公演料の透明性の必要性 公演料の決定にあたり主催者側に交渉の余地を残すための公演料の基準や、収支が赤字である公演を継続的に実施する場合は既得権化の防止策を定める必要がある。	133
監査の意見	入場者数増加のための地元演奏家の公演の自主事業への移行の必要性 指定管理者と演奏家で折半する等により、両者のモチベーションを高める公演料の設定方式を検討することが望ましい。	133
監査の意見	県主催事業に関わる協賛者の開示の必要性 平成 20 年度の県主催事業の実施にあたり、協賛者名を開示し県単独ではなく協賛によっていることを明らかにすることが望ましい。	134
監査の意見	利用率の低い施設の対策と自主事業による利用の検討の必要性 利用率の低い施設については原因を分析し対策を講じる必要がある。また、指定管理者自らが自主事業として当該施設を利用して収益事業を行うことも 1 つの方法である。	134

7 県民会館（生涯学習センター分館含む）		
1) 指定管理者……秋田県総合公社		
2) 指定期間……5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)		
3) 指定管理料等…指定管理料		
4) 公募、非公募……公募		頁
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	143
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 ヶ月半程度とすることとなった。	143
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	143
監査の意見	所管課が異なることによる非効率 両施設の所管課を一本化することについて検討する必要がある。	143
監査の意見	県民会館と生涯学習センター分館の役割分担について 将来的には同一施設として運用していくことについても検討する必要がある。	144
監査の意見	収支状況について 事業報告における収支状況は当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。	144
監査の意見	施設設備について 将来的には施設の名称に相応しい設備の整備が必要である。	144
監査の意見	利用料金の支払い方法について 今後は管理を適切に実施でき、しかも同時に利便性を考慮した別の方法を検討してもいいのではないかとと思われる	144

8 北部男女共同参画センター		
9 南部男女共同参画センター		
1) 指定管理者……秋田県北 NPO 支援センター(北部) 秋田県南 NPO センター(南部)		
2) 指定期間………5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)		
3) 指定管理料等…指定管理料		
4) 公募、非公募…公募		頁
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	150 156
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。	150 156
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	151 156
監査の意見	収支状況について 当初の県の指定管理料の積算や審査段階における経費削減の計画性という項目の吟味などに誤りがなかったか検討すると同時に、指定管理者に対して当施設の運営にかかった収入と支出を網羅的に収支報告書に記載するように指定管理者を指導することが望ましい。	151 157
監査の意見	審査項目について 男女共同参画についてのその団体の考え方及びその普及方法の計画性などにもっと重きを置いた審査・選考を行うべきではないかと考えられる。	151 157
監査の意見	子どもサロンの有効活用について（南部） 託児設備を必要とするあるいは積極的に活用してくれそうな若い母親やそのような人が多く在籍する団体などにターゲットを絞って、当センターを利用してもらうべく周知宣伝するなど工夫した運営を行うことが望ましい。	157

10 森林学習交流館		
1) 指定管理者……大平ビルサービス株式会社秋田支店		
2) 指定期間……5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)		
3) 指定管理料等…指定管理料		
4) 公募、非公募……公募		頁
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	164
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。	165
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	165
監査の意見	損益状況の明確化 収支上の問題を明確化するために、そして県と指定管理者の責任範囲を明確化するために事業別の損益を明確化しておく必要がある。秋田県は指定管理者と十分に協議し、具体的な対応を図る必要がある。	165
監査の意見	設置目的の成果の明確化 設置目的を達成するために公益性の高い学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数を増やしていくことが望まれる。そのために、学習交流の森、展示室及び会議室の利用者数について具体的な目標数を定めておき、実績との対比を的確に行うとともに、その損益状況を明確にする必要がある。	169
監査の意見	宿泊施設の廃止 クリプトンの宿泊施設に関する事業は廃止を検討する必要がある。	171

11 ふるさと村施設		
1) 指定管理者……株式会社秋田ふるさと村		
2) 指定期間………5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)		
3) 指定管理料等…指定管理料、利用料金併用		
4) 公募、非公募……公募		頁
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	176
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 ヶ月半程度とすることとなった。	176
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	177
監査の意見	競争原理と今後の選定方法 指定管理者は(株)秋田ふるさと村となっている。この名称が原因で他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。	177
監査の意見	小破修繕費の精算の必要性 平成 20 年度において、小破修繕費用に充当されなかった 466 千円は県に返還する必要があった。今後は精算方式を実行することが望ましい。	177
監査の結果	事業報告書の提出と指定管理者制度に対する理解の必要性 秋田県及び指定管理者は指定管理者制度の趣旨を理解し、その効果的な運用を図るため要件を備えた年次報告書の提出が必要である。	178
監査の結果	事務所スペースの自動販売機について 事務所スペースの自動販売機は、秋田県財務規則 329 条による使用許可を行い行政財産使用料徴収条例による使用料の徴収を行う必要がある。	178

監査の意見	サービス向上と利用促進・収益向上に向けた努力 秋田県は指定管理者に対し、テナントの入居基準の見直しを含め、利用者数や利用料収入の増加のための努力を要請する必要がある。	178
監査の意見	工芸工房の作品の定期的な入れ替えと店舗等の紹介 工芸工房の展示品を多様化し、リピーターの増加を確保する必要がある。	180
監査の意見	応募の際の事業計画書の未実施（監査の意見） 秋田県は、応募の際の事業計画書の内容の実施も含めて指定管理者に対し必要な指導を行い、施設の利用促進のための施策やサービス向上を図る必要がある。	180
監査の意見	メールマガジンの集客要素の充実の必要性 メールマガジンにおいて、魅力ある項目を追加するなどによって集客効果を高める必要がある。	180

12 男鹿水族館		
1) 指定管理者……株式会社男鹿水族館		
2) 指定期間………5 年(平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)(2 回目)		
3) 指定管理料等…指定管理料、利用料金併用		
4) 公募、非公募……公募		頁
監査の結果	選定委員の選定 実際の選定にあたっての採点及び審査は 4 人の委員で行われていた。定足数については基本方針等に具体的な規定はないが、応募者の取締役が選定委員長を務めることは、採点や審査に参加しなくても会務を総理する以上は他の委員の審査や判断に影響を与える可能性があり、本来であれば職務代理者を置く必要があった。	187
監査の意見	競争原理と今後の選定方法 男鹿水族館の指定管理者に応募する際の申請資格は「水族館内のレストラン及び売店を水族館と一体で運営することが出来る法人その他団体であること」となっている点は評価できる しかしながら、結果的に応募者数は 1 者のみであった。当該施設の指定管理者は(株)男鹿水族館となっていることより、他の団体が応募する際に躊躇することのないようにさらなる競争原理を働かせる努力が必要となる。一方、今後も実質的に競争原理が働かないことが明白であるなら、非公募とするという検討も必要である。	187

監査の意見	利用者数増加のための PR 施策について 利用者増加のために個人観光客などを対象として PR 活動を積極的に行う必要がある。	188
監査の意見	生物購入費用の積み立てと精算の必要性について 生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額については、精算をする必要があった。 なお、生物購入費用のうち年度内に購入しなかった額について指定管理期間中は積み立てを行い、最終年度で精算する等の対応を図ることも検討の余地がある。	188
監査の意見	意思決定の遅れの防止による魅力の強化 男鹿水族館は他の水族館から魅力のある生物を借りるためには不利な状況にならないようにするために、男鹿水族館の飼育する生物や他の水族館等の生物の需給の状態を勘案した結果当初の計画を変更することが望ましいと判断される場合は、柔軟な対応を取ることが可能なように仕様書の見直しを行うことが望ましい。	188
監査の意見	海獣や魚類を展示する水族館や動物園の運営方法の比較の必要性 男鹿水族館の管理運営方法、すなわち指定管理者の経営のありかた、指定管理者と県の関係、県の水族館の経営に関する考え方が、海獣や魚類を展示する他の水族館や動物園と比べて遜色ないものであるのかどうかを検討する必要がある。	189

13 自然体験活動センター		
1) 指定管理者……八峰町		
2) 指定期間……5 年(平成 19 年 7 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)		
3) 指定管理料等…利用料金制		
4) 公募、非公募…非公募		頁
監査の意見	秋田県と市町村との関係 秋田県としては、今後も施設の所有者として施設を所有し続けるのであれば、市町村と連携をしつつ施設の運営のあり方について積極的に関わっていく必要がある。	194
監査の意見	収支の状況 秋田県は、八峰町と連携しつつ赤字解消に向けた PR 活動を積極的に行う必要がある。	195

監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	195
監査の意見	指定期間について 秋田県としては、指定期間を 5 年以上(たとえば 10 年)とするなどを検討することも必要である。	195

14 体育施設（向浜スポーツゾーン） （秋田県立総合プール、秋田県立スケート場、秋田県立野球場、秋田県立運動広場、秋田県立武道館） 1) 指定管理者……秋田県総合公社 2) 指定期間……5 年(平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日) (但し、秋田県立武道館は平成 16 年 3 月～平成 21 年 3 月) 3) 指定管理料等…指定管理料 4) 公募、非公募…公募			頁
監査の意見	選定委員の選定 選定委員は過半数を外部者にすべきである。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、選定委員は過半数を外部者有識者になるようにしている。	206	
監査の意見	募集期間について 募集期間については、2～3 ヶ月程度の募集期間を設けるなど、周知に力を入れる必要がある。 なお、この点について県では、平成 19 年 2 月より見直しが行われ、募集期間は 1 カ月半程度とすることとなった。	206	
監査の意見	申請資格の限定 指定管理者に応募する際の申請資格として、「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」が明記されているが、競争性を高めるためにも県内の法人又は団体に限定せず広く参加者を公募することも検討する必要があると思われる。	206	
監査の意見	部分利用料金制の導入について 指定管理者のインセンティブにつながるのであれば、部分利用料金制の導入などを検討することが望ましい。	207	

監査の意見	募集単位について 秋田県立スケート場、秋田県立野球場及び秋田県立運動広場を 1 つのパッケージで公募していることは妥当な判断である。但し、今後は別々の募集要項で募集するのではなく、1 つの募集要項で募集するなど今まで以上の事務の効率化を検討する必要がある。また、秋田県立総合プール等も含めて一括して選定することも検討に値するものと思われる。	207
監査の意見	指定管理者制度導入の効果について（秋田県総合プール） サービスの向上に向けて、今以上の利用者増加に向けての取り組みと施設の維持管理に対する配慮が必要である。	208
監査の意見	事業そのもののあり方について（秋田県立運動広場） 秋田県立運動広場に関しては事業の廃止を検討する必要がある。	210

第 7 外部監査の結論－秋田県総合公社と指定管理者制度について－		頁
監査の意見	指定管理者である総合公社への対応 秋田県及び総合公社とも利用者数の増加に向けてより真剣に取り組んでいく必要がある。	221
監査の意見	収支均衡の問題 総合公社は指定管理業務の収支報告の記載方法について、実態が明瞭に表示されている表示方法に改めていくよう秋田県と協議する必要がある。	223
監査の意見	利用促進策の問題 向浜スポーツゾーンの事業報告書を見ると、平成 19 年度と平成 20 年度の利用促進策がほぼ同一内容となっている。利用者数が伸び悩んでいる施設では利用促進策の大幅な見直しが必要である。	224
監査の意見	歳入増減の主な原因の記載 事業報告書は指定管理業務の成果を具体的に示す必要があり、歳入歳出の予算あるいは前年度決算額との変動については、その原因を具体的に記載しておく必要がある。	224

(別紙2) 現場訪問に先立って入手したチェックシートひな型

指定管理者制度導入施設チェックシート

施設名	
指定管理者	
訪問日時	
記録者	

1 施設の概要（所管課から事前確認）

項 目		概 要			
設置年 営業期間・時間 直近3年の年間利用者数					
自主事業の実施状況					
直近4年の収支決算		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0
	収入計	千円	千円	千円	千円
	(内訳)指定管理料	千円	千円	千円	千円
	その他収入	千円	千円	千円	千円
	(参考)利用料収入	千円	千円	千円	千円
	支出計	千円	千円	千円	千円
	(内訳)人件費	千円	千円	千円	千円
	人件費以外	千円	千円	千円	千円
差 引		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

※17年度は委託。

2 指定管理業務の実施状況、質の向上、苦情処理等の状況（指定管理者から確認）

項 目	取 組 状 況
専任職員の配置状況	
サービス向上の実施状況	
情報発信・窓口案内等の状況	
利用者満足度調査の結果	
経費節減の取組状況	
苦情処理体制及び対応状況	
個人情報の管理状況	

3 その他特記事項 【県に対する要望、制度に対する要望等】

--

※平成20年度及び平成21年度に秋田県が実施したモニタリングのシートを活用した。